

上野義雄 作業速度に関する實驗的研究 (勞働科學研究 5の3)

郵便物区分作業について熟練者6名を被験者として、動作分析、運動のリズム速度の主觀的評價及び作業時の呼吸ガス分析を試みて、現在最も汎く郵便局に於て使用せられてゐる所の区分柵及び方法に於いては、1分間70—80枚が自然速度であり、これは實際作業に於ける第二種郵便物区分作業に於いても亦一致する所であることを見つけた。故にこゝに得た自然速度は一般的自然速度といふべきである。而してこの自然速度は、一般的標準速度に近似なるものであると見るを得べく、又、この實驗の方法は、少くとも、標準速度を見出す一方法とみなすことを得るであらう。

小西與一 婦人勞働者選擇の生理的標準に関する研究(其二) (勞働科學研究 5の2)

婦人勞働者の身體的適性検査標準の爲に必要な實驗的資料を得る爲になされた實驗である。紡績女工手107名を被験者として、脈搏數、血壓、肺活量等に就て實驗を行ひ次の如き成績を得た。

(1)一定の輕易運動(75meterを176歩の分速度で急歩す)によりて、血壓、脈搏數、脈壓と脈搏數との積の値等は増加するのであるが、該増加が運動停止後に於て平常値にまで恢復するに要する時間は、被験者の年齢の相違によりて異なる。即ち滿18歳以上の年長者組と同年齡以下の年少者組とを比較するに、前者は後者よりも恢復速かである。

(2)驗者によりて得られたる Dreyer の3標式の値は

$$(a) \frac{W^{0.72}}{V.C.} = 1.1930 \pm 0.1110, \quad (b) \frac{\lambda^{2.9005}}{V.C.} = 13.241 \pm 1.465,$$

$$(c) \frac{ch^{2.5952}}{V.C.} = 34.421 \pm 4.002$$

の如くであるが、此標式を日本の婦人勞働者の性能検査に利用する爲には、日本婦人に就ての標準値を先づ決定し、該標準値を判定の爲の基準にする必要があ

る。

伊藤熊太郎 松行翁介 運轉手に行ひた適性検査豫備的研究 (同所研究報告 3の9)

本報告は當研究所が某電鐵會社に依頼されて従業員の適材選抜の豫備的研究をなせるものゝ報告である。この研究の結果最も適當な適性検査として、記憶検査二字抹消検査、カード分類検査、注意分散検査、打叩検査成績に於ける左右の差光及音の刺激に對する反應速度検査等を挙げ、此等の検査の結果は個々別々に見るよりも総合的に各評點の總和を見るべきであるとしてゐる。

蒲生俊夫 勞働管理 (巖松堂 昭和3年4月)

勞働方策と管理の出組と、勞働管理の常務との二部に分ち、前者に於いて勞働管理の機關の組織並に方法に関する諸方面の實例を以つて説き、後者に於いてその職能を説き、主として産業福利施設の一般を述べてゐる。蓋し著者によれば、産業福利施設は、必ずしも勞働管理と同一範圍の觀念ではないけれども、今日の本邦の状況に於いては、その常務の大部分を占むべきものであると見てゐる。説く所、常識の大集成たるの觀はあるけれども勞働管理の實際にあたる人の好參考であらう。

渡邊四郎 歐米の港灣に於ける貨物の荷役 (丸善株式會社 昭和2年7月)

歐米各國の港灣を視察せる報告であつて、吾國には此方面の參考書に極めて乏しき現状に於て、意義ある出版である、石炭の積込荷揚、鑛石類の荷役、穀類の荷役、雜貨の荷役、棧橋、上屋、倉庫、臨港鐵道、船、人夫等の各國の現状を説明してゐる。

長崎高等商業學校研究館 經營學講演集 (昭和3年12月)

3 社會統計及勞働統計

内閣統計局 大正14年に於けるわが國民所得 (統計集誌 570)

國民所得の算定方法によ、物的方法によるものと、人的方法によるものとある。今人的方法によつて所得稅統計を利用すると共に、免稅點以下の者は、國勢調査の結果による職業別有業者につき、各業平均所得額を推計して、大正14年に於けるわが國民所得を算定すれば次

表の通りである。

第一表 官公、私別所得

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 國民所得總額 | 13,382,323,000 ^円 |
| 官公所得 | 425,385,000 |
| 官業及官有財産收入 | 355,014,000 |
| 公共團體收入 | 70,371,000 |
| 私人所得 | 12,956,938,000 |
| 課税所得 | 5,104,221,000 |
| 第一種法人の留保所得 | 320,554,000 |
| 第二種公債社債等の利子 | 555,392,000 |
| 第三種課税所得 | 3,455,108,000 |
| その他(註) | 773,167,000 |
| 非課税所得 | 7,852,717,000 |
| 免税點以下の者の所得 | 6,960,194,000 |
| その他の所得 | 892,523,000 |

(註) その他の所得中には控除所得、失格者の所得及び脱税額(第一種法人の留保所得、第二種公債、社債等の利子、第三種課税所得控除所得及失格者の所得四十六億四千貳拾萬壹千圓の一割)を含む。

第二表 世帯及び人口一人當國民所得

| | 一世帯平均 | 人口一人當 |
|------------|-------|------------------|
| 國民所得總額 | 1,124 | 224 ^円 |
| 私人所得 | 1,089 | 217 |
| 第三種課税所得(註) | 2,119 | 424 |

(註) 第三種課税所得については、課税の一世帯及びその人口一人當

第三表 各國に於ける國民所得

各國に於ける國民所得額はその推計方針法は一つでないから、直にこれを比較對照することはできないが、參考としてこれを掲げれば次の通りである。

| | 年次 | 推計者 | 國民所得 <small>百万円</small> | 人口一人當 |
|----------|-------|-----------|----------------------------|-------|
| 北アメリカ合衆國 | 1924年 | シツラス | 142,518 | 1,272 |
| イギリス | " | ボウレイ及スタンプ | 43,831 | 977 |
| ドイツ | " | ロゴウスキー | 24,987 | 398 |
| フランス | " | シツラス | 21,907 | 549 |

| | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-----|
| 日本 | 1924年 | 内閣統計局 | 12,883 | 218 |
| イタリー | " | シツラス | 10,352 | 260 |
| オーストリア | " | シツラス | 4,526 | 771 |

| | 國 富 <small>百万円</small> | 1924年國民所得額 <small>百万円</small> | 國富100=付國民所得 |
|----------|---------------------------|----------------------------------|-------------|
| 北アメリカ合衆國 | 762,356(1925年) | 142,518 | 18.69 |
| イギリス | 236,330(") | 435,831 | 18.55 |
| フランス | 103,520(") | 21,907 | 21.18 |
| 日本 | 102,342(1924年) | 12,883 | 12.58 |
| ドイツ | 71,614(1922年) | 24,987 | 34.89 |
| イタリー | 44,738(1925年) | 10,352 | 23.14 |
| オーストリア | 19,436(1922年) | 4,526 | 23.29 |

備考 わが國民所得額は、大正14年につき推計したれども、比較に便するためこれを第三種課税所得額の増進割合により、大正13年に修正したものを掲げた。

第四表 國富と國民所得

國富と國民所得額は相對立し得るようには推計されていないが、試に既に推計された各國の國富及び國民所得額につき、これを對比して掲ぐれば、次の通りである。但し國富及び國民所得の推計者及び年次を異にするものが多く、爲にドイツの如きは、國富に對して國民所得が甚だ大となれることに注意を用する。

土方成美 我國に於ける所得の分布 (經濟學論集 7の3)

著者は所得分布状態を知るために用ひられるローレンツ曲線によつてわが邦の所得分布状態を考察してゐる。(資料は主税局統計年報の第三種所得に於ける各階級の所得金額並に納入人員、納入人員には同居家族を合算したるものを取り、尙法人の所得を除外する)その結論によると2,000圓以下の所得の階級に於て益々その分配が不良になり、中産階級状態が悪くなることが見られるやうである。(欲望の満足量が絶對的意味に於て減少することではない)。2,000圓以上の所得階級は其獲得する所得金額の割合は増加するも、それに屬する人員の増加割合が著しき爲め益々富を集中すると云ふ傾向は見出し難い。要するに「貧者益々貧に」とは云ひ得るが「富者益々富」は著者の調査からは出て來ないと云ふのである。但し著者は附言して云ふに「富者の1人宛所得額の増加、物質的欲望満足量の増大がないと云ふのではない」と。

大阪市社會部調査課 大阪市労働年報 (昭和3年3月)

昭和元年度に於ける大阪市の労働者雇傭状態を常時職工100名以上を使用せる各種173工場

に就き見るに歐州大戰後の吾國經濟界の不振は勞働者の生活安定に著しき影響を及ぼせるを示す。今此等工場に働く勞働者を見るに、總數84,968名、中男工54.1%、女工45.9%にして女子の割合は累年遞増の傾向を示し、業態別々に此を見れば、染織工場に屬するもの53%、機械工場に屬する者25%を占む。年齢別に此を見れば少年工(16才未満)は總數の約11%に該り、此の割合は毎年増加しつつあり。女工の割合の増加と共に、男子成年勞働者に取つて重大問題となりつつある。又教育程度より此を見れば、義務教育を修了せざる者尙總數の15%を占むる状態なり。

次に勞働者の雇傭條件を見るに、先づ實收賃銀は機械工業の3圓9錢最高にして特殊工業の2圓87錢之に亞ぎ、染色工業の1圓95錢を最低とし、一般に漸増の傾向を示すも、此の原因として残業、徹夜業による過度の勞働を看過すべきでない。賃銀形態は單純時間給最も多く、單純出來高給、加給付時間給等之に亞ぎ、最も拙劣なる賃銀形態とせらるゝ加給付出來高給は最も少きも尙30工場にて實施せられつつあるは注目し得る。勞働時間は9時間制の工場最も多く、10時間制、8時間制之に亞ぎ、11時間制のもの、7時間制のもの少數あり。總平均は9時4分に當り、過去4年間大體に於て遞減の傾向を示すも、残業制度及び徹夜業とを施行する工場尙多數ありて、實際の勞働時間は所定勞働時間のみを以て計り得ず。業態別に此を見れば染織工業の9時49分最も長く、飲食工業、化學工業之に亞ぎ、特殊工業の8時30分最短なり。次に休憩時間は1時間制のもの最も多く(67%)總平均は54分なり。次に公休日は、祝祭日、年末年始等の特別公休日他に、毎月2日休業制のもの最も多く(80工場)毎週1日休業制度此に亞ぎ、總平均は3.2日なり。此等公休日の賃銀は支給せざる工場多く、支給する工場(40工場)に於ても全額を支給するものは極めて少し。

次に此等工場に於ける勞働者福利施設の状況を見るに、先づ居住施設は重要なるに拘らず可成りの經費を要する爲め此を實施せる工場は尙少數にして、而もその大部分は染織工業に屬す。次に保健施設は病院又は醫師を置けるもの普通にして、洗面所、更衣所、食堂、無料浴場等の設備あるものあり。又全然保健施設なき工場19ある事及び衛生委員會の施設を有するもの11工場に過ぎざる事は共に遺憾とする所なり。次に教化施設の最も普通なるものは精神講話にして、その他圖書室、文庫及び少數乍ら學校教育施設あり。全然此種の施設を欠くもの91工場あり。娛樂施設は何等かの形に於て調査工場全部に實施されてゐる。經濟施設として最も普通なるは會社經營の廉賣場、食堂等にして、消費組合を有するものは6工場に過ぎず。扶助給與の施設は工場法の規定に依り給付しつつあるもの129工場、中38工場は該法規以上の支給をなしつつある。協調的施設としては工場委員會制度ある工場29、勞働組合をもつもの27、中國禮交渉權を認められてゐるものは僅か4工場である。

尙本書の第2篇、第3篇には勞働爭議及勞働組合に関する報告がある。

内閣統計局 勞働統計要覽 (昭和3年2月)

㊦勞働人口

抽出方法による第1回國勢調査結果の概観による我内地總人口55,849,000中本業者は27,089,000(49%)、從屬者は28,760,000(51%)に該る。此の本業者を職業上の地位により三階級に分てば業主9,553,000(25%)、職員1,566,000(6%)、勞務者15,970,000(95%)である。此の勞務者人口15,970,000に其の從屬者4,388,000を加へた20,358,000は即ち勞働階級全人口であつて我國總人口の36%に當る。各職業別に勞務者の割合及其の男女別を見るに。

| | 總數 | 勞務者 | 男 | 女 |
|--------|------------|------------|-----------|-----------|
| 總數 | 27,089,000 | 15,970,000 | 7,803,000 | 8,167,000 |
| 農業 | 14,140,000 | 9,020,000 | 3,125,000 | 5,895,000 |
| 水産業 | 597,000 | 390,000 | 350,000 | 40,000 |
| 鑛業 | 496,000 | 416,000 | 348,000 | 98,000 |
| 工業 | 5,278,000 | 3,630,000 | 2,431,000 | 1,199,000 |
| 商業 | 3,290,000 | 1,109,000 | 523,000 | 586,000 |
| 交通業 | 1,033,000 | 647,000 | 594,000 | 53,000 |
| 公務自由業 | 1,158,000 | 263,000 | 141,000 | 122,000 |
| 其他の有業者 | 491,000 | 465,000 | 291,000 | 174,000 |
| 家事使用人 | 25,000 | — | — | — |
| 無職業 | 581,000 | — | — | — |

勞務者の從屬者扶養率

| | 本業者の勞務者 | 勞務者の從屬者 | 勞務者百に付勞務者の從屬者 |
|--------|------------|-----------|---------------|
| 總數 | 15,970,000 | 4,388,000 | 27.5 |
| 農業 | 9,020,000 | 177,000 | 2.0 |
| 水産業 | 390,000 | 265,000 | 67.9 |
| 鑛業 | 446,000 | 396,000 | 88.8 |
| 工業 | 3,630,000 | 2,091,000 | 57.6 |
| 商業 | 1,109,000 | 82,000 | 7.4 |
| 交通業 | 647,000 | 736,000 | 113.8 |
| 公務自由業 | 263,000 | 169,000 | 64.3 |
| 其他の有業者 | 465,000 | 472,000 | 101.5 |

因みに業主は232%、職員は140%の從屬者扶養率を有してゐる。

次に吾國の生産年齢者(15才以上60才未満)は20,748,000にして總人口の55%に當る。歐米諸國に比して低率なり。

㊦工場勞働者

職工數5人以上の工場は明治42年32,228、職工890,637人であつたが大正3年には工場數31,717、職工948,265人となり、その後年々長足の進歩をなした。

工場及職工（職工5人以上を使用するもの）

| | 工場 | 職 工 | | | その他の従業者 | | |
|-------|--------|-----------|---------|---------|---------|--------|--------|
| | | 總數 | 男 | 女 | 總數 | 男 | 女 |
| 明治42年 | 32,228 | 800,637 | 307,139 | 493,498 | 41,523 | 31,939 | 9,584 |
| 大正3年 | 31,717 | 948,265 | 383,957 | 564,308 | 69,354 | 47,517 | 21,757 |
| 同 8年 | 43,949 | 1,611,900 | 741,193 | 870,779 | 92,727 | 70,313 | 22,414 |
| 同 9年 | 45,806 | 1,554,727 | 720,419 | 824,308 | 94,004 | 72,266 | 21,738 |
| 同 10年 | 49,380 | 1,635,811 | 757,345 | 878,466 | 71,174 | 54,901 | 16,273 |
| 同 11年 | 46,427 | 1,691,019 | 824,314 | 866,705 | 71,886 | 56,389 | 15,497 |
| 同 12年 | 47,780 | 1,765,133 | 838,197 | 926,936 | 66,643 | 52,399 | 14,244 |
| 同 13年 | 48,394 | 1,789,618 | 853,783 | 929,835 | 67,386 | 52,446 | 14,939 |
| 同 14年 | 43,161 | 1,808,381 | 852,554 | 955,827 | 70,337 | 55,011 | 15,326 |

次に規模別工場及職工の分類を見るに、同1年度に於ける工場数は規模の大小に反比例し年次別に見る時は小規模のものは毎年大體變化なきも、100人以上の大工場は逐年増加の傾向あり。

規模別工場

| | 總數 | 5人以 | 10人以 | 15人以 | 30人以 | 50人以 | 100人以 | 500人以 | 1,000人 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 上10人 | 上15人 | 上30人 | 上50人 | 上100 | 上500 | 上1,000 | 以上 |
| 明治42年 | 32,228 | 16,802 | 10,812 | 2,034 | 1,460 | 980 | 82 | 58 | |
| 大正3年 | 31,717 | 14,655 | 11,553 | 2,342 | 1,803 | 1,155 | 124 | 85 | |
| 同 8年 | 43,949 | 20,118 | 15,648 | 3,464 | 2,474 | 1,881 | 202 | 160 | |
| 同 9年 | 45,806 | 30,411 | 7,625 | 3,239 | 2,426 | 1,732 | 221 | 152 | |
| 同 10年 | 49,380 | 24,015 | 8,872 | 8,259 | 3,567 | 2,493 | 1,802 | 223 | |
| 同 11年 | 46,427 | 23,154 | 8,147 | 7,637 | 3,109 | 2,208 | 1,752 | 214 | |
| 同 12年 | 47,780 | 23,359 | 8,128 | 8,014 | 3,439 | 2,487 | 1,869 | 264 | |
| 同 13年 | 48,394 | 23,415 | 8,309 | 8,097 | 3,540 | 2,583 | 1,953 | 268 | |
| 同 14年 | 49,161 | 23,926 | 8,472 | 8,227 | 3,516 | 2,529 | 1,974 | 284 | |

規模別職工

| | 總數 | 5人以 | 10人以 | 15人以 | 30人以 | 50人以 | 100人以 | 500人以 | 1,000人 |
|------|---------|---------|---------|------|--------|---------|---------|--------|---------|
| | | 上10人 | 上15人 | 上30人 | 上50人 | 上100 | 上500 | 上1,000 | 以上 |
| 明治4年 | 800,637 | 103,416 | 170,275 | — | 76,094 | 97,957 | 180,799 | 55,817 | 111,279 |
| 大正3年 | 948,265 | 94,301 | 184,745 | — | 87,877 | 120,588 | 217,204 | 82,790 | 160,782 |

| | | | | | | | | | |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 同 8年 | 1,611,990 | 1,739,261 | 261,756 | — | 137,983 | 178,524 | 371,569 | 149,337 | 367,429 |
| 同 9年 | 1,554,727 | 250,923 | — | 161,216 | 126,317 | 171,974 | 338,952 | 166,244 | 339,101 |
| 同 10年 | 1,635,811 | 163,236 | 109,217 | 178,255 | 142,449 | 181,695 | 367,896 | 164,065 | 328,998 |
| 同 11年 | 1,691,019 | 156,021 | 99,370 | 162,842 | 112,427 | 159,677 | 372,400 | 158,906 | 459,316 |
| 同 12年 | 1,765,133 | 154,963 | 96,696 | 163,997 | 128,723 | 167,997 | 368,000 | 184,617 | 400,540 |
| 同 13年 | 1,789,618 | 153,908 | 98,509 | 164,893 | 132,296 | 173,963 | 391,141 | 182,237 | 492,672 |
| 同 14年 | 1,808,381 | 157,187 | 99,806 | 166,070 | 132,622 | 172,299 | 395,805 | 193,972 | 490,540 |

次に工場法適用の工場及び労働者は大正5年に於て前者19,047、後者1,120,328にして逐年増加の傾向を有ち、大正14年に於ては前者27,076、後者1,530,244に達してゐる。

工場法第六條の規定に基き保護職工の深夜業を行ふ工場及労働者の數次の如し。

| | 工 場 | | | | | | |
|-------|-----|------|---------|------|-------|-----|------|
| | 總數 | 染織工場 | 機械及器具工場 | 化學工場 | 飲食物工場 | 雜工場 | 特別工場 |
| 大正5年 | 674 | 363 | 36 | 155 | 45 | 30 | 39 |
| 同 6年 | 638 | 315 | 36 | 222 | 19 | 15 | 31 |
| 同 7年 | 723 | 378 | 29 | 232 | 41 | 13 | 30 |
| 同 8年 | 667 | 448 | 8 | 131 | 52 | 18 | 10 |
| 同 9年 | 380 | 258 | 10 | 79 | 10 | 15 | 8 |
| 同 10年 | 591 | 360 | 16 | 142 | 45 | 11 | 17 |
| 同 11年 | 536 | 316 | 14 | 133 | 36 | 21 | 16 |
| 同 12年 | 595 | 326 | 13 | 163 | 57 | 27 | 9 |
| 同 13年 | 673 | 354 | 64 | 158 | 41 | 41 | 15 |
| 同 14年 | 675 | 398 | 58 | 146 | 29 | 35 | 9 |

| | 職 工 | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--------|-------|-------|-------|
| | 總數 | 染織工場 | 機械及器具工場 | 化學工場 | 飲食物工場 | 雜工場 | 特別工場 |
| 大正5年 | 246,184 | 196,579 | 7,602 | 29,924 | 3,806 | 4,493 | 3,780 |
| 同 6年 | 249,180 | 215,658 | 3,080 | 23,386 | 1,238 | 351 | 5,467 |
| 同 7年 | 287,131 | 200,575 | 49,444 | 28,346 | 2,379 | 1,034 | 5,353 |
| 同 8年 | 272,532 | 238,582 | 5,824 | 23,720 | 1,469 | 1,131 | 1,806 |
| 同 9年 | 211,672 | 190,259 | 1,599 | 17,221 | 596 | 456 | 1,511 |
| 同 10年 | 297,190 | 279,228 | 4,662 | 9,720 | 2,259 | 221 | 1,100 |
| 同 11年 | 324,845 | 295,657 | 3,885 | 19,146 | 3,127 | 1,032 | 1,998 |
| 同 12年 | 304,164 | 272,245 | 2,627 | 23,303 | 3,990 | 1,261 | 686 |
| 同 13年 | 311,136 | 283,050 | 2,740 | 19,422 | 2,155 | 2,225 | 1,514 |
| 同 14年 | 337,141 | 314,080 | 1,816 | 17,810 | 1,346 | 1,524 | 565 |

次に大正14年に於ける工場法第5條の規定により深夜作業を爲す工場は34にして中新聞印刷業74%を占む。同職工は3,005にして新聞印刷業其の77%を占む。

◎鑛山労働者

鑛夫數は大正8年に於て最高にして、大正3年を100とすればその指數118を示し、翌9年の財界恐慌以來頗る衰頹の傾向を示し、12年の一時的増加を除けば引續き遞減の状態にある

| | 鑛 夫 總 數 | | | 指 數 | | |
|-------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|
| | 實 數 | | | 指 數 | | |
| | 總 數 | 男 | 女 | 總 數 | 男 | 女 |
| 明治32年 | 119,667 | — | — | 40.6 | — | — |
| 42年 | 233,827 | — | — | 79.4 | — | — |
| 43年 | 222,195 | — | — | 75.5 | — | — |
| 44年 | 226,308 | — | — | 76.9 | — | — |
| 大正元年 | 234,350 | — | — | 82.7 | — | — |
| 2年 | 262,163 | — | — | 89.0 | — | — |
| 3年 | 294,413 | 227,122 | 67,291 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 4年 | 288,217 | 227,269 | 60,948 | 97.9 | 100.1 | 90.6 |
| 5年 | 352,512 | 278,480 | 74,032 | 119.7 | 122.6 | 110.0 |
| 6年 | 433,843 | 342,285 | 91,558 | 147.4 | 150.7 | 136.1 |
| 7年 | 464,727 | 360,039 | 104,688 | 157.8 | 158.5 | 155.6 |
| 8年 | 465,158 | 353,309 | 111,849 | 158.0 | 155.6 | 166.2 |
| 9年 | 439,159 | 330,859 | 108,500 | 149.2 | 145.7 | 160.9 |
| 10年 | 328,808 | 248,803 | 80,005 | 111.7 | 109.5 | 118.9 |
| 11年 | 300,860 | 224,694 | 76,166 | 102.2 | 98.9 | 113.1 |
| 12年 | 332,387 | 248,866 | 83,521 | 112.9 | 109.5 | 124.1 |
| 13年 | 305,252 | 230,082 | 75,170 | 103.7 | 101.3 | 111.7 |
| 14年 | 310,426 | 233,105 | 72,321 | 105.4 | 104.8 | 107.5 |

| | 年 齡 別 鑛 夫 | | | | |
|------|-----------|-------|-------|--------|---------|
| | 總 數 | 14才未満 | 15才未満 | 20才未満 | 20才以上 |
| 大正3年 | 294,413 | 134 | 4,441 | 47,081 | 242,757 |
| 同 4年 | 288,217 | 48 | 3,943 | 47,523 | 236,703 |
| 同 5年 | 352,521 | 804 | 4,497 | 57,580 | 289,661 |
| 同 6年 | 433,843 | 933 | 4,746 | 71,668 | 356,496 |

| | | | | | | |
|-------|---------|---------|-------|--------|---------|---------|
| 同 7年 | 464,727 | 941 | 5,097 | 81,406 | 377,283 | |
| 同 8年 | 465,158 | 1,070 | 4,654 | 84,177 | 375,266 | |
| 同 9年 | 439,159 | 1,016 | 4,891 | 79,110 | 354,142 | |
| 同 10年 | 328,808 | 534 | 3,308 | 55,662 | 269,364 | |
| 同 11年 | 300,860 | 556 | 3,277 | 48,728 | 248,299 | |
| 同 12年 | 323,387 | 542 | 2,997 | 48,937 | 279,911 | |
| 同 13年 | 305,252 | 569 | 2,680 | 45,026 | 256,977 | |
| 同 14年 | 計 | 310,426 | 468 | 2,297 | 43,992 | 263,669 |
| | 男 | 238,105 | 304 | 1,419 | 29,415 | 206,967 |
| | 女 | 72,321 | 164 | 878 | 14,577 | 56,702 |

次に鑛山労働者を坑内坑外別に見ると大正14年に於ては坑内208,295坑外102,131にして前者は後者の約2倍に當る。然し此を鑛山種類別に見る時は、坑内の多きは石炭山のみで、金屬山及其他の鑛山にありては孰れも坑外に於て過半数を占め、石油山にありてはその性質上全部を坑外とす。

◎労働時間

大正13年10月10日施行せられた第1回労働統計實地調査の結果より労働時間を見るに、先づ工場に於ける所定労働時間は調査工場7,130中9時間を超ゆるもの4,978(70%)、9時間以内のものは2,150(30%)である。而して其中最も多きは10—11時間の29%にして、次ぎは9—10時間の26%なり。労働者に就きても工場と略々同様の割合を示す。更に此を産業別に見れば、各種工場中所定労働時間の長きは繊維、紙、木竹、金屬、被服及窯業にして、就中繊維及紙の兩工場にありては9時間を超ゆるもの夫々95%98%に達するのみならず11時間労働に屬するもの最多を占めてゐる。労働者の數も工場數と大體に於て比例してゐる。

次に工場に於ける所定休業日數を見るに、調査工場7,130中、1箇月平均2日間のもの5,442(76%)を占め、4日休業の12%之に亞ぐ。之を労働者に見るに工場と稍趣を異にして2日休業のもの49%、4日休業のもの31%を占めてゐる。次に産業別に之を見るに、2日休業最も多く、特に窯、被服、木竹、繊維、紙、皮革、學藝、土木、化學及金屬の諸工業にありては各工場數の70%を超え、4日休業之に亞ぐ。労働者につき之を見るに機械、飲食及製版の各工業に於ては4日休業及5日休業のもの各労働者數の50—80%を占むるも、その他の工業は孰れも2日休業に屬する労働者52—82%を占めてゐる。

次に所定休憩時間を調査工場7,130につき見るに1時間のもの62%を占め、1時間30分の15%之に亞ぐ。之を産業種類別に見るに所定休憩時間は概ね所定労働時間の長短に比例し、繊維、飲食、紙及窯業に於ては1時間を超ゆるもの通じて98%乃至94%を占め、之に反し機械製版及金屬の諸工業にては1時間以内のもの通じて92%乃至88%を示してゐる。労働者に就て見るも略同様の傾向にある。

次に鑛山に於ける所定労働時間を見るに調査鑛山335中所定労働時間9時間を超ゆるもの143(40%)、9時間以内のもの192(60%)にして、工場の前者70%、後者30%に比すれば所定労働時間の短きもの甚だ多し。而して各所定労働時間中最も多きは9時間労働にして42%に當る。之を鑛山別に見れば金屬山は概ね9時間以内にして、石油山は概ね9時間以上、石炭山は中間にあり。労働者数は鑛山と趣を異にし9時間以上の者多く58%に當る。鑛山別に見れば前述鑛山種別の所定労働時間と概ね其傾向を等しくしてゐる。

次に鑛山に於ける所定休業日数は1箇月4日休業最も多く鑛山總數の45%を占む。工場に於て2日休業の76%なるに比すればその休業日数は比較的多い。

所定休業日數別鑛山及労働者

| 總數 | 無休業 | 1箇月の休業日數 | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-------|-----|--------|-----|--------|-----|---------|----|--------|
| | | 1日 | | 2日 | | 3日 | | 4日 | | 5日以上 | | | | |
| | | 鑛山 | 労働者 | 鑛山 | 労働者 | 鑛山 | 労働者 | 鑛山 | 労働者 | 鑛山 | 労働者 | | | |
| 總數 | 335 | 292,835 | 2 | 474 | 9 | 5,020 | 126 | 50,057 | 23 | 39,326 | 152 | 181,560 | 13 | 16,398 |
| 金屬山 | 89 | 39,721 | 2 | 474 | 8 | 4,803 | 70 | 26,874 | 7 | 3,931 | 2 | 3,639 | — | — |
| 石炭山 | 222 | 245,133 | — | — | 1 | 217 | 32 | 15,202 | 16 | 25,395 | 150 | 17,921 | 13 | 16,398 |
| 石油山 | 14 | 6,318 | — | — | — | — | 14 | 6,318 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 10 | 1,663 | — | — | — | — | 10 | 1,663 | — | — | — | — | — | — |

次に鑛山に於ける所定休業時間を見るに1時間以内の少時間のもの鑛山72%、鑛夫80%に當り、この傾向は各種鑛山中石油山に於て最も甚し。

次に工場に於ける各年度の1日平均作業時間は時間10時間30分内外を上下し、昭和2年上半期平均は10時間23分である。尙この期に於ける産業別作業時間は繊維工場の11時間13分最も長く、土木建築事業の8時55分最も短し。

| | 平均 | 染織工場 | 機械及器具工場 | 化學工場 | 飲食物工場 | 雜工場 | 特別工場 |
|----------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 |
| 大正12年下半期 | 10.29 | 11.27 | 9.50 | 10.23 | 10.43 | 10.20 | 9.57 |
| 大正13年 | 10.26 | 11.19 | 9.53 | 10.31 | 10.39 | 10.11 | 10.14 |
| 大正14年 | 10.32 | 11.26 | 9.49 | 10.30 | 10.35 | 10.12 | 10.27 |

次に工場に於ける1箇月平均作業日数は昭和元年に於て27.1日、昭和2年上半期に於て26.4日である。尙大正12年上半期より同14年に至る1箇月平均作業日数は次の如し。

| | 總平均 | 染色工業 | 機械及器具工業 | 化學工業 | 飲食物工業 | 雜工業 | 特別工業 |
|----------|------|------|---------|------|-------|------|------|
| | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 |
| 大正12年上半期 | 27.5 | 26.9 | 26.1 | 27.3 | 28.1 | 27.4 | 28.5 |
| 同 13年 | 27.1 | 26.4 | 26.5 | 27.3 | 28.0 | 27.2 | 28.4 |
| 同 14年 | 27.0 | 26.4 | 26.0 | 27.2 | 27.8 | 26.9 | 29.0 |

次に工場に於ける1日平均休業時間を見るに、各年大差なし。昭和2年上半期に於ける1日平均休業時間を産業別に見れば飲食物品嗜好品製造業の1時間13分最も長く、機械器具製造業の45分最も短い。此を大正12年下半期より同14年迄につき見れば次の如し。

| | 總平均 | 染織工業 | 機械及器具工業 | 化學工業 | 飲食物工業 | 雜工業 | 特別工業 |
|----------|------|------|---------|------|-------|------|------|
| | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 | 時分 |
| 大正12年下半期 | 1.04 | 1.06 | 0.47 | 1.09 | 1.35 | 0.58 | 0.46 |
| 大正13年 | 1.03 | 1.07 | 0.47 | 1.02 | 1.24 | 0.59 | 1.02 |
| 大正14年 | 1.05 | 1.08 | 0.44 | 1.03 | 1.24 | 1.00 | 1.10 |

次に交通業に於ける1日平均作業時間を見るに、昭和2年上半期に於ては11時間40分に於て毎月10時間34分乃至10時間55分の間を上下してゐる。産業別に見れば鐵道業の12時間31分最も長く、通信業及郵便電信電話業の9時間37分最も短し。

交通業の1箇月平均作業日数は昭和2年上半期に於て25日、月別に在りては24.4日乃至25.4日を示す。之を産業別に見れば運輸取扱業の26.7日最も多く、鐵道業の24.2日最も短かい。

④賃 銀

1. 工場労働者賃銀

大正13年10月10日第1回労働統計實地調査による工場労働者總數1,290,160人の1日平均賃銀は1圓4錢にして、男子平均賃銀2圓20錢女子平均賃銀88錢を示す。産業別平均賃銀は機械器具製造業の2圓4錢を最高とし、繊維工業の97錢を最低とす。

産業別平均賃銀

| | 總平均 | 男 | | 女 | |
|-----------------|------|------|---------|------|---------|
| | | 平均 | 人員 | 平均 | 人員 |
| 總平均 | 1.44 | 2.10 | 588,563 | 0.88 | 701,597 |
| 機械器具製造業 | 2.45 | 2.53 | 188,514 | 1.15 | 11,203 |
| 瓦斯電氣及天然力利用に關する業 | 2.41 | 2.43 | 4,541 | 1.06 | 88 |
| 皮革骨角甲羽毛品類製造業 | 2.27 | 2.69 | 2,550 | 0.94 | 70 |
| 金屬工業 | 2.34 | 2.48 | 65,643 | 1.06 | 6,938 |
| 製版印刷製本業 | 2.13 | 2.37 | 25,434 | 1.26 | 6,714 |

| | | | | | |
|------------|------|------|---------|------|---------|
| 土木建築業 | 1.97 | 2.07 | 610 | 1.07 | 73 |
| 木竹に關する製造業 | 1.80 | 2.00 | 20,259 | 0.85 | 4,329 |
| 窯業 | 1.73 | 1.89 | 40,734 | 0.90 | 8,351 |
| 學藝娛樂裝飾品製造業 | 1.67 | 2.01 | 5,554 | 0.90 | 2,511 |
| 化學工業 | 1.59 | 1.99 | 36,254 | 0.87 | 20,449 |
| 紙業 | 1.45 | 1.72 | 18,846 | 0.85 | 8,373 |
| 飲食料品嗜好品製造業 | 1.44 | 1.89 | 30,710 | 1.03 | 37,354 |
| 其他の工業 | 1.44 | 1.92 | 4,673 | 0.74 | 3,189 |
| 被服身の廻り品製造業 | 1.42 | 1.93 | 10,323 | 1.07 | 14,751 |
| 纖維工業 | 0.97 | 1.43 | 173,915 | 0.86 | 576,677 |

次に工場労働者の賃銀動態を見るに、大正12年以降に於ける平均賃銀は大正12年下半年1圓68錢、13年及14年各1圓75錢と漸騰の傾向にあつたが、昭和元年には1圓70錢に低下した而して2年上半期には再び昇つて1圓80錢となつた。(尙官公營工場を調査に加へれば、此は1圓96錢になる)。昭和2年上半期に於ける各産業別平均賃銀を見るに、皮革工業の3圓6錢を最高とし、纖維工業の1圓10錢を最低とする。同期に於ける地方別平均賃銀は關東地方の2圓19錢が最高で、九州、北海道、中國、四國、近畿、北陸、東山東海の各地順次相亞ぎ東北地方の1圓08錢が最低である。尙男子の賃銀は女子のその約2.5倍内外に該る。

3. 鑛山労働者賃銀

大正13年10月10日第1回労働統計實地調査に依る鑛夫の1日平均賃銀は1圓58錢にして、之を男女に分てば男平均賃銀1圓67錢、女平均賃銀1圓30錢を示し、女平均賃銀は男の78%に該る。而して男女賃銀の差額は年齢階級の高まるに従ひ漸次甚しく14才未満、15才未満に於ては殆んど同額に近きも20才以上29才未満及60才以上級にありては40錢以上の大差を示してゐる。次に各種鑛山中男平均賃銀最も高きは石炭山の1圓68錢、女にありても石炭山の1圓36錢最高にして金屬山の65錢最低なり。

次に鑛山の賃銀動態を見るに全國平均賃銀は逐年激増の傾向を示し、大正12年下半年には1圓65錢、13年には1圓66錢、14年及昭和元年には1圓70錢を示し、昭和2年上半期には1圓77錢に上騰した。是は男女通有の傾向である。男平均賃銀は累年女の1.4倍乃至2倍に該るも鑛山種別に依りその割合を異にし、金屬山にありては2.6倍乃至2.7倍、石炭山にありては2.1倍乃至2.4倍を示し、石炭山にありては1.4倍乃至1.5倍に過ぎない。尙、昭和2年4月乃至10月に付坑の内外別平均賃銀を見れば坑内は坑外の1.5倍にして、男にありては1.2倍、女に在りては2.3倍である。

4. 諸備賃銀

諸備賃銀の調査は明治18年以降昭和2年11月に至る41箇年に亘り全國主要産業會所が大工、左官その他の諸備46種につき調査せるものを擧げてゐる。此に依れば是等諸備の平均賃銀は大正3年を基準とせば、明治18年以降日清戰爭當時を除き、各年その指數概ね50台なり

しも、33年以來漸く騰貴の趨勢を示し、37年迄は例年概ね60台、38年乃至39年には70台、40年及41年には80台、42年乃至大正元年には90台と累次高騰を示せるも未だ指針基準たる100に達せる事なし。然るに大正2年に至り102を示し、4年には稍低下し99となり、爾後は5年102、6年118、7年135、8年224、に上騰した。是蓋し世界大戰の影響に依るものである之を調査當初の35に比すれば實に4.5倍となつてゐる。此の傾向は各職業につき同様であるがその差著しきものは機械の10倍、蠶刺職の9.7倍、日傭人夫の9倍等である。9年には314に上騰したが10年には312となつてゐる。

労働者の生計費及住宅調査

1. 給料生活者及労働者の家計費調査

本項に掲げる數字は内閣統計局が自昭和元年9月1日至昭和2年8月31日滿1箇年間に亘つて施行せる家計調査の速報であつて、給料生活者及労働者の昭和2年9月分の家計に關するものである。先づ一世帯平均實収入は給料生活者は114圓31錢、労働者は94圓31錢、之を勤勞收入及勤勞外收入に分てば、勤勞外收入は前者に於て16圓45錢(全収入の14%)、後者に於ては8圓7錢(9%)にして、労働者に於て著しく低率である。更に勤勞收入を世帯主收入及配偶者その他の家族收入とに分てば、家族收入は前者に於ては5%に過ぎざるも後者に於ては8%を示し、更に家族收入を世帯主の配偶者收入とその他の家族收入とに分てば、家族収入の割合は労働者の場合に於て遙かに高い。之に依つて給料生活者に於ては子女よりも主婦が動き、労働者に於ては主婦よりも子女が動く傾向あるを知る。次に實収入と實支出を比較すれば、給料生活者に於ては平均に於て18錢の超過あるも一般に収入の不足を示し、140圓以上に至つて始めて収入が餘裕を見せてゐるに反し、労働者にありては60圓未満を除き全て収入超過し、而も所得の増すに従ひ超過額も例外なく過増して居り、その平均超過額は10圓21錢である。即ち労働者はその生活優劣が給料生活者よりも低い關係上前者の家計は後者の夫よりも餘裕があり、而もその家計が一層確實に行はれてゐると見られる。

次に支出を見るに、給料生活者の一世帯平均支出は114圓13錢にして、今假りに衣食住費を生活必要費とし、保健衛生費、育兒教育費、交通通信費及公課負擔を社會生活費とし、殘餘を文化費と見る時は、生活必要費は、70%社會生活費及文化費は各15%を占めてゐる。労働者の一世帯平均支出は84圓10錢にして、内生活必要費は74%、社會生活費及文化費は各13%である。即ち給料生活者に比して生活必要費の割合高く、社會生活費及文化費の割合が低い。

次に總收入又は總支出中實収入以外の収入又は支出に付て見るに、給料生活者の一世帯平均實収入以外の収入は91圓92錢(總収入の45%)にして、その最も多きは繰越金にして、掛買貯金引出之に亞ぐ。實支出以外の支出は92圓10錢(45%)にして繰越金その過半を占む。之を收入階級別に見るに實収入外収入の割合は收入階級の進むに従ひて大體漸減するも、實支出外支出は大體に於て漸増す。労働者の一世帯平均實収入以外の収入は67圓86錢(總収入の42%)、實支出外支出は78圓7錢(45%)にして、給料生活者の場合と大體同様の傾向を示して

兒童は大正14年末現在に於て6,709人にして、工場法適用工場の總職工數の0.4%に該り、大正10年に比較すれば約3割を減じてゐる。是等學齡職工の就學状況を見るに夜學の者48%、晝學のもの52%にして、晝學のもの例年に比し稍多數である。就學の場所は晝學夜學を通じて工場内施設に依るもの多く、公立尋常小學校に據るもの之に亞ぐ。之を産業別に見れば染織工場最も多く、總數の78%を占む。

◎工場及鑛山の災害及扶助

1、工場及鑛山に於ける災害

自大正7年至14年の8箇年間に於ける工場労働者の災害件數は次表の如くであつて、累年減少の傾向を示してゐる。尙工場災害中死亡は各年を通じて總數中の0.5—0.9%を示してゐる。

産業別職工災害

| | 總數 | 染織工場 | 機械及器具工場 | 化學工場 | 飲食物工場 | 雜工場 | 特別工場 |
|-------|--------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 大正7年 | 37,727 | 4,869 | 21,329 | 6,610 | 362 | 1,235 | 3,322 |
| 同 8年 | 48,583 | 8,883 | 23,672 | 8,558 | 734 | 1,728 | 3,058 |
| 同 9年 | 38,056 | 6,055 | 21,077 | 7,087 | 603 | 1,214 | 2,020 |
| 同 10年 | 32,973 | 8,040 | 16,554 | 5,805 | 416 | 835 | 1,322 |
| 同 11年 | 31,314 | 8,592 | 13,856 | 5,785 | 580 | 1,248 | 1,258 |
| 同 12年 | 32,446 | 8,890 | 13,738 | 6,429 | 839 | 1,324 | 1,226 |
| 同 13年 | 32,331 | 8,716 | 13,354 | 6,627 | 1,148 | 1,606 | 880 |
| 同 14年 | 29,143 | 9,585 | 11,735 | 4,769 | 1,095 | 1,082 | 877 |

又災害原因の主なるものは、運轉中の機械及び電力傳導装置によるもの毎年19—26%、物體墜落飛來に依るもの12—26%、工具に起因するもの7—18%にして、高熱物體に因るもの高所よりの墜落に因るもの等之に亞ぐ。

次に鑛山に於ける自明治41年至大正14年の18箇年間に於ける災害件數は、明治41年に於て15,201人、大正8年に最高にして28,873人、爾來遞減の傾向を示す。之を坑内外別に見れば坑内に屬するもの63—87%を占む。尙、死亡總數は各年災害總數の0.3—1.6、重傷は0.2—7.1%を占め、輕傷大部分を占む。

次に自大正12年至14年の3箇年間の鑛夫災害原因を見るに、各年とも鑛夫災害總數中坑内發生に屬するもの約90%を占め、その中落磐によるもの最も多く各年災害總數の35%を占め坑車に關係せるもの11—12%を示す。

2、工場及鑛山に於ける傷病災害扶助

大正13年及14年の全國工場法適用工場に於ける職工傷病災害扶助件數及金額は次表の如くである。

業務及種類別扶助件數

| | 總數 | 治療のみを受け休業せざるもの | 休業扶助料の支給を受けたるもの | 障害扶助料を受けたるもの | 死亡者 | 療養3年後扶助を打切られたる者 | 未治の爲め翌年へ繰越のもの | |
|-------|---------|----------------|-----------------|--------------|-------|-----------------|---------------|-------|
| 大正十三年 | 總數 | 178,018 | 122,745 | 50,447 | 2,061 | 261 | 7 | 2,497 |
| | 染織工場 | 44,480 | 27,622 | 15,666 | 505 | 60 | 1 | 626 |
| | 機械及器具工場 | 102,995 | 78,667 | 21,942 | 1,162 | 76 | 2 | 1,106 |
| | 化學工場 | 18,236 | 8,927 | 8,498 | 230 | 62 | 1 | 518 |
| | 飲食物工場 | 4,882 | 3,285 | 1,481 | 36 | 17 | 2 | 61 |
| | 雜工場 | 4,965 | 3,004 | 1,750 | 109 | 36 | — | 66 |
| | 特別工場 | 2,500 | 1,240 | 1,110 | 19 | 10 | 1 | 120 |
| 大正十四年 | 總數 | 202,692 | 150,103 | 48,360 | 2,019 | 245 | 10 | 1,955 |
| | 染織工場 | 42,128 | 26,056 | 15,200 | 477 | 62 | 2 | 331 |
| | 機械及器具工場 | 127,087 | 104,268 | 20,540 | 1,132 | 60 | 3 | 1,084 |
| | 化學工場 | 21,267 | 12,845 | 7,800 | 209 | 67 | 5 | 341 |
| | 飲食物工場 | 4,821 | 3,077 | 1,632 | 36 | 12 | — | 64 |
| | 雜工場 | 4,200 | 2,049 | 1,900 | 148 | 33 | — | 70 |
| | 特別工場 | 3,189 | 1,808 | 1,288 | 17 | 11 | — | 65 |

業務及種類別扶助金額

| | 總數 | 療養費 | 休業扶助料 | 障害扶助料 | 遺族扶助料 | 葬祭料 | 打切扶助料 | |
|-------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 大正十三年 | 總數 | 2,167,212 | 936,421 | 788,257 | 195,688 | 125,263 | 16,579 | 5,004 |
| | 染織工場 | 349,768 | 134,850 | 139,259 | 49,601 | 21,556 | 3,702 | 800 |
| | 機械及器具工場 | 1,141,567 | 471,421 | 435,280 | 188,474 | 39,058 | 5,888 | 1,446 |
| | 化學工場 | 415,983 | 198,120 | 135,190 | 36,409 | 41,704 | 3,501 | 959 |
| | 飲食物工場 | 80,908 | 44,072 | 25,099 | 3,695 | 6,271 | 803 | 968 |
| | 雜工場 | 118,667 | 55,189 | 35,192 | 14,726 | 11,488 | 2,072 | — |
| | 特別工場 | 60,319 | 32,669 | 18,237 | 2,783 | 5,186 | 613 | 831 |
| 大正十四年 | 總數 | 2,395,723 | 1,127,613 | 852,172 | 273,497 | 126,114 | 13,313 | 2,964 |
| | 染織工場 | 471,041 | 168,745 | 165,268 | 50,823 | 28,435 | 3,182 | 588 |
| | 機械及器具工場 | 1,215,554 | 575,970 | 436,750 | 161,241 | 37,026 | 3,463 | 1,104 |
| | 化學工場 | 464,575 | 238,161 | 188,062 | 34,686 | 38,591 | 3,800 | 1,272 |
| | 飲食物工場 | 85,013 | 44,723 | 29,406 | 5,408 | 4,811 | 665 | — |
| | 雜工場 | 133,916 | 52,833 | 44,390 | 19,024 | 10,211 | 1,458 | — |
| | 特別工場 | 79,624 | 41,231 | 28,296 | 2,315 | 7,037 | 745 | — |

次に鑛夫傷病災害扶助につき見るに自大正11年至14年4箇年間に於ける統計は次の如くである。

ある。而して扶助金額の内容は療養手當最も多く各年52—59%を占め、療養費の26—30%、不具癈疾者扶助料の9—12%、遺族扶助料の6—9%此に次ぐ。鑛山別に見る時は各年を通じ石炭山最も多数を占む。

鑛山別扶助人員及金額

| | 大正11年 | | 同 12年 | | 同 13年 | | 同 14年 | |
|-----|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|
| | 扶助人員 | 扶助金額 | 扶助人員 | 扶助金額 | 扶助人員 | 扶助金額 | 扶助人員 | 扶助金額 |
| 總數 | 213,272 | 4,459,094.36 | 239,555 | 5,378,453.34 | 221,005 | 5,281,993.05 | 223,236 | 5,497,013.20 |
| 金屬山 | 25,926 | 380,109.25 | 26,175 | 445,435.23 | 228,282 | 529,491.07 | 30,538 | 693,727.03 |
| 石炭山 | 184,920 | 3,996,332.31 | 210,829 | 4,873,421.16 | 188,721 | 4,662,674.95 | 190,052 | 4,715,178.28 |
| 石油山 | 1,759 | 71,815.27 | 1,445 | 46,211.12 | 1,343 | 63,929.39 | 1,242 | 64,580.71 |
| 其他 | 667 | 10,837.53 | 1,106 | 13,396.82 | 1,660 | 25,897.63 | 1,404 | 25,527.17 |

㊦失業者調査

本調査は大正14年10月1日全國主要地方に於て、總世帯數2,561,093、總人口11,628,817人の中世帯1,418,872、人口2,355,015人に就き調査せるものにして調査せるものは世帯總數の55%、人口の20%に該る。調査人口2,355,015人中失業者は105,612人を算し、調査人口に對する失業者の割合即ち失業率は5%である。而して失業者105,612人中給料生活者19,396人、勞働者46,278人、日傭勞働者39,938人である。

東京市統計課 東京市及近郊町村勞働統計原表 (昭和3年10月)

商工省鑛山局 昭和2年度本邦鑛業の趨勢 (日本鑛山協會 昭和3年10月)

愛知縣社會課 陶磁器製造從業者の勞働と生活 (昭和2年8月)

本調査は大正15年11月愛知縣下に於ける陶磁器製造從業者中6936人の勞働事情を家庭に於ける生活状態を調査せるものにして、結果を概約すれば、本縣の斯業は1.2近代産業組織を採れるものもあるも大體に於て未だ家内工業の域を脱せず、工場法適用工場は全體の10%に過ぎず、而も年少勞働者が甚だ多い事は最近に於ける朝鮮人使用の問題に相俟つて當事者の深く反省すべき事である。

大阪市社會部調査課 本市に於ける呉服店員の生活と勞働 (社會部報告 72 昭和3年3月)

本調査は從來の諸調査が概ね工場勞働者に限られ一般商店員の調査が等閑に附せられたるの

缺點を補まんが爲めの調査にして、調査の方法は書面による照會と實地踏査との兩法を併用し、調査期間は昭和2年10月15日より同年12月20日迄にして、調査完了の呉服店は1,063、店員4,814名なり。但し百貨店及び會社組織による呉服店は調査の範圍外としてゐる。

調査の結果を概括すれば、先づ著しき現象は、時代の進歩と共に呉服商に於ても徳川時代よりの傳統次第に廢れ、新しき經營方法此に代りつゝある事である。即ち封建時代に於ける温情主義的主従關係に代ふるに近代的賃銀勞働關係の登場せる事である。從來専ら仕着別家制度により奉公したる店員制度は次第に新しき通勤給料制度乃至はそれへの過渡的折衷的制度としての住込給料制によつて代られつゝあるを見る。従つて此店員等の年齢、教育程度、養成及訓育法、待遇その他に付きて、江戸時代及明治初年と比較して著しく改良せられたる事明らかにして、教育程度の如きは店員中殆んど全部高等小學校卒業程度にして工場勞働者に比し遙かに程度高し。然し乍ら現狀を以て理想的なりとするには餘りに改良の餘地多く時代の進歩と共に一層改善せらるべき事勿論なり。

商工省商務局 東京大阪名古屋卸賣及賣物物價指數統計表 (昭和3年6月)

4 生計費問題

前田 一 炭山勞働者生計の特異性 (社會政策時報 90)

北海道に於ける六炭坑に於ける坑夫の収入と生計費とに關する統計的考察であつて、(1)住居費、(2)電燈料、(3)水道料、(4)入浴料、(5)燃料、(6)公課負擔、(7)醫藥費、(8)教育費について、北海道の主要都市と比較して1ヶ月當り合計札幌市16.35圓、小樽市16.76圓、函館市17.60圓、室蘭市15.37圓であるが、炭山地方は3.23圓にして、都市の3分の1にも當らない。これ福利施設、實物給與の結果である。而して一面その収入賃金に於いては、平均2.123圓の日收であつて、都市に於ける熟練職工の中等なるものに相當し、兩者接近してゐる。

而して炭山勞働者の家族員數とその生活必需品たる米の消費量から、所謂貧乏線上の生活費(著者はこれを自然的な生活費として消費米の二倍と見てゐる)を計算すれば、1ヶ月20.123圓となり1ヶ月22日勞働するとして1ヶ月の平均収入の

40—50%に達する。而して内務省の調査によれば第一生活費は収入合計の47.1%となつてゐるが、著者の炭坑夫のそれと偶然にも一致してゐる。これを以つて著者は北海道に於ける炭坑労働者の月収は不當でないを結論し、近時炭山労働者の不足を告げるは享樂への慾望より、地上の輝きを追ふに由るものであるを結論してゐる。

松田泰次郎 生計費指數の作製方法 (社會學雜誌 50)

生計費指數作製について、その具體的方法を論述したものであつて、先づその作製の基礎について、品目、その生計に於ける輕重の決定について述べ、生計費指數は標準生計費の相對的變動を知らんとするものであるから、家庭に於いて消費せられる主要の品目をされば足る。品目の數を徒に多くする要なきことを説き、食料品、光熱、被服、住宅及び雜費をあけ、次にその輕重即ち weight の決定法として家計調査の結果によるもの、理論的家計によるもの、國家的消費によるもの諸方法の得失を検し、次に價格の蒐集に關して、その機關、地域、店舗の選定及び品目の品質、蒐集及び發表の回数について論じ、最後に指數算定の方法をあけて説明してゐる。

高城仙次郎 家計調査の結果 (三田學會雜誌 22の2)

内閣統計局に於いて行つた家計調査の一部分の報告(昭和2年7月13日官報)についてその結果の概要を綜括的に記述批評し、最後に希望として、費用の項目を更に一層區分して發表せられたきこ収入階級を10圓段階にすること、又、同數の家族及び出來れば同様の年齢の家族によりて出來てゐる家庭を選ぶこと、生存に絶對的に必要なものからざるものとの費用を分つこと、住居費を純粹に家屋のみに要する費用にすることを提案して、種目別家計費の百分比例表を次表の如く改訂を試みてゐる。

給料生活者

| | 飲食物費 | 被服費 | 住居費 | 光熱費 | 其他 | 計 |
|--------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 平均 | 29.00 | 10.89 | 16.55 | 4.00 | 39.56 | 100.00 |
| 60圓未滿 | 37.83 | 9.82 | 16.90 | 5.47 | 29.98 | 100.00 |
| 80圓未滿 | 34.91 | 10.50 | 16.96 | 4.69 | 32.94 | 100.00 |
| 100圓未滿 | 37.24 | 10.94 | 16.16 | 4.13 | 37.53 | 100.00 |
| 120圓未滿 | 29.85 | 9.76 | 16.79 | 4.23 | 39.37 | 100.00 |
| 140圓未滿 | 28.47 | 11.52 | 15.43 | 4.02 | 40.56 | 100.00 |
| 160圓未滿 | 26.59 | 10.63 | 17.81 | 3.78 | 41.19 | 100.00 |
| 180圓未滿 | 25.39 | 12.20 | 15.81 | 3.54 | 42.06 | 100.00 |
| 200圓未滿 | 24.81 | 13.15 | 16.66 | 3.08 | 42.30 | 100.00 |
| 200圓以上 | 20.88 | 10.76 | 17.44 | 2.91 | 48.01 | 100.00 |

労働者

| | 飲食物費 | 被服費 | 住居費 | 光熱費 | 其他 | 計 |
|--------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 平均 | 35.69 | 10.30 | 13.48 | 4.08 | 36.45 | 100.00 |
| 60圓未滿 | 42.30 | 8.71 | 11.52 | 4.49 | 32.98 | 100.00 |
| 80圓未滿 | 39.71 | 9.64 | 13.29 | 4.31 | 33.07 | 100.00 |
| 100圓未滿 | 36.94 | 9.94 | 13.77 | 4.24 | 35.11 | 100.00 |
| 120圓未滿 | 34.86 | 9.70 | 14.48 | 4.08 | 36.88 | 100.00 |
| 140圓未滿 | 32.98 | 11.96 | 13.84 | 3.90 | 37.32 | 100.00 |
| 160圓未滿 | 29.44 | 12.00 | 13.75 | 3.53 | 41.28 | 100.00 |
| 180圓未滿 | 26.80 | 13.21 | 12.71 | 3.36 | 43.93 | 100.00 |
| 200圓未滿 | 19.77 | 13.24 | 11.00 | 3.17 | 42.83 | 100.00 |
| 200圓以上 | 24.41 | 9.92 | 12.59 | 3.24 | 49.84 | 100.00 |

玉城 肇 貧困家計の調査統計 (社會政策時報 94)

本所太平町小學校兒童父兄の家計について昭和2年4月末現在の調査をなし、東京府下砂町内平和村居住者について昭和3年2月末現在について調査したものを統計的に整理したものであつて兩者共に最低度の生活者の家計である故に、内務省の調査發表した労働者及び俸給生活者の家計調査の補遺として貴重な資料である。今、それらの收支を摘記して一覽表とすれば次の通りである。

(イ) 本所太平洋町小學校附近居住者の一家及び家族1人平均収入及び支出(1ヶ月)

| | 一家平均収入 円 | 同支出 | 一人平均収入 | 同支出 |
|-----------|-------------|-------|--------|-------|
| 1、自由労働者 | 51.27 | 53.03 | 9.22 | 9.50 |
| 2、職 工 | 63.95 | 61.64 | 11.67 | 11.25 |
| 3、職 人 | 66.15 | 74.96 | 11.62 | 13.17 |
| 4、家内手工業者 | 83.95 | 74.24 | 13.73 | 12.14 |
| 5、小額俸給生活者 | 70.69 | 61.58 | 14.04 | 10.29 |
| 6、小 商 人 | 57.72 | 9.88 | 58.04 | 9.94 |
| 7、内職によるもの | 33.28 | 34.56 | | |
| 8、失 業 者 | 37.73 | 20.99 | | |
| 9、行 商 人 | 59.76 | 54.11 | 11.62 | 10.33 |

而して一戸當平均家族數より見れば、大體に於いて家族數は月收額に逆比例し又、支出超過をなせるものは家族1人當り月收10圓以下のものである。

又、砂町平和村の居住者は自由労働者とその多數を占めてゐるが、一戸平均月收は36圓乃至65圓であつて自由労働者、大工、鳶職、行商人に屬するものはいずれも支出超過を示してゐる、而して副業はこゝに於いては甚だ振はない。それは副業の種々乏しい爲めである。

長岡保太郎 生活費指數統計の基礎について (社會政策誌 89)

内野泰三 家計調査の結果 (統計學雜誌 502)

内閣統計局の行ひたる家計調査の結果を紹介批評したものであつて、支出の内譯の内容について見るに、エンゲルの法則たる家族が貧困なるに従ひ總經費中食物に對する支出の割合増加すといへることに一致し、又、所得の大小に拘らず住宅費並に燈火薪炭費は同一なりは其の趣を異にし、又、所得の大小が何に拘らず被服費は常に略々同一なりといへるここにも合致せず、パウエルの衣服酒類等に對する支出の割合は或る一定の所得階級迄は増加するが其の後は現状を維持す

るか又減少するといふことも、我が國の事情は反對となつてゐる。(次表参照)

第一 生活費の内訳百分比

| 平 均 | 給料生活者 | | | | 勞 働 者 | | | |
|---------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|
| | 飲食物費 | 住居費 | 被服費 | 其他 | 飲食物費 | 住居費 | 被服費 | 其他 |
| 60圓 未滿 | 44.7 | 24.9 | 9.8 | 20.6 | 49.9 | 18.3 | 8.7 | 23.1 |
| 80圓 未滿 | 41.7 | 23.8 | 10.5 | 24.0 | 47.6 | 20.1 | 9.7 | 22.6 |
| 100圓 未滿 | 38.3 | 22.7 | 10.9 | 28.1 | 44.8 | 21.0 | 9.9 | 24.3 |
| 120圓 未滿 | 37.0 | 24.2 | 9.8 | 29.0 | 43.0 | 21.3 | 9.7 | 26.0 |
| 140圓 未滿 | 35.5 | 21.9 | 11.5 | 31.1 | 40.5 | 20.8 | 12.0 | 26.7 |
| 160圓 未滿 | 33.1 | 24.7 | 10.6 | 31.6 | 37.3 | 20.5 | 12.0 | 30.3 |
| 180圓 未滿 | 32.3 | 21.8 | 12.2 | 33.7 | 33.6 | 21.0 | 13.2 | 32.2 |
| 200圓 未滿 | 31.6 | 23.8 | 13.2 | 31.4 | 37.9 | 18.0 | 13.2 | 30.9 |
| 200圓 以上 | 27.0 | 22.5 | 10.8 | 39.7 | 31.3 | 20.2 | 9.9 | 38.6 |

又、衣食住費を生活必要費とし、健康衛生費育兒教育費交通通信費及公課負擔を社會生活費とし、交際費、娛樂費その他を文化生活費として、總支出に對する割合を算出せば次表の如く、(1)生活必要費は収入の増加するに従ひ其の割合を減少する、(2)社會生活費及び文化生活費は収入の増加するに従ひその割合を増加する、(3)収入の増加するに従ひ文化生活費の増加する割合は社會生活費の増加する割合より大きい。

| 平 均 | 給料生活者 | | | 勞 働 者 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 生活必要費 | 社會生活費 | 文化生活費 | 生活必要費 | 社會生活費 | 文化生活費 |
| 60圓 未滿 | 79.4 | 10.6 | 10.0 | 76.9 | 12.4 | 10.7 |
| 80圓 未滿 | 76.0 | 12.7 | 11.3 | 77.4 | 11.6 | 11.0 |
| 100圓 未滿 | 71.9 | 14.0 | 14.1 | 75.7 | 11.9 | 12.4 |
| 120圓 未滿 | 71.0 | 14.0 | 15.0 | 74.0 | 11.9 | 14.1 |
| 140圓 未滿 | 68.9 | 14.9 | 16.2 | 73.3 | 12.9 | 13.8 |
| 160圓 未滿 | 68.4 | 16.5 | 15.1 | 69.8 | 13.6 | 16.6 |
| 180圓 未滿 | 66.3 | 14.8 | 18.9 | 67.6 | 13.1 | 19.1 |

| | | | | | | |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 200圓 未満 | 68.6 | 15.3 | 16.1 | 69.1 | 15.9 | 15.0 |
| 200圓 以上 | 60.3 | 28.1 | 21.6 | 61.4 | 17.0 | 21.6 |

給料生活者と労働者を比較するに、住居費が飲食物と正反對に労働者に於いて著しく少くなつてゐる。食料費の内譯に於いて、動物性食料費が労働者に大である。又、労働者の生活必要費の割合は給料生活者に比して遙に大にして、社會文化生活費はその反對に小である。

5 労働者保護及工場監督

各鑛山監督局調査 鑛山に於ける労働者福利施設(上、下) (産業福利 3の8-9)

各鑛山監督局が其の所轄鑛山に於ける労働者の福利施設の状況を調査して、これを社會局に於てとりまゝのものとす。吾國鑛山労働者に對する福利施設の概観をなすことが出来る。

社會局労働部 大正15年度工場監督年報(11) (昭和3年6月)

工場福利團體の發達せるものは大正15年度に於ては福岡縣鑛工聯合會及兵庫縣下の工場主會にして前者はその性質聊か一般と異なるものなり。

監督官の人員は大正15年12月末現在に於て次の如し(兼任者を含む)。

| | 工場監督官 | | | | 工場監督官補 | | | | 合計 |
|----|-------|----|----|----|--------|----|-----|-----|-----|
| | 事務 | 衛生 | 技術 | 計 | 事務 | 衛生 | 技術 | 計 | |
| 中央 | 3 | 4 | 4 | 11 | 7 | — | 2 | 9 | 20 |
| 地方 | 17 | 7 | 15 | 39 | 114 | 41 | 122 | 277 | 316 |
| 計 | 20 | 11 | 19 | 50 | 121 | 41 | 124 | 286 | 336 |

大正15年10月1日現在に於ける工場法適用工場は49,649、同職工数は1,703,537にして、之を大正14年末現在に比すれば著しく増加せるも、その原因は主として工場法適用範圍の擴張によるものなり。

工場法適用工場の業務別工場及労働者次の如し。

| | 實 數 | | 百 分 比 | |
|---------|--------|-----------|-------|-------|
| | 工場數 | 労働者數 | 工場數 | 労働者數 |
| 染色工場 | 11,692 | 1,001,341 | 41.9 | 91.7 |
| 機械及器具工場 | 4,462 | 223,110 | 16.0 | 13.8 |
| 化學工場 | 3,490 | 171,144 | 12.5 | 10.5 |
| 雜工場 | 4,978 | 136,314 | 17.8 | 8.4 |
| 飲食物工場 | 2,860 | 78,145 | 10.2 | 4.8 |
| 特別工場 | 442 | 13,387 | 1.6 | 0.8 |
| 合計 | 27,924 | 1,623,441 | 100.0 | 100.0 |

工場法の適用を受くる工場の保護職工數次の如し。

| 區 分 | 十五才未満ノ男工 | 女工 | 計 |
|-------------------|----------|---------|---------|
| 常時10人以上ノ職工ヲ使用スル工場 | 12,441 | 931,927 | 944,368 |
| 工場法第1條第1項第2號該當工場 | 736 | 700,1 | 7,737 |
| 合計 | 13,177 | 938,928 | 952,105 |
| 保護職工數=對スル百分比 | 1 | 99 | 100 |
| 全職工=對スル百分比 | 0.8 | 55.1 | 55.9 |

工場法適用工場に於ける就業時間は逐年短縮の傾向にあり。改正工場法實施前既に就業時間を短縮せる工場多き事は喜ぶべき事なり。今染色工場につき見れば舊法定の最長限度就業せしむるを通常とす、即ち製絲工場にありては12時間、紡績織物及撚絲業は概ね11時間、稀に9時間、10時間のものあり。尙染織以外の工場に於ては保護職工を多く使用せざるを以て就業時間制限規定の適用を受くるもの甚だ少きも、社會觀念の進歩に伴ひ就業時間は著しく短縮され、8時間就業の工場漸次増加しつつあり。その大部分は10時間(休憩を含む)就業なり。

休憩時間は工場法第7條に於て保護職工に就き規定あるも一般に男子成年工にも休憩時間あり。最も一般的なるは1時間制にして、此を正午に一度に與ふるものと、午前、正午、午後の3回に分ちて與ふるものと二種あり。

休日及紡績業の大部分及び織物業の一部は晝夜交替制の下に就業する故1ヶ月4日制を採用し、他の大部分は月2回制なり。

晝夜業に就き見るに、改正工場法附則第3項の規定に基き、保護職工を二組に分ち交替せしめて晝夜に亘り就業せしむる工場數は大正15年10月1日現在に於て總數にして、前年度に比すれば296を減少せり。

工場災害に就き見れば、災害總數次の如し。即ち職工負傷件數(休業せざる治療を受けたもの及死者を含む)227,060、火災69 内77件は類焼)、損壞349件なり。

災害豫防に關しては、各府縣に概ね工場懇話會又は工場協會と稱するものあり、工場監督

官吏は之の中心となりて活動し、就中昨年未社會局内に創立せられたる産業福利協會は各府縣の諸協會を會員とする中央機關にしてその活動は注目に値するものなり。工場各自に於ける災害豫防委員會の如きは從來2.3の例を有するに過ぎざりしも、本年度に於ては尙3.4を加へたり。尙安全デー又は安全週間も漸次普及されつゝあり。

社會局勞働部 鑛夫扶助統計(昭和2年) (昭和3年)

鑛夫扶助統計總表(昭和2年)

| | 扶助人員 | | | 扶助料合計 | | |
|---|--------|-------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 負傷 | 疾病 | 計 | 負傷 | 疾病 | 計 |
| 男 | 27,863 | 2,408 | 30,271 | 2,006,211 | 40,395 | 2,046,606 |
| 女 | 5,166 | 1,140 | 6,306 | 224,497 | 19,445 | 243,942 |
| 計 | 33,029 | 3,548 | 36,577 | 2,230,708 | 59,840 | 2,290,548 |

中央職業紹介事務局 勞働者共済に関する施設概況 (昭和3年7月)

神戸勞働保健組合、大阪市勞働共済會、東京市勞務者共済會並に大阪市に於ける昭和信用組合、紫苑會及昭親俱樂部の概況を記述せるものなり。

日本工學俱樂部調査課 株主重役及被傭者の所得に関する調査 福利施設費に関する調査 (昭和3年4月)

6 勞働者教育

出井盛之 我國の工場機關雜誌 (早稻田商學 4の1)

工場機關雜誌の意義及必要性については今更言を要しないが、今あの主なる使命を擧げると、工場經營者と勞働者との間に人間的な暖い關係を作り、分業の爲めにその生産の一段階のみより知らぬ勞働者に該生産の全過程の知識を與へ、工場生活に關係ある政治上經濟その他の一般社會の事件を報導し、又その生産に附隨する災害疾病等に関する知識を與へる事等であらう。要するに勞働者の工場生産の完成の爲めに必要な刊行物であるを云へやう。

然し乍ら、我國の大工場では、未だ充分この意義を理解してゐない。大正13年に全國の大工場170に對して、その工場の機關雜誌を請求したが僅かに15種しか集らなかつた。今この15種に就き、先づ編輯につき述べれば、現在一般になされてゐるものは會社側のみによる編輯であつて、勞働者のみの經營と兩者の協同編輯とはあまりない。種々の事情を參照した結果、最も適當と考へられるものは兩者の協同編輯である。又、編輯者及編輯會議の確立の必要なる事は勿論であり、此によつて雜誌の根本たる編輯方針を確定せねばならぬ。又雜誌の名稱や印刷についても充分注意すべきであらう。

次に内容について見るに、大體論說、教育、宗教、ニュース、文藝、勞働者募集等に分類出来ると思ふ。此等の各に共通なる注意點は、こかく修身講座や修養講座の如き餘りに道學的な冷たい雜誌に墮し易い點である。此の點は會社側のみによる場合に一層注意されねばならぬ。又教育、ニュース、文藝等に於ては常に勞働者の實際生活、日常生活に關係深いものを掲載して、雜誌と勞働者との密接な關係にあらしめる様努力すべきである。

最後に經費の問題であるが、此は出来るだけ工場側と勞働者側との共同出費すべきであつて、此によれば案外安價で立派なものが出来るのである。

田澤義鋪 勞働者の教育に就て (石炭時報 3の5)

工場鑛山の従業員に對する教育に關する意見であつて、豫備教育の必要、將來の教育制度、成人教育の發達、成人教育の目標、我國教育の缺陷、心情教養の必要及びその實際上の効果、修養團と講習會等の問題につき、實際上の立場より論評したものである。

花水 猛 職長の作業指導法 (産業能率 1の12)

作業指導業務を1、作業指導の豫備知識及技能—作業に關する智識及技能、作業手に關する知識、作業成績に關する知識、2、作業指導の實行—準備、工程區分、人繰り、豫備半製品、作業進度、作業動作の指導、作業缺陷の調査、修正作業獎勵方策、作業教育、3、作業記録—工場記録の一般觀念、記録作製法、記録利用法に分ち、各々につき説明してゐる。

江崎貞子 婦女労働者の教育施設 (社會事業研究 16の6, 7)

従來の工場等に於ける婦人労働者の教育施設を論じ、その不備な點即ち設備及び教育を施す時期の誤れることを指摘して、之れが原則を國家的に定め以つてその向上を計らんことを提議してゐる。

協調會 工場に於ける職長の任務及教養 (昭和3年8月)協調會 労働者教化の實例 (昭和3年6月)東京市役所統計課 大東京に於ける工場労働者の教育程度 (昭和3年7月)

労働者130,040人中の最多數は義務教育修了者の6萬5千餘人で過半數を占め、高等小學校卒業者2萬6千餘人、中等學校修了者は8千餘人、專門學校以上の修學者は361人なり。男子總數89,265人中義務教育修了者46.69%、同上以上の者42.77%、女子總數47,075人中義務教育修了者59.6%にして男子よりその割合多きも同上以上は僅かに12.20%にして男子に比し甚だ少し。

7 失業 職業紹介 附職業指導

三田谷啓 職業能力の劣れる子供の職業的保護 (醫事公論 807)

普通教育兒童生徒の個性尊重及職業指導に關する訓令及通牒要旨略説 (文部時報 264)

守屋榮夫 昭和2年の職業紹介事業概況少年職業作業に就て (職業紹介公報 50)富永高義 人口及食糧問題解決策としての職業紹介事業について (共存 4の3)中央職業紹介事務局 職業紹介年報(昭和2年) (昭和3年11月)財團法人大阪職業紹介所報告書 (自明治45年 至昭和2年) (昭和3年10月)社會局労働部 昭和2年労働者募集年報中央職業紹介事務局 會社銀行に於ける學校卒業生採用狀況調 (昭和3年4月)梶原葆見 職業指導の實際に就て (連帶時報 8の4, 5, 6)

職業指導には職業分析及性能研究が必要である。而して適材選擇には職業の

爲めに人を選ぶ場合と、人の爲めに職業を選ぶ場合とがあり、後者が所謂職業指導である。そして先づ職業分析の實際に就き詳述し、更に性能検査につき、各種の方法並びに特質、歸結する處を論じてゐる。

橋本忠治 労働指導法 (日東社 昭和3年12月)増田幸一 職業指導と産業能率 (職業指導 1の4)濱中濱太郎 職業指導と心理學 (職業指導 1の4)

職業指導には、個性の診査と職業分析が必須條件であるが、性能検査を行ふにも又その結果を解釋をなす場合にも心理學の素養がなければならぬ。として特に個性の問題について論じ、之れに關連して姓名及び一般心理學の研究法を一應説明してゐる。

八木高次 醫學的職業選擇の意義 (連帶時報 8の5, 6)

職業と健康との關係より筆を起し、近代的産業労働に伴ふ健康障害を種々の點より具體的に説明し、その豫防策、並に之等を考慮に入れた職業選擇の實際及び、今後考慮せねばならない必要點を、概括的に説明してゐる。

吉田英雄 農村に於ける職業指導 (職業指導 1の6)美濃口時次郎 最近1ケ年間に於ける歐洲の失業狀況 (社會政策時報 88)

1927年度に於ける歐洲の失業はオーストリア・デンマーク及びノールウェーに於て著しく之に次ぐものには獨、英、伊、ポーランドであるとして各國に於ける失業の統計及原因を擧げてゐる。

福原誠三郎 智識階級失業救済問題 (社會事業研究 16の12)

智識階級の失業状態を一々數字を擧げて説明し、更らに各學校卒業生の就職難を附加して憂ふべき現状を告げ、それが對策として、職業紹介機關を改善し、全國的に連絡を取り、學校當局者も宜しく之れに全任して以つて充分その能力を發揮せしむべきものである。之れが爲めには職業紹介機關は質も數も大いに向上擴張せねばならぬ。

中央職業紹介事務局 東京大阪兩市への出稼求職者調 (昭和3年11月)

本調査は労働移動の形相を農村より都市への移動の方面より考察せるものにして、東京、大阪兩市の主要職業紹介所に現はれた實況を春秋二季に於て調査したるものの中、その前半

即ち春季(4月)に於ける状況の報告なり。

調査方法は東京市中央、上野及新宿、大阪市中央、梅田及九條及小橋各職業紹介所にて取扱へる當該地在住1ヶ月未満なる(2回以上の上京者をも含む)求職者を調査対象とし、昭和3年4月1日より同年4月30日迄を調査期間とす。調査項目の主なるものは出稼者の家庭の職業及其出身地、戸主との関係、年齢、配偶者有無扶養家族数、教育程度、前職有無及其種類、希望職業、出稼理由等である。調査の結果を概観すれば、調査せる總数は東京2,231人、大阪市2,134人にして、求職者の家庭の職業は農業が壓倒的多數(42%)を占め、戸主との関係は次、三四……男(女)最も多く(41%)、年齢は20才未満が總数の30.6%を占め、配偶者無き者76%を占め、扶養者無きもの又75%を占む。教育程度は尋常及高等小學校卒業程度の者大多數を占め、希望職業は、鐵工業及商業最も多く、戸主の職業、前職業及びこの希望職業を檢する事によつて從來の家庭職業より次第に轉化して都市的職業に移動し去る状況を窺ひ得べし。次に、出稼理由を東京、大阪兩市別々に見るに、前者に於ては單に求職の爲めに上京せる者及び勉學の爲めに上京せるもの各約34%を示すに反し、後者にありては調査集計様式を異にするも精神的原因48%、經濟的原因31%を占め、勉學を目的とせるもの著しく少く兩市の都市としての性質を充分裏書してゐる。尙本書は以上の調査結果を東京、大阪兩市別に詳述し、又後半即ち秋季調査の完了後、綜合的に詳細報告をなすべき由を記し、最後に“The Urban Complex” by F. R. Grobes, Boston University. なる論文の譯文を掲載してゐる。

中央職業紹介事務局 主要道府縣甲種實業學校卒業生就職状況調査 (昭和3年8月)

本調査は昭和3年3月主要15道府縣下に所在する實業學校生の調査なり。

學校種別就職者數比率

| | 卒業生數 | 就職者數 | 就職率 |
|---------|--------|-------|------|
| 農 學 校 | 3,561 | 496 | 13.9 |
| 工 業 學 校 | 2,009 | 1,398 | 69.6 |
| 商 業 學 校 | 5,559 | 2,658 | 47.8 |
| 女子實業學校 | 1,136 | 116 | 10.2 |
| 雜實業學校 | 172 | 90 | 52.3 |
| 計 | 12,440 | 4,758 | 38.3 |

名古屋地方職業紹介事務局 名古屋市に於ける日傭労働者に關する調査 1—4 (昭和3年3月)

本書は昭和2年10月31日現在に於ける名古屋市内の日傭労働者の集團地區——蘇鐵町、下

笹島町、日置、熱日兩宿泊所、愛知無料宿泊所並に相愛會愛知縣本部所屬の鮮人労働者を、直接出接の兩方法により調査せるものにして、調査總數 1,631 人なり。調査せる主なる事項は現在從事せる主なる職業、年齢、教育程度、扶養家族、労働賃銀、労働時間、前職業、感想希望、其他數項にして、第1輯に於て、調査の目的、対象、方法その他一般共通の事項を詳述し、第2輯乃至第5輯に於て第1輯の内容殊に「水車」並に鮮人労働者の如き特殊の事情を有するものを一層明瞭ならしめんが爲めに個別的に説述せるものである。その内容は、第2輯「蘇鐵町下笹島町に於ける日傭労働者に關する調査」、第3輯「市營共同宿泊所に於ける日傭労働者調査」、第4輯「愛知無料宿泊所日傭労働者調査」等なり。

桐原葆見 紡績工場従業者に試みたる適性検査とその結果 (労働科學研究 5の2)

検査方法の選定についてこの意見を述べ、著者の選んだ方法として、押印、制限、打印、ピンボード、木管立、木管抜、木管契付立、瞬間把捉、破線指示、抹消、異同判別、置換、充填等を挙げ、それ等の検査結果と實際作業能との關係を調べ、次に検査の實際的效果とその限界及び實際上への應用に就て詳細に論述してゐる。

遊佐敏彦 我國職業指導運動の趨勢 (職業指導 1の2, 3)

職業指導の必要より諸外國の歴史を述べ、我國に於けるその運動は外國のそれと趣を異にし、翻譯的から初り、官憲の指導に依つて言はゞ變則的に發達したもので、今日迄の所之れを3期に分つことが出来る。(1)搖籃期、(2)啓蒙運動期、(3)實施期である、として各期について説明してゐる。

青木誠四郎 職業指導に就て (教育論叢 19の5)

職業指導を以つて自己發見の助成であり、個性の最高價值發見の助成であることなし、人間の社會的生活への教育の反省と見、かゝる基礎的理解の上に立ちて、個性を理解するために生活の形態についてするこゝを唱へ、更に職業的活動そのもの、心理的理解を要する旨を説き、更に地方に於ける特殊な事情の理解によりてこれを達成すべきこゝを説いてゐる。而してかくの如き理解を名けて職業的社會生活の綜合的理解と稱してゐる。職業指導はかゝる基礎的理解の上に立たざるべからずと主張してゐる。

濱中濱太郎 各種職業に必要な性能をその検査法 (職業指導 1の1)

職業指導に當つて最も必要なるは、必要な性能を見出し之れを検査するこゝで
ある。而して検査を行ふ人は誰でも何故にかゝる性能が必要であるか、検査した
結果は何を物語つてゐるか等を一通りは知つて置かねばならぬ。そして必要に應
じて専門家の意見を尋ね決して獨斷に陥るこゝのない様に注意せねばならぬ。若
し然らざれば折角の指導も何んの役に立たぬのみか、却つて弊害を遺す恐れがあ
る。此の意味に於て、本論文の如きは、實際家の必讀すべきものであらう。

大西清治 職業指導に於ける醫學的分野 (醫事公論 812-818)

職業指導に於ける醫學的分野は特に我國に於ては未だ新しいものであるが産業能率の基調
は労働の合理化にありと認めらるゝ今日、此の分野は最も重要なるものである。災害の防止
能率の増進も此の重要なる先驅的手段を等閑にしてはならないとの見地より今日行はれつゝ
ある醫學的方面を詳細に述べ且つ將來の方法を暗示してゐる。

東京府學務部社會課 昭和3年度管下小學校卒業兒童志望並歸趨狀況調査 (昭和3年3月)

本調査は昭和2年1月中旬より同年5月末日までに志望狀況及び歸趨狀況の二様式により
調査せるものにして、調査完了せるものは師範學校附屬小學校5、東京市立小學校199、其
他市町村立小學校357、私立26、合計587校である。

尋常科卒業校種別志望及入學兒童數

Table with columns for gender (男/女), school type (中學校, 實業學校, 各種學校, 實業補習學校), and counts for applicants and enrollees.

職業別就職志望並就職者數

Table showing job aspirations and employment numbers by industry (e.g., 農林業) and gender, categorized by elementary and high school graduates.

Table listing various industries (水産業, 工業及鑛業, 商業, etc.) with columns for different categories and numerical values.

神戸市社會課 解雇から歸趨まで (昭和3年7月)

本書は昭和2年7月23日神戸市に於ける川崎造船所の職工、附屬員、職員を併せて3,510名
の解雇よりその歸趨までの経緯を載せたものにして、先づ解雇の顛末とその前後處置を概
述し次に職業紹介の活動を記述し、特に移動紹介に就いて、今次の大量的解雇の救済が豫想
外の好成绩を挙げ得たるは一つにこの移動紹介の成功によるものなるを述べ、次で、就職動
機狀況、求職登録者の歸趨狀態等の調査を掲げ、最後に失業者の家族生活に関する調査及び
失業者の感想録断片を掲載してゐる。今職業紹介の成績を昭和2年7月26日より12月20日ま
での取扱成績につき見れば

地方別取扱成績

Table showing job placement statistics by region (市内, 大阪管内, 名古屋管内, etc.) with columns for job seekers, job openings, introductions, and job seekers.

神戸市社會課 失業者の家族生活に関する調査 (昭和3年3月)

本調査は昭和2年末神戸市に於ける失業家族181世帯の生活狀態に就て調査したるものな
り。

1ヶ月間の生活必需額に対する収入實收額の割合

| | 世帯数 | | 世帯数 | | 世帯数 |
|-------|-----|-------|-----|--------|-----|
| 0% | 42 | 40%以上 | 18 | 90%以上 | 5 |
| 10%以下 | 5 | 50%以上 | 20 | 100%以上 | 7 |
| 10%以上 | 13 | 60%以上 | 15 | | |
| 20%以上 | 14 | 70%以上 | 11 | | |
| 30%以上 | 25 | 80%以上 | 6 | 計 | 181 |

中央職業紹介事務局 昭和2年末全國主要都市失業狀況 (昭和3年3月)

本書は公設職業紹介所を通じて其の所在都市に於ける失業狀況を調査せるものにして、全國主要都市88市に亘る。

職業別失業者の分布數

| | 東京地方管内 | | 大阪地方管内 | | 名古屋地方管内 | | 福岡地方管内 | | 總計 | |
|-------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|----------------------|-------|----------------------|-------|--------------------------|-------|
| | 實數 | 比率 | 實數 | 比率 | 實數 | 比率 | 實數 | 比率 | 實數 | 比率 |
| 工業及鑛業 | 361,355 | 26.7 | 829,195 | 21.7 | 95,301 | 33.6 | 79,392 | 29.5 | 1,365,243 | 22.5 |
| 土木建築 | 54,851 | 4.1 | 44,422 | 1.2 | 20,726 | 7.3 | 16,806 | 6.2 | 136,805 | 2.5 |
| 商業 | 43,905 | 31.2 | 558,275 | 14.6 | 59,698 | 3.0 | 41,842 | 15.5 | 1,081,720 | 18.9 |
| 農林業 | 46,982 | 3.5 | 48,388 | 1.3 | 25,284 | 8.9 | 8,380 | 3.1 | 129,034 | 2.3 |
| 水産業 | 11,485 | 0.8 | 6,628 | 0.2 | 4,236 | 1.5 | 2,690 | 1.0 | 25,039 | 0.4 |
| 通信運輸 | 75,223 | 5.6 | 108,198 | 2.8 | 12,468 | 4.4 | 2,251 | 0.8 | 198,140 | 3.5 |
| 戸内使用人 | 52,600 | 3.9 | 27,314 | 0.7 | 3,018 | 1.1 | 4,585 | 1.7 | 87,517 | 1.5 |
| 雜業 | 327,551 | 24.2 | 2,199,281 | 57.5 | 63,067 | 22.2 | 113,326 | 42.1 | 2,703,325 | 47.2 |
| 計 | 1,351,952 (2,454,782) | 100.0 | 3,821,701 (3,825,564) | 100.0 | 283,798 (284,198) | 100.0 | 269,272 (769,167) | 100.0 | 5,726,723 (7,334,001) | 100.0 |

大日本職業指導協會 職業指導讀本 (富山房 昭和3年7月5日)

本書は職業指導に關する一般的知識を興ふる目的で編纂されたものにして、その内容は全般に亘り、頗る有意義なるものなるも、その體裁、文體等全く學校教科書と異る所なく無味乾燥なる點は責任者の一考を煩はしたい。

谷口政秀 職業選擇法 (富山房 昭和3年8月)

著者が從來公にした器械に就ては可なり非難があつた。器械の不正確なばかりでなく器械に頼り過ぎるまゝころからの不満足の聲であつた。併し著者は本書に於

て、器械を過信する人は私の名を穢す人である。器械的検査のみが唯一のものでない云々を云つてゐる。正にその通りである。又著者は器械の悪るいところもあるが又それよりも使用者その人の誤りが非常に多くはないか云つてゐるがその點も或る程度迄首肯出来る。而して著者は著者の器械の使用法及びそれによる標準を作つて本書を公にしたのはその責を果すもの云はねばならぬ。又その他の點に、關しても、本書に依つて得るこゝが少くないを考へる。

神戸市立中央職業紹介所 昭和3年8月現在神戸市労働事情調査 (昭和3年9月)

本調査の時期は昭和3年8月8日より14日に至る1週間にして調査の方法は統計あるものについてはその統計を採り、正確なる數字なきものは直接出張調査せるものなり。内容は日傭労働者(鮮人を含む)及び工場労働者の數及び就業狀態、職業紹介狀況、労働賃銀狀況等である。

稻葉幹一 小野磐彦 我子の職業 (山海堂出版部 大正15年8月)

先づ職業の意味及びその使命を説き、且つ之を歴史的に見てその歸趨するところを明にし、次に職業選擇に當つて必要な事項を述べ、特に智能及び特殊能と職業との關係より個性型の問題を説明し、性能測定法及びその意義及び職業相談所の機關を平易に知らし、最後に現今に於けるあらゆる職業を挙げ、それに必要な能力、及びそれに従事した場合の覺悟等を説いてゐる。

此の種の著書に有勝ちな難澁をさけ極めて平易にしかも落なく、又實際的に書いてある點は、世の一般父兄に取り、參考となり得る場合が多いだらう。

榎崎淺太郎 兒童素質検査法 (中文館 昭和2年11月)

曩に著者が公にした「一般素質検査法の試み」の中から兒童の學校選擇、職業指導に役立つ部分を拔萃したものであつて、その検査法は小學校卒業期の兒童に適するものである。然し乍ら、その検査の方法は詳細に示されてあるがその結果を職業及び上級學校との關係に至りては、遺憾乍ら未だ事實についての微檢が示されてゐない、これによりてたゞ推定して定めるこゝを得るのみである。

水野常吉 兒童生徒の個性に適應せる職業指導法 (明治圖書株式會社 昭和3年)

2月)

職業指導の起源、發達、意義を明にし、次いで職業と個性との關係より職業指導方法を述べ、智識的職業指導、特殊職業の考察を概説し最後に、學校を中心とした職業指導の實際を論じてゐる。

福岡地方職業紹介事務局 出稼女工に関する調査 (昭和3年3月)

本調査は現在の職業紹介事業は尙多くの改善さるべき餘地あり、就中最も重要なるは職業紹介所を名實共に産業的機關たらしむる事であり、而も吾國に最も重きをなす繊維工業の労働者採用が殆んど全部職業紹介所の活動の範圍外に措かれてゐる事は此の意味に於て遺憾至極なりとの理由から、紡績女工がその殆んど全部を占むる出稼女工に就き調査せるものなり調査の範圍は福岡地方職業紹介事務局管内の8縣にして先づ此等出稼女工の概説を述べ、次にその女工の縣別及び郡市部別の分布状態及びその出稼先の調査を掲げ、最後に今日普通に行はれつゝある女工募集の缺點多き實狀を擧げて、此等女工の供給地に誠意ある職業紹介所の普及を計る事が、女工の保護の上から言つても、又産業上に及ぼす影響から云つても、目下の急務であると結んでゐる。

中央職業紹介事務局 全國大學專門學校卒業生就職狀況調査 (昭和3年)

本調査は昭和3年3月全國官公私立大學校卒業生の就職狀況の調査にして、照會を發せる學校數181校、調査完了の者は137校(卒業生16,854人なり)。

| | 卒業生數 | 就職者數 | 就職率 |
|--------|--------|-------|------|
| 法經文科學校 | 7,163 | 3,222 | 46.3 |
| 理工科學校 | 2,718 | 1,998 | 73.3 |
| 農林科學校 | 1,723 | 853 | 49.5 |
| 醫藥科學校 | 2,359 | 1,633 | 69.2 |
| 師範學校 | 221 | 190 | 86.0 |
| 美術工藝學校 | 334 | 177 | 53.0 |
| 雜種學校 | 597 | 320 | 53.6 |
| 女子專門學校 | 1,901 | 683 | 36.0 |
| 計 | 17,018 | 9,175 | 53.9 |

8 労働に関する法制

中村 武 徒弟修業契約に関する若干の考察 (法曹會雜誌 6の10, 11)

徒弟修業契約は、職業上の知識技能の習得を内容とする双務契約であり、一種の雇傭契約である。従つて此に關しては一般雇傭契約に關する規定に對し部分的に特別なる規定を必要とする。吾國にては工業及船員徒弟に關してのみ不十分な規定あり、其他のものに對しても速かに法規を定むべきは言を俟たず。

徒弟修業契約に於ては、事業主は一面教育者の地位にある故、その契約締結に關しては、一般労働契約の場合と異り、契約當事者の資格に制限を生ずる。國家が此を制限するには、法律を以て規定する方法と行政處分による認可制限の方法との二つあり。吾國には工業徒弟に關してのみ認可制限の規定あり。尙徒弟の側に於ても一定の要件あるは當然にして、又第三者が代りて契約を締結せる場合には一層複雑なる問題生ずべし。徒弟契約は一般に特別の形式を必要とせず。

徒弟契約の期間は通常一定せらるゝも此に關する規定なき爲め不定期なるものもあり得る。徒弟契約の解除に關しては、その將來に向つてのみ契約の効力を消滅し得る規定あり、又當事者は已むを得ざる事由の爲めには直ちに契約を解除し得るものなり。この已むを得ざる事由は徒弟契約特有の事由、例へば徒弟がその職業に對する天分を缺く事を認める場合等を含む事勿論なり。尙當事者の死亡に關しては、それが徒弟の場合ならば契約は當然消滅するが、事業主の死亡の場合には必ずしも一律には論ぜられぬ。蓋し事業主は自然人たる事あり、法人たる事あり、組合たる事あり、その契約上の義務が必ずしも一身專屬の性質のものでないからである。事業主の破産は無條件に契約を解除するを得しめる。

徒弟修業期間終了の上は事業主は契約慣習又は法規に依り、修業證書を交付すべきものなり。又所謂御禮奉公の名の下に期間終了後も引續き勞務に従事する事あるも、此は默示的なる通常労働契約と解すべきものならん。

吉川大二郎 労働契約なき労働関係 (法曹會雜誌 6の11, 12)

從來より雇主と被傭者間に成立する労働関係の法律上の觀察に當つては民法上の雇傭契約若くは労働法上の労働契約並に之より生ずる労働関係のみの考察を以て能事終れりとする傾向あるも、所謂労働契約なき労働関係も亦一つの社會的事實として種々の原因より種々の態様に於て發生し得るに共に、近代的大企業の發展に伴ひ益々その數と社會的重要性を増加しつつあり、而もかかる労働関係は他の一般労働関係と同様の取扱ひを要求する經濟的社會的理由を有するものであり、此に關する規律を除外したる労働契約法は頗る片手落ちを謂はざるを得ない。此處に謂ふ労働契約なき労働関係とは從屬的勞務を事實上給付する事によつて生ずる被傭者個々の雇主との間の労働契約に基かざる關係を定義するを得べく、その發生原因及び態様としては、労働契約不成立の場合の労働関係、無効なる労働契約に基く労働関係、他人の被傭者の労働関係、労働契約解消後の労働関係等を挙げ得べし。

かかる種類の労働関係は法律上、一般の労働関係と同様の取扱ひを受くべきは當然の事なるも、茲に注意すべきは、かかる法律効果は只單に雇主と被傭者との間の純然たる私法的關係の領域に於てのみならず、労働者保護並に労働保險の領域に於ても發生すべきものなる事である。

近時我國に於ても労働法制漸く發達し各種の重要な法令並に草案相踵いで出するに至つたが、尙労働契約なき労働關係の存在を看過せるの憾去らず、著者は殊に、労働契約不成立若くは無効の場合に於ける被傭者の賃銀請求權の問題を重大視し、此に關する著者の私案を掲げてゐる。

北岡壽逸 鑛夫勞役扶助規則の改正に就て (社會政策時報 97)

木村清司 改正鑛夫勞役扶助規則に就て (法學協會雜誌 46の10)

筆者は法律學者として、昭和3年9月1日改正の新鑛夫勞役扶助規則に就き、歐米各國の立法狀態と我國個有の特質とを参照しつつ説明を試みてゐる。

一般鑛夫の坑内労働時間の制限の點に就ては、先づ、坑内労働時間法制の一般工場労働の労働時間法制と異なる特質を述べ、次で改正された新規則の内容を批判してゐる。筆者は在坑10時間制度の採用は諸外國の8時間乃至8時間半制度に比し、永きに過ぎるの觀があるが、吾國鑛山業の現状に於ては10時間制は充分此を首肯するの理由あり。且つ從來の不規律な労働に比しては此すら劃時代的な進歩であり、尙その原因は吾國の自然的條件の劣悪なる事も一つであるが、又他方吾國鑛山労働者の階級的自覺一團結力の幼稚なる事も亦重大なる原因の一つであるとしてゐる。又坑内労働時間の計算地點及び集團鑛夫の労働時間の計算法等についても明瞭なる原則を設けた事や、労働時間制限の例外に於て一般労働時間の場合と異り、嚴重なる制限を附し、事業主の經營上の理由等による例外を認めなかつた事等は今次の改正の重要な部分であるとしてゐる。

次に保護鑛夫の坑内労働禁止については、夫婦共稼制の習慣による施行困難を指摘し、其に對して改正規則が5ヶ年の猶餘を規定した事の妥當を認め、又幼年労働者の制限年齢を16才迄とした事の立法上の根據薄弱なるを指摘し、先進諸國の例の如く14才迄すべき理由を挙げてゐる。

最後に保護鑛夫の深夜業禁止に就てはその實行の即時になし得ざる事情を認め各石炭山に就き事情に應じて期間を定めて夜業を認可するの權限を鑛山監督局長に與へ、但しかる例外は夜業禁止の實を失はしむる例外であるから鑛夫の利益を考慮して8時間三交替を條件させる事の妥當性を指摘してゐる。

社會局 工場危害豫防及衛生規則案要綱趣旨説明 (産業福利 3の6)

社會局保險部 (健康保險關係法規集追録 1の2)

日本工業俱樂部 勞働法調査委員會講演集 1 (昭和2年12月)

内容は第11回國際勞働會議に附議せらるべき問題に就て(吉阪俊造)歐洲最近の工業及勞働問題に就て(高島誠一)の二篇及び附録として當俱樂部調査課による最低賃銀に関する小論なり。

9 婦人及幼年の勞働

助川 浩 纖維工業女子従業員の勞働に関する衛生學的觀察(1) (産業福利 3の12)

紡績工場寄宿女工手に就ての晝夜作事の健康に及ぼす影響を觀察したものであつて、本報告に於ては月經に関する調査の結果を詳細に記述してゐる。

東京市制調査會 都市に於ける妊産婦保護事業 (昭和3年2月)

小川惟熙 勞働者の發育に関する研究(その1) 特にそれと出産との關係について (勞働科學研究 5の3)

著者は紡績婦人勞働者について、その309名の生體測定を行ひ、同時に429名の1058回の分娩に就て統計的調査を行ひ、その結果として、(1)産業勞働婦人が後天的に影響される身體的部位は長育並に厚育であつて、長育に於ては特に下肢の發育が抑制せらるゝこと。(2)著者の成績では死流産4.73%、生産95.27% 早産21.74%、難分娩3.88%であつて、早産率高率を示す。然し早産率の高きはHirschの説、即ち産業勞働に従事することに基づく狭窄骨盤が主因なりとの説を直ちに是認することは出来ない、寧ろ妊婦に對する勞働制限上の不備に原因するものであらう等と述べてゐる。

田邊秀穂 紡績婦人勞働者のガス代謝に就いて (勞働科學研究 5の2)

産業勞働婦人を被檢者として、逐次的並に逐日的にガス代謝の實地検査を行つ

た研究として、著者のこの報告は吾國に於ける最初のものだと思ふ。4人の紡績工場女工手に就て逐次的(1日9回検査)逐日的(6日間)に瓦斯代謝の實地検査を遂げて、次の如き成績を得た。

(1)作業による酸素攝取量並に發生熱量の増加は1日間平均、紡機部の者は46—73%、織機部の者は20—32%の増加を示して居る。(2)作業者の表はすガス代謝の現象は、作業の内容、環境諸條件、作業營爲の方法、作業者の身體的素質等に影響されるものであるから、單にガス代謝の検査結果のみからして、該作業の輕重或は疲勞現象の一般表示をすることは出来ない。

10 産業衛生 職業的疾患及災害

小西與一 婦人勞働者の貧血及其の原因について (勞働科學研究 5の4)

婦人勞働者1018名に就て、臨牀的検査、血液検査、寄生蟲検査を行つた共同調査の一部である。結論を抄記するに、

- (1)臨牀上の貧血者186名(18.3%)中48名は假性貧血者であつて、眞性貧血者は全員の13.6である。
- (2)健康婦人勞働者83名に就ては、赤血球數399—476萬、血色素 Sahli 値71—85である。
- (3)晝夜交代作業制の下にある紡績婦人勞働者は、作業負擔の大にして環境的條件不良なる部署粗紡には貧血者最も多い。また就業年限の増加は貧血率を大ならしむる様である。
- (4)獨樂音(Nonnensausen)は貧血者には約80%、非貧血者には約28%の陽性率をみる。赤血球數300萬以下色素50以下の者には必發症候である。
- (5)皮膚並に粘膜に就ての視診のみから貧血を診斷することは危険である。
- (6)貧血の原因としては、寄生蟲、食物、日光缺乏、慢性疲勞等のことが考へら

れる。

小辰克平 塵肺に就て (グレンツゲビート 2の8)

大阪醫大肺癆科教室にて臨牀上塵肺を見做さるゝ一患者に就ての所見を詳報せるものである。

岩崎辻男 工場に於ける腸内寄生蟲豫防の必要を論ず (労働科學研究 5の2)

紡績工場寄宿女工手1085名について Antiformin-Aether 法によりて糞便内寄生蟲卵の検査を行ひ次の如き結論を得た。

(1)一般寄生蟲罹患率は91.6%である。これを細觀するに、蛔蟲37.5%、十二指腸蟲39.1%、鞭蟲75.2%、東洋毛様線蟲4.6%、横川氏吸蟲2.3%、肝臟ヂストマ0.5%である。

(2)寄生蟲の混合罹患としては二種卵保有者が他種混合保有者よりも高率である

(3)幼年者即ち12歳乃至15歳の者に寄生率高く、逐歲的に低率に赴く、特に蛔蟲の寄生率に於て此傾向が著明である。

(4)豫防法として(a)労働者採用時の一條件として寄生蟲卵検査の實行。(b)同時に血球數と血色素の検査を行ひ強度の貧血者を採用せざるこゝ。(c)工場食堂に於ける野菜類の生食を衛生的に充分に注意するこゝ、等を必要事項として擧げてゐる。

日本鑛山協會 鑛夫の疾患に関する統計 (昭和3年5月)

業務外鑛夫總患者數及總罹患率年表

| | 鑛夫數 人 | 患者數 人 | 罹患率 % |
|-------|----------|----------|----------|
| 昭和元年 | 250,696 | 260,550 | 1,039.31 |
| 大正14年 | 264,460 | 277,223 | 1,044.26 |
| 同 13年 | 267,222 | 281,460 | 1,053.28 |
| 同 12年 | 276,186 | 302,153 | 1,094.02 |

| | | | |
|-------|---------|---------|----------|
| 同 11年 | — | — | — |
| 同 10年 | 261,873 | 552,290 | 1,345.27 |
| 同 9年 | 326,198 | 410,951 | 1,259.82 |

鑛種別坑内外夫總計負傷部位比較表

| | 金屬山 | 石炭山 | 石油山 | 其他ノ非金屬山 | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 頭 部 | 8.20 | 7.10 | 11.07 | 6.63 | 7.23 |
| 顔 面 部 | 5.87 | 6.32 | 10.03 | 4.77 | 6.30 |
| 頸 部 | 0.75 | 0.44 | 0.93 | 0.80 | 0.47 |
| 胸 腹 部 | 8.92 | 7.53 | 7.45 | 10.61 | 7.68 |
| 背 腰 部 | 9.97 | 13.10 | 6.83 | 14.59 | 12.75 |
| 上 肢 部 | 8.27 | 6.34 | 7.24 | 11.41 | 6.56 |
| 手 部 | 17.80 | 17.12 | 20.37 | 8.75 | 17.19 |
| 下 肢 部 | 15.53 | 19.97 | 11.07 | 19.63 | 19.46 |
| 足 部 | 20.86 | 2.91 | 17.06 | 13.79 | 20.06 |
| 全身及部位不明 | 3.38 | 2.07 | 7.96 | 9.02 | 2.30 |
| 合 計 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

星合甚之助 職業病としての水銀中毒 (日本の醫界 18の8-10)

検温器、寒暖計、湿度計、比重計、氣壓計等計器製造工場に従業する職工413名中水銀中毒の虞ある男工160名女工30名、に就て診査せる結果の報告である。症状中最も多數なるは、色素の沈着なき齒齦炎の18名(34.0%)色素の沈着ある齒齦炎の13名(24.5%)振顫兼色素沈着齒齦炎の8名(16.3%)、振顫の5名(9.4%)等である。季節的には夏季よりも冬季に多しと云ふ。豫防法として、作業室の氣積採光、換氣、氣温、床等に就て、また作業方法、職工の衛生思想のこゝ等に就て論じてゐる。

鐵道省大臣官房保健課 外傷性神經症に就て (昭和3年3月)

外傷性神經症に就て、井村英次郎氏はこれに関する學說の變遷に就て、馬渡一得氏は病原論に就て、鈴木和夫氏は症候及診斷に就て、高折茂氏は豫防及治療法に就て各分擔執筆して詳細に亘り論述せるものである。

鈴木和夫 外傷性神經症に就て (日本之醫界 18の12)

オープンハイム氏以來の舊説並にネーグリー氏等の新説を紹介して、外傷性神經症の本態に就て論じ、その症候、經過療法並に豫防法等を述べてゐる。

林 外男 過劇なる音響に因る内耳障碍の傳達経路に就て (醫事新聞 1228)

蛇の聽器に爆音刺激を作用せしめたるに、哺乳動物のコルチ器に相當する基礎乳頭 Papilla acustica basilaris に於ける感覺細胞の萎縮膨大、空胞形成、等の變化を惹起することを證明した。著者はこの實驗的基礎の上になつて、音響の内耳を障碍する傳達經過は、哺乳動物に於ては空氣傳導が主要であると思はれるが、同時に骨傳導障碍をも否定し得ず結論してゐる。蓋し蛇の爆音による内耳の障害は全然骨傳導にのみよつて惹起されるものであるからである。

竹雅進平 爆發瓦斯の動物體に及ぼす影響に就て (海軍々醫會雜誌 17の1)

結論として、マウスに對する炭酸の空中有毒含量は149.04 cc/Lにして、確實なる致死量は308.83 cc/Lたること、並にマウスに對する酸化炭素の空中有毒含量は0.8 cc/Lにして、確實致死量は6.75 cc/Lたることを報告してゐる。

藤田 潔 電撃死の本態に關する實驗的研究 (第30回九州醫學會々誌)

家兎に就てこれに低壓電流(直流110 Volt, 交流100 Volt.)を通じて電撃時の諸種症候に就て觀察し、(1)交流は直流よりも遙かに重篤なる症候を呈すること。(2)交流電氣を胸廓を通過する方向に通ずる時は電撃死を惹起するが、胸廓を通せざる方向に於ては死に至らざること。(3)心臓を直接に通過する以外の低壓電撃死は常に呼吸絶止後に心臓停止を來すこと、等を結論してゐる。

社會局 歸郷女工の健康状態に關する調査

常時職工50人以上を使用する工場にて大正12年乃至14年に疾病未治のまま解雇されたる12,349名の職工に就き、解雇前は工場にて、解雇後は郷里にて調査記入されたる調査表を基礎としての統計的觀察である。未治癒解雇者の疾病分類に於て多數なるものより順次記すと、呼吸器病(41.2%)、消化器病(14.5%)、全身病(13.5%)等の順で結核(3.7%)は第8位である。工業

別に觀察すると次表の通りである。

| | 紡績業 | 製糸業 | 織物業 | 其他 | 總體 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 呼吸器病 | 45.27% | 33.97% | 37.71% | 32.96% | 41.17% |
| 結核 | 4.14 | 2.90 | 3.27 | 3.21 | 3.71 |
| 消化器病 | 10.60 | 23.78 | 16.45 | 19.13 | 14.50 |
| 全身病 | 15.02 | 11.28 | 12.2 | 9.88 | 13.52 |
| 運動器病 | 6.92 | 4.53 | 5.19 | 4.69 | 6.06 |

解雇後の轉歸に就てみると、治癒は58.90%、死亡は21.69%、未治は13.08%、不明6.33%の結果を示す。また死亡率に就て工業別に觀ると、紡績業20.22%、製糸業25.41%、織物業23.18%、其他20.99%となつてゐる。結核死亡率は紡績業52.33%、製糸業57.81%、織物業63.23%、其他76.92%である。

尙ほ工場附屬病院並に歸郷後に於ける療養状況、其他に就て記載し結論として、職工採用時に於ける體格検査を嚴重にすべきこと等對策に就て述べてゐる。

日本鑛山協會 鑛業災害に依る死傷統計 (昭和3年5月)

災害死傷累年比較

| 年次 | 鑛夫數 | 鑛夫數に對する死傷千分率 | |
|-------|---------|--------------|--------|
| | | 死亡 | 傷害 |
| 明治26年 | 86,971 | 0.70 | 0.40 |
| 同 36年 | 157,129 | 1.97 | 3.61 |
| 同 41年 | 202,589 | 1.55 | 72.77 |
| 大正2年 | 262,163 | 2.78 | 514.12 |
| 同 7年 | 464,727 | 1.97 | 365.87 |
| 同 8年 | 465,158 | 2.00 | 469.95 |
| 同 9年 | 439,159 | 2.50 | 462.32 |
| 同 10年 | 328,808 | 2.11 | 533.61 |
| 同 11年 | 300,861 | 1.94 | 548.54 |
| 同 12年 | 322,387 | 2.23 | 565.21 |
| 同 13年 | 305,252 | 2.96 | 575.59 |
| 同 14年 | 310,426 | 2.53 | 604.06 |
| 昭和元年 | 293,562 | 2.73 | 539.84 |

石炭山に於ける出炭百萬噸當り死傷率累年比較

| 年次 | 出炭量 | 死亡 | | 重傷 | | 死傷 | |
|-------|------------|-----|-------|-------|--------|---------|----------|
| | | 數 | 率 | 數 | 率 | 數 | 率 |
| 明治32年 | 6,755,572 | 265 | 39.22 | 27 | 3.98 | 25 | 3.69 |
| 42年 | 15,048,113 | 535 | 35.55 | 410 | 27.25 | 7,712 | 512.49 |
| 大正元年 | 19,639,753 | 860 | 43.79 | 1,389 | 70.72 | 17,046 | 867.93 |
| 同 8年 | 31,271,093 | 765 | 24.46 | 5,505 | 176.04 | 184,537 | 5,901.20 |
| 9年 | 29,245,384 | 992 | 33.92 | 5,006 | 171.17 | 173,234 | 5,523.46 |
| 10年 | 26,220,617 | 643 | 24.52 | 5,301 | 202.17 | 154,299 | 5,884.64 |
| 11年 | 27,701,731 | 547 | 19.75 | 5,887 | 212.61 | 148,669 | 5,366.77 |
| 12年 | 28,948,820 | 663 | 22.90 | 5,902 | 203.88 | 167,228 | 5,776.67 |
| 13年 | 30,110,826 | 839 | 27.86 | 6,114 | 303.05 | 154,585 | 5,133.86 |
| 14年 | 31,459,415 | 721 | 22.92 | 4,522 | 143.74 | 166,916 | 5,305.74 |
| 昭和元年 | 31,426,549 | 712 | 22.66 | 3,364 | 107.04 | 139,765 | 4,447.35 |

本邦と諸外國石炭山に於ける災害死傷を比較すれば、死者實數に於て英米獨よりも少數なるも負傷者數に於ては英國よりも概して多數なり。死亡者率に至りては獨米と稍伯仲の中にあるも英佛に比し著しく多數なり。

日本工業俱樂部 工場危害豫防及衛生規則案要項に關する説明並に意見 (昭和3年7月)

産業福利協會 災害豫防施設寫真帖 (昭和3年3月)

社會局勞働部 工場災害豫防に關する各國法規 (昭和3年1月)

本書は工場に於ける災害豫防に關する各國各法規中一般工場に關するものを蒐集せるものにして、英國は工場法第二章、改正工場法案第二章、製材業に於ける危害豫防取締規則、獨逸に於ては工業條例第二十條、災害(保險)同業組合の災害豫防規則、佛國に於ては勞働法典第2卷第2編等、米國に就ては、紐育州、オハイオ州、ウイスコンシン州、マサツチューセツツ州等に於ける諸法令等を蒐録し、その他露、印、ルクセ、伊、埃、白、瑞西、瑞典、諾、和、丁等の關係法規をも記載してゐる。

社會局勞働部 綿紡織機械安全設備紡績の部 (昭和3年2月)

本書は、英國に於ける機械の災害豫防に關する工場法の不徹底を補ふ爲めに各種の業務毎に工業主、職工及監督官が會議して災害豫防の標準を規定し之に基き工場監督部に於て法律の運用につき説明書を出してゐる中最も成績の良い紡績業に於ける規定を安全パンフレットの第4—6編として出版したものと譯文の前編(後編は機織の部)なり。

日本鑛山協會 鑛業災害に依る死傷統計 (昭和3年5月)

社會局勞働部 産業災害統計の方法 (昭和3年5月)

國際勞働機關は勞働統計の國際比較を圖る目的を以て1923年10月ジュネーヴに國際勞働統計家會議を開催し、産業災害統計その他二項につき審議したが、右會議に先ち、國際勞働事務局は各會議事項に關する報告を作製した。本書は右報告の中 Methods of Industrial Accidents を翻譯せるものである。

社會局勞働部 我國に於ける産業災害豫防の概況 (昭和3年3月)

第一章に於て産業災害豫防に關する法制を工場法制を以前、現行全國的法規、現行地方廳令、汽罐汽機の保險制度等の項目に分つて述べ、第二章に於て安全運動を産業福利協會設立以前の運動、産業福利協會、災害豫防に關する其他の團體、安全週間及安全デー等に分ちて記し、第三章に於て工場及鑛山に於ける安全組織及安全設備を述べてゐる。尙附録として、災害及扶助統計、産業災害豫防に關する法規、産業災害豫防に關する文献等を掲ぐ。昭和2年に於ける安全週間を中心とする前後3週間に於ける死傷者を加盟工場 11,108工場中の報告を得たる5,888工場につき調査したるもの次の如し。

| | | 安全週間前一週間 | 安全週間中 | 安全週間後一週間 |
|-----------|-----------|----------|--------|----------|
| 負傷の爲め | 男 | | | |
| | 死亡したるもの | 1 | 1 | 1 |
| | 休業したるもの | 210 | 134 | 189 |
| | 休業を要せざるもの | 661 | 444 | 390 |
| | 女 | | | |
| | 死亡したるもの | — | — | — |
| 休業したるもの | 21 | 18 | 10 | |
| 休業を要せざるもの | 86 | 59 | 82 | |
| 計 | | | | |
| 死亡したるもの | 1 | 1 | 1 | |
| 休業したるもの | 231 | 152 | 199 | |
| 休業を要せざるもの | 747 | 503 | 471 | |
| 一日平均職工數 | | | | |
| 男 | 84,342 | 83,812 | 84,432 | |
| 女 | 39,446 | 39,591 | 39,345 | |

11 社會保險

政府の管掌する健康保險事業狀況 (昭和3年9月末現在 健康保健時報2の12)

1、被保險者數

| 種 別 | 本月末現在 |
|-----------------------|-----------|
| 強被保險者 | 1,118,378 |
| 工場法適用工場に使用せらるゝもの | 60,522 |
| 鑛業法適用工場又は事業場に使用せらるゝもの | 1,178,900 |
| 任意包括被保險者 | 1,496 |
| 任意繼續被保險者 | 125 |
| 合 計 | 1,180,521 |

2、被保險者標準報酬等級別數

| 種 別 | 第1級 | 第2級 | 第3級 | 第4級 | 第5級 | 第6級 | 第7級 | 第8級 | 第9級 | |
|----------|------------------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 強制被保險者 | 保險料率標準報酬日額百分ノ四ノ分 | 32,119 | 64,833 | 106,183 | 128,196 | 123,229 | 113,289 | 200,177 | 112,844 | 83,597 |
| | 保險料率標準報酬日額百分ノ八ノ分 | 439 | 896 | 1,989 | 2,541 | 2,935 | 4,886 | 12,443 | 6,949 | 3,280 |
| | 計 | 32,758 | 65,729 | 108,172 | 130,737 | 126,224 | 118,175 | 212,620 | 119,793 | 86,877 |
| 任意包括被保險者 | 保險料率標準報酬日額百分ノ四ノ分 | 116 | 126 | 174 | 135 | 119 | 116 | 185 | 148 | 105 |
| | 保險料率標準報酬日額百分ノ八ノ分 | — | — | — | — | — | 1 | — | — | 1 |
| | 計 | 116 | 126 | 174 | 135 | 119 | 116 | 186 | 148 | 106 |
| 任意繼續被保險者 | 保險料率標準報酬日額百分ノ四ノ分 | 2 | 6 | 8 | 5 | 15 | 12 | 23 | 14 | 8 |
| | 保險料率標準報酬日額百分ノ八ノ分 | 1 | — | — | 1 | 1 | 2 | 4 | 2 | — |
| | 計 | 3 | 6 | 8 | 6 | 16 | 14 | 27 | 16 | 8 |
| 合 計 | 保險料率標準報酬日額百分ノ四ノ分 | 32,437 | 64,965 | 106,365 | 128,236 | 123,363 | 113,417 | 200,385 | 113,006 | 83,710 |
| | 保險料率標準報酬日額百分ノ八ノ分 | 440 | 896 | 1,984 | 2,542 | 2,996 | 4,888 | 12,448 | 6,951 | 3,281 |
| | 計 | 32,877 | 65,861 | 108,354 | 130,878 | 126,359 | 118,305 | 212,838 | 119,957 | 86,991 |

| 種 別 | 第10級 | 第11級 | 第12級 | 第13級 | 第14級 | 第15級 | 第16級 | 計 | |
|----------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-----------|
| 強制被保險者 | 保險料率標準報酬日額百分ノ四ノ分 | 60,461 | 38,293 | 27,755 | 18,188 | 12,629 | 9,512 | 7,889 | 1,139,457 |
| | 保險料率標準報酬日額百分ノ八ノ分 | 1,525 | 792 | 354 | 186 | 90 | 59 | 19 | 39,43 |
| | 計 | 61,986 | 39,085 | 28,109 | 18,374 | 12,782 | 9,571 | 7,908 | 1,178,900 |
| 任意包括被保險者 | 保險料率標準報酬日額百分ノ四ノ分 | 81 | 74 | 57 | 31 | 15 | 11 | 1 | 1,491 |
| | 保險料率標準報酬日額百分ノ八ノ分 | — | — | — | — | — | — | — | 2 |
| | 計 | 81 | 74 | 57 | 31 | 15 | 11 | 1 | 1,496 |
| 任意繼續被保險者 | 保險料率標準報酬日額百分ノ四ノ分 | 6 | 7 | 4 | 2 | — | 1 | — | 113 |
| | 保險料率標準報酬日額百分ノ八ノ分 | — | 1 | — | — | — | — | — | 12 |
| | 計 | 6 | 8 | 4 | 2 | — | 1 | — | 125 |
| 合 計 | 保險料率標準報酬日額百分ノ四ノ分 | 60,548 | 38,374 | 27,816 | 18,221 | 12,707 | 9,524 | 7,890 | 1,141,064 |
| | 保險料率標準報酬日額百分ノ八ノ分 | 1,525 | 793 | 354 | 186 | 90 | 59 | 19 | 39,457 |
| | 計 | 62,073 | 39,167 | 28,170 | 18,407 | 12,797 | 9,583 | 7,909 | 1,180,521 |

3、工場、事業場及事業數

| (種 別) | (前月末現在) | (本月中増) | (本月中減) | (本月末現在) | |
|---------------------|----------|--------|--------|---------|--------|
| 強制被保險者ノ使用セラル、工場及事業場 | 工場法適用工場 | 43,041 | 608 | 403 | 43,246 |
| | 鑛業法適用事業場 | 641 | 27 | 11 | 657 |
| | 鑛業法適用工場 | 30 | 3 | — | 33 |
| 計 | 43,712 | 638 | 414 | 43,936 | |
| 任意包括被保險者ノ使用セラル、事業 | 330 | 25 | 24 | 331 | |
| 合 計 | 44,042 | 663 | 438 | 44,267 | |

4、各健康保險署別工場、事業場及事業數並被保險者數

| (健康保險署) | (被保險者數合計) | (健康保險署) | (被保險者數合計) |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 札幌 | 10,650 | 岩手 | 6,849 |

| | | | |
|-----|---------|-----|-----------|
| 函館 | 3,651 | 青森 | 3,499 |
| 旭川 | 3,588 | 山形 | 16,068 |
| 釧路 | 2,571 | 秋田 | 7,240 |
| 東京 | 112,447 | 福井 | 21,019 |
| 京都 | 29,346 | 石川 | 16,093 |
| 大阪 | 128,959 | 富山 | 10,595 |
| 神奈川 | 19,192 | 鳥取 | 8,189 |
| 兵庫 | 51,767 | 島根 | 5,251 |
| 長崎 | 13,723 | 岡山 | 16,697 |
| 新潟 | 24,079 | 広島 | 21,388 |
| 埼玉 | 38,123 | 山口 | 11,945 |
| 群馬 | 50,111 | 和歌山 | 19,266 |
| 千葉 | 5,602 | 徳島 | 10,376 |
| 茨城 | 9,325 | 香川 | 6,741 |
| 栃木 | 8,748 | 愛媛 | 28,727 |
| 奈良 | 4,881 | 高知 | 10,561 |
| 三重 | 18,763 | 福岡 | 53,265 |
| 愛知 | 82,807 | 大分 | 10,617 |
| 静岡 | 36,029 | 佐賀 | 8,873 |
| 山梨 | 19,246 | 熊本 | 12,859 |
| 滋賀 | 11,018 | 宮崎 | 6,901 |
| 岐阜 | 21,940 | 鹿児島 | 8,469 |
| 長野 | 119,735 | 沖縄 | 989 |
| 宮城 | 8,051 | | |
| 福島 | 23,673 | 合計 | 1,180,531 |

健康保険組合の管掌する健康保険事業状況 (昭和3年9月現在) (健康保険時

報 2の12)

1. 組合数

| | | | |
|---------|-----|-----------|-----|
| 染織工場 | 135 | 金属工業 | 21 |
| 機械及器具工業 | 56 | 石炭鑛業 | 51 |
| 化学工業 | 39 | 石油鑛業 | — |
| 飲食物工業 | 14 | 其の他の非金属鑛業 | 2 |
| 雑工業 | 13 | 其の他の事業 | 5 |
| 特別工業 | 5 | 計 | 341 |

備考 本表は組合の設立ある事業の種類に分ちたるものにして昭和3年9月末現在に依る

2. 被保険者数

| (種別) | (昭和3年9月末) |
|----------|-----------|
| 強制被保険者 | 733,701 |
| 任意包括被保険者 | 29,608 |
| 任意繼續被保険者 | 22 |
| 計 | 763,331 |

政府の管掌する健康保険の保険醫及保健薬剤師数調 (昭和3年9月分) (健康保

險時報 2の12)

| (種別) | (本月末現在) | (種別) | (本月末現在) |
|------|---------|------|---------|
| 札幌 | 88 | 長野 | 132 |
| 函館 | 27 | 宮城 | 50 |
| 旭川 | 41 | 福島 | 45 |
| 釧路 | 10 | 岩手 | 37 |
| 東京 | 1,404 | 青森 | 14 |
| 京都 | 309 | 山形 | 51 |
| 大阪 | 553 | 秋田 | 38 |
| 神奈川 | 234 | 福井 | 61 |
| 兵庫 | 349 | 石川 | 88 |
| 長崎 | 55 | 富山 | 61 |
| 新潟 | 83 | 鳥取 | 36 |
| 埼玉 | 103 | 島根 | 44 |
| 群馬 | 87 | 岡山 | 109 |
| 千葉 | 96 | 広島 | 164 |
| 茨城 | 125 | 山口 | 104 |
| 栃木 | 83 | 和歌山 | 92 |
| 奈良 | 42 | 徳島 | 69 |
| 三重 | 117 | 香川 | 57 |
| 愛知 | 536 | 愛媛 | 43 |
| 静岡 | 202 | 高知 | 63 |
| 山梨 | 54 | 福岡 | 221 |
| 滋賀 | 72 | 大分 | 85 |
| 岐阜 | 143 | 佐賀 | 50 |

| | | | |
|-----|-----|----|-------|
| 熊本 | 134 | 沖縄 | 1 |
| 宮崎 | 29 | | |
| 鹿児島 | 52 | 計 | 6,741 |

昭和3年11月現在政府管掌保険者数調 (健康保険時報 2の12)

| (保険署名) | (被保険者数) | (保険署名) | (被保険者数) |
|--------|---------|--------|-----------|
| 札幌 | 10,510 | 岩手 | 6,717 |
| 函館 | 3,799 | 青森 | 3,504 |
| 旭川 | 3,609 | 山形 | 16,322 |
| 釧路 | 2,507 | 秋田 | 7,299 |
| 東京 | 113,034 | 福井 | 21,092 |
| 京都 | 29,855 | 石川 | 16,305 |
| 大阪 | 130,032 | 富山 | 10,770 |
| 神奈川 | 19,803 | 鳥取 | 8,056 |
| 兵庫 | 52,507 | 島根 | 5,215 |
| 長崎 | 14,037 | 岡山 | 16,737 |
| 新潟 | 24,410 | 広島 | 21,800 |
| 埼玉 | 38,239 | 山口 | 12,294 |
| 群馬 | 51,315 | 和歌山 | 19,579 |
| 千葉 | 5,689 | 徳島 | 10,494 |
| 茨城 | 9,338 | 香川 | 6,770 |
| 栃木 | 8,762 | 愛媛 | 28,799 |
| 奈良 | 4,968 | 高知 | 10,601 |
| 三重 | 19,231 | 福岡 | 52,471 |
| 愛知 | 83,937 | 大分 | 10,623 |
| 静岡 | 36,152 | 佐賀 | 7,554 |
| 山梨 | 19,407 | 熊本 | 12,932 |
| 滋賀 | 11,036 | 宮崎 | 6,979 |
| 岐阜 | 21,657 | 鹿児島 | 8,683 |
| 長野 | 119,784 | 沖縄 | 999 |
| 宮城 | 8,074 | | |
| 福島 | 22,488 | 計 | 1,136,752 |

末高 信 社會保險の領域 (社會保險に於ける保険事故の範圍) (早稻田商學 4の1)末高 信 社會保險の統一を論ず (早稻田商學 4の2)

現今に行はるゝ各國の社會保險制度の範圍、給與、その保險の對象の限局、その經費負擔の方法、組織制度の混亂なきについて論じたる著者は、こゝにこれら統一なき社會保險に於ける根本問題の一つとして、その統一化の問題を考察してゐる。そして被保險者の範圍、危險、給與、負擔及制度に關する國內的統一化體系化、國際的統一化秩序化を目標として本篇をなしてゐる。先づ國內に於ける社會保險の統一の原理を述べ、次に各國に於けるそれに関する議論及其成果を叙し、進んで國際的統一について、從來の道程を詳論してゐる。

宮入慶之助 社會保險の餘弊と其改善の道 (東京醫事新誌 2558—2582)

エルウィン・リイクの原著を譯出せるものである。社會政策としての健康保險法の社會及び醫師の生活に及ぼしたる影響を論じ、その餘弊はいかにすればこれを救済し得るか又貧困の増大に對する社會的國家的施設方針は如何なきの點につき、獨逸の狀況を基とし移評論してゐる。ここに著者が「社會保險のあらん限り私は官吏としての醫師のあることを必要と見」又社會保險の最終の目的が社會的にかくも窮迫せる労働者を再び自由の公民とし、保險も要らねば、診察官も要らないと云ふ地點に至らしめることであるを論じ、獨逸の住宅不足、不良住宅の多數なることを指摘して、この方の施設をせずには、保險から保險へむやみにならべて、それで社會的幸福を増進しようとするは奇蹟を信するやうなものである。それは表面的症候的治療で原因的療法ではない。と論じてゐるのは注目に價することである。

大山稻三郎 生命保險醫學上に於ける體質の分類に就いて (診断と治療 昭和3年臨時増刊 疾病治療と體質)

著者は生命保險醫學上に於ける體質を、標準體(普通體)肥滿體羸瘦體の三種と

し、日本人を材料として身長胸圍體重を以て標準體格表を作り、これによつて容易にこれら三種を區別し得、體質の判定に役立たしめよう試みてゐる。(表略)

商工省保險部 保險年鑑 (大正15、昭和元年度) 甲内國會計

簡易保險局 簡易保險局統計年報 (大正15、昭和元年度) (昭和3年3月)

商工省保險部 保險年鑑 (大正15、昭和元年度) 乙、外國會計

簡易保險局 被保險者福祉施設要覽 (昭和3年10月)

大山稻三郎著 生命保險醫學提要 (經壽生命保險株式會社 昭和3年8月)

生命保險醫學は近時の一般醫學醫術の進歩さにも益々複雑なる問題に進み入らねばならぬ、而も保險醫學は保險事業の基調であり、その合理化經營の重要な要素である。ここに豫約判定、或は生命の豫約についての知見はむしろ保險醫學界の進歩に負ふところ多し云はねばならぬ。著者は保險醫學の實務家であるが、多く一般の文献抄録し、而も多くの日本人の健康に関する資料によつて論述してゐるのは誠に多きするに足る。資料の不足は著者の罪にあらずして、まだこれら國民保健に関する一般醫學的事定の集積がわが邦人に關しては缺けてゐることを物語るものであらうと思ふ。本書は保險醫に對してかゝれたものであるが、尙一般醫學者並に他の専門家の參考せらるべきものである。

石丸優三著 社會保險論 (有斐閣 昭和3年7月)

著者は世界の主要國に於ける社會保險制度を調査し、これを中心として本書を編したのであるが、社會保險の沿革、その法制上の概念を卷頭に論じ、最後にわが社會に産業社會の給與生計費その他の資料によつて、労働者階級の生活の現状を検討し、その上に立つて、わが社會には、(1)災害保險、(2)疾病保險(それについては適用範圍について)、(3)癱疾保險、(4)失業保險、(5)老齡保險、(6)遺族保險、(7)妊娠保險を設置するの必要を述べ、各保險機關をいかに

すべきかについて意見をのべてゐる。

森莊三郎著 社會保險論集 (有斐閣 昭和3年9月)

この著の内容をなせる諸論文の多くは一度國家學會雜誌誌上に掲載されたものであるが、著者はこれを整へてこの一書をなしてゐる。社會保險に關する海外の事情の紹介と日本の社會保險の現状を學究的に紹介批判したもとして、本書はその使命を有する。(5)英國の醫師と健康保險、(6)社會保險に於ける豫防の地位の項なきは直接に醫師の參考すべきものであつて、こゝに醫師社會の重要な問題が暗示せられてゐると思ふ。

湯澤三千男 健康保險法改正案と健康保險の將來 (醫政 3の5)

政府の健保改正案の骨子 (1)職員たる被保險者の脱退し得る途を開いたること、(2)業務外の疾病に對する醫學の費用の一部を患者たる被保險者に負擔せしめ得る様にしたこと、(3)保險經濟の狀況或は事業の業態に鑑み業務外の事故に對する傷病手當金を100分の40迄減額し得るやうにしたこと、(4)保險經濟の狀態良好なる時は附加給付を爲すの途を開いたこと關してその當局者としての理由を述べ更に世論に喧しかつた改正點にして改正しなかつた23の事項につきその理由を説明せるものである。

田中 貢 健康保險醫療制度批判 (醫政 3の10)

著者は先づ政府の補助金僅か400萬圓を以てこの劃世的政合政策を實行せんことを難じ、その増額を要求し、健保改正の如きは常に被保險者中心に考へねばならぬことを主張し、醫療に對する現今の批難は醫師側そのものに對してなされるが、それはその大部分政府の力針が然らしめるところである云ふ。そして政府が囑託醫制度をやもすればならんとするの意志を示すこと、並に組合がその醫療組織に關する何等の規定なきをよきこととして、不完全なる工場醫局を

以てその診療を取扱はしめ、或は醫師撰擇の自由を拘束するが如きは非理も甚だしいと難じ、最後に被保険者中心に考へたる時には、醫藥分業が果して被保険者の經濟的負擔の軽減になるか又はその健康の安全を一層進める手段であるかは大いに考慮を要すを論じてゐる。

寺邑毅一 健康保険の診療費 (醫政 3の8)

著者は昭和2年度の數字から毎1ヶ月平均被保険者數(政府管掌)1,130,743人中毎1ヶ月平均受診患者數280,085人に達し、比率は2割4分8厘となる。又診療日數は1-6月は患者總數12,600,864人で、診療日數は119,700,889日にして患者1人1ヶ月診療日數は9.49日である。

以上からこれに相當する診療費額を算出すれば今若し一點單價を20錢とすれば被保険者1ヶ月平均總數に被保険者の罹病比率を乗じ毎1ヶ月受診總數を出し、これから患者1人1ヶ月に要する診療平均點數を乗じて1ヶ月に要する總患者の總點數を得、これに20錢を乗ずると1ヶ月總患者の總診療費が出る。これを12倍して被保険者全數の1ヶ年の總診療費を出し、被保険者數で除して被保険者1人1ヶ年の診療費11圓39錢8厘と云ふ數字が出る。

同様にして1日の診療費を50錢と見做したる時は被保険者1人1ヶ年に要する診療費は14圓12錢となる。

以上の數字は從來の7圓42錢6厘7毛と云ふ診療費にては不足であることが明かにされると思ふと云ひ、著者は更に組合の統計を示して傷病率の高きもの必ずしも入院料比率高きにあらず、傷病率低きもの必ずしも入院料比率低きにあらず各組合各自の業務上の状態によつて各種各様の數字が現はれてゐることを示してゐると云つてゐる。

著者の示したる昭和2年度の各組合の統計は下の如くである。

| 區分 | 被保險者數 | 受診者豫定 | 受診者實數 | 受診比率 | 診1人平均點數 | 入院料比率 | 點當單價 | 豫定超過比率 | 患者1人平均診療費 | 平均標準報酬日額 | 支出シ得べき醫療費 |
|----|--------|-------|-------|------|---------|-------|-------|--------|-----------|----------|-----------|
| ア | 584 | 97 | 138 | 23.7 | 14.93 | 5.6 | 16.30 | 4.2 | 2.64 | 2,570 | 14,125 |
| イ | 1,388 | 231 | 529 | 38.5 | 11.28 | 2.6 | 13.47 | 13.1 | 16.01 | 1,540 | 18,464 |
| ウ | 3,798 | 636 | 1,067 | 27.9 | 15.48 | 16.1 | 15.11 | 6.7 | 24.64 | 1,890 | 10,388 |
| エ | 6,680 | 1,113 | 2,208 | 33.0 | 16.76 | 18.7 | 11.75 | 9.8 | 20.75 | 1,600 | 8,794 |
| ヲ | 390 | 151 | 230 | 25.3 | 16.00 | 13.1 | 18.41 | 5.2 | 21.03 | 2,370 | 8,794 |
| カ | 10,536 | 1,753 | 1,548 | 14.6 | 20.61 | 15.8 | 19.57 | — | 42.56 | 2,200 | 12,091 |
| キ | 1,336 | 222 | 561 | 4.19 | 12.90 | 11.9 | 10.17 | 15.2 | 13.82 | 2,410 | 13,264 |
| ク | 1,229 | 204 | 505 | 4.11 | 1.12 | 13.5 | 12.11 | 14.7 | 14.18 | 2,550 | 14,015 |
| ケ | 989 | 164 | 237 | 24.0 | 19.51 | 8.2 | 13.65 | 4.4 | 28.06 | 2,040 | 11,212 |
| コ | 2,831 | 638 | 1,110 | 28.9 | 16.20 | 14.2 | 11.71 | 7.4 | 19.98 | 2,563 | 12,987 |
| サ | 954 | 119 | 203 | 21.1 | 19.17 | 11.0 | 14.81 | 2.7 | 29.91 | 1,462 | 13,202 |
| シ | 719 | 119 | 351 | 49.0 | 13.14 | 8.7 | 12.50 | 19.5 | 17.30 | 3,300 | 18,137 |
| ス | 413 | 68 | 142 | 34.5 | 13.71 | 1.9 | 12.23 | 10.7 | 17.66 | 2,418 | 13,290 |
| セ | 572 | 95 | 144 | 25.2 | 17.78 | 15.5 | 11.26 | 5.1 | 22.96 | 2,620 | 14,400 |
| ソ | 671 | 111 | 189 | 28.1 | 17.71 | 11.0 | 12.12 | 6.9 | 22.61 | 2,340 | 12,861 |
| タ | 1,111 | 185 | 346 | 31.1 | 14.90 | 7.8 | 12.72 | 8.7 | 19.97 | 2,220 | 12,201 |
| チ | 1,392 | 220 | 312 | 26.6 | 15.78 | 6.9 | 13.43 | 6.0 | 22.33 | 2,220 | 12,091 |
| ツ | 431 | 71 | 117 | 27.2 | 17.05 | 5.2 | 13.13 | 6.3 | 23.58 | 2,040 | 11,212 |
| テ | 404 | 67 | 118 | 29.6 | 21.64 | 26.0 | 7.77 | 7.8 | 17.71 | 1,509 | 8,293 |
| ト | 700 | 116 | 191 | 27.2 | 11.33 | 0.2 | 10.06 | 6.3 | 22.51 | 1,490 | 8,189 |
| ナ | 717 | 119 | 172 | 24.0 | 18.03 | 5.0 | 13.22 | 4.4 | 25.11 | 2,370 | 13,026 |
| ニ | 319 | 53 | 47 | 14.7 | 18.75 | 0.0 | 21.10 | — | 41.28 | 1,060 | 5,826 |
| ヌ | 361 | 60 | 77 | 21.8 | 21.83 | 26.4 | 10.80 | 3.1 | 24.84 | 2,810 | 15,444 |
| ネ | 563 | 93 | 165 | 29.3 | 15.75 | 6.3 | 13.91 | 7.6 | 23.08 | 2,560 | 13,340 |
| ノ | 1,553 | 353 | 208 | 13.4 | 20.01 | 10.7 | 21.96 | — | 46.30 | 2,047 | 11,250 |
| ハ | 412 | 68 | 129 | 31.3 | 19.06 | 8.9 | 9.31 | 8.8 | 18.99 | 1,861 | 10,228 |
| ヒ | 638 | 106 | 143 | 30.3 | 13.40 | 16.2 | 13.66 | 8.2 | 19.28 | 1,830 | 10,058 |
| フ | 373 | 62 | 82 | 21.9 | 16.63 | 4.2 | 10.26 | — | 3.99 | 2,490 | 13,685 |

内ヶ崎騰次郎 閑却され易き健康保険の眼目 (醫政 4の2)

著者はわが國の健康保險法の基調をなせる本旨につきて、世論及び批評を以てしてこの一編をわいてゐる。現行法の美點長所に關する稱頌とも云ふべきである。日本醫師會の對

健康保險の通俗的な解釋として注意されべきものであらう。

大阪市醫師會健康保險部 對照健康保險法規類纂 (昭和3年12月)

12 母性保護(一般婦人問題を含む)

布施辰治 自由廢業の實際問題 (麻清 18の6)

今日の法律が自由廢業を許し、又本人達も願つてゐるにかゝらず實際は何故に簡単に許されないか、それは今日の法律が偽せ看板であつて骨抜にされてゐるからである。然し乍ら法律の活用に智識を持ち、その闘争に死を以つて勝つ信念さへあれば、必ず廢業が出来るものであることを説いてゐる。

西内天行 公娼廢止と静岡縣 (麻清 18の12)

鈴木文治 労働問題としての公娼制度 (麻清 18の10)

先づ労働問題より説き起し、公娼となれる人々の多くは貧困の爲めである點を説明し、貧困の爲めに同情さるべき立場にあるあるにも不拒却つて玩弄物とされ終る経路の如何に人道上の大問題であるかを知らし、且つ自由廢業法の無力なる點を突込み、所謂公娼反對論の問題とならぬ根本理由を挙げ、公娼制度は社會の公敵であるとしてゐる。而して、本能制御の必要、誤れる物質萬能思想等を論じて人類の耻辱を撲滅せよと叫んでゐる。

高瀬美子雄 疾娼縣に於ける賣娼婦と花柳病との關係 (日本公衆保健協會雜誌 4の11)

群馬縣に於ける存娼時代と私娼時代との花柳病疾患率を比較し、後者は前者に劣らず寧ろ少しく高い様である。即ち公娼廢止は單に外面上の糊塗に過ぎずとの見解を數字を擧げて實證してゐる。

星島二郎 議會に於ける廢娼案 (麻清18の7)

瀧本二郎 世界性業婦制度史 (大同館書店 昭和2年8月)

古代猶太、埃及、シリア、ギリシヤ、ローマ等に於ける性業の狀態及びその變遷を説き、更らに、近世歐洲各國に於ける性業婦の現状を調べ、之れを我國に於ける制度と比較して研究し、一つの體系にまとめやうと試みたものである。

島田 廣 婦人の醫學女性典 (誠文堂 昭和3年9月)

河野清丸 女子教育上の諸問題 (教育論叢 19の3)

大林道子 女權主義の研究 (社會事業研究 16の6—12)

C. M. Wallish: Feminism の譯である。原著は各方面にわたつて随分廣く又相當突込んで女權主義の歴史、立場、主張、及び現在の狀況等を書いたものである。事例も多く比喩も巧みであり、譯文も亦かなり力を入れてある。此の方面の研究者に取り好參考書として推奨したい。

青木節一 各國の婦人兒童賣買問題 (麻清 18の6)

國際聯盟の婦人兒童賣買委員會では毎年各國政府より之れに關する年報を受理してゐるがその報告の概要を述べたものであるが、その數は10ヶ國に及んでゐる。各國の興へられた質問は、婦人兒童賣買の事件、その犯罪者及び犠牲者の年齢及び國籍等である。

副見喬雄 帝都に於ける賣淫の研究 (博文館發行 昭和3年8月)

娼妓、賣淫常習者、藝妓、女給及び純密賣淫者等の制度、經濟的狀態、生活内容等に就て最近に於ける變遷並に現状をこまかく説明せるものであつて、多くの統計的數字を掲げてゐる。論議よりも實狀を詳述せる處に本書の價値が認められる。

山田わか 現代婦人の思想と其の生活 (文教書院 昭和3年7月)

著者の舊著「家庭の社會的意義」を改訂、増補改題したもので、著者は從來の母心を踏みにじる婦人論に敢抗して「女は女の歩む道がある。而も女として所謂運命に服従するのではなく、婦人本來の運命を開拓するのである」と主張する。而して全體の基調となつて居るものは家庭中心、母性尊重の主張である。全體を九編に分ち婦人に關する多面的考察が述べてある。

田崎仁義 婦人問題の原理 (大鑑閣 昭和3年5月)

本書は長崎高等商業學校に於ける社會問題議義の一部として講じたものを修訂して上梓したものである。現代社會問題中の難問題である婦人問題を取上げて著者の意見を述べ、婦人問題研究の出發點は此を人生に於ける婦人の地位職分に關

する根本的闡明に求むべきであるとし、婦人問題の解決に當りても従來の諸家の意見と異り社會關係より此の問題を引離して居る如きである。即「女性本來の特質特性を顯彰し以て其の人生に對する必然の任務職分を宜明せんことを期したのである」と云つて居る。人類を以て宇宙生命の精華中の精華とし、萬物進化の課程より男女の相異を説き、女性は生み、男性は養ふ、女性は生命を造り、男性は物を作る、ものであると云ひ、尙性の神聖即貞操の重要性を強調して賣淫は神聖なる性の切り賣りであると極言して居る。附録として「禮記に表はれたる婦人の地位」一篇を参考書が載せられて居る。

東京市政調査會 都市に於ける妊産婦保護事業 (昭和3年2月)

多産多死は我國人口問題に於ける宿憂にして、最近毎年平均200萬全人口に對し35%に近き高率の出産を示し乍ら年々120萬餘、全人口に對し20%を越ゆる死亡を出し、その高率なる事に於て他の文明諸國に比類無く、而もその死亡者の三分の一は5才以下の乳幼児である。乳幼児の死亡が一家一國に及ぼす損害は甚大にして、此が對策の根本は妊産婦の保護にある事言を俟たず。工場法、健康保険法等は未だ以て全國民に効果を有たず、妊産婦保護事業の前途は遼遠なり。本書は此の事業の全體を系統的に敘述し、之を現在の營業産婆との關係に注意を拂ひつゝ我國既存の施設を都市に於けるを主とし、農村に於けるを従としても敘述せるものにして、内容は、労働法制上の妊産婦保護施設、産婆制度、都市に於ける妊産婦保護施設、及附録四篇なり。

13 防貧及救貧

海野幸徳 貧民政策の研究 (内外出版株式會社 昭和3年11月)

本書は著者が今後著さんとする「社會事業總覽」の先鋒で、原理研究の結果、原

理的基礎に立ち、独自の貧民論を開拓樹立せんとして公刊したものである。而して従來の貧救に關する諸説は皆不完全にして、原理的研究を缺くとし著者独自の論理的開展を試みて居る。即貧民政策原理に於ては、社會事業形態を個別形態と集團形態との二つに要約し、個別形態に集團形態の原理論に於ける一般研究を各論的に研究し、因果的なる集團形態を歴史的なる個人形態に還元し形態發生史論に基き、集團形態は個別形態より發生せしものにして、最早や個別形態に戻ることの不可能を説くを批判し、歴史的に見ると集團形態より個別形態に移るべきであるとし、歐米の貧民政策に就ては英國、米國、獨逸、瑞西及び丁抹に例を取り夫々の特徴を述べ、最後に救貧の制度、組織、主義、主體及び現行貧民政策に論及し、將來の貧民政策は個別的集團的なる統合形態なるべきを力説して居る。

海野 幸徳 救貧法制定の方針を評す (社會事業 12の5)

今回發表された救貧法はその出來榮遺憾乍ら今のところ上乘と言はれない。それは單に恤救規則の延長たるが如き觀があつて、救貧法として組織された云ふ程の形觀を有つてゐない様に見ゆる。かくては最も困難にして専門的なる社會立法たる救貧法の内に理解と精神及主義に乏しき觀を呈してゐる。もつと洗練された、而して國民を首肯せしむるに足るものを得たいと思ふ。

増田抱村 英國救貧法と失業問題 (社會事業 11の11)

英國に於ける救貧法制定當初よりの原則、ギルバート條例の影響及び救貧法に依り受救せしものは1906—1907年の1ケ年間に於いて全人口1,000に對し47人に及び、又救濟費はその前年に約1,500萬磅に上つたことを記し、最後に救貧と失業問題との交渉を述べ、英國に於ては貧困問題に對する解決を單に救貧法の適用にのみ依頼せず、更に失業者に對する特別救濟法規を設けて救濟の効果を達成せんとしてゐることを注意してゐる。

南部俊雄 社會事業と労働立法 (社會事業研究 16の4—7)

今日の社會事業は恰も迷蒙の境に彷徨してゐるものゝ如く、その理論的根據の確立は、社會事業關係者並に研究者の焦眉の急務とされてゐる。本篇は International Labor Review 1927 Oct. に所載された Dr. Tohn Stone の所説を紹介せしもので、近代に於ける社會問題の中、最も重要視される労働問題の解決に對する國家的施設の法的根據を與へるゝころの労働立法と社會事業の相交叉し、或ひは相並行する諸點を論じてゐる。

權田保之助 都市娯樂としての活動寫真興行の展開と其社會對策 (都市問題 6の5)

近代都市的民衆娯樂と活動寫真興業との關係の重要さ及び活動寫真の發達並にその勢力を數字を擧げて論じ、活動寫真興行對策の2側面として、近代都市的民衆娯樂の第一位的設備と青少年に對する該興業の影響を擧げて各々につき、その根本問題を論じ、活動寫真興業に深い感謝を懐くと共に又その暗黒面を拭き去り度き希望の痛切なること及び之れに對する社會對策が根本的に樹立さるべきことを要望してゐる。

牧 賢一 東京市に於ける社會事業の一般を批判し其のセツルメント事業を論ず (都市問題 7の1)

社會事業は人格と人格との接觸交流である。人間愛と平等觀の上に樹つ自主的教育運動である。この見地より東京市に於ける社會事業に對する批判をなし、公私社會事業の關係、を研究し、セツルメントの必要及その使命を論じ、各種社會事業の調査連絡統制を司る一大機關の設置を叫んでゐる。

東 政子 米國セツルメントを通じて見たる兒童保護 (社會事業研究 16の4)

米國初期のセツルメントが如何にして兒童保護に貢獻したかを論じたもので、

兒童の保健、教育、少年労働、不良少年保護の諸項を擧げてゐる。

山本徳一 農村に於ける兒童保護施設 (連帶時報 8の5—7)

岡山縣赤磐郡鳥取上村小兒保護協會に於ける施設につき説明せしものにして事業は、妊婦の保護、分娩時の保護、乳兒期より學齡期に至る迄の保護、兒童期に於ける保護、等に分けてゐる。割合によく行届いた施設であり他の參考になるものと思ふ。

松本悟郎 農村の荒廢とその救済策 (倫理講演集 306)

杉山元次郎 社會事業の農村への進出 (社會事業 12の4)

社會事業の普遍化と農村問題の深刻化と共に社會事業も農村へと進出せねばならぬ機運に向つて來た。先づ保育事業として農繁期に於ける晝間託兒、乳兒保育幼少年労働の禁止等があり、醫療事業として、診療所の設置、巡回診療班、保健組合、助産婦及び産院の設置、點眼事業が試みられ、その他、労働及び失業問題或ひは社會教育事業等に到る迄事業もやうやくその緒につかんとしてゐる。

長谷川如是閑 貧乏の起源 (改造 10の1、2)

先づ種々なる貧乏の源因説を述べ、それ等は貧乏を違つた角度から見たものとして理由があるが、貧乏は異なる社會群が同一社會内に對立することに原因するものであるとする。此の對立關係の發生事情が貧乏の起原であらねばならぬ。故に貧乏はそれが社會群的特徴をなす時に問題となるので1個の貧乏の發生は問題でない。個人的特徴としての貧乏の原因は、その原因が社會的に支配し、全群的に影響した時の外、貧乏の原因として數へる必要はない。貧乏群の發生は、或る社會關係の下に於て始めて見られるものであるとして、此等の社會關係を、生物學的條件より説明し、蟻の社會の特徴を例に取り、二種の群形質を明にし、群形質とその交錯即ち貧乏發生の社會的條件、貧乏發生の環境としての群形質、群形態と貧乏の起原等を論じ、貧乏を發生せしむる非協同の動機及びホジャーラーの説を引用して結んでゐる。

賀川豊彦 セツルメントの社會運動に於ける位置 (社會事業研究 16の4)

セツルメントは愛の運動でなければならぬ。闘争を基礎とせず、解放の道としての協同運動の策源地、教育機關、寄合場所として、協同運動の技師、相談相手親切なる指導者として行けばよい。本誌にはセツルメント研究としてその他に杉山氏、大林氏、生江氏、富田氏、志賀氏、佐迫氏、海野氏、吉田氏、長部氏、東氏、楠原氏等の論文が集められてゐる。

佐伯祐正 セツルメント運動と學徒への希望 (社會事業研究 16の4)

アーノルドトインビーは貧民を、いつまでも物の施與のみに生きなければならぬ宿命的な貧民とは見ず人間として同一水準に高められたものとして見た。この考へはセツルメント運動の誕生である。境遇に依つては馬鹿も大學に行ける時代である今日こゝに物質的にその富を社會人に分かちとふとする志士がある様に、大學教授並に學徒は、自分の有する智識の泉を社會人の前に然も教育的に不遇な人達に提供すべきである。この意味から街頭の大學が望ましい。又スタデーウィークも好ましい。又宗教大學は、その本分として必ずこの方面に進出せねばならぬ。

磯村英一 社會事業に於ける兒童保護施設 (社會事業 4の5)

今日に於ける社會事業の中心は、老幼の保護施設、不具癱疾の救良事業である特に兒童は第二の社會人として、重要な使命を有するものである故に其保護養育こそ最も慎重に考慮されねばならぬ。現今社會事業も次第にその岐路に入り、漸く行きづまりを見んとし或ひは又家族制度崩壊の前徴に面し、特に社會事業に於ける兒童保護施設の重要な意義を覺えしむ。

徳田彦安 徳川時代に於ける捨子の原因に就て (社會學雜誌 55)

徳川時代に於て社會事象としての捨子が如何なる場合に行はれたるかを觀察したもので、子供が放棄された主なる場合は次の如くであるとして各の例を擧げてゐる。即ち恥辱又は責任心に基く場合、自利的感情、又は情誼の念に基く場合迷信に基く場合、體面或は義理の念に基く場合、我儘に依る場合、經濟的事由に基く場合等。

大谷繁次郎 今後の社會事業に對する一考察 (社會事業研究 16の2)三好豊太郎 私設社會事業の展開 (共存4の11)

| 國 | 府縣市町村 | 法人 | 會個人其他 | 計 |
|---|-------|-----|-------|-------|
| 2 | 1,285 | 793 | 1,318 | 3,398 |

其の1ケ年に要する經費は

| 國 | 公共團體 | 市設團體及個人 | 計 |
|---------|----------|-----------|-----------|
| 16,5655 | 1633,634 | 2331,0873 | 3981,2872 |

官公營、私設社會事業との利害を比較し、私設社會事業を發展せしめて行くには、經費の點が最も大切であるが先づ事業に對する官公廳の補助金を多く得る様にせねばならぬ。それには、出來得る限り官公署當事者の批判と指導に基いて互ひに協力してやつて行かなければならない。

大谷繁次郎その他7名 公私社會事業の分野とその統制 (社會事業研究 16の8-9)

座談會の出席者、大谷繁次郎氏、山口正氏、大林宗嗣氏、藤田進一郎氏、上山善治氏、富田象吉氏、八濱徳三郎氏、川上貫一氏。

小澤一 方面委員制度の現況及將來 (共存4の1)竹山晋一郎 私的社會事業家の思想的轉回と私設社會事業の行方 (社會事業研究 16の4)

慈善事業より社會事業へと進んだ社會事業は、いまや社會政策へと進展せんとしてゐる。そして今はまさにその過渡期である。而して私的社會事業家は觀念的に動搖し、且つ又經營上に行詰つてゐる。そしてこれは、私設社會事業がやがて社會政策的施設の内に包含されて必然的に公營化する前提であると見られる。

酒井利男 歐米各國に於ける社會事業家の養成機關 (社會事業研究 16の9,12)

米國、カナダ、英國、及びその他の大陸諸國に於ける事業家の現状とその養成機關とを擧げ、各國の特長を述べてゐる。

大林宗嗣 社會事業と社會政策に就て (社會事業研究 16の8)

桑田、林、福田等の諸家の意見を批判し、施設と政策とを同一視するのも、又國家のみ政策を重大視する説は、現代の政策と事業の區別を云ひ現はすにはビツタリと來ない。又社會事業の原理を立てるに稱する人の説も多くはドグマであ

る。之をアカデミックな學問化する事の是非そのものに既に多大の疑問があると思ふを述べてゐる。

磯村英一 社会事業に於ける都鄙の對立 (共存 4の8, 9)

自然社会としての農村と、構成社会としての都市とは、種々な點に於いて異つてゐるが人口、土地、生産、經濟、社会、文化等の關係を根本的に規定してゐるものは農村人口が都市資本に依つて吸集されて行く、その過程に於てある。故に社会事業に於ても之を無視して、都市に存するものを模倣して無批判に之を農村に設置するのは非常な誤であるとして都鄙の機能上の差異を考慮して社会事業施設を施すべきことを主張し、筆者の考察を示してゐる。

馬島 侗 日本社会事業史の研究草稿 (社会事業 12の5—6)

社会事業の歴史は第一に階級の歴史であり、第二に階級組織の平衡状態の歴史である。各時代の社会事業は夫々異なる時代に異なる階級の對立が出現してゐる歴史的事情から與へられるものであつてその形式内容の差異を、歴史的發展の上に組織づける時、社会事業史の體系が構成されるのであると云ふ見地より、我國古代より現代に至る迄の歴史を説いたものである。

桑田熊藏 社会事業と社会政策の區別に關する學說一斑 (社会事業 11の11)

淺野研真 フーリエの描いた理想社会 (社会事業 11の12)

フーリエは、自然主義を尊重し、自然的な欲望はもつと自由にかつ自然にその進路を與へらるべきであるとして彼れの理想社会を描いた。而して彼は民衆に現在及び將來の爲充分なる生活最低限を保障し、また民衆に自分自身及びその家族に對する不安を忘れしむべきこと及び各人にはその資本、その労働、及びその才能に應じて與へよ、即ち財産の私有と最低生活を認めてゐる。此等の見解、及び實際運動に於て種々の問題異論があつたけれども、近世アナキズムの思想に大いなる影響を與へた。

東 利久 社会事業と消費組合との關係 (社会事業 12の6)

商業と消費者、消費組合の社会的意義、社会事業は何故消費組合運動を取入れるか。社会事業は消費組合を何故必要とするか、等の問題を論理的に研究し、兩者の關係を説明して、實方法とは都市と農村に於て異なるべきであるとして、各自別々の立場より研究すべきことを

希望してゐる。

永井 享 無産階級の進出と社会事業の轉向 (社会事業 12の3)

海野幸徳 社会事業形態の研究 (社会学雑誌 52—55)

形態を、縦斷的形態(體驗、個別、集團、統合、の諸形態を含む)と横斷形態(A、關係形態—單獨、綜合、統合、融合、全—形態—B、經營形態—公的經營、私的經營、公私混合經營、宗教的經營形態—C、種別形態—一般社会事業、保健社会事業、兒童保護事業、教化事業、經濟社会事業形態—)とに分ち各々に説明し更に形態的定量の法則、究極的形態としての統合形態を論じてゐる。著者の社会事業概論と合せ讀んだらば得る所が大であらう。

賀川豊彦 社会運動として見たる社会事業 (社会事業 12の4)

社会事業には3種類ある。即ち、生理的社會事業、心理的社會事業及び道德的社會事業である。として各方面の施設及び事業を説き、社会事業は社会病理に對する永久的性質を帯びた社会運動であると云ふ見地より、資本主義が生む罪惡に對し挑戰すると共に科學的社會主義運動とありさへすれば、他の社会事業は不要であると考へる近視的見方に對しても絶対に反對すると述べてゐる。

五島 茂 オーヴェンの火 (社会事業 11の8)

本號はオーヴェン70年記念特號であつて、この他に、波多野鼎、堀經夫、本位田祥男、大林宗嗣、倉橋惣三、小島幸治、手塚壽郎、赤神良讓、園乾治氏等の論文が載せられてゐる。

杉田安太郎 時季に依り見たる浮浪者の生活種々相 (社会事業研究16の10)

| | 男 | 女 | 計 | (神戸市に於ける浮浪者) |
|------|-----|---|-----|--------------|
| 12月末 | | | | |
| 6月中旬 | 77 | 2 | 79 | |
| | 104 | 7 | 111 | |

之れを年齢別に見ると20—30と50—5の所に mode が存する。

出生地別に分けて見ると、神戸地方が最も多く又神戸以西が絶對的に多數である。教育程度は極めて低程度教育に集約されてゐる。而して、未婚者が最多である。

海野 幸徳 融和事業界の諸問題 (社會事業研究 16の7—10)

融和事業はその第二期に入った。將に一回轉を爲すべきであるとして融和方法設定の要を述べ、次に指導者の問題、中央融和事業協會の關西移轉論に及び、更に中央融和事業協會の方策、第二期の協會構成、隣保事業による融和方法の普及、小隣保館主義、を論じ最後に第二期事業の計畫を提示せよと叫んでゐる。

大阪市社會部調査課 大阪市労働年報 (昭和3年3月)

大阪市役所社會部 大阪市社會事業統計 (昭和3年6月)

愛知縣社會課 子女養育中貧困寡婦に関する調査 (大正15年10月)

中央融和事業協會 融和事業研究 (昭和3年10月)

愛知縣社會課 極貧者調査 (昭和3年7月)

本調査は愛知縣社會課が同縣救貧行政に對する基礎資料を得ると共に恤救規則改正に對する資料を得る目的にて10月中旬より約2ヶ月に亘り同縣下全體の生活著しく困難なる貧民に就き實施せるものにして、救貧行政の重要なる地位を占むる方面委員事業の充實を圖る事亦重大目的の一つなり。收むる所、粗大窮民率、人口、世帯、配偶關係、職業、貧困原因、住居等の各項目に亘り、附録として朝鮮人に關する調査あり。

中央融和事業協會 融和事業年鑑 (昭和3年8月)

本書は昭和2年4月より同3年3月迄の融和事業全況、即ち政府並に各府縣の施設、融和團體の組織並にその活動、會議、水平運動の狀況の類輯にして、第1編融和事業に關する行政、第2編融和團體、及び參考編に分れてゐる。

Reports of the 3rd International Conference of Social Work.

本書1928年瑞西に於て開催されたる第3回社會事業大會の報告(英文)である。

社會局社會部 感化事業に關する統計 (昭和2年7月)

| | | 現在生入園當時に於ける年齢 | | | | | | |
|----|----|---------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 年齢 | | 10未満 | 10—12 | 12—14 | 14—16 | 16—18 | 18以上 | 計 |
| 男 | 公生 | 489 | 690 | 606 | 290 | 89 | 10 | 2,171 |
| | 私生 | 131 | 144 | 117 | 37 | 15 | 2 | 446 |
| | 不詳 | 4 | 9 | 15 | — | 1 | 3 | 32 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|----|-------|
| 女 | {公生 | 39 | 43 | 32 | 11 | 4 | 1 | 130 |
| | {私生 | 20 | 14 | 6 | 1 | — | — | 41 |
| 合計 | | 1,083 | 900 | 776 | 339 | 109 | 16 | 2,823 |

現在生の年齢

| 年齢 | 10未満 | 10—12 | 12—14 | 14—16 | 16—18 | 18以上 | 計 |
|----|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 男 | 156 | 379 | 678 | 738 | 449 | 252 | 2,652 |
| 女 | 12 | 35 | 45 | 44 | 24 | 11 | 171 |
| 計 | 169 | 414 | 723 | 782 | 473 | 263 | 2,823 |

現在生入院當時に於ける教育程度

| | 高等小學校以上 | 尋常科卒業程度 | 尋常科4年修業程度 | 尋常科4年以下ノモノ | 全ク讀書不可ノ者 | 計 |
|---|---------|---------|-----------|------------|----------|-------|
| 男 | 53 | 208 | 632 | 1,545 | 214 | 2,652 |
| 女 | 6 | 5 | 32 | 107 | 21 | 171 |
| 計 | 59 | 213 | 664 | 1,652 | 235 | 2,823 |

成績良好退院生の在院期間及入院當時に於ける年齢

| 在院年數 | —1 | 1—2 | 2—3 | 3—4 | 4—5 | 5— | 計 |
|----------|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| —10 {男 | — | 4 | 10 | 14 | 10 | 21 | 59 |
| —10 {女 | — | 1 | 2 | 2 | — | 1 | 6 |
| 10—12 {男 | 2 | 8 | 11 | 16 | 16 | 29 | 82 |
| 10—12 {女 | — | 1 | 2 | — | 3 | 2 | 8 |
| 12—14 {男 | 5 | 13 | 16 | 19 | 16 | 21 | 90 |
| 12—14 {女 | — | 1 | 2 | — | — | 3 | 6 |
| 14—16 {男 | 14 | 4 | 10 | 10 | 11 | 5 | 54 |
| 14—16 {女 | — | 4 | 4 | — | 1 | 1 | 10 |
| 16—18 {男 | 32 | 8 | 8 | 3 | — | 3 | 54 |
| 16—18 {女 | — | — | 3 | — | 1 | 1 | 5 |
| 計 {男 | 53 | 57 | 55 | 62 | 53 | 79 | 339 |
| 計 {女 | — | 7 | 13 | 2 | 5 | 8 | 35 |
| 合計 | 53 | 44 | 68 | 64 | 58 | 87 | 374 |

委託先の職業及委託生の年齢

| 職業 | 農業 | 工業 | 商業 | 其他 | 計 |
|----------|----|----|----|----|----|
| —10 {男 | — | 2 | 3 | 2 | 7 |
| —10 {女 | — | — | — | 1 | 1 |
| 10—12 {男 | 5 | 8 | 7 | 3 | 23 |
| 10—12 {女 | — | — | — | 1 | 1 |
| 12—14 {男 | 16 | 27 | 16 | 12 | 71 |
| 12—14 {女 | — | — | 1 | 5 | 6 |

| | | | | | | |
|-------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 14—16 | {男 女} | 38 — | 66 3 | 25 — | 32 8 | 161 11 |
| 16—18 | {男 女} | 36 1 | 76 3 | 28 — | 21 4 | 161 8 |
| 18— | {男 女} | 32 2 | 51 — | 22 2 | 34 3 | 139 7 |
| 計 | {男 女} | 127 3 | 230 8 | 101 1 | 104 22 | 562 34 |
| 合 計 | | 130 | 238 | 102 | 126 | 596 |

東京市政調査會 東京市社會事業批判 (昭和3年11月)

本書は東京市政調査會が例年募集する後藤子爵記念市民賞の昭和3年度(5)課題「東京市に於ける社會事業の批判並にその改善策」に應募當選せる諸論文の印刷にして、一等當選の「東京市に於ける社會事業の一般を批判し其のセツルメント事業を論ず」(牧賢一)、二等當選の「東京市の方面委員事業を論ず」(村松義郎)、同「東京市に於ける醫療保護事業に就て」(紀本參次郎)等を始め合計十一論文を納む。

愛知縣社會課 エルパーフェルド法制度 (昭和3年4月)

本書は本邦方面委員制度と最も密接なる關係ありと一般に理解され、想像されてゐる所の獨逸のエルパーフェルド市に於ける救貧制度に就て救貧制度研究の權威者ミウンスターベルグ博士によつて著された處のエルパーフェルド法制度(Das Elberfelder System)を譯述並に紹介したものである。本書の内容はエルパーフェルド法制度の基礎概念、制度の主要部分及びエルパーフェルド法制度の効果等である。

第五節 營 養

1 營 養 一 般

尾崎準一 脂肪營養論 (糧食研究 53)

脂肪の營養價はその組織分たる脂肪酸の種類によつて著明な差異があり、吸収率は其融點に支配され、融點同一即ち化學的構造同一の時には吸収率は脂肪酸の

分子量に逆比例する。而して腸内にて吸収されるに、其大部分は組成分に分解されて吸収されるが一部は分解せずにそのまま吸収されるのである。

鈴木幸三 波多野正外2名 紫外線と動物營養の關係に就て(第一報) (日本農藝化學會誌 4の2)

白鼠、家兎、豚、鶏雛に對して紫外線は明かに其成長を促進する作用がある。殊に鶏雛に對しては顯著である。然し過度の照射は反つて成長を妨げる。紫外線照射によつて良好なる教育を遂げたるものは産仔期も亦早く、且良好なる成育状態にある動物は照射を中止したる後も尙對照動物より良好なる教育をす。飼料に紫外線を照射する時は直接動物體に紫外線を作用せしめた場合より其効果は稍々弱いが動物の教育を促進する作用がある。

尾崎準一 中村延生藏 西村文一 動物の營養に及ぼす紫外線の影響 (日本農藝化學會誌 4の7)

紫外線はビタミンA缺乏症たる眼炎をピオステリンの如く治療し得るものでなく、又他のビタミンA缺乏症に對してもピオステリンの如き作用を有しない。然し直接動物を照射する時は効果がある。而して純粹なる飼料を照射して動物に給與するも効果なく、即紫外線それ自身は營養上著るしき影響はないが有効となり得べき物質の存在せる時に其の効果が著るしい。

廣川幸三郎 受刑者の食物に就て (朝鮮醫學會雜誌 93)

京城刑務所の受刑者の食物攝取量は平均1日316.0cal.にして、體重1kg.に對する攝取蛋白質量は2.72gm.、脂質は1.23gm.、糖質は7.79gm.である。攝取養素の熱量の比は蛋白質21.4%、脂質20.7%、糖質57.8%であつて、總熱量の93.5%は主食より、6.5%は副食物より攝取する。而して各養素の主副食に含まる割合は主食にては蛋白質90.1%、脂質87.4%、糖質97.1%で、副食物にては蛋白質9.9%、脂質12.6%、糖質2.9%である。

原 實 中村ふじ 某看護婦寄宿舎食餌の營養學的批判 (慶應醫學 8の6)

年齢満14—35才、平均19才10ヶ月の看護婦360名の賄食量を181日間に亘りて調査したものである。其一人1日當りの攝取量は蛋白質50.55瓦、脂肪14.25瓦、糖質349.29瓦、灰分14.89瓦、熱量1772カロリー、有効熱量1658カロリーにして、脂肪は本邦に於ける他の諸例よりは多量であるが蛋白質少量なること、及び全熱量の少きことを認めた。平均體重1kg.1日に對

し蛋白質1瓦、磷酸0.082瓦、石灰0.0085瓦、酸化鐵0.0018瓦であつて、動物飼養試験では幼動物の發育は稍々正常であり、ビタミンA及びBは其缺乏症を豫防し得る程度に含有されてゐる。

安部淺吉 滿洲醫科大學附屬醫院に於ける患者食並に賄制度に關する研究

(滿鮮之醫界 82—9)

附屬醫院の現行患者食を研究し、營養學的、調理學的、經濟的並に嗜好的方面より批判して其缺陷を指摘し、改善意見を述べてゐる。それによれば一定の標準食、治療食、特別治療食を定め、治療食餌を要せない一般には保健標準食を一例に與へ、個人別に献立調理を要するものには特別治療食を隨時調製し、其他には一定の献立による治療食を入院第級に無差別に用ひ或範圍の個人的嗜好を満足せしむる爲に一品料理を作りて標準食を補助するのである。

藤原九十郎 搗精及淘洗による米の營養價の變化 (糧食研究 48)

搗精による米成分の變化

| | 玄米 | 二分搗 | 四分搗 | 六分搗 | 八分搗 | (白米) 化粧粉を用ふ |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 全固形物 | 100.0 | 97.6 | 94.4 | 93.2 | 91.4 | 91.2 |
| 粗蛋白 | 7.92 | 7.77 | 7.30 | 6.80 | 6.34 | 6.14 |
| 純蛋白 | 6.41 | 6.30 | 6.22 | 5.90 | 5.70 | 5.43 |
| 澱粉 | 87.00 | 85.20 | 84.00 | 84.00 | 83.30 | 82.60 |
| 灰分 | 1.60 | 1.48 | 1.25 | 1.11 | 0.93 | 1.32 |
| 脂肪 | 2.30 | 1.86 | 1.32 | 0.95 | 0.95 | 0.46 |
| 粗纖維 | 1.24 | 0.95 | 0.69 | 0.56 | 0.39 | 0.30 |
| 磷酸 | 0.84 | 0.67 | 0.55 | 0.44 | 0.38 | 0.34 |

淘洗による米營養分の變化

| | 無砂米 | 無砂淘洗米 | 無砂米洗減 | 混砂米 | 混砂淘洗米 | 混砂米洗減 |
|-------------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 無水物重量 | 100.00 | 99.03 | 0.97 | 100.00 | 96.59 | 3.41 |
| 粗脂肪 | 0.58 | 0.39 | 0.14 | 0.74 | 0.31 | 0.34 |
| 總窒素(蛋白質に換算) | 7.43 | 7.20 | 0.16 | 7.33 | 6.92 | 0.47 |
| 水溶性 | 0.54 | 0.39 | | 0.64 | 0.31 | |

| | | | | | | |
|-------------------------------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| 食鹽水溶性 | 1.35 | 1.11 | | 1.34 | 1.17 | |
| 酒精溶性 | 0.40 | 0.40 | | 1.36 | 0.39 | |
| 漬溶性 | 7.21 | 7.20 | | 7.26 | 6.88 | |
| 蛋白性窒素 | 6.50 | 6.44 | 0.02 | 6.46 | 5.93 | 0.26 |
| 粗纖維 | 0.68 | 0.49 | 0.02 | 0.55 | 0.39 | 0.07 |
| 澱粉類 | 90.82 | 90.60 | 0.49 | 90.50 | 88.76 | 1.85 |
| 灰分 | 0.49 | 0.34 | 0.17 | 1.88 | 0.25 | 0.67 |
| P ₂ O ₅ | 0.30 | 0.21 | 0.10 | 0.32 | 0.20 | 0.16 |
| CaO | 0.01 | 0.01 | | 0.20 | 0.01 | 0.18 |
| NgO | 0.05 | 0.02 | | 0.03 | 0.01 | 0.03 |
| Mo ₂ O | 0.01 | 0.01 | | 0.01 | 0.01 | |
| K ₂ O | 0.09 | 0.06 | | 0.07 | 0.05 | |

安武輝一 ビタミン缺乏症に關する實驗的研究補遺 (岡山醫學會雜誌 40の10)

20日鼠の佝僂病性變化はビタミンAの缺乏に因るものでなくてビタミンDの缺乏に因るものであつて、Hess, Windausの主張する如く食餌中に脂肪可溶性ビタミンD前階級物質を含む時は紫外線を照射することによりて抗佝僂病的性狀を賦與することが出来る。

ビタミンD缺乏食餌を以て飼養中の20日鼠に紫外線を照射するも症狀はよくならないで反つて早く斃死するものもある。

ビタミンD缺乏症症狀は體重の減少脱毛、命期の短縮等最も著るしく、眼疾肺疾は多くの例にて認めることが出来なかつた。

福島四郎 ビタミン缺乏症に於ける雌性生殖器の變化に就て (臨牀醫學16の4)

ビタミンB缺乏食或は白米食にて雌白鼠を飼養する時、其生殖器は體重下降期以後に於て萎縮し、濾胞細胞、卵細胞は退行變性に陥る。副腎に於ては皮質實質細胞の核の退行變性が認められ髓質細胞は寧ろ官能充進の像を示してゐる。又皮質の脂肪物質も減少する。甲状腺、腦下垂體も萎縮し、腦下垂體は尙鬱血する。

金子義晃 ビタミンC絶對的並に比較的缺乏食餌に因るビタミンC缺乏症
に就て (東京醫學會雜誌 42の11)

ビタミンC缺乏症に於てはビタミンC附與量、體內貯蓄量及び潜伏期の三者間に一定の關係存し、體內貯蓄量が或程度迄缺乏する時(潜伏期)始めて本症を現はすものである。絶對的缺乏食餌に因るビタミンC缺乏症と比較的缺乏食餌に因るものとは本態的には同一疾患で前者は急性後者は亞急性乃至慢性の経過を取るに過ぎない。成長期にある海猿と成長せる海猿の各ビタミンC缺乏症は本態的には同一疾患で共に壞血病と見做す可く、彼の人類の大人壞血病と小兒壞血病(メレルーパロウ氏病)とが同じく壞血病なることと同一關係に在り、其主要なる變化は出血性素質及び骨系統の病變である。然し骨以外の各臓器に於ても亦著明なる變化を認めるもので、退行性變化なることも多いが、中には進行性變化を呈するものもある。其際石灰、脂肪及鐵の新陳代謝の高度な障礙を現すのを認めた。

金子義晃 臓器ビタミンC含有量に對する疑義 (東京醫學會雜誌 42の11)

家兎がビタミンC缺乏症に容易に罹患し難き理由として、臓器貯蓄ビタミンC量が豊富なる事を以て解したる從來の臆説は否定すべきものであつて、新陳代謝に必要なビタミンC需要量が家の兎の素因の爲に甚だ僅微にて足る事に起因するものであり。又海猿が速に罹患し易きは一は臓器貯蓄ビタミンC量が少きことも干與するであらうが他方海猿の素因が需要量を大にするこも顧慮せねばならない。

澤村 眞 食物辭典 (隆文館 昭和3年4月)

形態に於ては實用食品辭典の改版ではあるが、内容は全部新しくなつてゐて、實際家事を處理する人々の坐右の便さなる。收むる所は食物の生産方法より性状化學的組成、利用法即ち調理、營養の理論其他歴史器具等に關する一切の事項を簡記してある。

糧友會 軍隊調理法 (昭和3年11月)

多年陸軍糧秣本廠に於て研究せられたるものを編纂したるものであつて、營養を主とし簡易を旨とせる兵食を目的としたるものであるが、軍隊以外に工場學校

等の炊事の好参考書たるは勿論、家庭料理にも無二の指導書さなる。收むる所主食14種、副食105種の外、漬物、パン副食物、甘味品、膨し粉、納豆、豆もやし、ハム、ソース、ラード等の簡易製法20餘程より成り、一々調理法及び分量の外に熱量並に注意事項が附記せられてゐる。

2 食 品

農林省農務局 麥類統計 (大日本農會 昭和3年1月)

I 内地之部

| 年次 | 産 額 | 大 麥 | | | 計 |
|------------|------------------------|------------------------|---------------------|------|------------------------|
| | | 輸入及再輸入額 | 移 入 額 | | |
| | | | 朝鮮ヨリ | 臺灣ヨリ | |
| 大正11 | 8,771,948 ^石 | 1,986 ^石 | 3,596 ^石 | — | 5,582 ^石 |
| 12 | 7,595,296 | 22,021 | 474 | — | 22,494 |
| 13 | 8,075,776 | 9,686 | 2,282 | — | 11,968 |
| 14 | 8,829,089 | 8,535 | 5,149 | — | 13,684 |
| 15 | 8,568,850 | 2,801 | 560 | — | 3,361 |
| 平均 | 8,368,182 | 9,007 | 2,412 | — | 11,418 |
| 小麥(小麥粉を含む) | | | | | |
| 大正11 | 5,726,622 ^石 | 2,851,105 ^石 | 45,548 ^石 | — | 2,896,607 ^石 |
| 12 | 5,190,619 | 5,729,629 | 4,893 | — | 5,734,522 |
| 13 | 5,268,158 | 3,004,536 | 95,420 | — | 3,103,956 |
| 14 | 6,121,441 | 5,536,976 | 73,871 | — | 5,610,847 |
| 15 | 5,895,268 | 3,650,687 | 20,342 | — | 3,671,029 |
| 平均 | 5,640,422 | 4,155,377 | 48,015 | — | 4,203,392 |
| 裸 麥 | | | | | |
| 大正11 | 7,131,753 ^石 | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----|-----------|---|---|---|---|
| 12 | 5,856,154 | — | — | — | — |
| 13 | 5,738,982 | — | — | — | — |
| 14 | 7,778,701 | — | — | — | — |
| 15 | 7,436,708 | — | — | — | — |
| 平均 | 6,788,460 | — | — | — | — |

| 年次 | 輸移出額 | | | 消費額 | |
|------|---------|--------------------|--------------------|------------------------|--------------------|
| | 輸出及再輸出額 | 移出額 | 計 | 消費總額 | 一人當り消費額 |
| 大正11 | — | 4,770 ^石 | 4,770 ^石 | 8,772,700 ^石 | 0.153 ^石 |
| 12 | — | 15,475 | 15,475 | 7,602,316 | 0.130 |
| 13 | — | 13,605 | 13,605 | 8,074,139 | 0.137 |
| 14 | — | 36,720 | 36,720 | 8,806,003 | 0.147 |
| 15 | — | 224,669 | 224,669 | 8,347,542 | 0.137 |
| 平均 | — | 59,048 | 59,048 | 8,320,552 | 0.141 |

| 小麥(小麥粉を含む) | | | | | | |
|------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|------------------------|--------------------|
| 大正11 | 98,311 ^石 | 77,272 ^石 | 125,355 ^石 | 300,938 ^石 | 8,322,291 ^石 | 0.145 ^石 |
| 12 | 70,242 | 369,518 | 113,606 | 553,366 | 10,371,775 | 0.178 |
| 13 | 386,444 | 256,341 | 175,148 | 817,933 | 7,554,181 | 0.128 |
| 14 | 951,524 | 300,641 | 240,021 | 1,492,186 | 10,240,102 | 0.171 |
| 15 | 779,687 | 298,059 | 197,225 | 1,274,971 | 8,291,326 | 0.136 |
| 平均 | 457,242 | 260,366 | 170,271 | 887,879 | 8,955,935 | 0.151 |

| 年次 | 裸 | | 麥 | | 消費總額 | 一人當り消費額 |
|------|----|----|----|----|------------------------|--------------------|
| | 輸出 | 移出 | 輸出 | 移出 | | |
| 大正11 | — | — | — | — | 7,131,753 ^石 | 0.124 ^石 |
| 12 | — | — | — | — | 5,856,154 | 0.101 |
| 13 | — | — | — | — | 5,738,982 | 0.097 |
| 14 | — | — | — | — | 7,778,701 | 0.130 |
| 15 | — | — | — | — | 7,436,708 | 0.122 |
| 平均 | — | — | — | — | 6,788,460 | 0.115 |

| 用途 | 用途別消費額 | | | | 用途 | 小麥粉 |
|----|-------------------|-------------------|-----------------|---------------------|----|----------------------|
| | 大麥 | 小麥 | 裸麥 | 計 | | |
| 飯用 | 544 ^{万石} | 476 ^{万石} | 9 ^{万石} | 1,029 ^{万石} | 麵類 | 83,002 ^{万石} |
| 飼料 | 185 | 75 | 13 | 273 | 麵麩 | 28,346 |

| | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-------|-------|---------|
| 種子 | 24 | 23 | 20 | 67 | 穀 | 8,770 |
| 製粉 | 2 | 2 | 591 | 595 | 菓子及團子 | 34,199 |
| 醬油 | 10 | 22 | 189 | 221 | 糊 | 3,788 |
| 麥酒 | 32 | 0 | 0 | 32 | 其他 | 6,835 |
| 菓子及飴 | 8 | 1 | 28 | 37 | | |
| 味噌 | 28 | 36 | 14 | 78 | | |
| 其他 | 6 | 8 | 16 | 30 | | |
| 計 | 839 | 643 | 880 | 2,362 | 計 | 104,940 |

I 朝鮮之部

| 年次 | 大麥 | | 消費額 | |
|------|------------------------|---------------------------------------|--|---|
| | 輸入額 | 移出額 | 總額 | 一人當り |
| 大正11 | 6,819,733 ^石 | 1,814 ^石 4,459 ^石 | 6,273 ^石 4,223 ^石 7,649 ^石 | 11,872 ^石 6,814,134 ^石 0.387 ^石 |
| 12 | 6,030,919 | 3,409 4,602 | 8,011 2,456 2,510 | 4,966 6,033,964 0.337 |
| 13 | 7,168,000 | 2,400 21,283 | 23,683 421 959 | 1,380 7,190,303 0.398 |
| 14 | 7,815,898 | 1,628 10,091 | 11,719 50 6,530 | 6,580 7,821,037 — |
| 15 | 7,082,126 | 5,406 81,038 | 68,444 1,395 330 | 1,725 7,166,845 — |
| 平均 | 6,983,335 | 2,931 24,295 | 27,226 1,709 3,596 | 5,305 7,005,256 — |

| 年次 | 裸 | | 麥 | | 消費總額 | 一人當り |
|------|---------|----|----|----|------|---------------|
| | 輸出 | 移出 | 輸出 | 移出 | | |
| 大正11 | 357,030 | — | — | — | — | 357,030 0.020 |
| 12 | 346,645 | — | — | — | — | 346,645 0.019 |
| 13 | 398,554 | — | — | — | — | 398,554 0.022 |
| 14 | 424,508 | — | — | — | — | 424,508 — |
| 15 | 385,570 | — | — | — | — | 385,570 — |
| 平均 | 382,461 | — | — | — | — | 582,461 — |

| 小麥(小麥粉を含む) | | | | | | |
|------------|-----------|---------|---------|---------|----------------|------------------------|
| 大正11 | 2,057,409 | 141,380 | 63,787 | 202,167 | 464 31,942 | 32,406 2,227,170 0.126 |
| 12 | 1,679,872 | 95,905 | 136,127 | 232,032 | 1,645 27,973 | 29,618 1,882,286 0.106 |
| 13 | 2,133,460 | 62,584 | 410,582 | 472,963 | 5,005 69,147 | 74,152 2,532,274 0.140 |
| 14 | 2,779,196 | 12,584 | 277,988 | 290,572 | 15,802 100,142 | 115,944 2,353,824 — |
| 15 | 2,123,626 | 42,512 | 301,845 | 344,357 | 14,681 17,937 | 32,618 2,435,365 — |
| 平均 | 2,034,213 | 70,953 | 237,466 | 308,419 | 7,519 49,428 | 56,947 2,286,185 — |

II 臺灣之部

| 年次 | 大麥(裸麥を含む) | | | | | | | 消費額 | |
|------|--------------------|------------------|----------------|------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|--------------------|
| | 産額 | 輸移入額 | | 輸移出額 | | 計 | 計 | 總額 | 一人當り |
| | | 輸入額 | 移入額 | 輸出額 | 移出額 | | | | |
| 大正10 | 7,261 ^石 | 803 ^石 | — ^石 | 803 ^石 | — ^石 | — ^石 | — ^石 | 8,064 ^石 | 0.002 ^石 |
| 11 | 5,732 | 1,564 | — | 1,564 | — | — | — | 7,296 | 0.002 |
| 12 | 5,769 | 1,365 | — | 1,365 | — | — | — | 7,134 | 0.002 |
| 13 | 3,038 | 3,559 | — | 3,559 | — | — | — | 6,597 | 0.002 |
| 14 | 4,447 | 2,156 | — | 2,156 | — | — | — | 6,603 | — |
| 平均 | 5,249 | 1,889 | — | 1,889 | — | — | — | 7,039 | — |

| 年次 | 小麥(小麥粉を含む) | | | | | | | 消費額 | |
|------|------------|---------|---------|---------|-----|---|---|---------|-------|
| | 産額 | 輸移入額 | | 輸移出額 | | 計 | 計 | 總額 | 一人當り |
| | | 輸入額 | 移入額 | 輸出額 | 移出額 | | | | |
| 大正10 | 21,446 | 77,463 | 87,656 | 165,119 | — | — | — | 186,565 | 0.050 |
| 11 | 18,789 | 26,106 | 177,424 | 203,530 | — | — | — | 222,319 | 0.058 |
| 12 | 15,820 | 66,188 | 110,696 | 176,884 | — | — | — | 192,704 | 0.050 |
| 13 | 4,756 | 101,230 | 159,106 | 260,336 | — | — | — | 265,092 | 0.067 |
| 14 | 5,256 | 48,931 | 209,231 | 258,162 | — | — | — | 263,418 | — |
| 平均 | 13,213 | 64,984 | 148,823 | 212,806 | — | — | — | 226,020 | — |

農林省農務局 麥其他穀物要覽 (昭和3年3月)

| | 麥の生産額(内地) | | | | 其他の穀物の生産額(内地) | | |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|--|------------------------|----------------------|----------------------|
| | 大麥 | 裸麥 | 小麥 | | 粟 | 稗 | 黍 |
| 大正10年 | 9,028,075 ^石 | 7,053,681 ^石 | 5,582,200 ^石 | | 1,655,582 ^石 | 740,535 ^石 | 291,128 ^石 |
| 11年 | 8,771,948 | 7,131,753 | 5,726,622 | | 1,509,713 | 674,731 | 247,978 |
| 12年 | 7,595,206 | 5,856,154 | 5,190,619 | | | | |
| 13年 | 8,075,776 | 5,738,982 | 5,268,158 | | | | |
| 14年 | 8,829,039 | 7,778,701 | 6,121,441 | | | | |
| 昭和元年 | 8,568,853 | 7,440,506 | 5,897,260 | | | | |
| 2年 | 7,569,195 | 7,313,002 | 6,056,335 | | | | |
| 平均(大正14年—昭和2年) | 8,322,362 | 7,511,036 | 6,025,012 | | | | |

| | | | | | | |
|--------------|-----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 同 13年 | 1,411,418 | 463,484 | 238,097 | 689,952 | 895,110 | — |
| 同 14年 | 1,424,927 | 644,042 | 248,355 | 691,507 | 1,032,793 | 1,980,365 |
| 昭和元年 | 1,240,710 | 587,974 | 166,867 | 574,983 | 816,500 | 1,984,053 |
| 平均(大正13—昭和元) | 1,359,018 | 565,167 | 217,773 | 652,147 | 914,801 | 1,982,209 |

青沼三期 各種加工麥のビタミンB含有量に就て (日本内科學會雜誌 16の3)
 各種加工麥のビタミンB含有量は、加工の方法に依つて著るしき差異があつて、福麥、丸麥、福祿麥、平麥、挽割麥の順序に次第に多くなる。福麥に含量が少くて恰も白米の如くなるは其製造に際して長く加熱せられる爲であらう。之に反して挽割麥に含量多きは其の精白の度の少きによる。

濱田靖孝 江馬正夫 米に關する研究(第一報告米銀皮中のVitamin存在に就て)
 (國民衛生 5の8)

十妹姉及鼠の飼養試験によつて、米銀皮中にも相當 vitamin を含むことを証明してゐる。

大橋祐之助 京都公私設市場販賣白米の其價格と胚芽量に就て (國民衛生 7の9)

京都市内の公私設市場25箇所の店頭より84種の精白米(内3種半搗米、9種、臺灣米、2種朝鮮米)を採集し其胚芽残存量を調査したるものであつて、其結果は白米は價格廉なるに隨ひ不完全形即ち碎米を多く混じて居り、且胚芽残米粒數も減少して居る。従つて副食物の補給十分合宜なるを得ない所の社會の下級生活者には一種の脅威である。且同一價格の白米及び半搗米に就き胚芽残存量を比較するに宵壤の差も尙ならないのであるから半搗米(或は胚芽米)の需要を更に一層徹底せしめざる可からざるのみならず、寧ろ其の強制的實施をさへ必要であると云ひ得るのである。

近藤万太郎 米穀貯藏問題 (糧食研究 49)

本邦に於て米穀貯藏は取引の關係上玄米貯藏が行はれてゐるが、其際虫蝕以外に温度濕度の爲に米質に變化を蒙りて、多年の貯藏には堪へないのである。之に反して玄米をよく乾燥して罐の如きものに密封貯藏する時にはよく數年の貯藏に

堪わて虫蝕並に米質の變化を蒙るこもなく食味も勝り米質は緊まりて容積重は増加し、搗き耗りは減少し又莖種はも大であつて、しかも發芽力を失はないのである。

和泉成之 各種人工營養食料品中のビタミンC含有量に就て (兒科雜誌 336)

雪花菜を基本飼料としてモルモットを飼養し、それに、クリーム、鷺印煉乳、蛋白乳、和光堂製マルワ汁越幾斯を添加して其等のビタミンC含量を試験した。此結果を直ちに人類に適用し得るか否やは疑問ではあるが、1日の用量クリーム10瓦、煉乳10瓦、蛋白乳150瓦、マルワ汁越幾斯5瓦等ではモルモットの瘰癧血病を豫防することは出来ない。

高橋榮治 白濱 潔 大麥蛋白質の移動に就て 1. 貯藏による蛋白質の移動 (日本農藝化學會誌 4の3)

裸大麥を1年間貯藏する時貯藏蛋白殊にホルデインの形成が見られる。而して之等の蛋白質は水溶性のアルブミン、アルブモース、ベiston、アミノ酸等及び不溶性蛋白質より形成せられるものゝ様である。ホル Dein Aは寧ろ減少するが Bは著るしく増加してゐる。

成田不二生 朝鮮産二三食用野草の根の成分に就て (日本農藝化學會史 4の12)

朝鮮の救荒植物たる桔梗、萎蕤、旋花、薺及び黃花菜の5種の根部の分析結果及び其の炭水化物の詳細なる記述であつて、各根共纖維量は大でなく可溶性炭水化物に富んでゐる故に救荒植物として其營養價は相當大なるものと思はれる。而して主要炭水化物としては桔梗根は(恐らく黃花菜根も)イヌリンを、萎蕤根はマンノース含有粘質物を、旋花根、薺根は澱粉を含有してゐる。

長坂熊吉 糠味噌漬の研究 (日本農藝化學會誌 4の9)

蔬菜を糠味噌漬とする時の成分の變化は蔬菜の種類によつて一様でないが、大根、茄子、

胡瓜に於ては非蛋白窒素化合物及灰分の増加が多い。而して灰成分の増加はNaClを主とするが P_2O_5 、 K_2O 、 MgO の浸入多く CaO 、 SO_3 之に亞ぐ。比較の爲に分析せる茄子鹽漬にても CaO 、 MgO 、 SO_3 は増加し P_2O_5 、 K_2O は減少してゐる。重要灰成分より計算した鹽基度は糠味噌漬に於ては差少く茄子は稍減少し、胡瓜大根は少しく増加してゐる。茄子鹽漬では可なり鹽基が損失してゐる。ビタミンCは大根1日漬では2—3割5日漬では過半を失ふてゐる故に漬る期間が長き時は其破壊度が多い。

三堀三郎 炭酸カルシウム(石粉)による米の搗精試験 (名古屋市衛生試験所彙報2)

従來の珪砂に比して石粉は搗精力強く取扱上便且消費上經濟的である。而して搗耗り少く且白米の附着物少くして淘洗に際し除去容易尙外觀も良く米の實實を磨滅することも少い。

安川 隆 牡蠣の塩素消毒に就て (實驗醫學雜誌 12の10)

牡蠣の塩素消毒は完全に殺菌の目的を達することが出来ないから、實際に應用するには塩素消毒を行へる海水を貯藏牡蠣に注ぎ洗滌法を行ふのが効果あるものと思はれる。

3 食糧問題

人口食糧問題調査會の答申 (糧食研究 48)

第一回答申 (農産部)

甲、農産食糧品の生産増進に關し急速實施を要する方策

- 第一、自作農の制定維持を計り農民の生活を安固ならしむること、
- 第二、米穀法の運用を徹底的ならしめ其効果を完うせしむること、
- 第三、適當なる肥料政策を行ひ特に肥料の供給を豊富にし且之が價格を低廉ならしむること。

乙、農産物の利用増進に關する方策

- 第一、米糠の利用を増進し並に土砂を附著せしむる白米の販賣を禁止すること
- 第二、食糧品の利用、貯藏、配給の改善を研究する機關を設備すること

丙、耕地の保護に関する方策

水力利用、鑛業等の爲に被る耕地の被害の防止及復舊に付適當なる方法を講ずること

第一回答申（人口部）

1、内外移住方策

2、労働の需給調節に関する方策

第一回答申（水産部）

略す

農林省 昭和2年米收穫高（統計集誌 559）

米作付段別は3,173,457.2町で前年度に比すれば15,186町(0.5%)を、前5ヶ年平均作は段別に比すれば24,836.9町(0.8%)を増加してゐる。而して米收穫高は62,100,700石にして前年度に比すれば6,518,068石(11.7%)を前5箇年平均に比すれば4,381,741石(7.6%)を増加してゐる。

| | 作付段別 | 收穫高 |
|-----------------|-------------------|------------|
| 大正11年 | 3,140,766.9 | 60,693,851 |
| 大正12年 | 3,147,561.4 | 55,444,084 |
| 大正13年 | 3,142,514.4 | 57,170,413 |
| 大正14年 | 3,153,837.7 | 59,703,784 |
| 大正15年 | 3,158,271.2 | 55,582,632 |
| 昭和元年 | 3,173,457.2 | 62,100,700 |
| | 第1回豫想高 | 61,492,850 |
| | 第2回豫想高 | 60,768,300 |
| 自大正11年 至昭和元年 | 5箇年平均 3,148,590.3 | 57,718,954 |

日本に於ける米穀の生産貿易消費及價格等に関する重要統計（大日本農會報

569, 570）

1 日本に於ける米穀生産の消長

| 年次 | 内地 | | | 朝鮮 | | | 臺灣 | | | 日本全 國に於 ける生 産總額 計 | |
|----------------|----------|---------|----------------|----------|---------|----------------|----------|---------|----------------|-------------------------------|-------|
| | 栽培 面積 | 生産 額 | 一反 歩當 收量 | 栽培 面積 | 生産 額 | 一反 歩當 收量 | 栽培 面積 | 生産 額 | 一反 歩當 收量 | | |
| 自大正元年 至大正5年 | 5ヶ年平均 | 304 | 5,437 | 1,789 | 148 | 1,279 | 0,865 | 49 | 464 | 0,944 | 7,179 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (同上指數) | (100.0)(100.0) | (100.0)(100.0) | (100.0)(100.0) | (100.0)(100.0) | (100.0)(100.0) | (100.0) | | | | | |
| 自大正6年 至大正10年 | 5ヶ年平均 | 311 | 5,770 | 1,856 | 154 | 1,418 | 0,920 | 49 | 484 | 0,983 | 7,671 |
| (同上指數) | (102.3) | 106.1 | 103.7 | 104.1 | 110.9 | 106.4 | 100.0 | 104.3 | 104.1 | 106.9 | |
| 大正11年 | 314 | 6,069 | 1,933 | 156 | 1,501 | 0,964 | 50 | 545 | 1,057 | 8,115 | |
| 大正12年 | 315 | 5,544 | 1,761 | 155 | 1,517 | 0,979 | 51 | 487 | 0,951 | 7,548 | |
| 大正13年 | 314 | 5,717 | 1,819 | 158 | 1,322 | 0,829 | 54 | 608 | 1,134 | 7,647 | |
| 大正14年 | 315 | 5,970 | 1,893 | 159 | 1,477 | 0,922 | 56 | 644 | 1,160 | 8,091 | |
| 大正15年 昭和元年 | 316 | 5,559 | 1,760 | 159 | 1,520 | 0,964 | 57 | 621 | 1,087 | 7,710 | |
| 自大正11年 至昭和元年 | 5ヶ年平均 | 315 | 5,772 | 1,833 | 157 | 1,469 | 0,936 | 54 | 581 | 1,078 | 7,822 |
| (同上指數) | (103.6) | 106.2 | 102.5 | 106.1 | 114.9 | 108.2 | 110.2 | 125.2 | 114.2 | 169.0 | |
| 昭和2年 | 317 | 6,210 | 1,957 | 160 | 1,730 | 1,080 | 61 | 690 | 1,136 | 8,630 | |
| 自大正12年 至昭和2年 | 5ヶ年平均 | 315 | 5,810 | 1,838 | 158 | 1,515 | 0,959 | 56 | 610 | 1,094 | 7,925 |
| (同上指數) | (103.6) | 106.7 | 102.7 | 106.7 | 118.5 | 110.9 | 114.3 | 131.5 | 115.9 | 110.4 | |

2、内地に於ける米穀貿易の大勢

(甲) 内地に於ける米の輸入及移入の額(曆年)

| 年次 | 輸入額 | | 移入額 | | | | 移入額合計 | | 輸入及移入額總計 | | |
|-----------------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|--------|
| | 數量 | 價額 | 朝鮮より | | 臺灣より | | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | |
| 自大正元年 至同5年 | 5箇年平均 | 173 | 2,229 | 101 | 1,299 | 81 | 958 | 183 | 2,257 | 355 | 4,486 |
| (同上指數) | (100.0) | 100.0 | (100.0) | 100.0 | (100.0) | 100.0 | (100.0) | 100.0 | 100.0 | (100.0) | 100.0 |
| 自大正6年 至同10年 | 5箇年平均 | 238 | 6,104 | 217 | 6,683 | 99 | 2,167 | 317 | 8,850 | 595 | 14,954 |
| (同上指數) | (137.6) | 273.8 | (214.9) | 514.5 | (122.2) | (226.2) | (173.2) | (392.1) | (156.3) | (333.3) | |
| 大正11年 | 304 | 6,128 | 296 | 9,370 | 74 | 1,358 | 370 | 10,728 | 674 | 16,856 | |
| 同12年 | 177 | 3,072 | 388 | 11,295 | 128 | 2,364 | 516 | 13,659 | 693 | 16,731 | |
| 同13年 | 317 | 7,087 | 467 | 16,344 | 186 | 4,784 | 652 | 21,128 | 980 | 28,215 | |
| 同14年 | 514 | 12,050 | 455 | 17,266 | 239 | 7,055 | 694 | 24,321 | 1,208 | 36,371 | |
| 同15年、昭和元年 | 130 | 5,069 | 554 | 19,226 | 244 | 6,153 | 798 | 25,379 | 1,028 | 30,448 | |
| 自大正11年 至昭和元年 | 5箇年平均 | 310 | 6,681 | 432 | 14,700 | 174 | 4,343 | 606 | 19,043 | 917 | 25,724 |
| (同上指數) | (179.2) | (299.7) | (421.7) | (1,131.6) | (214.8) | (432.3) | (331.1) | (843.7) | (258.3) | (573.4) | |
| 昭和2年 | 390 | 7,891 | 615 | 19,114 | 270 | 6,288 | 885 | 25,402 | 1,275 | 32,293 | |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|---------|---------|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 自大正12年至昭和2年5箇年平均 | 328 | 7,034 | 496 | 16.6 | 9 | 213 | 5,329 | 709 | 21,978 | 1,037 | 29,012 |
| (同上指數) | (189.6) | (315.1) | (491.1) | 1.281 | 1.7 | (263.0) | (556.5) | (332.8) | (973.3) | (292.1) | (647.9) |

(乙) 日本内地に於ける米の輸出及移出額 (曆年)

| 年次 | 移出額 | | | | | | | | 輸出移出額計 | | | |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | 輸出額 | | 朝鮮へ | | 臺灣へ | | 樺太へ | | 移出額合計 | | | |
| | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | | |
| | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 | | |
| 自大正元年至同5年5箇年平均 | 40 | 692 | 1 | 10 | 5 | 103 | 9 | 175 | 15 | 288 | 55 | 981 |
| (同上指數) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | 100.0 | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |
| 自大正6年至同10年5箇年平均 | 27 | 732 | 1 | 30 | 5 | 169 | 11 | 447 | 17 | 646 | 44 | 1,378 |
| (同上指數) | (67.5) | (105.8) | 100.0 | (300.0) | (100.0) | (164.1) | (122.2) | (255.4) | (113.3) | (224.3) | (80.0) | (140.5) |
| 大正11年 | 4 | 116 | 3 | 73 | 26 | 571 | 19 | 745 | 48 | 1,389 | 52 | 1,555 |
| 同 12年 | 3 | 116 | 10 | 227 | 7 | 198 | 20 | 751 | 37 | 1,176 | 40 | 1,292 |
| 同 13年 | 3 | 100 | 7 | 229 | 3 | 241 | 26 | 1,109 | 36 | 1,579 | 39 | 1,679 |
| 同 14年 | 9 | 398 | 1 | 56 | 2 | 1,689 | 29 | 1,355 | 32 | 3,100 | 41 | 3,498 |
| 同 15年昭和元年 | 4 | 177 | 1 | 38 | 2 | 79 | 32 | 1,384 | 35 | 1,501 | 39 | 1,678 |
| 自大正11年至昭和元年5箇年平均 | 5 | 191 | 5 | 125 | 8 | 556 | 25 | 1,069 | 38 | 1,750 | 42 | 1,940 |
| (同上指數) | (12.5) | (27.6) | 500.0 | (125.0) | (160.0) | (539.8) | (278.8) | (610.9) | (253.3) | (607.66) | (76.4) | (197.8) |
| 昭和2年 | 3 | 143 | 1 | 26 | 2 | 59 | 31 | 1,214 | 34 | 1,299 | 37 | 1,442 |
| 自大正12年至昭和2年5箇年平均 | 4 | 187 | 4 | 155 | 3 | 473 | 28 | 1,163 | 35 | 1,731 | 39 | 1,918 |
| (同上指數) | (0.0) | (27.0) | 400.0 | (115.0) | 60.0 | (439.8) | (311.1) | (664.6) | (232.0) | (603.5) | (70.9) | (193.5) |

3 朝鮮及臺灣に於ける米穀貿易の大勢 (曆年)

| | 朝鮮に於ける輸出入額 | | | | 臺灣に於ける輸出入額 | | | |
|----------------|------------|---------|---------|---------|------------|---------|---------|---------|
| | 輸入額 | | 輸出額 | | 輸入額 | | 輸出額 | |
| | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 |
| | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 |
| 自大正元年至同5年5箇年平均 | 11 | 120 | 28 | 347 | 3 | 72 | 3 | 29 |
| (同上指數) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |

| | | | | | | | | |
|------------------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 自大正6年至同10年5箇年平均 | 4 | 102 | 20 | 495 | 17 | 371 | — | 9 |
| (同上指數) | (36.4) | (85.0) | (71.4) | (142.7) | (340.0) | (515.3) | (—) | (31.0) |
| 大正11年 | — | 15 | 7 | 211 | 3 | 45 | 3 | 45 |
| 同 12年 | 2 | 52 | 3 | 95 | 2 | 27 | — | 8 |
| 同 13年 | 3 | 93 | 3 | 104 | 3 | 61 | — | 3 |
| 同 14年 | 10 | 292 | 1 | 51 | 7 | 154 | — | — |
| 同 15年昭和元年 | 61 | 1,469 | 1 | 31 | 40 | 928 | — | 1 |
| 自大正11年至昭和元年5箇年平均 | 15 | 384 | 3 | 98 | 11 | 223 | 1 | 11 |
| (同上指數) | (136.4) | (320.0) | (10.7) | (28.2) | (220.0) | (109.7) | (33.3) | (37.9) |
| 昭和2年 | 5 | 115 | 1 | 43 | 80 | 1,545 | 1 | 12 |
| 自大正12年至昭和2年5箇年平均 | 16 | 404 | 2 | 65 | 26 | 543 | — | 5 |
| (同上指數) | (145.5) | (336.7) | (7.2) | (18.7) | (520.0) | (754.2) | (—) | (17.3) |

4、日本内地に於ける米の消費増加の趨勢

(甲) 内地に於ける米の消費總額 (自前年十一月一日年度 至當年十月末日年度)

| 年次 | 前年度 よりの 持越額 | 生産額 万石 | 輸移入額(再輸移出入額を含む) | | | 翌年度 への持 越額 | 消費額 | | 人口 (四月 末) 万人 |
|------------------|-------------------|-----------|-----------------|---------------|------------------|------------------|----------------|--------------------|-----------------------|
| | | | 輸入 額 万石 | 輸出 額 万石 | 輸移入 超過額 万石 | | 消費 總額 万石 | 内地一人 當消費額 万石 | |
| 自大正元年至同5年5箇年平均 | 503 | 5,302 | 347 | 54 | 293 | 585 | 5,546 | 1,062 | 5,224 |
| (同上指數) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |
| 自大正6年至同10年5箇年平均 | 446 | 5,835 | 528 | 47 | 480 | 493 | 6,268 | 1,135 | 5,524 |
| (同上指數) | (88.7) | (110.0) | (152.2) | (87.0) | (163.8) | (84.3) | (113.9) | (106.6) | (105.7) |
| 大正11年 | 816 | 5,518 | 767 | 83 | 683 | 731 | 6,287 | 1,103 | 5,702 |
| 同 12年 | 731 | 6,039 | 621 | 69 | 552 | 679 | 6,672 | 1,155 | 5,771 |
| 同 13年 | 679 | 5,544 | 953 | 76 | 878 | 521 | 6,580 | 1,124 | 5,852 |
| 同 14年 | 520 | 5,717 | 1,209 | 191 | 1,018 | 550 | 6,706 | 1,130 | 5,936 |
| 同 15年昭和元年 | 550 | 5,970 | 954 | 53 | 901 | 597 | 6,825 | 1,132 | 6,027 |
| 自大正11年至昭和元年5箇年平均 | 659 | 5,64 | 901 | 94 | 806 | 616 | 6,614 | 1,129 | 5,858 |
| (同上指數) | (131.0) | (108.7) | (259.7) | (174.1) | (275.1) | (105.3) | (119.3) | (106.3) | (112.1) |
| 昭和2年 | 597 | 5,558 | 1,268 | 127 | 1,141 | 577 | 6,719 | 1,099 | 6,113 |

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 自大正12年 至昭和2年 5ヶ年平均 | 615 | 5,772 | 1,001 | 103 | 898 | 585 | 6,700 | 1,128 | 5,940 |
| (同上指數) | (122.2) | (108.5) | (288.5) | (190.7) | (306.5) | (100.0) | (120.8) | (106.2) | (113.7) |

(乙) 内地に於ける米の用途別消費口込額

| 種類 | 飯米 | 種子 | 酒類 | 菓子及飴 | 餅 | 麵 | 酢味噌及醬油 | 其他 | 計 |
|-----|-------|----|-----|------|-----|----|--------|----|-------|
| | 万石 | 万石 | 万石 | 万石 | 万石 | 万石 | 万石 | 万石 | 万石 |
| 内地米 | 5,061 | 78 | 418 | 35 | 303 | 27 | 36 | 15 | 5,973 |
| 朝鮮米 | 208 | 0 | 2 | 3 | 1 | — | 1 | 2 | 217 |
| 台灣米 | 29 | 0 | — | 3 | 2 | — | — | — | 34 |
| 外國米 | 46 | 0 | 5 | 4 | 1 | — | — | 2 | 58 |
| 計 | 5,343 | 78 | 424 | 45 | 307 | 27 | 38 | 20 | 6,282 |

自大正9年11月1日至大正10年10月末日1ヶ年間の調査による

(丙) 内地に於ける酒造米消費額(自前年10月1日至當年9月末日年度)

| 年次 | 醸造額 | 同上白米使用額 | 同上玄米に換算 |
|------------------|---------|---------|---------|
| | 万石 | 万石 | 万石 |
| 自大正元年至大正5年5ヶ年平均 | 419 | 287 | 329 |
| (同上指數) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |
| 自大正6年至大正10年5ヶ年平均 | 508 | 348 | 400 |
| (同上指數) | (121.2) | (121.3) | (121.6) |
| 大正11年 | 568 | 391 | 450 |
| 大正12年 | 570 | 390 | 448 |
| 大正13年 | 557 | 378 | 435 |
| 大正14年 | 530 | 359 | 413 |
| 大正15年昭和元年 | 527 | 359 | 411 |
| 自大正11年至昭和元年5ヶ年平均 | 550 | 357 | 431 |
| (同上指數) | (131.3) | (130.7) | (131.0) |
| 昭和2年 | 492 | 334 | 384 |
| 自大正12年至昭和2年5ヶ年平均 | 535 | 364 | 418 |
| (同上指數) | (127.7) | (126.8) | (127.1) |

日本内地に於ける麥類の生産貿易消費及價格等に關する重要統計 (大日本農會

報571—572)

「食品」の部参照

日本に於ける大豆及小豆の生産貿易消費及價格等に關する重要統計 (大日本農

會報 575)

甲、大豆

1、日本に於ける大豆生産の消長

| 年次 | 内地 | | | 朝鮮 | | | 臺灣 | | |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 栽培面積 | 生産額 | 一反歩當收穫高 | 栽培面積 | 生産額 | 一反歩當收穫高 | 栽培面積 | 生産額 | 一反歩當收穫高 |
| | 万町 | 万石 | 石 | 万町 | 万石 | 石 | 万町 | 万石 | 石 |
| 自大正元年至同5年5箇年平均 | 47 | 355 | 0.754 | 66 | 381 | 0.576 | 2 | 7 | 0.413 |
| (同上指數) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |
| 自大正6年至同10年5箇年平均 | 45 | 390 | 0.837 | 76 | 439 | 0.577 | 2 | 6 | 0.402 |
| (同上指數) | (95.7) | (109.9) | (111.0) | (115.2) | (115.2) | (100.2) | (100.0) | (85.7) | (97.3) |
| 大正11年 | 44 | 364 | 0.822 | 80 | 452 | 0.567 | 1 | 5 | 0.402 |
| 大正12年 | 43 | 343 | 0.807 | 81 | 464 | 0.576 | 1 | 5 | 0.375 |
| 同13年 | 41 | 324 | 0.800 | 80 | 452 | 0.567 | 1 | 5 | 0.431 |
| 同14年 | 40 | 361 | 0.909 | 80 | 461 | 0.574 | 1 | 4 | 0.427 |
| 昭和元年 | 39 | 300 | 0.767 | 79 | 435 | 0.550 | 1 | 4 | 0.428 |
| 自大正11年至昭和元年5箇年平均 | 41 | 338 | 0.825 | 80 | 453 | 0.567 | 1 | 5 | 0.413 |
| (同上指數) | (87.2) | (95.5) | (109.4) | (121.2) | (118.9) | (98.4) | (50.1) | (72.4) | (100.0) |

2、内地に於ける大豆貿易の大勢 (曆年)

| 年次 | 輸移入額 | | | | 輸移出額 | | | | 輸移入超過額 | |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 輸入額 | | 移入額 | | 輸出額 | | 移出額 | | 數量 | 價額 |
| | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | | |
| | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 | 万石 | 万円 |
| 自大正元年至同5年5箇年平均 | 148 | 1,188 | 100 | 395 | 僅少 | 3 | 2 | 19 | 246 | 1,561 |
| (同上指數) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (—) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |
| 自大正6年至同10年5箇年平均 | 254 | 3,441 | 117 | 1,548 | 1 | 27 | 4 | 68 | 367 | 4,931 |
| (同上指數) | (171.6) | (289.6) | (117.0) | (401.0) | (—) | (900.0) | (200.0) | (357.9) | (149.2) | (315.9) |
| 大正11年 | 256 | 3,188 | 144 | 2,186 | 2 | 33 | 2 | 37 | 396 | 5,234 |

Table with 11 columns: Year, and pairs of (Quantity, Value) for various categories. Rows include 大正12年, 大正13年, 大正14年, 昭和元年, 自大正11年至昭和元年5箇年平均, 昭和2年, 自大正12年至昭和2年5箇年平均.

3、朝鮮及臺灣に於ける大豆貿易の大勢 (曆年)

Table with 11 columns: Year, and sub-columns for Korea (輸入額, 輸出額, 輸出超過額) and Taiwan (輸入額, 輸出額, 輸入超過額). Rows include 自大正元年至同5年5箇年平均, 自大正6年至同10年5箇年平均, 大正11年, 同12年, 同13年, 同14年, 昭和元年, 自大正11年至昭和元年5箇年平均, 昭和2年, 自大正12年至昭和2年5箇年平均.

(同上指數) (一) (一) (161.7)(445.8)(143.2)(413.9)(420.0)(613.7) (一) (一) (400.0)(596.1) 内地より朝鮮への移入なし

4、内地に於ける大豆消費の大勢 (自前年11月1日年度至當年10月末日年度)

Table with 11 columns: Year, and categories: 生産額, 輸入額, 輸出額, 輸入超過額, 消費總數, 大豆油粕原料としての消費額, 大豆油粕原料以外消費總額, 一人當消費額, 人口(4月末現). Rows include 自大正元年至同5年5箇年平均, 自大正6年至同10年5箇年平均, 大正11年, 同12年, 同13年, 同14年, 昭和元年, 自大正11年至昭和元年5箇年平均, 昭和2年, 自大正12年至昭和2年5箇年平均.

5、内地に於ける大豆卸賣價格の變遷

Table with 7 columns: Year, 内地主要市場平均, 東京市場 (内地産, 朝鮮産, 滿洲産), 大阪市場 (内地産, 朝鮮産, 滿洲産). Rows include 自大正元年至同5年5箇年平均, 自大正3年至同7年5箇年平均.

日本社會衛生年鑑

| | | | | | | | |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大正11年 | 18.06 | 27.02 | 23.47 | 15.38 | 19.90 | 18.01 | 16.25 |
| 同 12年 | 21.03 | 33.23 | 21.30 | 14.63 | 19.83 | 18.94 | 16.57 |
| 同 13年 | 21.17 | 35.11 | — | 17.97 | 21.06 | 20.55 | 17.31 |
| 同 14年 | 23.17 | 32.29 | — | 19.74 | 23.79 | 23.61 | 21.23 |
| 昭和元年 | 19.74 | 27.93 | 18.50 | 16.27 | 20.04 | 19.02 | 18.00 |
| 自大正11年 至昭和元年 5箇年平均 | 20.31 | 31.12 | 21.09 | 16.80 | 20.92 | 20.03 | 17.87 |
| (同上指數) | (195.0) | (273.2) | (194.4) | (165.5) | (200.6) | (188.6) | (174.0) |
| 昭和2年 | 17.00 | 29.91 | 18.73 | 14.96 | 19.96 | 19.72 | 14.68 |
| 自大正12年 至昭和元年 5ヶ年平均 | 20.40 | 31.34 | 19.51 | 16.71 | 20.94 | 20.37 | 17.56 |
| (同上指數) | (193.0) | (275.2) | (177.0) | (164.6) | (200.8) | (191.8) | (171.0) |

乙 小豆

1、内地及朝鮮に於ける小豆生産の消長

| 年 次 | 内 地 | | | 朝 鮮 | | |
|--------------------------|------------|-----------|------------------|------------|-----------|------------------|
| | 栽培面積 万町 | 生産額 万石 | 一反歩當 收穫高 石 | 栽培面積 万町 | 生産額 万石 | 一反歩當 收穫高 石 |
| 自大正元年 至同 5年 5箇年平均 | 13 | 86 | 0.645 | 25 | 111 | 0.446 |
| (同上指數) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |
| 自大正6年 至同 10年 5箇年平均 | 13 | 97 | 0.713 | 26 | 105 | 0.400 |
| (同上指數) | (100.0) | (112.8) | (110.5) | (104.0) | (94.6) | (89.7) |
| 大正11年 | 14 | 95 | 0.666 | 26 | 91 | 0.346 |
| 同 12年 | 14 | 89 | 0.653 | 26 | 99 | 0.379 |
| 同 13年 | 13 | 90 | 0.691 | 26 | 64 | 0.247 |
| 同 14年 | 13 | 106 | 0.819 | 25 | 97 | 0.383 |
| 昭和元年 | 12 | 68 | 0.552 | 26 | 99 | 0.386 |
| 自大正11年 至昭和元年 5箇年平均 | 13 | 90 | 0.676 | 26 | 90 | 0.348 |
| (同上指數) | (100.0) | (104.7) | (104.8) | (104.0) | (81.1) | (78.0) |

2、内地に於ける小豆貿易の大勢 (暦年)

| 年 次 | 輸 移 入 額 | | | | | | 輸 移 出 額 | | 輸 移 入 超 過 額 | |
|-------------------------|----------|----------|--------------|----------|------------|----------|----------|----------|-------------|----------|
| | 輸入額 | | 朝鮮よりの 移入額 | | 輸移入額 合計 | | 輸移出額 | | 輸移入 超過額 | |
| | 數量 万石 | 價額 万円 | 數量 万石 | 價額 万円 | 數量 万石 | 價額 万円 | 數量 万石 | 價額 万円 | 數量 万石 | 價額 万円 |
| 自大正元年 至同 5年 5箇年平均 | 16 | 168 | 3 | 18 | 19 | 186 | 1 | 13 | 18 | 174 |

第四章 社會衛生に関する文献の抄録

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (同上指數) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | |
| 自大6正年 至 10年 5箇年平均 | 22 | 252 | 3 | 39 | 25 | 391 | 1 | 49 | 23 | 350 |
| (同上指數) | (137.5) | (209.5) | (100.0) | (216.7) | (131.6) | (210.2) | (100.0) | (376.9) | (127.8) | (201.1) |
| 大正11年 | 27 | 374 | 2 | 29 | 29 | 403 | 僅少 | 9 | 29 | 394 |
| 同 12年 | 30 | 434 | 5 | 82 | 35 | 515 | " | 12 | 35 | 503 |
| 同 13年 | 38 | 715 | 2 | 49 | 41 | 764 | " | 14 | 40 | 750 |
| 同 14年 | 38 | 795 | 2 | 39 | 40 | 834 | " | 17 | 39 | 817 |
| 昭和元年 | 44 | 608 | 3 | 52 | 37 | 661 | " | 16 | 36 | 645 |
| 自大正11年 至昭和元年 5箇年平均 | 36 | 585 | 3 | 50 | 36 | 635 | " | 13 | 36 | 622 |
| (同上指數) | (225.0) | (348.2) | (100.0) | (277.8) | (189.5) | (241.4) | (—) | (100.0) | (200.0) | (357.5) |
| 昭和2年 | 46 | 553 | 5 | 70 | 50 | 623 | " | 10 | 50 | 613 |
| 自大正12年 至昭和2年 5箇年平均 | 39 | 621 | 3 | 58 | 41 | 679 | " | 14 | 40 | 666 |
| (同上指數) | (243.8) | (369.6) | (100.0) | (222.2) | (215.8) | (250.1) | (—) | (107.7) | (222.2) | (322.8) |

3、内地に於ける小豆卸賣價格の變遷

| 年 次 | 内地主要 市場平均 円 | 東 京 市 場 | | 大 阪 市 場 | | |
|--------------------------|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 内地産 円 | 滿洲産 円 | 内地産 円 | 朝鮮産 円 | 滿洲産 円 |
| 自大正元年 至同 5年 5箇年平均 | 14.25 | 15.62 | 12.14 | 13.07 | 12.32 | 11.98 |
| (同上指數) | (109.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) | (100.0) |
| 自大正6年 至同 10年 5箇年平均 | 24.79 | 27.44 | 17.42 | 20.35 | 19.96 | 10.09 |
| (同上指數) | (174.0) | (175.1) | (143.5) | (157.2) | (162.0) | (84.2) |
| 大正11年 | 19.71 | 30.14 | 15.21 | 8.47 | 15.43 | 6.21 |
| 同 12年 | 24.59 | 25.27 | 16.33 | 11.01 | 17.98 | 7.15 |
| 同 13年 | 32.89 | 32.80 | 25.31 | 35.75 | 25.18 | 24.30 |
| 同 14年 | 31.83 | 31.65 | 22.22 | 32.93 | 25.72 | 24.50 |
| 昭和元年 | 31.93 | 23.42 | 15.68 | 23.25 | 17.05 | 16.03 |
| 自大正11年 至昭和元年 5箇年平均 | 26.19 | 26.66 | 18.95 | 22.28 | 20.27 | 15.64 |
| (同上指數) | (183.8) | (170.1) | (156.1) | (170.5) | (164.5) | (130.60) |
| 昭和2年 | 20.80 | 25.78 | 14.43 | 10.02 | 60.30 | 14.77 |
| 自大正12年 至昭和2年 5箇年平均 | 26.41 | 27.78 | 18.79 | 22.59 | 20.45 | 17.35 |
| (同上指數) | (185.1) | (177.3) | (154.8) | (172.8) | (106.0) | (144.8) |

東浦庄治 米價と米作付面積との關係に就て (帝國農會報 18の11)

米價の著るしき變動は米の作付面積に相當の影響を及ぼして、著るしき米價の増加ある場合は作付面積は平均以上の増加を來し、著るしき下落の場合には絶對的若くは相對的減少を來すのである。而して米價が比較的安定せる時に於ては略々一定の面積増加をなすが、作付面積の著るしき減少、若くは増加の少い年度の後に於ては米價の安定は比較的大なる作付面積の増加が伴ふのである。

加藤茂苞 朝鮮に於ける米生産の過去現在將來と内地移出力に關する見込
(大日本農會報 576—577)

朝鮮の稻作期間の氣候は同緯度の内地よりは寧ろ勝つてゐるが、土地は概して瘠薄であるが、今後は水利蒙け施肥を十分なす時は内地に劣らない素質を有してゐる。始政當時は米の産額約1000萬石略々自足の域にあつたが現在にては次第に進歩して米産額1500萬石、消費量は粟及外米の輸入著るしく増加せしめて朝鮮米を移出する爲に消費量を増加せしめないで600萬石を輪移出するに至つた。然し生産は反當り平均6斗餘で内地總平均の約半分しかないこゝは將來改良の餘地あるこゝを思はしめる。大正9年に産米増殖計畫を樹て實行してゐるが、本計畫による昭和17年迄に産米830餘萬石を増し、内300萬石は鮮内消費量の増加に充て約500萬石を輸出しやうと云ふのである。

矢鳥 慧 西比利亞沿海洲に於ける米作の技術的觀 (大日本農會報 567—569)

沿海洲に於ける米作事業が沿革極めて淺きにも不拘長足の進歩を遂げつゝあるが、我が邦に於ける米の生産不足が此地方の米作事業を刺戟して其熱度を煽りたてたることは疑のない事實である。將來の開田見込の推算は人によつて差はあるが露人ワヂンスキー氏は沿海洲全體にて約140萬露町、チエルネツキー氏は南部烏蘇里地方のみで裕に367,000露町を越ゆと見積つてゐるが、吾人の見る所によれば自然河水を引用して容易に開田し得るもの約43萬露町其他の方法で經濟的に開田し得るものを加算して約70萬露町に達する概算である。然し開田設備に要する莫大なる資本と耕作に必要な勞力の問題は實現を見る迄に相當年月と幾多の曲折をふるものと見らる。

宮島幹之助 人口問題と營養 (濟生 5の6)

近年本邦の人口が多數増加するに付て食糧問題と相關聯して人口問題が盛に論議されるやうになつたが、其人口増加の原因を見るに多死多産に因つてゐる。而して此の多死多産は不健全なる現象にして生活程度の低い階級に多く見られる現象であつて、營養不良に影響されて起るものである。故に日本の人口問題を考えて上にて、國民の營養は最も根本的な問題であるのにも不拘、人口問題の對策として移民、開墾、産兒制限の3ヶ條を擧げてゐるのは慨歎に堪へない。つまり人口問題の對策はその基礎を營養學上に置いてもつと進んで基礎的研究を盛にして、營養學的並に經濟學的に食糧品の公正なる分配をなして國民の營養を十分になすと共に、食品の利用を講じ無益の浪費を省くこゝに努力すべきである。

川上登喜二 食料單位 附食料政策に對する管見

平均1人が1年間に如何なる食料幾何量を要するものであるか、又平均1人に對して幾何の耕地を要するものなるかを明らかにして食料問題に對して或基準を設け、又食料政策に對して何等かの暗示を得んことを期して書かれたものである。實際より約5%高値ではあるが安全を期して蛋白質70—75瓦熱2400カロリーを標準食量として各年齢階級並に各種勞動狀態の平均食量と一致するや否やを見た所、殆んど相一致したのである。此標準食量を得るに如何なる食品を幾何量攝取すべきかを掲げ、而してその1箇年の所要量を算出して日本の各種食品の生産額と比較研究し、尙其所要量を得るに幾何の耕地を要するかを見て、現在耕地の面積と比較して、人口増加によりて幾何の土地を開墾せざる可からざるかを暗示してゐる。それによれば大正15年度の農林省統計による時は食料生産額は魚類、薯類、海藻等少數の食品を除く外は悉く所要量に不足を示してゐる。統計は必ずしも正確であるとは云へないが生産額が過剰でないことは農村の實狀、貿易狀態等より容易に想像し得られる所である。故に今後は益々食料不足の度を増すことは争はれないのである。従つて之が對策として戰時は勿論の事ではあるが、平時に於て食料問題に關する智識の普及を圖つて國民の自覺を喚起し、且消極的方法としては食料を徒費せざる方法を講じ、積極的方法として食料産額の増進を圖る可きである。消極的方法として先づ酒造に米を使用することを禁じ、米の不足を補ふ爲に雜穀使用を奨励し、獸肉の代りに魚類の使用を奨励する。積極的方法として肥料及耕作法の改良に依つて増收を圖り、又未開墾地を開拓して増收を圖る。而して分業的生產方法を實施して土地に適する作物のみを耕作する。其他水産物及び農産物の加工、農村計畫等によ

りて我が邦の食料政策を解決すべきである。

草間弘司 グレイ氏日本食料問題 (醫海時報 1775, 1781, 1783, 1785)

1、食料總量に關しては日本は不足してゐない。輸出量を差引いた食料總輸入量は1925年に於て總消費量の4.04%に達し、穀類輸入量は穀類總消費量の5.37%に達してゐる。此の比例は精白による損出及酒造による損失よりも少いのである。1925年の魚類總收穫の一割の剩餘を肥料にされてゐると同様に5.26ミリオン噸の綠葉 (green crops) 大豆粕等は肥料に使用されてゐる。

2、1926年10月1日現在人口 59,736,704 により同年に於ける1人當り各種食料の總量は次の如くである。

| | 1年(瓦) | 1日(瓦) |
|----------|--------|---------|
| 穀類 | 217.45 | 595.8 |
| 乾燥菜類 | 23.87 | 65.4 |
| 馬鈴薯及他の根菜 | 91.91 | 251.8 |
| 新鮮野菜及果物 | 99.64 | 273.0 |
| 肉類 | 2.62 | 7.2 |
| 農場產物 | 3.75 | 10.3 |
| 魚類 | 33.41 | 91.5 |
| 砂糖 | 12.88 | 35.3 |
| 計 | 485.53 | 1,330.3 |

米穀收穫高の高低は1925年至る10ヶ年間で高きは平均より8.3%低きは4.6%を示してゐる。而して人口動態統計の示す處によれば米穀收穫不足の年に引續きたる數年に於て何等死亡率の増加を認められない、此の事實は現在の狀況に於ては食料は其必要を滿たすに足ることを示してゐる。

3、現在食料は止むを得ざるものを料理する外可及的自然狀態に於けるならばすべての健康に必要な主要素と補助要素とを含有し且現在國民の必要量を有して居る。1925年の統計より計算するに人工的加工を施されない以前の種々なる要素の比率は1人1日量蛋白質 88.5瓦、脂肪17.7瓦、含水炭素537.6瓦、2732カロリーであつて、蛋白質脂肪が比較的低く含水炭素が高い。此の含水炭素の高率なる所以は主として米の過多に基因する。米は自然狀態に於て、蛋白質1に對し消化し得る含水炭素10を含むに對して、精白後は蛋白質1に對して11の消化し得る含水炭素を含有する割合となる。米の過多は又脂肪、可溶性性鹽、石灰、鐵及アルカリ性鹽の含有率を低める所以である。

4、自然狀態に於ける日本食の種々なる營養素及補助要素の量は現在日本人の必要に差支えないと云ひ得るが決して過多ではない。食物の人工的加工は如何なる場合でも之等の損失を

來す恐れがある。之は日本に於ける危険であらねばならない。米の精白、他の穀類の粉碎、その他の蛋白質含有量を増加せしむる爲の製品例へば、素麵、干饅頭、並に大豆よりの豆腐製造、味噌、黃粉等の製造は重要なる營養素及殊に補助要素なるビタミンの損失を來すのである。同様の理由が鹽漬、乾燥魚及魚類製品、魚類果物の罐詰、牛乳の滅菌、牛乳粉の使用、果物野菜等の鹽漬、其他の漬物等實際日本に於て極めて普通の之等食料にも及ぼすことが出来る。

5、自然食料品に對する種々なる人工的加工の爲に固形食物の9割に於てそれが食餌として食膳に供せられる前に其一部分或は全部のビタミンが失はれてゐる。

6、日本食料の質改善に關する最も重要なる注意點は、燃燒率を低くすること、即ち蛋白質の含水炭素に對する比を1對4又は1對5以下にすること、及び人工的加工を減じて補助營養素の損失を防ぐことである。米穀が既に上述の缺陷の大部分に對して責任を有する以上米に代ゆるに蛋白質のより多い穀類を以てし肉類の使用によつて穀類の蛋白質を補ふ事を得策とする。殊に肉類は又成長に必要な補助要素の供給ともなる。

7、日本に於ける食料自然分布狀態を見るに北海道には未開墾地多く將來著しく食料生産高を増加せしめる事が出来る。本州の北部、西部地方は南部東部又は九州地方に比して收穫が豊でない。

8、人工的食料配給は量的に見る場合は何等困難がない。是れ何れの地方も海岸より遠隔でなく100哩以上を距る地方がなく、且交通の便利も多いからである。然し質的分布に至つては相當困難がある。其結果として農村地方にはビタミンAの缺損があり、都會にはビタミンBの缺乏がある。一定食料要素の供給不足即ち蛋白質、脂肪、燐、アルカリ鹽、其他の副要素「ビタミン」の如きもの、不満足なる供給は日本にとり他國に比してその食料の質的分布を一層激しく不平等とする。

那須 皓 食糧生産上に於ける一革命の可能性 (糧食研究 48)

酵母食料に付ての米國ラムレー氏の著者への書信を、シュタインメッツ博士の演説の内容の要點を解説したものである。

穀物不足と其對策(露西亞) (國際時報 3の17)

ロシアに於ける穀物不足の根底は中々深刻なる根底を存してゐて、ロシアの穀物消費高が餘剩穀物の數量を超過する點に存してゐるのである。即ち勞働者の増加、都市の發達、工業原料の生産地の發展に従つて穀物の需要が増加する。然るに餘剩穀物の増加は甚だ微々たるものである。その原因は主として農村經濟組織

の改革即ち最大量の餘剩穀類を出してゐた大地主及び豪農經濟から、餘剩穀物を生産するに最も少き小、中農經濟へ推移した爲である。之が對策としては先づ時代遅れの小農經濟から大規模の共同的農業に移るにあるのである。既存の共同農業は何れも相當の收穫を擧げ餘剩穀物を産出してゐる。

第六節 氣候風土並に衣服及住居の衛生

1 氣候風土

岡田武松 氣象學講話 (岩波書店 昭和3年12月)

本書の初版は既に明治41年に刊行され多少とも氣象學に關係を有するものは最早充分その内容に親んでゐるだらうと思はれる程の著述である。著者の云ふ如く、本書は特に氣象學を専攻しようとするのではないけれども、自分の専門とする學科の補助として、氣象學の一斑を心得て置かうと志す人々への最もよき参考書である。氣象學上の著しき進歩に沿ひ、本書も初版のものから見れば、此處彼處相當内容が豊富にされてゐる。

土屋準一 日光浴の血流及び新陳代謝に及ぼす影響に関する實驗的研究
(日本整形外科雜誌 3の2)

健常なる犬につき、その後肢における血流及び酸素消費量が、30分間の日光浴に依つて既に増加を來し、これを浴後直後より1時間毎に測定したる結果を示す。

正木不如丘 日光療法 (至玄社 昭和3年3月)

矢吹 舜 紫外線の研究—(第1報) 紫外線の透過性に就いて (兒科雜誌 335)

紫外線の計量には、ケルレル氏法、即ち1.0%沃度加里液、25錠5.3%硫酸液25錠、N/400次亜硫酸曹達1.0錠を入れたる小ビーカーに、指示薬として1.0%澱粉液を少量加へたるものを用ひ、紫外線により沃度澱粉の青色反應が惹起されるまでの時間を測定す。光源として太陽燈を用ひ、障子紙が窓硝子に比し著しく透過性に富むこと、洋紙の一種「セロハン」紙が甚しく紫外線を透過せしむること、更に、有機無機各種溶液即ち、塩類、含水炭素、油脂類、蛋白質類につきその透過度を檢す。

矢吹 舜 紫外線の研究(第2報告) 人工太陽燈による紅斑發現並に色素沈着に就いて (兒科雜誌 336)

人工太陽燈による人體皮膚の紅斑發現は年齢の上より之れを見るに、幼若なる程容易に紅斑を發し年々にも困難になり、又、性的には女性の方男性より敏感にして、一般に、日光光線の鍛練を受くる程度に比例して敏感度が減じ、随つて四季及び生活様式の影響、をもその存在を許す。皮膚の色澤との關係は、その敏感度、白、黄、褐の順なり。

色素沈着に就いても大體同様な結果に到達し得。

尾河須太郎 日射病と熱射病 (治療新報 476)

日射病、並びに熱射病に関する意義、その歴史的考察、その本態如何の問題、及びこれに対する豫防法、治療法に關して、一部、氏の實驗を加へて、諸家の學說を掲げその一般を論ず。氏の實驗にあつては、家兎を用ひこれが日射病によりて發作を起したものに就き特に發作發現直後の知見に重きをおきたり。

宮入清四郎 熱射病及び日射病に於ける脾臓の變化に就て (第3回報告)

(東京醫學會雜誌 42の7)

著者は海狸を用ひて、熱射病及び日射病に於ける脾臓の變化殊に「ラ」氏島のα及β細胞の變化について研究報告してゐる。

小坂成信 レントゲン線の胎児に及ぼす影響 (日本レントゲン學會雜誌 5の4)

交尾後種々の日数に在る妊娠家兎を背位に固定し、下腹部或は下腹左、右半側部をレントゲン線の種々の線量を以つて照射し、レントゲン線が家兎胎児に對し常に一定の害的作用を及ぼすものたることを實驗せり。胎児各組織は、各々特有の放射線感受性を有し、又、胎生時期により一定の差違あり。

阿部英世 赤外線の影響に就て (北大眼科論文集 昭和3年4月)

輻射源として Nernst 氏單線燈を用ひ、赤外線分光器によりて、赤外線が眼球の前極より射入して眼球内容を透過し後極に射出する有様を檢し、これを家兎、モルモット、犬等の眼球に就きて行ふ。

- 1、赤外線は眼屈折體を透過して網膜に達し得。
- 2、眼球が色素に富むものはこれを透過し難し。
- 3、家兎にあつては波長1,2μより大なるものは吸収され、透過最も大なる波長部位にあつては1—2%以下の赤外線量を透過せしむ。
- 4、赤外線の眼球透過「エネルギー」最大なる部位は、眼球の前後經と同層厚の水の透過「エネルギー」最大なる部位に相當す。
- 5、家兎の眼球は、その水晶體剔出により、その透過範圍及び透過エネルギーを増大せしめ得。

等が結果の主なるものである。

原 立了 齒科領域に於ける光線療法 (大日本齒科醫學會々誌 50 宿題報告)

齒科醫學會の宿題擔當者として氏の著述せるもの。本書はその第1回報告にして現下、光線療法に關する臨床界の一般概況を總論的に述べ、併せてこの方面の研究が今日の狀況に到達し來りし歴史的經過をも記述す。第一部には主として光線X線、紫外線、可視線、熱線の物理化學、第二部には光線と生活體との關係一般

第三部には齒科分野に於ける研究、療法のテクニック、等を記したり。

久本實三 レントゲン放射線の生物學的作用に關する實驗的研究 (日本レントゲン學會雜誌 6の2)

健康なる生治體に對するレントゲン線の生物學的作用を知らん目的にて、本論文にあつては、健康動物を用ひレントゲン線にて肝臓放射後血液、尿、膽汁、臓器の四方面に亘り、なるべく多數の成分に就き之が移動の状態を確め、レントゲン深部放射線は其放射量の多寡に關せず常に肝臓及び全身新陳代謝に對し障碍作用を及ぼすことを知り、又、深部放射線は放射早期に於いて生理學調節障礙による機能亢進を來すも、この時期より既に破壊作用を伴ひ、且つこれは放射量の多寡に依らず、以つて Holzknacht 氏一派の説を確むるものなりきす。

2 衣服の衛生

3 住居の衛生

吉田房雄 氣象要素の變化が室内空氣の理學的性狀に及ぼす影響の持續的觀察と其綜合 (國民衛生 5の10)

(1) 南窓に於ては外氣温の高き月に室内の氣温は比較的低く、外氣温の低き月には室内の氣温は高く、能く外氣温に抗して自然の調節を營む。他の各方位の窓に於ては外氣温の自然の高低に従ひて上下し、外氣温の低き月には室内の氣温低く、外氣温の高き月には室内の氣温高くなり易い。

(2) 氣流の變動が室内氣温に影響するが、其の一は直接室の換氣量に影響して室温に影響を及ぼす、他は氣流が直接室壁に當りて毒熱し以て室温に影響するのである。

(3) 氣中水蒸氣含有量は概して氣温の高い月に大であつて、低い月に小である。累年平均

均京都では最大11月、次で10、9、8、12、7、1、6、2、3、4月の順になり最小は5月である。此關係を率して四方位別に室内濕度の變化を比較観測すると主として室温に逆比してゐて、9—3月に於ては最低室温の北向窓が湿度最大、次が西窓、東窓の順となり、湿度の最小は最高室温の南窓となる。其他の期に於ては湿度の最大は北窓又は南窓で、次が東窓、西窓の順となる。

(4) 濕球温度は室内の外共に夏季高く冬季低く、4、11月は室内安靜時には Hill Shepherd の缺感帯を形式し、5、10月は氣流15 m/sec. 内外の所にては中等労働をなすに適してゐる。

(5) 室内の水蒸氣張力の變化は概して外氣の水蒸氣張力に平行し、各方位の窓共に氣温高き月に大、氣温低き月に小である。

(6) 蒸發量の變化は概して氣温の變化に準ずるも、亦他の氣象要素の影響を受くるが故に必ずしも平行しないことがある。

(7) 室内氣温の上昇率と日射量及び外氣温、室内氣温との間に次の如き關係がある。

$$\frac{dT}{dt} = 10Q + 2J - 0.6(T - \theta) + \Sigma$$

但し $\frac{dT}{dt}$ 毎時間に上昇又は下降する温度(°C)

Q 各窓室の受ける日射熱量 (Cal./Min.)

J 地表面の受ける日射熱量 (Cal./Min.)

T 室内温度 (°C)

θ 外氣温 (°C)

Σ 各室固有の常数にて $\frac{dT}{dt}$ に比して極めて小なる値

(8) (I) 冷却の法則は近似的に $0.6(T - \theta)$ にて表はさる。(II) 擴散光線によりて受ける熱量は一窓即ち一方開放の室にありては地表面の受ける日射量の約10%である。

(9) 各地に於ける日射量の計算と氣温の観測とにより室内氣温を求むるには

$$T_t = e^{-ct} [S(t) + T_0] \quad T_t \text{ t時に於ける室内氣温}$$

$$T_0 = S(24) e^{-24c} \quad T_0 \text{ 0時に於ける室内氣温}$$

$$S(t) = \int_0^t R(t) e^{-ct} dt$$

$$R(t) = \alpha Q + k'J + c\theta + \Sigma$$

$$\text{又は } \frac{dT}{dt} = \alpha Q + k'J + \Sigma c(T - \theta) \text{ より } \frac{dT}{dt} \text{ を求め } T_n = T_{n-1} + \left(\frac{dT}{dt} \right)_{n+1}$$

に據りて $n=1, \dots, 24$ に就て連續的に計算することが出来る。

濱田靖孝 屋根の防暑的研究 (國民衛生 5の8)

またん屋根は瓦屋根より防暑力は劣る然し之を二重屋根にする時は瓦葺より優

り、尙其間隔が大なる程防暑力は大きなる。屋根は句配が急なる程有効であつて又屋根裏の換氣及び天井の存在も室温の上昇を防止するに役立つ。屋根の塗料中白色は最もよく黑色は最も悪く、其他の色では黄、赤、綠、褐、青色の順なる且光澤ある方が艶消しより有効であつて、塗料を用ひないまたん屋根は黄色塗料を用ひたるものよりは劣るが、綠色塗料を用ひたるものより優る。

小宮義孝 冬期窓及び扉開放による換氣に關する實驗的研究 (衛生學傳染病學雜誌 24の1)

換氣度と室温下降とに對する窓開放面積と開放時間との關係を實驗したものであつて、實際上冬期に窓開放によつて換氣を試みる場合には、長時間同側の少數の窓を開放するよりも、短時間多數の窓及び其の對側の窓並に扉を開放したる方が、換氣上並に保温上有効である。然し此際廊下の空氣の性質を顧慮すべき必要がある。

藤井厚二 日本の住宅 (岩波書店 昭和3年12月)

建築學專攻の著者が、氣象學、衛生學を加味したる建築法を一般人にも分り易き様に記述したる良書であつて、今後住宅を建築せんと欲する人の好參考たるのみならず、今後の日本の住宅の行く可き道を示してゐる。

藤原九十郎 住居の衛生 (博文館 昭和3年5月)

博文館の家庭醫學講話の第5篇をなすものであつて、健康に良い住居、借家の撰び方から始まり、住居を建てるならば其敷地の撰定に付き土地の見分け方を次に配置、建築材料並に室内用具の選び方を述べ、台所、便所、浴室等の設備衛生に及び、室内の清淨、消毒、防暑、煖房、採光、照明、換氣等住居に付き必要なる事柄を一般に分り易く記してゐる。尙附録として空氣の試験法、飲料水の清淨法、消毒法並に試験法迄記載してある。

相澤時政 家屋の衛生設備と保安装置 (鈴木書店 昭和3年)

4 住宅問題

フリードリッヒ・エンゲルス著 小宮義孝譯 住宅問題 (同人社 昭和3年2月)

原書はエンゲルスが1872年にライプチヒのフオルクスシユタートに掲載した三つの論文の再版である。當時ドイツは大工業躍進の時に當り労働者の都市集中の結果住宅難が起りこれに對する、多くの論説があらはれた。そのうち最も重要な、アー・ミュルベルガー及びエミール・ザツクスの論説を批判したものである。彼等によれば、住宅問題の禍根は今日の住宅賃貸制度にありとなしその解決は賃貸制度を廢止し労働者を家宅の所有者たらしむるにありとなすのであるがエンゲルスはかかる方策は各々の労働者に獨特の占有にかゝる小家を與へかくして彼等をその資本家に半封建的な方法で繋ぎとめんとするかもしくは流動的な大都市の労働者にとつては實行不可能な小ブルジョアの又は大ブルジョアの空想にすぎないとなしこれが合理的解決は都市における大資本家の一部奢侈住宅を收奪することにより、即ち支配階級の被支配階級に對する搾取と抑壓を排除することによつてのみ解決しようと説いておる。尙本書には當時ドイツの政治機構の絕對専制よりビスマルクキズムへの推移の有様を取扱つておるがこの意味に於てマルクシズムの國家論に於てもきはめて重要な一文献をなしてをる。

酒井利男 大阪市に於ける住宅問題の趨勢 (社會事業研究 16の3)

現在の住宅問題は最近數ヶ年間に於ける趨勢を踏襲して徹頭徹尾、收入對家賃又は地代の間題、即ち經濟的住宅問題として依然熾烈なる燃焼の過程にある。併かし此の趨勢の窮極はやがて他の趨勢への轉進を意味するのである。即ち退市人員の激増、家賃に對する要求の低額化、條件の改善を前提としない周圍部への轉住者の増加、就職率の低下、手議に於ける經濟的階級の色彩の濃厚化の諸現象は本問題が經濟的住宅問題として愈々深刻化しつつある例證ではあるが、其反面に本市の住宅需給關係の平衡に近づきたること、家賃及物價が幾分低落せるにも不拘有業者だけにても其收入率の低下しないこと、雇入數に對し解雇數が減少せること、空家及新築家屋の増加しつつあること等の諸現象は此問題が將に新趨勢へ轉進せんとしつつある前提と見ることが出来る。即ち斯くして經濟的住宅問題は漸次質的住宅問題へと轉向して、やがては此傾向が住宅問題の核心をなすに至るのではあるまいかと思はれる。

中原賢次 警視廳令第3號を基こせる長屋研究 (社會事業 11の12,12の2)

警視廳令第3號「長屋構造制限に關する件」を批判せるものである。廳令に於ては一棟の戸數を定め、採光通風其他種々の規定を設けてゐるが、其根本問題たる部屋の大きさを規定せず、又一ヶ所に於ける長屋の棟數を制限してゐない。之を遺憾として著者は多年の研究を基こして、長屋構造の戸數、地勢、建築、設備、其他清潔問題、災害避難設備、風紀問題、人口密度、並に警察權行使、住宅政策經營法、改善案等に關して私見を述べてゐる。

東京府學務部社會課 東京府郡部不良住宅地區調査 (昭和3年1月)

東京府學務部社會課 東京府郡部不良住宅地區調査概説 (昭和3年5月)

東京市を中心にして顔面に生じた腫物の如く不良住宅地區が存在してゐる。而して震災後不良住宅地は市内より郡部へ移動しつつあり。此等不良住宅地には諸種の社會施設必要なるは言を俟たざるも、事實は此に反してゐる。本調査の結果何等かの社會事業施設の必要を感じる地區は、羽田町獵師町、品川町南品川東廣町の一部、瀧野川町谷津、千住町五丁目の一部、吾婦町、寺島町、砂町等である。東京府は昭和2年より3ヶ年計畫にて經費2,424,000圓を以て694戸の改良計畫を樹てたるは甚だ欣ぶべき事である。

大阪市社會部調査課 大阪市住宅年報(昭和元年) (昭和3年2月)

第七節 兒童及青年の衛生

1 同 上 一 般

瀬木せき 學校生徒の保健に就て (共存 4の10)

榑保三郎 我國小中學男女生徒の7歳より20歳迄の精神の發達 (體性 10の6)

記憶、注意、聯想、感情、及び短期作業検査の結果を年齢を比較した曲線をま
さめて一本の精神發育曲線を作り、この曲線を基として、その發育状態を男女別
に考察し、又之れを身體發育曲線を比較してゐる。從來、著者の公表せる結果
を簡単にまとめたものを云つてよからう。

本邦に於ける初生兒の沐浴に適當なる温度及其時に就て (助産學研究 3の1)

多くの助産婦達の解答を集めたものである。

愛甲文雄 本邦初生兒の統計的觀察(第1, 2, 3回報告) (近畿婦人科學會雜誌
1の1)

本邦初生兒を統計的に觀察し、頭部諸徑線、體重、身長、軀幹、胸部等を計測
して、一つの標準を示せるものにして、材料の選擇、數に於いても充分信頼する
に足るものである。又統計上の手續も、從來のものに比し餘程完備してゐる。

初生兒の成熟未熟の鑑別、又は胎兒の相當月數の鑑別に關し、産科學上、法醫
學上の、好參考書である。

Minouchi, Teruko, Die medizinische Massnahmen zur Gesundheitsfuersorge fuer
Kinder insbesondere Säugling und Kleinkind und fuer Jugendliche in Japan.

我國に於ける近世の社會發達に伴ふその制度、一般的秩序が、幼兒及び乳兒の
保護に如何なる影響を及ぼしたか又如何に發達して來たかを説き更らに一般乳兒
保護の實際及び出生に對する處理、乳兒死亡の原因、並びにその數を挙げ、最後
に、勞働階級に於ける少年保護、及びそれと社會上の關係を述べてゐる。(獨文)

吉田章信 教育上より見たる日本人身體發育上の要點 (日本學校衛生 16の3)

過去38年間に亘つて我國では行はれた諸學者の日本人に就いて行つた身體發育上
の業績を綜合し、身長、體重、頭圍につき調査したものである。

和田正系 兒童の睡眠中に於ける體位に就て (學校衛生 8の4)

虛弱兒童43人に就き2ヶ月間睡眠中の體位を調査したもので(就眠後1時間半
乃至2時間までの間)睡眠中の體位は平均睡眠回數の50%は背位、24%は右側位
22.4%は左側位を34%は腹位を取る。個別的に見ると背位を好んで取るもの93%
であるが腹位を取るものはなかつた。右側位と左側位の日數を比較すれば、男
兒に於ては58.3%は右側位に臥す日の方多く37.5%は左側位に臥す方が多い。又
女兒に於ては37.7%は右側位に臥する日多く21.1%は左側に臥す日の方が多い。

青木誠四郎 入學選抜法に關する私案 (教育論叢 19の2)

倉橋惣三 兒童の繪本 (兒童研究 32の5)

金子有造 學校調査法 (教育心理研究 3の3, 4, 12)

皆吉 質 郡部兒童の體型研究 (日本學校衛生 16の10—12)

郡部市部兒童の身長、體重胸圍の比較、體格指數比較、及身體各部の計測比較、身體各部
の總體發育比較、各種指數の比較をなし、郡部兒童體型差異の原因を研究したものである。
その結果に依ると、市部兒童は身長、體重に於て優り胸圍に於て、劣る、總體發育量は7—11
年迄は市部兒童は大であるが以後14年迄は之れに反す。ピーネ指數に依ると郡部兒童は市部
兒童より強壯である。郡部兒童は軀幹の發育良好にして市部兒童は四肢の發育良好である、
前者を田園型體格、後者を都會型體格と稱す、郡部市部兒童の體格差異は一面に生活程度の
差異とも見られる郡部兒童の體型は重技選手の體格に近く市部のそれは巧緻運動選手のそれ
に近い而して兩者の差異を生ずる原因の主要なるものは、都會或ひは田園に於ける生活にあ
らずして、生活法の差異即ち衣、食、運動法の差異に依るものである。

京都府師範學校附屬小學校第二教室 優良兒教育第4報告 (昭和3年12月)

大阪市役所教育部 大阪市教育部に於ける兒童の智能發達測定尺度の正確度に

就ての考察 (昭和3年4月)

岡部彌太郎 工場兒童の智能 (兒童研究 31の12)

平井毓太郎 高洲博士の斷乳時並に斷乳遷延の害に就て (兒科雜誌 335)

久保良英 兒童研究所紀要(8,9,10,11) (中文館 大正14,昭和元,2,3)

久保良英氏の編輯する現在に於ける本邦唯一の兒童心理學に關する専門研究報告書であつて下記の諸論文が輯録せられてある。

第8卷

| | |
|--------------------|---------|
| 手の作業の發達 | 久保良英 |
| アルコールの身體並に精神に及ぼす影響 | 三田谷 啓 |
| 兒童の語構成能に就いて | 桐原 葆 見 |
| 學童の個人的身體發育の研究 | 關 寬 之 |
| 書方の質の測定 | 久保良英 |
| 兒童の成績と環境との統計的研究 | 守 田 保 |
| 震災と兒童の恐怖 | 鈴木 政 平 |
| 讀方科に於ける教育測定の試み | 中原 英 壽 |
| 日本人の西洋音樂鑑賞力検査 | 津 田 昌 業 |

第9卷

| | |
|-----------------------|-------------------|
| 練習効果と兒童の年齢性、學力との關係 | 久保良英 |
| 感化院收容兒童に關する醫學的調査の成績 | 松 田 道 樹 |
| 樺太に於けるアイヌ兒童と日本人兒童との比較 | 久保良英 |
| 恐怖症の精神分析例 | 新 井 昌 平 |
| 吃音の精神病理と精神分析療法 | 小 峯 茂 三 郎 |
| 學齡兒童選奨に於ける検査成績 | 久保良英、山田正曉 |
| 4、5、6歳の兒童選奨に於ける身體検査成績 | 阿 部 廣 司 |
| 算術科教育的診斷の實際 | 島 田 道 隆、那 須 純 一 郎 |
| 實驗觀察指導が兒童の精神活動に及ぼす影響 | 宮 田 直 次 郎 |
| 身體的測定と智能の關係 | 松 本 久 雄 |

第10卷

| | |
|--------------------|---------|
| 中學校生徒1000名の聯想検査 | 久保良英 |
| 學習曲線のプラトーに關する實驗的研究 | 福 富 一 郎 |
| 臨海學校の身體的、精神的効果の研究 | 關 寬 之 |
| 英語の單語理解力の検査 | 久保良英 |

| | |
|----------------------|---------|
| 就學前及び就學時に於ける兒童智能査定 | 桐 原 葆 見 |
| 算盤の能率に關する研究と練習曲線の1報告 | 守 田 保 |
| 幼稚園兒童に試みたる加算及び減算 | 久 保 良 英 |

第11卷

| | |
|-------------------|-----------------|
| 辨別力の検査成績 | 久 保 良 英 |
| 學科に對する態度と學業成績との關係 | 青 木 誠 四 郎 |
| 幼小兒童精神發育綜合的研究 | 和 田 富 子 |
| 一般智能の恒常性に就いて | 久 保 良 英 |
| 兒童の人物畫についての觀察 | 三 田 谷 啓、岩 岡 園 子 |
| 本邦兒童に試みたる作業検査法 | 成 富 辰 二 |
| 描畫による幼兒の智能測定 | 岩 田 艶 子 |
| 智能指數の分配 | 久 保 良 英 |
| 營養不良兒に於ける營養補給成績 | 久 保 良 英、栗 屋 信 夫 |
| 營養指數に基く調査統計 | 松 田 喜 美 |
| 一幼兒の生後2ヶ年間の行動 | 久 保 良 英 |

2 兒童の疾病

金子甚藏 滿洲兒童養護問題第1滿洲に於ける健康乳兒の發育狀態並に胸廓に就て (滿洲醫學雜誌 8の5)

審査乳兒は合計42人にして三島氏發育平均に比し體重にて不合格兒110人、身長にて不合格兒54人、身長及び體重共に合格せるもの288人、其の内胸廓良否を定め、結局最優良と認めしものは男女259人にして男兒179人女兒80人であつた。今次に優良兒身體測定表を示さむ

健康乳兒身體測定(最大、最小)表

| 2 月齡 | 男 | | | | 女 | | | |
|---------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|------|-------|------|------|
| | 身長 | 體重 | 頭圍 | 胸圍 | 身長 | 體重 | 頭圍 | 胸圍 |
| 1 | 65.0 ^標 | 5.420 ^標 | 39.8 ^標 | 40.0 ^標 | 58.5 | 4.940 | 36.5 | 38.6 |
| | 58.5 | 5.150 | 38.6 | 39.0 | 54.0 | 3.920 | 34.0 | 36.5 |
| 2 | 61.6 | 6.620 | 41.5 | 43.5 | 59.0 | 6.220 | 40.0 | 42.0 |
| | 50.5 | 5.300 | 38.5 | 38.8 | 55.0 | 4.560 | 35.0 | 37.0 |
| 3 | 63.1 | 6.800 | 43.0 | 44.0 | 64.2 | 7.250 | 41.2 | 43.0 |
| | 59.6 | 5.650 | 38.3 | 40.3 | 58.0 | 5.120 | 36.0 | 37.5 |

| | | | | | | | | |
|----|--------------|------------------|--------------|--------------|--------------|------------------|--------------|--------------|
| 4 | 67.0 61.5 | 7,300 6,100 | 43.2 40.0 | 46.5 40.0 | 63.6 60.0 | 7,050 6,500 | 40.5 39.0 | 43.8 41.2 |
| 5 | 69.0 63.5 | 6,900 6,050 | 43.5 40.3 | 45.7 40.1 | 64.0 60.0 | 7,000 6,210 | 41.5 39.0 | 44.2 39.0 |
| 6 | 69.5 65.2 | 8,250 7,500 | 45.5 41.2 | 45.5 42.5 | 69.8 64.3 | 7,063 6,960 | 41.6 40.6 | 44.0 41.5 |
| 7 | 75.0 65.0 | 8,950 7,200 | 47.0 40.2 | 46.5 40.3 | 68.0 67.0 | 7,700 6,920 | 45.0 42.0 | 45.0 45.0 |
| 8 | 72.0 67.6 | 9,140 8,220 | 47.0 43.0 | 47.0 43.0 | 68.0 67.0 | 7,720 7,030 | 42.0 41.0 | 45.0 41.0 |
| 9 | 74.0 72.0 | 10,210 9,800 | 46.0 44.8 | 47.5 42.5 | 75.0 71.2 | 9,000 8,400 | 44.0 43.0 | 47.0 41.6 |
| 10 | 73.7 73.0 | 10,000 8,500 | 47.3 43.2 | 48.5 44.3 | 74.5 70.0 | 9,920 9,000 | 46.0 43.5 | 47.0 45.0 |
| 11 | 75.6 72.8 | 10,400 8,700 | 48.5 44.0 | 51.0 44.0 | 77.5 73.5 | 10,460 10,400 | 46.5 41.0 | 47.5 41.7 |
| 12 | 79.0 74.5 | 10,640 9,150 | 48.5 45.0 | 49.7 45.6 | 77.0 76.0 | 10,000 10,000 | 46.0 46.0 | 48.0 47.0 |
| 13 | 77.8 76.5 | 11,000 9,250 | 47.7 46.0 | 48.3 45.0 | 77.0 75.0 | 10,200 10,000 | 47.0 46.8 | 48.0 45.0 |
| 14 | 81.8 75.0 | 11,250 9,900 | 48.5 45.0 | 49.0 45.0 | 78.6 76.5 | 10,900 9,680 | 47.5 44.0 | 48.5 42.0 |
| 15 | 82.0 75.5 | 11,600 9,660 | 48.5 45.0 | 50.0 46.0 | 79.0 75.5 | 10,500 10,300 | 46.5 46.0 | 47.0 47.0 |
| 16 | 82.3 75.3 | 11,280 9,900 | 48.5 45.0 | 51.0 47.0 | 80.7 78.2 | 11,050 9,800 | 47.0 45.5 | 48.4 45.3 |
| 17 | 80.5 79.0 | 10,560 10,100 | 47.0 45.5 | 48.2 48.0 | 86.5 79.2 | 11,690 10,000 | 48.7 44.6 | 48.5 45.0 |
| 18 | 80.1 77.5 | 11,400 10,370 | 48.0 42.3 | 50.0 45.7 | 87.0 77.6 | 11,450 11,250 | 49.5 46.0 | 51.3 44.3 |
| 19 | 81.0 79.7 | 10,720 10,380 | 48.5 46.5 | 49.0 47.1 | 87.0 77.8 | 12,080 10,820 | 49.3 45.0 | 49.3 46.0 |
| 20 | 86.7 81.5 | 12,670 10,300 | 51.0 46.0 | 50.0 46.5 | 84.2 82.6 | 11,740 11,720 | 47.3 47.3 | 49.0 49.0 |
| 21 | 88.0 80.1 | 12,600 9,850 | 49.8 45.0 | 50.5 45.5 | | | | |
| 22 | 88.5 80.3 | 14,410 10,700 | 49.7 45.5 | 53.2 46.5 | | | | |

金子甚藏 滿洲兒童養護問題其2 滿洲に於ける小兒胸廓異常の統計的觀察附小兒胸廓異常と特種疾病との關係 (滿洲醫學雜誌 8の5)
 外來患兒男女合計3,071人内胸廓異常を認めしものは521名即13.1%を占め男兒は369人女兒

は152人を示して居る。今之を年齢別に表示すれば次の如し。

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年 齡 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 |
| 鳩 胸 | 16 | 33 | 60 | 36 | 22 | 25 | 20 | 17 | 4 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| ハリソン氏溝 | 55 | 67 | 63 | 25 | 20 | 11 | 4 | 7 | 1 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 漏 斗 胸 | 4 | 5 | 2 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

次に之等小兒の胸廓異常と特種疾病との關係を表示すれば次の如くである。

外來患兒(2才未満)病名別

| | | | |
|---------|-----|--------|-----|
| 病 名 | 鳩 胸 | ハリソン氏溝 | 漏斗胸 |
| 佝 僂 病 | 15 | 18 | 1 |
| 消 化 不 良 | 13 | 49 | 1 |
| ア ン ギ ナ | 8 | 12 | 2 |
| 百 日 咳 | 4 | 8 | 0 |
| 氣 管 支 炎 | 4 | 21 | 2 |
| 腺 病 質 | 3 | 7 | 1 |
| 營 養 障 碍 | 2 | 0 | 0 |
| 腦 水 腫 | 1 | 1 | 0 |
| 毒 麻 疹 | 1 | 0 | 0 |
| 發 育 不 全 | 1 | 0 | 0 |
| メニムギスムス | 1 | 0 | 0 |
| 耳 下 腺 炎 | 1 | 1 | 0 |
| 便 泌 | 1 | 1 | 0 |
| 肺 炎 | 3 | 3 | 0 |
| 脚 氣 | 1 | 0 | 0 |
| 腸 炎 | 0 | 1 | 2 |

外來患兒(3才以上)病名別

| | | | |
|---------------|-----|--------|-----|
| 病 名 | 鳩 胸 | ハリソン氏溝 | 漏斗胸 |
| 腺 病 質 | 49 | 36 | 3 |
| ア ン ギ ナ | 38 | 29 | 0 |
| 氣 管 支、肺 炎 | 43 | 35 | 0 |
| 消 化 不 良 | 12 | 14 | 0 |
| 肋 膜 炎 | 8 | 2 | 0 |
| 腎 臟 炎 | 2 | 1 | 0 |
| 先 天 性 心 臟 障 碍 | 4 | 1 | 0 |

| | | | |
|--------|----|---|---|
| 肺結核 | 5 | 1 | 0 |
| 脚氣 | 1 | 1 | 0 |
| 顔面神経麻痺 | 1 | 0 | 1 |
| 風疹 | 1 | 0 | 0 |
| 百日咳 | 13 | 8 | 0 |
| 猩紅熱 | 1 | 0 | 0 |
| 便秘 | 2 | 2 | 1 |
| 脳水腫 | 1 | 0 | 0 |
| 水痘 | 1 | 0 | 0 |
| 佝僂病 | 6 | 7 | 0 |
| 赤痢 | 2 | 1 | 0 |

吉田三郎 児童の耳鼻科疾患に就て (児童研究 31の10)

東京市内小學校並に幼稚園の児童8773人の検査成績である。
 先づ耳疾患總數1749人即全児童の21.6%にしてその内聾聵症69.8%鼓膜異常14.2%慢性化膿性中耳炎9.8%鼓膜穿孔5.3%にして多くは年齢と共に耳疾患も増加して居る。
 次に鼻疾患總數475人にして全児童の5.9%にしてその内肥厚性鼻炎、鼻加答副鼻腔炎が鼻疾患の61.05%の高率を示して居る。更に扁桃腺肥大が2561人即全児童の31.04%にして内重症のもの980人輕症のもの1536人である

高田範國 小學校児童の潜在性結核に關する統計的觀察 (學校衛生 8の5)

本調査の材料は富山市の中央に位せる總出尋常小學校の児童についてビルケー氏反應レントゲン線検査、頸腺及び扁桃腺の所見について検査せる成績である。

ビルケー反應試験學年別統計

| 學年 | 員數 | 陽性 | 同% | 陰性 | 同% | 順位 |
|------|-----|-----|------|------|------|------|
| 第1學年 | 男 | 58 | 10 | 17.0 | 48 | 83.0 |
| | 女 | 60 | 18 | 30.0 | 42 | 70.0 |
| 計 | 118 | 28 | 23.7 | 90 | 76.3 | 6 |
| 第2學年 | 男 | 59 | 16 | 27.1 | 43 | 73.0 |
| | 女 | 60 | 17 | 28.3 | 43 | 71.7 |
| 計 | 119 | 33 | 27.7 | 86 | 72.3 | 3 |
| 第3學年 | 男 | 55 | 19 | 35.0 | 36 | 65.0 |
| | 女 | 60 | 9 | 15.0 | 51 | 85.0 |
| 計 | 115 | 28 | 24.3 | 87 | 75.7 | 5 |
| 第4學年 | 男 | 68 | 20 | 30.0 | 48 | 70.0 |
| | 女 | 100 | 22 | 22.0 | 78 | 78.0 |
| 計 | 168 | 42 | 25.0 | 126 | 75.0 | 4 |

| | | | | | | | |
|------|-----|-----|----|------|----|------|---|
| 第5學年 | 男 | 51 | 20 | 40.0 | 31 | 60.0 | 2 |
| | 女 | 54 | 16 | 30.0 | 38 | 70.0 | |
| 計 | 男女計 | 105 | 36 | 34.3 | 69 | 65.7 | |
| 第6學年 | 男 | 72 | 30 | 42.0 | 42 | 58.0 | 1 |
| | 女 | 42 | 30 | 71.0 | 12 | 29.0 | |
| 計 | 男女計 | 114 | 60 | 52.6 | 54 | 47.4 | |

レントゲン線による胸部所見

| | 無變化 | 肺門腺腫 第1度 | 同2度 | 同3度 | 同石灰化 | 肺浸潤 | 肋膜炎 | 心臟 |
|-------|------------------|-------------|-------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 男=363 | {實數 11 % 3.3 | 251 69.0 | 88 24.2 | 5 1.4 | 23 6.3 | 2 0.6 | 4 1.1 | 10 2.8 |
| 女=376 | {實數 11 % 3.0 | 272 72.3 | 72 19.2 | 1 0.3 | 43 11.4 | 8 2.1 | 6 1.6 | 8 2.1 |
| 計=739 | {實數 22 % 3.15 | 523 70.7 | 160 21.7 | 6 0.85 | 66 8.9 | 10 1.4 | 10 1.4 | 18 2.3 |

その外頸腺腫脹の學年別を見ると著しき増加を見ない。寧ろ6年前に於て已に腫脹し、年長に至つて消失するもの多きを認める、尙扁桃腺所見に於ては初學年に於て著しく多く、漸次低下して4學年最も少く、5學年に至つて又増加し、6學年に於て著しき増加が見られて居る。

文部大臣官房學校衛生課 學校生徒兒童最近10ケ年トラホーム累年比較

| | 小學校 | 中學校 | 女學校 | 師範學校 | 實業學校 | 直轄學校 | 專門學校 |
|--------|-----|-------|------|------|------|------|------|
| 大正13年度 | 男 | 14.48 | 6.18 | 6.14 | 5.51 | 6.66 | 3.02 |
| | 女 | 14.85 | | | 5.01 | | 1.67 |
| 大正12年度 | 男 | 14.94 | 6.22 | 7.10 | 5.83 | 7.78 | 3.02 |
| | 女 | 16.48 | | | 5.19 | | 3.45 |
| 大正11年度 | 男 | 14.51 | 7.19 | 7.77 | 5.50 | 7.81 | 3.30 |
| | 女 | 15.90 | | | 4.94 | | 2.97 |
| 大正9年度 | 男 | 14.22 | 6.46 | 7.20 | 4.60 | 6.88 | 2.88 |
| | 女 | 15.94 | | | 3.80 | | 2.49 |
| 大正8年度 | 男 | 14.85 | 6.91 | 7.39 | 5.15 | 7.86 | 3.59 |
| | 女 | 16.69 | | | 4.57 | | 2.65 |
| 大正7年度 | 男 | 15.56 | 7.09 | 7.81 | 4.97 | 6.81 | 3.20 |
| | 女 | 17.21 | | | 4.57 | | 3.04 |
| 大正6年度 | 男 | 15.88 | 6.55 | 7.54 | 5.33 | 7.68 | 3.04 |
| | 女 | 17.39 | | | 5.24 | | 3.80 |
| 大正5年度 | 男 | 15.86 | 7.22 | 7.41 | 5.61 | 7.89 | 3.33 |
| | 女 | 18.32 | | | 5.23 | | 3.32 |
| 大正4年度 | 男 | 19.08 | 7.68 | 9.16 | 6.03 | 9.30 | 3.75 |
| | 女 | 17.77 | | | 5.36 | | 5.36 |

| | | | | | | | |
|-------|----------------|------|------|--------------|-------|--------------|-----------|
| 大正3年度 | 17.07 18.66 | 8.50 | 9.98 | 5.97 5.74 | 10.03 | 4.05 2.30 | 3.18 — |
|-------|----------------|------|------|--------------|-------|--------------|-----------|

漸次減少の傾向を辿りつゝあるは喜ぶべき現象である。

中島恭治 小學兒童に於ける齲蝕の統計的觀察 (齒科新報 21の10)

大阪3小學校生徒2838名についての検査成績である。

第1表 大阪市3小學校平均

| | 1學年 | 2學年 | 3學年 | 4學年 | 5學年 | 6學年 | 高1年 | 同2年 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 被檢人員 | 487 | 480 | 396 | 413 | 416 | 414 | 140 | 101 |
| 齲齒保有者 | 476 | 475 | 389 | 402 | 389 | 368 | 120 | 81 |
| % | 97.7 | 98.9 | 98.4 | 97.0 | 92.9 | 86.7 | 83.5 | 74.1 |

第2表 大阪市内3小學校平均1人割當齲齒數

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 高1 | 高2 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 上齲齒數 | 437 | 373 | 226 | 172 | 122 | 116 | 37 | 28 |
| 1人所有齲齒數 | 5.3 | 4.6 | 3.3 | 2.4 | 1.6 | 1.3 | 0.9 | 0.8 |
| 下齲齒數 | 344 | 321 | 239 | 190 | 157 | 132 | 61 | 45 |
| 1人所有齲齒數 | 4.1 | 3.9 | 3.5 | 2.6 | 2.1 | 2.3 | 1.4 | 1.5 |

第2表からして尋常科2年迄は上顎に於ける齲齒數は下顎より多く、3學年以上となれば下顎の齲齒數上顎よりも多くなつて居る之れは多分乳齒は上顎が早期に且つ多數侵されしこと並に第1大臼齒は下顎が早期に且つ多數侵されし爲に斯の如き結果を導くものであらうと著者は云つて居る。

小竹政吉 大阪市東淀川区十三小學校兒童糞便検査並に各種蛔虫驅虫藥効果に

就て (東京醫事新誌 2574)

大阪市十三小學校學童約600名に對しこの檢便の結果成績次表の通りである。

| 検査人員 | 蛔虫 | 十二指腸虫 | 鞭虫 | 條虫 | 吸虫 | 東洋毛線虫 | 蟻虫 | 非保卵者 | 各種虫卵保持率 |
|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|---------|
| 第1學年 男 62 | 21 33.8% | 2 3.2% | 14 22.5% | | | 1 1.6% | 1 1.6% | 30 | 56.6% |
| 女 65 | 28 43.0% | | 15 23.0% | 1 1.5% | 1 1.5% | 1 1.5% | 2 3.0% | 25 | |
| 第2學年 男 38 | 11 30.0% | | 3 7.8% | | | | | 23 | 36.2% |
| 女 61 | 11 20.0% | | 7 2.4% | | | | | 43 | |

| | | | | | | | |
|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----------|----|-------|
| 第3學年 男 41 | 14 30.0% | | 9 18.9% | | 1 2.4% | 26 | 53.1% |
| 女 38 | 16 42.1% | 1 2.6% | 16 42.0% | | 1 2.6% | 11 | |
| 第4學年 男 61 | 20 32.7% | 1 1.6% | 13 21.0% | | 1 1.6% | 32 | 47.9% |
| 女 37 | 15 41.0% | 1 2.7% | 5 12.5% | | | 19 | |
| 第5學年 男 47 | 16 3.40% | | 11 23.4% | | 1 2.1% | 23 | 52.0% |
| 女 51 | 17 33.3% | | 13 25.4% | | | 24 | |
| 第6學年 男 46 | 14 30.4% | 1 2.1% | 15 32.6% | 1 2.1% | 1 2.1% | 23 | 51.6% |
| 女 43 | 13 30.6% | 2 4.6% | 12 27.9% | | | 20 | |

著者は更に進んで驅蟲の目的を遂行せんと企て次の如き驅蟲藥を與へて各驅蟲藥の藥學的價値並に頓用と連用の効果如何を併せ實驗して居る。今總括した所を表示すれば次の如くである。

| | |
|-------|-------------------|
| サントニン | 頓用 { + 14 } 42.4% |
| | 連用 { + 11 } 79.0% |
| | { - 35 } |
| アンテニン | 頓用 { + 8 } 42.0% |
| | 連用 { + 6 } 76.0% |
| | { - 23 } |
| マクニン | 頓用 { + 8 } 50.0% |
| | 連用 { + 5 } 61.5% |
| | { - 8 } |
| 海仁草 | 頓用 { + 8 } 38.4% |
| | 連用 { + 8 } 52.0% |
| | { - 9 } |

即ち「サントニン」「アンテニン」は其の連用に於て最も効力偉大なるものゝ如く殆んど70-80%の驅蟲力を示し「マクニン」は60%海仁草は50.0%の効果を示して居る、又頓用に於ては各驅蟲藥其の効力殆んど相等しく完全なる驅蟲の目的は達することが出来ない。

文部省 學齡兒童中盲啞者數 (日本帝國文部省 52年報 下卷昭和3年4月)

| | 盲者 | 盲者の内修學する者 | 學齡兒童1萬に付き盲者 | 雙啞者 | 雙啞者の内修學する者 | 學齡兒童1萬に付き雙啞者 | 盲にして雙啞なる者 |
|---|-------|-----------|-------------|-------|------------|--------------|-----------|
| 男 | 1,441 | 230 | — | 3,388 | 608 | — | 25 |
| 女 | 1,350 | 92 | — | 2,878 | 415 | — | 24 |

| | | | | | | | |
|---|-------|-----|------|-------|-------|------|----|
| 計 | 2,791 | 322 | 2,65 | 6,236 | 1,023 | 5,86 | 79 |
|---|-------|-----|------|-------|-------|------|----|

3 異常兒童

高橋 勉 特殊兒童調査に就いて (學校衛生 8の8)

山形縣下の大部分の小學校3年生以上の兒童105550人について、學科成績或は健康若くは両者が劣等であつて、普通兒童と同様に取扱ふことを得ざるものを各受持教師をして判定せしめ、並にこれに醫學的診檢を行つたものであつて、その數は4430人全體の4.18%に相當する。その中45.90%は學業成績丙又は丙以下のものであつて、29.87%は健康程度が丙又は丙以下のものであり、24.22%は兩者共に丙又は丙以下である。又、醫學的診檢の結果、遺傳的疾患を有するもの7.2%、又、疾病又はその他の異常のあるもの75.49%、疾病中眼疾18.61%、耳疾10.51%にして最も多く、更に異常者を部位によりて分てば、精神發育不完全なるもの35.89%、體部に疾病又は異常のあるもの21.24%である。

又、頭圍、前後徑、左右徑の測定値を見れば、その平均に於いて、これらの特殊兒童は最も小にして、優等兒は最も大にして、普通兒は中間に位してゐる。而して著者は、これら4438名について救済の見込の有無を下の如く決定してゐる。

| | |
|-------------|--------|
| 1、救済の見込あるもの | 23.00% |
| 2、救済の見込なきもの | 31.87% |
| 3、不明なるもの | 45.13% |

1は即ち精神低格又は魯鈍に屬するもので、2は痴愚に屬し、2は身體に著しき缺陷があるものであると。

丸井清泰 特殊兒童の保護 (優生學 49)

小關七尙 不良青少年の醫學的考察 (社會事業研究 16の4, 6)

醫學的に不良青少年少女を觀察して、彼等は精神病者或は健康者との中間の移行型の精神状態を有するところの精神變質者或は異常性格者であるをなし、これをKraepelinに従つて分類し、更に氣質及び性格と體質に關する最近の學說を紹介し、腦の病理解剖學的所見を陳べて彼等の發生する原因を

(1)氣質を司る中樞即ち間腦部に異常あるもの、(2)前頭葉より制馭する力が

不足せる場合(これには智力の不良なるものを含む)と、(3)以上兩方共に變化ある場合に總括してゐる。

丸山良二 不良兒に對する道德判斷檢査 (教育心理研究 3の2)

120個の道德的判斷問題に善、普通、惡の評定をなさしめた結果について考察したものであるが、普通の高等小學校兒童と不良兒(感化院に收容せられたる)との間には差異は認められない。しかし檢査の問題の選定、評定の方法等に關してはなほ幾多改めねばならぬものがある。

富士川游 異常兒童の本態 (體性 11の2)

著者は理性及び性格の中等の平均以下のものを以つて異常兒童をなし、その原因を以つて先天性素質と環境とに歸し、前者に遺傳と先天性障害をあげ、遺傳的障害の主なものとしてアルコールと性病、その他鉛中毒、結核、貧血、神經病等をあげてゐる。而して素質と環境との關係は兩者の幅合してなるものなることを高調し一方單獨に原因となることは出来ない。それ故に兩者を分ちて見んことをこの誤を指摘してゐる。而して不良なる環境について説き、最後にその取扱については、懲罰は却つて害あり、宜しく保護教育制度によらざるべからず主張してゐる。

武田慎治郎 不良兒豫防について (社會事業研究 16の67)

不良兒保護事業は年々進むけれども、それに増して不良兒の數は増加してゐるこれが豫防方策として著者は、(1)人種の改良、(2)社會施設の改善、(3)豫防思想の普及といふことをあげ、その1、2は法制又は行政作用に俟つべきものとし、その3は専ら家庭に於ける自覺に俟つべきものとし、それについて、幼兒の腦障害に注意すること、子供の間食に注意すること、學校の通學に注意すること、德育に注意すること、朋友を選ぶこと、讀物を選ぶこと、娛樂を選ぶこと、子

供の個性を知るこゝ等をあけて注意してゐる。

仁科 享 一宮學園に於ける虚弱兒童の衛生治療成績に就いて (臨床醫學 16の8)

千葉縣一宮學園に收容せられたる震災地の虚弱兒童に關する研究であつて、これらの多くは貧困の家庭に生まれざる生活をしたものであつて、殆んど病的兒童であつた。著者はこれらに太陽燈照射及び肝油を與へて育退保育を試みたり。照射は腹背よりし1mの巨離にて3, 5, 7, 10, 15, 20分とし、肝油は三共製のものを用ひ1日10—15grを與へ1ヶ月間これを續けて、その間體温、體重を測定した結果その回数を重ねるに従ひ發熱の傾向減少し、顔色機嫌共に良く體重も増加の傾向を示し、嫌忌せし屋外遊戯、散歩等を喜び好むに至つた。而して體重の増加には、太陽燈照射及び肝油投與が與つて力ありと述べてゐる。

4 兒童保護

氏原佐藏 乳幼兒保護の基本的觀察 (社會事業研究 16の12)

遠くギリシア、日本の古代に溯りて乳幼兒保護の事實を探り、轉じて現代日本並にその大都市に於ける乳幼兒死亡率の諸外國並にその都市と比較して高率なることを諸種の統計によりて實證し、その原因と環境の影響とを考察し、環境に關しては煤煙と乳兒死亡率との關係を下表の如くあげて

| | 煤煙少き都市 | 乳兒死亡率 | 同多き都市 | 乳兒死亡率 |
|-----|----------|-------|--------|-------|
| 英 國 | オックスフォード | 6.0 | リヴァプール | 13.0 |
| 米 國 | ニューヨーク | 9.0 | シカゴ | 13.0 |
| 獨 逸 | ベルリン | 12.8 | プレスラウ | 21.5 |
| 日 本 | 東京 | 18.0 | 大阪 | 25.5 |

更に日本の都市に公園の少きことを嘆じその他の死因として母性の不健康を最大の原因なりと、乳幼兒保護の進むべき方向を示し、婦人の自覺と母性に對する社會の優遇の途を種々に考へて、母性及小兒保健施設の目的は要するに母性の福祉増進によりて期せられる所以を説いてゐる。

大阪乳幼兒保護協會 乳幼兒保護指針 (昭和3年)

本書は大阪市に於ける乳兒保護の調査及びその改善策の研究にして、その主張を概括すれ

ば、大阪市に於ける乳幼兒保護事業は最近五六年間に急激に進歩し、産院4、乳兒院3、乳兒病院1、託兒所20、其他數ヶ所の健康相談所あるも、その數及質に於て未だ改善の餘地充分にあり、殊に母親會所及び中央指導機關の設備なき事は最も遺憾とする所であるとなし、次に吾國に於ける乳兒死亡率の高き事及び特に都會に於て然る事を述べ、その原因として先天性弱質、栄養障礙、肺炎、乳兒脚氣及び腸膜炎等を擧げ、之で乳兒死亡豫防の有つ意義を説明し、最後に乳兒保護の根本的方針として先づ普通教育、就中女子教育及び育兒教育の改良、此と提携して男子の自覺と協力、母性及び産褥の保護施設、小兒保健所の施設等、要するに家庭を理智的、經濟的、衛生的並に人道的に向上せしめ同時に母をして其主力を育兒に傾注し得る如く、世の父母を自覺せしめ、又此を援くる社會的施設及宣傳をなす事の重要なるを述べてゐる。

少年保護婦人會 少年保護の法理と實際 (刀江書院 昭和3年2月)

少年保護法の運用の衝に當れる人々の保護法の精神並にその取扱の實際を説きたるものを編輯したものであつて、次の内容を有し、實際家の指針となる所が多い。

宮城檢事の少年保護の根本精神、上田檢事正の少年法の大綱、長倉檢事の少年少女に關する民法、大原書記官の少年少女に關する刑法、木村司法省調査課長の少年少女と刑事政策、鈴木東京少年審判所長の少年少女保護に關する關係法規、その他少年保護に關する諸法規等。

高田慎吾 兒童問題研究 (同人社 昭和3年7月)

著者は吾が邦社會事業界の重鎮であつた。本書は著者が生前各方面に發表したる論文の收録であるが、23編の遺稿をも含んでゐる。著者の主として勞せしは、兒童問題特に兒童保護問題であつた。この意味に於いて本書の第一編兒童問題は正に著者の社會事業家としての最も重要なる方面を含むものである。著者は本編に於いて兒童保護の經濟的基礎を論じ、兒童養育費の國家支辨を論じ、これに至る階程として、政府は官業勞働者、下級官吏に家族手當を支給し、民間の生産團體はその使役する勞働者に同じく家族手當を支給することによりて兒童養育費の國家負擔の素地を作らべしと論じ、英國に於ける無産兒童保護策の最近の傾向を論じてゐる。第2編は社會事業一般、第3編は社會的諸問題、第4編は著者の感想の2, 3編から成つてゐる。終りに著作目録並に略傳を附す。

文部省 現行映畫興行と教育との關係に關する調査概要 (教育映畫研究資料 第一輯)

大正15、昭和元年度の全國に於ける映畫觀覽者總數は1,3629 萬人以上にして、全國人口の2.28倍に相當する。以つて映畫が如何に一般的なる娛樂として大衆的であるかを知る。

東京大阪兩市の小、中學校、高等女學校兒童生徒5,3783名について調査した所によると、全體の39.8%は近頃觀覽したものであつて、その内、小學校兒童は43.3%、中學校生徒は42.4%、

高等女學校生徒は8.4%、而して小中學校兒童生徒の9—10%が毎週一回の割合に觀覽してゐる。
次に觀覽の日時については、土曜、日曜、休日等に行くものがその60—70%を占め、晝間觀覽するものが50—60%、又、小學校兒童に於いては、日曜、休日以外の日に行くもの 9.9%、夜間行くもの18.5%を算してゐる。

而して東京と大阪との事情を比較するとその間に殆んど差異の認められないことは、偶々以つて映畫が今や土地的差別を撤して青少年の生活と密接してゐることを證するものである

イシヨック 活動寫眞の危害に對する小兒の保護 (公衆衛生 4612)

第一に觀客としての少年保護の方法として、廣告の取締、フィルム檢閲、興業場入場年齢の制限、特別興行組織の實行、違反者への刑罰について各國の法制をあげて批評考察して、子供の爲めの活動寫眞の合理的利用を促進することを主張し、並に興行場の衛生について注意し、第二に伊優としての少年保護について、これを法律的保護を加へる必要を説き又、特別立法なきものは工場法によりて保護すべしと主張してゐる。

佐野寅一 小兒保護事業と其實際問題 (共存 4の5)

社會事業中の小兒保護事業は最も重要にしてしかも最も進歩せざる方面である。就中病兒の救濟營養品の給與は先づ着手しなければならない緊急事であることを述べ、それが實際の方策として(1)財源の調達は容易に醸出し得られる金額を大多數者より募集すること(2)財源の運用に關しては、開業小兒科醫をして日時を限りて實費診療せしめること(3)救濟の方法としては、方面委員制度を利用して救療券を配布せしめ月末に醫師にその治療費をまとめて支拂ふことを提唱してゐる。而して著者は莫大の資金を投じて中央に一個の大市民病院を建設するよりも、各所に小規模のものを散在せしめることの利益と便宜とを力説してゐる。

武田慎治郎 少年保護に關する制度體系 (社會事業研究 16の4)

少年保護に關する法制の錯綜、保護機關の統一は本邦現下の悲むべき情勢である。これが體系を統整することは確に急務である。著者はそれに對して、下の如き體系を提案してゐる。

| | | | |
|--------|-------------------------|---|------|
| 少年保護制度 | 私立感化院 | { ○感化家庭 ○早期感化教育院 | } 私立 |
| | 道府縣立感化院 | { ○治療教育院 ○低能兒學校 ○中期感化教育院 | |
| | 國立感化院 | { ○治療教育院 ○低能兒學校 ○感化實業學校 ○末期感化教育院 | } 國立 |
| 矯正院 | ○少年の個性により前記各種の機關を利用すること | | |
| 司法保護所 | ○同上 | | |

表中○印は將來の期待を示す。又其の數に於いては必要に應ずべきは勿論である。

小澤 一 少年保護事業の現況と將來に就きての卑見 (社會事業研究 16の1)

本邦の少年保護に關する現行制度は、感化法、少年法及び矯正院法の並立によつてなつてゐるが從來これらの關係法制の運用上當然の聯絡を缺けるは最も遺憾とする所である。著者はこれが聯絡協同についてその標的を明確にして、その將來の進展についての意見を述べてゐる。著者によれば少年保護制度の現代的傾向は豫防的保護と科學的調査及び處置の實施にある故に、成るべく不良性の初期に於いて、從つて年齢の少なる間に、而して家庭及び學校を中心として保護を行ふことを緊要とする。

更に院外保護事業と兒童の科學的調査事業とは本邦に於いて着々その設置を見るに至つた。從つて感化法は當然改正せられねばならぬ時機に到達してゐる。而して少年保護の方法は家庭及び學校に溯つて豫防的保護を行ふことが最も有効にして、兒童保護員及び少年保護司等の個別的保護機關の發達が最も緊要であるが、しかも實際には事件は種々の兒童問題及び家庭の問題に關聯する。元來少年保護の本質は廣義の遺棄状態にある兒童の矯正教育であつて、親權に干渉するものであるから、少年保護の組織は司法と保護と教育との三制度の協力に俟つべきことは勿論であるが從來の如く各機關の間に適當なる聯絡を缺き或はその活動の重複があつては到底事業の進展は望まれな。こゝに於いて中央に於ける聯絡機關は勿論地方に於いてもこれが聯絡機關を設けて緊密なる連絡を保ち、互にその事業を重んじ、提携して進むと同時に、社會一般の注目を促すことが、將來の進展上最も急務であると主張してゐる。

5 學校衛生

田川八郎 兒童の水泳に關する衛生學的觀察 (日本學校衛生 第16の8)

著者は京都市南禪寺「プール」入場兒童に就き其の水泳が兒童に及ぶ生理的影響並にプールに於ける水質に就て觀察し次の結果を得た。

- 1、水泳は呼吸を増加し其の増加率は時間と共に大きくなる(然し新潟醫大澤田教授の成績によれば呼吸は水泳後の方が却つて減少せり)。
- 2、脈搏は入水時間の延長と共に稍増加の傾向を示し最大血壓は一般に上昇する場合多けれども44例中22例は Lowsley 氏の所謂 Negative Phase を示し其の出現率は寧ろ短時間の入水者により多く、若し Negative Phase を心力疲勞の一徴と見做せば兒童の心力疲勞は「プール」の入水時間と必しも比例せざる事となる。
- 3、水泳直後の體温は福島、澤田氏の成績と同じく陸上運動の場合と反對に一般に下降す

(然し之は畢竟、環境温度と人體の熱容量とに關係するものである)

4、巖に福島氏は腓反射は軽度の勞作後には亢進し著しき勞作後には減退するものならむと云つて居るが著者の觀察せし「プール」水浴に於ては膝蓋腓反射を軽度に亢進せしむる程度に影響する場合が多い。

5、尿の色彩比等入水後の尿に稀薄なる事多く蛋白反應は54例中21例に是を認めた、(福井、内村氏は泳方の體位が關係すると云ひ或人は運動性、直立性、寒冷性等が一尚蛋白尿の成因となると云つて居る)

其他「プール」水温の動搖「プール」の水質(假わば其の硬度、アルカリ度、カメレオン消費量、細菌聚落數、瓦斯發生量等)に就て検査報告されて居る。

椎名龜之助 夏季聚落の實施と其の成績 (學校衛生 8の11)

著者は先づ明治40年の交、初めて我國に夏季聚落なるものが實試されて以來今日に至る迄に其が如何なる進歩發達の道程を辿つて來たかを歴史的地理的に、縦と横よりながと、次に山梨縣甲府市相生小學校の児童47名を10日間當海濱學校に收容し實施した其の聚落の成績を身體的並に精神的兩方面より考察し、其の効果の著しきものある點より夏季聚落は身體養護方面のみならず生活指導、師弟の人格接觸の方面より必ず益々教育上の新施設として考量計畫さるべきものである事を述べ最後に夏季聚落の實施に當りては先づ其の事業の眞意義即

- (1) 虛弱兒童の體質改善か
- (2) 健康兒童の體力増進か
- (3) 生活擴充の教育施設か

その何れかに徹すべく若し其の主力點が虛弱兒童の體質改善にありとすれば

- (1) 虛弱兒童の意義
- (2) 其の種類と程度
- (3) 救濟方法の學的根據
- (4) 他の實施者の實驗結果参照

等を明かにすべきものであると論じて居られる。

東京市役所 歐米に於ける學校齒科施設觀察報告 (昭和3年9月)

東京市小學校21萬の兒童中齒牙疾患者17萬7千あり、此が對策として、ライオン本舗口腔衛生部理事向井喜男氏の歐米の口腔衛生視察研究出張を機として、歐米都市に於ける學校齒科施設に關する調査を依頼し、本書に收むる報告を得たり。内容は米國、カナダ、英國、佛國、獨逸、北歐各國、其他の諸國の學校齒科施設なり。

竹村 一 學校生活に對する衛生學的研究(一) 學校採暖に就て (學校衛生 8の6)

著者が樟蔭高等女學校の教室に出掛けて Junker & Ruh Anthractive Stove No. 312を用ひて實驗した所に依れば對流を主とし輻射を妨げた場合(即「トタン」の外面に「アスベスト」を貼りて拵へた一つの「ストーブ、カバー」を設置する場合)には對流を主とし輻射を妨げない場合(即「ストーブ、カバー」を施さない場合)に比し室内は各處に於てより均等に温められ直接「ストーブ」の周圍の机、器具に破損を生ずる事なく生徒は「ストーブ」の周圍に押掛けて危險を起す等の虞がない利益があると、然し「カバー」を用ひた場合には然らざる場合に比し床直との温度が少し低く、又燃料の消費量が多少増加する様であると。

原 徹一 營養と學校給食に就て (學校衛生 8の5-7)

著者は國際聯盟交換研究生として歐米に出張し親しく彼地學校給食事業の實際を視察して歸朝せられたる人にして本論文は營養教育普及に關し嘗て著者の試みられた通俗講演の要旨の概要である。従つて本論文は其大半が一般營養素に就ての概念の解説に費され(假之動物性蛋白質と植物性蛋白質との優劣、鯨鰯の食用品としての價值、無機質殊に Ca, Fe, P の攝取せざるべからざる所以、VitA, B, C, D, E, F, 等と共に關係ある疾患の話)學校給食の問題に就ては只歐米諸國に於ける此方面の現下の施設狀態の紹介に止められ、英、獨、澳國に於て我々のまつてもつて參考すべき程の何物もなく米國に於て我々の學ぶべき最も合理的な最も完備した施設があるといふ事を説かれて居る。

文部大臣官房體育課 學生生徒兒童の近視累年比較 (統計集誌 564)

學生生徒近視豫防に關しては夙に學校衛生上の重要問題として考慮されて來たが次表に示す如く最近10ヶ年間に於ける近視累年増加の割合は可成り顯著なもので、高等女學校に於ては大正4年度僅かに11.96%のものが大正14年度に於ては30.14%となり10箇年間に約3倍の増加を示し其他師範學校、實業學校、各種專門學校に於ても10ヶ年間に平均2倍の増加を示して居る。

學生生徒及兒童最近10ヶ年(近視)累年比較(百分比)

文部大臣官房學校衛生

| 學校別 | 小學校 | | 中學校 | 高等女學校 | | 師範學校 | | 實業學校 | 專門學校 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| | 男 | 女 | | 男 | 女 | 男 | 女 | | 男 | 女 |
| 大正14年度 | 13.59 | 16.37 | 32.73 | 30.14 | 35.21 | 32.26 | 33.39 | 44.96 | 31.84 | |
| 大正13年度 | 13.94 | 13.43 | 32.26 | 29.26 | 35.43 | 33.12 | 33.40 | 32.64 | 42.58 | |
| 大正12年度 | 13.57 | 16.01 | 31.49 | 28.39 | 34.05 | 33.23 | 31.23 | 52.58 | 27.69 | |
| 大正11年度 | 12.93 | 15.27 | 27.68 | 24.04 | 36.32 | 28.65 | 24.52 | 50.51 | — | |
| 大正9年度 | — | — | 21.75 | 16.63 | 26.65 | 19.23 | 21.72 | 41.53 | 20.55 | |
| 大正8年度 | — | — | 22.47 | 16.59 | 27.38 | 18.55 | 22.59 | 38.01 | 21.36 | |
| 大正7年度 | — | — | 21.94 | 14.86 | 26.06 | 16.44 | 21.44 | 39.51 | 10.68 | |
| 大正6年度 | — | — | 20.61 | 14.59 | 26.27 | 16.31 | 20.08 | 44.96 | 7.83 | |
| 大正5年度 | — | — | 19.49 | 12.96 | 25.25 | 14.80 | 19.57 | 41.72 | 15.13 | |
| 大正4年度 | — | — | 18.95 | 11.96 | 24.51 | 13.21 | 17.92 | 38.73 | 15.33 | |

備考 大正10年度ハ之ヲ省ク

東京市役所 東京市立小學校に於ける室内空氣 (昭和3年1月)

試験期間は、大正15年6月より昭和2年3月に至る(8月を除く)。方法は、湿度測定にはアウグスト氏乾濕計、炭酸は内容約5.0リートの共栓硝子瓶に吸氣ポンプにより試料を採取し、ベッテンコーフェル氏法により定量し、細菌學的試験にはペトロフ氏法、飛塵定量にはパーマーの飛塵測定器を使用したり。結果を綜すれば、コンクリートの教室は窓を半開にし置かば左程空氣は汚染せられる事なきが如く、窓を全く閉鎖せば20—35分にて空氣不良となり、時と共に温度、湿度、炭酸、飛塵、細菌數漸次増加する。バラック建校舎は細菌と塵埃とは甚だ多きも炭酸及湿度は割合に増加せざる如し。

大阪市役所 教育部本市所定の學童用机腰掛の寸法に就て (昭和3年11月)

大阪市學童用机腰掛の標準寸法表

| 凡の年齢 | 身長 | 筒靠の高さ | 机面の | | | 座面の | | |
|------|-----------|-------|------|------|------|------|------|------|
| | | | 高さ | 左右徑 | 前後徑 | 高さ | 左右徑 | 前後徑 |
| 7才 | 3.60 | 0.76 | 1.64 | 2.00 | 1.30 | 0.87 | 1.26 | 0.83 |
| 8 | 3.61—3.80 | 0.81 | 1.72 | — | — | 0.92 | — | 0.88 |
| 9 | 3.81—4.00 | 0.86 | 1.81 | — | — | 0.98 | — | 0.93 |

| | | | | | | | | |
|----|-----------|------|------|---|---|------|---|------|
| 10 | 4.01—4.20 | 0.90 | 1.90 | — | — | 1.03 | — | 0.98 |
| 11 | 4.21—4.40 | 0.95 | 1.98 | — | — | 1.08 | — | 1.02 |
| 12 | 4.41—4.60 | 0.99 | 2.07 | — | — | 1.13 | — | 1.07 |
| 13 | 4.61—4.80 | 1.04 | 2.15 | — | — | 1.19 | — | 1.13 |
| 14 | 4.81— | 1.09 | 2.24 | — | — | 1.24 | — | 1.17 |

6 體 育

櫻井恒次郎 體育運動上必要なる解剖學 (日本學校衛生 16の8)

著者は體操の教材を2種に分類し、先づ性質上よりの分類として誘導運動、矯正運動、向上運動、整理運動とし、動作上よりの分類を下肢の運動、上肢の運動、頭の運動、軀幹の運動、懸垂運動、平均運動、跳躍運動、遊戯、競技、教練、呼吸運動とし、各々の運動についての目的並にその場合に起る筋肉並に骨を解剖學的に説明したものである。

百崎欽一 長距離競走の身體に及ぼす影響に就いて (日本學校衛生 16の9)

9哩徒歩競走に際し30名につき競走前日、競走直後及び競走2日後に互り、測定せし結果を述べれば(1)身長は前日午後よりも翌日午前の競走直後は平均0.02寸を増し、2日後は平均0.08寸を増加した(2)體重は前日午後より競走直後に於て平均1.78匁を減じ、2日後は平均94匁を増加した。(3)脈搏數は前日平均71より競走直後平均94.8となり平均1人23.8増加し2日後平均64.3となり平均1人6.3を減少した。(4)血壓は競走前日平均108.8耗より競走直後27人(90%)下降し、3人(10%)上昇し其平均96.2耗となり、平均1人12.6耗減少し、2日後に於いては21人(70%)下降し、6人(20%)上昇し、3人増減なく平均102.0耗にして尚平均1人6.8減少した。(5)尿は競走の爲め其色濃厚となり、且つ酸性の度を増し、4例に中性反應を呈し、2日後の尿にも2例の中性反應を見る。蛋白質は競走直後28例(93%)に著明にして2日後の尿に尚3例(10%)の蛋白反應の認められた。

大槻 嘉男 運動競技者の體格に就て (十全會雜誌 33の4)

著者が金澤市に於ける中等學校生徒の運動選手395名、年齢17才—20才のもの

についての身長、體重及胸圍の測定値についての觀察である、今運動各種目についての平均身體、體重及胸圍並びに同年齢にあたる石川縣男子中等學校及び文部省が調査せる全國のものゝ比較對照して見るゝ次表の如くである。

運動選手平均身長(㎝)體重(㎏)胸圍(㎝)及び比胸圍

| | 身長 | 體重 | 胸圍 | 比胸圍 | 例數 |
|-------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------|
| 柔道 | 164.4(174.9-150.7) | 61.1(73.5-52.0) | 86.7(96.3-79.0) | 52.9(60.2-47.6) | 41 |
| 角力 | 163.3(174.0-157.0) | 61.3(73.5-49.6) | 84.4(95.0-70.0) | 52.6(56.8-47.6) | 42 |
| 剣道 | 163.1(175.0-144.6) | 56.4(70.5-45.6) | 84.1(92.0-70.0) | 51.7(56.8-42.2) | 49 |
| 陸上競技 | 163.0(177.5-150.3) | 55.6(70.5-45.0) | 82.8(87.0-76.7) | 51.6(56.6-48.6) | 76 |
| 庭球 | 160.7(171.0-151.5) | 54.4(63.5-43.8) | 82.8(87.0-76.7) | 51.6(56.6-48.6) | 25 |
| 野球 | 163.3(179.3-152.6) | 55.5(63.0-42.5) | 83.9(98.5-75.2) | 52.2(55.8-46.7) | 48 |
| 籃球 | 161.6(170.5-155.6) | 55.6(64.2-49.5) | 83.1(88.8-78.0) | 51.5(56.4-48.9) | 24 |
| 短艇 | 162.7(174.0-157.0) | 57.2(67.8-52.0) | 83.8(89.0-80.0) | 51.7(54.6-49.3) | 6 |
| 水泳 | 162.4(169.8-157.9) | 58.0(61.5-54.5) | 87.3(87.6-87.0) | 53.8(55.1-52.5) | 2 |
| 弓道 | 158.1(160.5-155.0) | 52.3(61.1-51.6) | 82.7(88.0-80.5) | 52.3(54.8-49.9) | 4 |
| 石川縣平均 | 161.2 | 53.9 | 82.5 | 51.2 | 2140 |
| 全國平均 | 160.3 | 52.5 | 80.7 | 50.4 | — |

運動選手と普通生徒との差異 (+は増加を示す)

| | 柔道 | 角力 | 剣道 | 陸上競技 | 庭球 | 野球 | 籃球 | 身長 | 體重 | 胸圍 | 比胸圍 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 石川縣平均より | +2.8 | +2.1 | +2.0 | +1.8 | -0.5 | +2.1 | +0.4 | +7.2 | +7.4 | +2.5 | +1.7 |
| 全國平均より | +4.2 | +3.4 | +1.1 | +1.6 | +0.3 | +1.4 | +0.6 | +1.7 | +1.4 | +0.3 | +0.3 |
| 全均 | +3.7 | +3.0 | +2.9 | +2.7 | +0.4 | +3.0 | +1.3 | +8.6 | +8.8 | +3.9 | +3.1 |
| 國よ | +6.0 | +5.2 | +2.9 | +3.4 | +2.2 | +3.2 | +2.4 | +2.5 | +2.2 | +1.1 | +1.3 |
| 平り | +2.5 | +2.2 | +1.1 | +1.3 | +1.2 | +1.9 | +1.1 | | | | |

東 龍太郎 スポーツと衛生 (日本學校衛生 16の5)

スポーツマンは普通人以上に身體を使ふ關係上より以上衛生を重んじなければならぬ。先づスポーツをやる人は常に心臟を大切にしなければならぬ。心臟はすべ

ての原動力であるからして、次は運動と食物との關係は必ずしもスポーツをやる人が特別に變つた食物を攝取する必要はない。が而し含水炭素の量は相當にさる必要がある。酒、煙草は絶対に禁止せなければならぬ。その外夜ふかしの絶対に禁ずるゝか、清潔を保つゝか等の一般日常生活を普通人以上に嚴守するゝ必要である。

中村 弘道 競走競走に於ける反應時間の研究 (心理學研究 3の2)

被験者は track man 25名特殊の裝置を工夫して、各種の條件の下に於て反應時間を測定した結果次の如く論じてゐるが、我國最初の試みとして注目するに足るゝ思ふ。即ち start の際、準備時間— get set よりピストル發射迄の時間—は1秒半が最適である。現今の陸上競技規則の2秒以上は改めねばならぬ。又 get set の合圖があつたならばランナーは出来るだけピストルの合圖に適合する様に注意を緊張しピストルが鳴つたら逸早く跳出さうゝ意欲し特に運動的印象に注意を向けねばならぬ。

佐藤 卯吉 日本體育叢書 第9篇 剣道 (目黒書店 昭和3年9月)

船曳富太郎 寫真による體操の系統的指導 (東京寶文館 大正15年6月)

從來の體操に關する指導書には理論のみにかたよりにて實地應用に關して兎角不便であつたが著者の公にせる本著は斯の如き理論を抜にして實際行ひ得る様に寫真を以つて説明したもので實地指導に於て一目瞭然たる點に於て正に良き指導書たり得る。

高橋 清長 女子體育學原論 (日本女子體育研究會 昭和3年9月)

女子は男子に比して身體的にも精神的にも著しき相違がある、此の相違は考慮し女子に特有なる體育方法に就て述べたものである。

野口源三郎 改訂陸上競技法 (目黒書店 昭和3年7月)

進藤 孝三 理想の體育設備と用具設計並に其の解説 (文書堂 昭和3年7月)

第八節 公衆衛生

1 同 上 一 般

吉岡 朝次 公衆衛生上より觀たる浴場附其の試験成績 (日本公衆保健協會雜誌 4の10)

徳島市の浴場25ヶ所に付きて朝、晝、夜の3回に分ちて試験したる成績である。

入 浴 者 平 均 温 度

| 入浴者種別 | 温 度 |
|-------|------------|
| 勞 働 者 | 44.96度 |
| 勤 人 | 45.56度 |
| 商 人 | 44.60度 |
| 藝 人 | 45.70度 |
| 虚 弱 者 | 47.40度(薬湯) |

各階級地帯 (労働者、勤人、商人、藝人、虚弱者)

朝 晝 夜 の 平 均 汚 染 度

| 湯時間別 | クロール | アンモニア | 過マンガン酸 加里消費量 | 蒸發残渣 | 細菌コロニー數 |
|------|--------|-------|-----------------|--------|---------|
| 朝 湯 | 126.5疋 | 多 量 | 17.7疋 | 292.7疋 | 491 |
| 晝 湯 | 389.4疋 | 少 量 | 14.8疋 | 95.7疋 | 345 |
| 夜 湯 | 403.1疋 | 最 多 量 | 30.1疋 | 111.0疋 | 945 |

矢口 達譯 世界浴場史 (國際文獻刊行會 昭和3年8月)

近藤 良三 寒胃豫防上より觀たる日本温浴と冷水浴 (日本公衆保健協會雜誌 4の7-8)

著者は先づ冒頭に於て邦人の體温について述べ次に寒胃の豫防法として冷水浴或は冷水摩擦が殆んど絶對的のものに信ぜられないこと、我等が日常採れる温浴後の注意の極めて必要なること及此等兩者の關係に注目すべきことを信じ、而して日本温浴に特有なる湯冷即ち體温の低下は浴後 1 乃至 4 時間の長きを要する

を以つて其の間に寒胃に罹るものである。故に湯冷の豫防が即ち寒胃の豫防なるのであると云つて居る。

石川 成章 温泉湧出曲線に就いて (地球 10の1)

温泉の浴槽又は貯湯槽の面積が下底から上端まで一様なるものに於ては湧出による湯の深さの増加を觀測し、時刻と深さから湧出曲線を畫けば、温泉出湧の状況を考察するに最も便利で、湧出の風弱や異常等を容易に知ることが出来る。一定時間内前記觀測の數値から湧出曲線の方程式を得べく、是から空槽時の初めの湧出量を算出することが出来、空槽時から浴槽充滿迄に要する時間、又は一定時間後浴槽内の湯の深さを略々推算することが出来る。此計算の結果は觀測時間の約4倍迄かなり善く實際と符合することが出来る。

湧出曲線の形は、温泉毎に異なるが概して $y=At^n$ (Y=浴槽内の湯の深さ、t=時刻、A及n=温泉に特有なる常數)なる方程式が或る程度迄適合するものが多く指數nが1/2なれば拋物線1ならば直線で、其中間の曲線である。従つてnが1に近いほど直線に近く、nが1/2に近いほど拋物線に近似する。

温泉の湧出力に對し、浴槽の深さが大に過ぎるときは、浴槽に湯を充すに非常な時間を要し、且つ浴槽内の湯の轉換が遅鈍となるから、浴槽の深さを適當に定むるに當りて、此の湧出曲線を參考すべきである。

内務省衛生局 温泉療法 (昭和3年6月)

我が國は温泉に恵まれて居ることは世界にその比がない此の天恵の温泉を巧みに利用するならば治療の目的も達し又保健の方面にも相當の効績を擧げ得るのであるから、國民の福祉より論ずるも頗る緊要のものに謂はねばならぬ。従つて温泉には政府當局者も民間の當事者も相共に協同努力して相當の設備を施し、氣質の決定及びこれに伴ふ治療法を講究して完全なる温泉の効果を發揮せしめ、又一般に温泉の知識を普及すべきことは目下の急務であること云ふ主旨の本に温泉の分類並に所在地並に醫治作用について詳細にしかも平易に書かれてある。

川村貞四郎 衛生行政改善の要旨 (醫毒時報 1755-1756)

從來の衛生行政はその創成に力を致したる醫學者のみに限らるゝ觀があつた爲に衛生行政は醫學者の獨占事業なるが如く取扱はれ、その結果發展すべき素質あ

る衛生事業は餘りに一方に偏せしめ片輪化するに共に、他面には公衆をして之に對し餘りに無關心たらしめたのである。従つて衛生事業の發展すべき最大要件は醫者の鐵鎖より衛生行政を解放するにありと唱道されて來た。茲に於て昭和の新時代に際して發展性を具備する衛生問題は總ての社會事業の根底を爲すものたるに顧み、之を一般に公開して公衆と共に講究し、大衆と共に思を致し、所謂衛生事業の大衆化を期するのみならず公衆衛生の力ある發達を期し、以つて人類の福祉増進に盡す所でなければならぬ。この意味に於てこれに供ふ衛生行政組織の改善についての具體案を著者は述べて居る。

齋藤 潔 米國に於ける公衆衛生の現況及將來 (日本公衆保健協會雜誌3の11-4の12)

著者は米國に於ける醫學教育の現狀から看護婦の地位及びその養成の變遷を述べ最後に米國の病院についての組織並に經營及財源について詳しく記述して居る

2 都市及村落の衛生

村上 賢三 農村家族の社會衛生學的考察 (十全會雜誌 33の9)

著者の調査せるは三重縣南部の1農村にして農村家族404配偶につき調査したるものにして、その結果を簡単に述べれば農村に於ては男女共一般に早婚にして第1子の出産は過半数婚姻後1ケ年以内に於て出産し、婦人の年齢階級による出産数と婚姻持續期間並に婚姻年齢によりて分ちたる出産数との間に密接なる關係あること並に出産の間隔は滿2ケ年乃至3ケ年未滿のものが大多数を占めて居る。一方子女の死亡率は暉峻博士の調査せる労働者の子女の死亡率より低くなつて居

る。併して男性死亡率は女性死亡率を凌駕して居る。

尙本調査に於ては血族婚姻の頻度が大であること並に最後に標準世帯としての1家5人説の理論的根據が本調査の範圍に於ては認めがたいと述べて居る。

高野 六郎 改良便所築造につきて (日本公衆保健協會雜誌 4の1)

從來の改良便所に關して著者が其後の研究並に實用に供して見た經驗からしての2,3の構築に對しての注意事項を書いたものである。

- (1) 便池の深さは深き程衛生上に良い。
- (2) 第1槽も深さと共に幅や奥行も出来るだけ増す方がよい。
- (3) 便所の床と便池内の縦面との巨離は成るべく遠きがよい。
- (4) 投入土管の太さは從來内徑8寸を太き方が便利だから1尺位にしたい。
- (5) 便池構池費用は目下60圓位で出来る見込がついた。尙所によつては30圓至乃40圓位で出来る。

有本 技手 都市の空氣に就て (東京市衛生試験所報告 4)

東京市30ヶ所で試験せる、平均を各月毎に各調査項目につきて表示すれば次の通りである。

| 調査事項 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 平均 |
|-------------|--------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 炭酸量 | 0.406 | 0.325 | 0.336 | 0.301 | 0.319 | 0.309 | 0.322 |
| 亜硫酸 | | | 場所に よりて+ | 場所に よりて+ | 場所に よりて+ | 場所に よりて+ | |
| 降下煤塵の分析 | | | | | | | |
| 總量 | 0.353 | 0.246 | 0.227 | 0.226 | 0.140 | | 0.238 |
| 灰分 | 0.228 | 0.163 | 0.135 | 0.132 | 0.097 | | 0.147 |
| 可燃物 | 0.125 | 0.083 | 0.092 | 0.094 | 0.061 | | 0.091 |
| 總量に對する可燃物% | 35.41 | 33.74 | 40.52 | 41.59 | 50.71 | | 40.39 |
| 細菌落菌數 | | | | | | | |
| 寒天平板培壺によるもの | 10.717 | 12.779 | 14.486 | 16.358 | 14.640 | 12.563 | 13.385 |

藤原九十郎 本邦都市の尿尿處分の現況並將來 (國民衛生 5の2,3,4,6)

第1編に於ては主として大阪市に於ける尿尿處分の現況を記し、第2編の内第1章として直營にて汲取を実施せる神戸、名古屋及び横須賀市に於ける概況を報告し、第2章に於ては應急的市營汲取を実施せる東京、京都、大阪、横濱、岡山、広島、吳及び門司等について述べ、第3章には汲取處分に關與せざる都市について其の概況を報告せるものである。

田中芳雄 東京市塵芥の組成及塵芥處理 (公衆衛生 46の3)

全塵芥は厨芥及び他の塵芥即ち雑芥との混合物にして、厨芥は肥料成分に富み、雑芥は可燃物に富み、水分少きを以つて厨芥と雑芥とを別々に蒐集する時は厨芥の肥料成分と雑芥の發熱成分とを有利に利用し得可きである。故に各戸に於て厨芥と雑芥を分別せしめ、之を蒐集し、更に雑芥を篩別する時には土砂類の大部分は除去せられるを以つて熱量の利用を容易ならしむ、尙厨芥は之を乾燥し乾燥厨芥肥料として利用すこゝが出来。この様に塵芥を處理すれば衛生的であつて而も經濟的であるを述べて居る。

戸田正三 世界大都市の衛生難行脚就中都市の汚物に就いて (國民衛生 5の2,3,4,8)

著者の世界大都市行脚の視察記にして汚物處分問題の外に、氣候と家屋との關係に就いて、又列國の住宅問題、大都市の細民窟處分問題迄詳細に論評し、大いに我國の前記の諸問題に對しての良材料たるを失はない。

長崎謙治 古海敏一 名古屋市内に於ける水槽便所淨化機能調査報告(第2回報告) (名古屋市衛生試験所彙報 2)

名古屋市の水槽便所の淨化作用成績は年々良好に向ひつゝあるも而し未だ必ずしも其の機能完全でない。之れ多くは使用法の適當でない爲である、故に之れが

使用法に付き使用者の反省を促する共に一面に於て益々構造並に設計の研究改良を要するものであるを力説して居る。

神徳達也 上水道の生物學的研究 (國民衛生 5の11)

著者の行へるは大阪市柴島淨水所及び京都市松ヶ崎淨水所に就きて、昭和3年2月より同年8月末日に至る間に208回の採集を行ひて調査研究せしものにして大約は次の如し

(1) Planktoseston の總量に就き兩者の濾過池を觀るに冬期に就は其の差殆んど無かりしも夏期の検査に於ては大阪のは京都のに比して約3—5倍に達して居る、更に大阪沈澱池に就きて觀るに概して多量にして京都濾過池に於けるよりも尙多くして6月以降に於ては其2倍量に達して居る。尙 Planktoseston は濾過池に於て沈澱池よりも常に多量に有して居る。(2) 検出せる Plankton 中の生物は、京都の濾過池に於ては64層、大阪に於ては沈澱池内には42層、濾過池内には63層である。即ち大阪に於ては比較的小數の種層が大いに増殖せる理にして、こゝは汚染度高き水質に於て發見する現象である。(3) 濾過池使用日數と砂層表面に於ける濾膜量との關係を觀るに、京都濾過池使用日數1週間以内の濾層表面濾砂1cc内に分布する濾膜の量は平均0.02ccにして濾過池使用日數と共に濾膜は其の厚さを増加すれども、第10週以上の平均に於ても猶0.27ccに過ぎない。之れに反して大阪濾過池にありては、其の濾過池使用日數1週間以内の平均が概に0.16ccにして之を京都に比すれば著明なる相違である。斯る相違は源水の性状の差に因するものである。尙砂層深部の濾膜成分の量は京都、大阪の何れも上層に於て最大にして深部に至るに従ひて減少する理であるが却つて深さ40cmに達する頃、再び尙増加せるを認め、之は補砂に際して舊砂層を充分に除去することなく新砂を重ねる爲であらう。而して濾膜は主として源水の濁色度形成分、Detritus 及び硅藻類によりて構成せらるゝものと斷ずることが出来る。

宮川 濱 飲料水消毒に使用する「クロール」の定量に就て (日本公衆保健協會雜誌 4の8)

飲料水消毒量に使用せる遊離クロール或は晒粉を測定せんとするには、從來最も信頼するに足るべきは沃度澱粉次亞硫酸測定法であるが惜むらくは極微量を定量するこゝが出来ない。著者の推賞するはオルソトリジン試薬を以てムーア、ヘル兩氏の永久標準液と比色定量するこゝが最も正確に而も微量のクロールを定量するこゝが出来。此の方法に關する實驗報告である。

井口乘海 大内 恒 流水に對する補酸漂白粉消毒法 (日本公衆保健協會雜誌 4の12)

消化器系傳染病豫防の目的には從來流水に漂白粉を用ひて消毒を試み、その結果相當の効果を擧げて居るが、著者の述べんさする方法は前記漂白粉に補力さして塩酸を併用すれば尙著しく消毒効果を得るものである。それについての消毒實施の要領並に消毒成績を記したものである。

野邊地慶三 上水下水問題 (公衆衛生 46の1)

人口の急激なる都市集中は近代に於ける共通の現象である、従つて都市問題たる上水下水の衛生は國民の保健問題益々其の重要な度を加へて行きつゝある。先づ上水問題に於て將來都市に水槽便所の普及及都市の工業の發達するに共に大量の水の要求せらるゝ爲に我國に於ても上水能の大なる急速濾過法の請求の必要を來さしむるであらう、並に上水の塩素消毒の點に關しても大いに研究に値する此の方面に關しての一長一短を詳述して居る。

更に下水處置に關して色々の方法あるも將來最も有効にして廣く使用され得べき方法は活性汚泥法であるを述べ色々の下水處分法を比較検討して居る。

關 一 下水道事業の經濟 (都市問題 7の4)

地方財源の確定が地方に於ける社會事業の發達を増進せしむるものである、税源の地方委譲が現在の行詰りたる都市事業に新しき路を與へるものであつて、現在の税制をもつてするならば事業の財源は使用料と特別負擔金、税外収入の研究によらねばならぬ、下水道事業の不振も明かにこの財源捻出の至難によるものにして都市の膨脹建築の變化が急激に下水道事業の必要を來したのである、今日税収入のみに依頼することは絶望にして一般に租税主義に偏したる市町村及特に大都市の財政政策に大なる缺點をもつて居ると云ふべきである、著者は諸外國特に獨逸に於ける下水道事業の一般を述べその財源捻出としての税外収入について即ち下水道の如き公營物に關する財源として使用料主義と租税主義の得失及び使用料並に負擔金制度と現行法令との關係の二者について論じて居る。

國家財政は一般的な性質を帶び地方財政は箇別的である、下水道の如きその事業と利益を

受ける者との關係が箇々の的であればある程使用料主義(報償主義)で行くべきが當然である而して現在にてはこの法制は形式的な存在を見るのみにてその運用に關する規定の甚だ曖昧である事をなげくものである。負擔金制度の如きも國の機關として決定せらるゝ事は自活の主義に協ふものとは云へない。都市計畫法の適用せられる都市の下水道築造費のみに對して特別負擔金を賦課し其他の都市の下水道は此の制度を採る能はざるが如き現行制度は中央集權思想に因はれたる時代の產物であつて地方分權、自治精神の發達は正に斯の如き變則的なる法制の改正を要求して居る。要之使用料及特別負擔金制度の運用に依りて下水道事業は始めて財源を確實ならしめ得べく、市財政を確實なる根據の上に立たしむることを得るのであると力説して居る。

上下道及汚物掃除 衛生局年報 (大正15年昭和元年)

上水道の大正15年4月より昭和2年3月に至る間に於て敷設の認可又は許可を與へたるは1箇所にして從來上水道敷設の認可又は許可を與へたるものゝ中給水を開始せるもの170箇所給水未開始のもの80箇所である。尙細菌集落數の配水管内の最大なるものは大津市(西部)の平均631.廣野村大月162.長岡市91.西宮市32.仙臺市43.大阪市31箇等之に次ぐものである。最少なるは絶無なるもの給水地170箇所中88箇所である。

下水道は大正15年4月より昭和2年3月に至る間新に築造の認可を與へたるもの4箇所、從來築造の認可を與へたるものゝ中完成せるもの13箇所、未完成のもの17ヶ所である。

汚物掃除、大正15年中汚物掃除法により汚物掃除を施行したる101市及び本法の準用町村中縣廳所在の2箇町の概況を示せば次の如し。

| | 市 | 準用町 |
|-------------------------------|------------------|------------|
| 掃除區域内ノ戸數 | 2,664,724戸 | 8,215戸 |
| 施行規則第二十一條ニ基キ土地ノ占有者ヲシテ處分セシムル戸數 | 48,570戸 | — |
| 同上戸數ヨリ搬出シタル | 塵 芥 497,145.676貫 | 1,384,000貫 |
| | 汚 泥 126,227,294貫 | 456,800貫 |
| | 尿 4,086,945石 | 3,617石 |
| 平均一戸ヨリ搬出シタル | 塵 芥 186.57貫 | 168.47貫 |
| | 汚 泥 48.59貫 | 55.61貫 |
| | 尿 2.84石 | 0.44石 |

備考 汚泥及尿尿ハ市ニ於テ搬出ヲ爲サザルモノアルニ依リ其ノ搬出地ノ戸數ノミニ於キテ計數ヲ算出シタリ

鳥重治 都市計畫道路に就て (大大阪 4の12)

道路上ニ之を使用する交通機關とは極めて密接の關係あるは論を待たない。交通機關の發達は惹て道路の改良を促し道路の改良は自から交通機關の進歩を獎勵することゝなる故に道路を説くには先づ以て交通機關の趨勢を知らなければならぬ。維新當初に於ける交通機關は駕籠及び牛馬車であつたが明治4年人力車の發明以來駕籠は影を潜むるに至つた。試みに牛馬車荷車及び人力車發達の跡を見ると

| 年次 | 乗用馬車 | 荷馬車 | 牛車 | 荷車 | 人力車 |
|-------|--------|---------|--------|-----------|---------|
| 明治15年 | 1,920輛 | 2,623 | 3,639 | 397,371 | 466,584 |
| 明治45年 | 8,922 | 171,989 | 35,263 | 1,736,955 | 43,803 |

大正時代に入つて自動車が全國に普及し今や他の機關を駆逐して獨占の盛況を呈して居る。

| | 乗用車 | 貨物車 | 計 |
|-------|---------|--------|--------|
| 大正元年 | | | 536輛 |
| 大正14年 | 22,456輛 | 9,425 | 31,881 |
| 昭和元年 | 27,969 | 12,097 | 40,066 |

交通機關の發達は斯様な有様であるので政府は漸く道路の改良急務なるを認め大正8年4月法律第58號を以て道路法を制定した又之れと前後して都市計畫法を制定公布し、都市及都市附近の道路工事を都市計畫事業として施行するの途を開いた。都市計畫道路則街路の様式は千態萬様であるが大體に於て3種に區別することが出来る。(イ)矩形式(ロ)對角線式(ハ)環狀式と放射線式との併用の3種とすることが出来る。併して街路の構造は幅員2等小路1間半乃至廣路24間以上の5等級に分ち且つ大率歩道車の區別を設ける、土木學會の發表に據れば街路の標準幅員は12間半が最も適當であると云つて居る、尙街路は一般に木塊、石塊、煉瓦、瀝青、混凝土「シート、アスファルト、混凝土「ソリデイト」等の高級舗裝工を施行するを例として居るが大多數は依然として砂利撒布である。尙著者は最後に都市計畫道路實施に伴ふ財源について詳細に述べてゐる。

檜木 徹 街路照明最近の趨勢と其の問題 (都市問題 6の4)

米、英、伊、獨逸國等の主要都市に於ける照明原則、照明方法並に照明が如何に市民の生活に重要であるかを説き、之に反して我邦の照明問題が如何に幼稚であるかを説明し、此の問題に關する權威ある研究機關の出現を希望して居る。

南崎雄七 歐洲の農村衛生狀況 (日本之醫界 18の75-78)

ユゴースラブ。ハンガリー。獨逸。和蘭。白耳義。佛蘭西。諸國の農村衛生狀況の視察記である。此の視察記を読んで感心するこゝは日本の農村衛生狀況よりも遙かに歐洲の農村衛生狀況が進歩發達して居るこゝである、特に現下の衛生上の最大問題である幼兒保護の施設並に結核豫防に關する施設の發達に如何に努力して居るかが覗ひ知るこゝが出来る。

3 軍陣衛生

陸軍省 大正15年度陸軍省統計年報(33) 衛生の部 (昭和3年7月)

患者及其の轉歸 (病名別)

平均1日1,000人ニ對スル新患(比例)

| | 兵營 | 病院 |
|----------|--------|--------|
| 傳染病 全身病 | 49.36 | 30.72 |
| 神經系病 | 20.56 | 5.79 |
| 吸呼器病 | 88.33 | 40.18 |
| 循環器病 | 11.47 | 6.48 |
| 榮養器病 | 463.64 | 41.43 |
| 泌尿器及生殖器病 | 2.79 | 3.09 |
| 花柳病 | 9.70 | 19.70 |
| 眼病 | 13.97 | 3.13 |
| 耳病 | 5.33 | 2.15 |
| 外被病 | 123.83 | 10.58 |
| 運動器病 | 31.09 | 5.10 |
| 外傷及不慮 | 156.50 | 20.23 |
| 其他の傷病 | 0.04 | 0.13 |
| 總計 | 986.59 | 188.72 |

體力 (各兵體格)

| | | 年齢 | 身長 | 體重 | 胸圍 | 呼吸縮張の差 |
|---------------------|-------|-------|------|---------|------|--------|
| | | 年 | 尺 | 斤 | 尺 | 寸 |
| 總數 | 大正12年 | 22.06 | 5.37 | 15.968 | 2.85 | 2.3 |
| | 同 13年 | 22.05 | 5.38 | 16.040 | 2.86 | 2.3 |
| | 同 14年 | 22.05 | 5.39 | 16.138 | 2.87 | 2.3 |
| | 同 15年 | 22.05 | 5.40 | 16.15 | 2.88 | 2.3 |
| 兵種別 (大正十五年第三期検査) | 歩兵 | 22.05 | 5.39 | 16.156 | 2.87 | 2.3 |
| | 戰車隊兵 | 21.11 | 5.38 | 16.049 | 2.90 | 2.5 |
| | 騎兵 | 22.05 | 5.40 | 15.994 | 2.86 | 2.2 |
| | 野砲兵 | 20.07 | 5.40 | 15.827 | 2.84 | 2.2 |
| | 山砲兵 | 22.04 | 5.45 | 16.506 | 2.91 | 2.2 |
| | 騎砲兵 | 22.02 | 5.34 | ×15.976 | 2.92 | 2.1 |
| | 野戰重砲兵 | 22.06 | 5.39 | ×15.981 | 2.86 | 2.2 |
| | 重砲兵 | 22.06 | 5.44 | ×16.513 | 2.91 | 2.1 |
| | 高射砲隊兵 | 22.08 | 5.42 | 16.626 | 2.89 | 2.4 |
| | 工兵 | 22.06 | 5.40 | ×16.269 | 2.90 | 2.4 |
| | 鐵道隊兵 | 22.05 | 5.40 | ×10.106 | 2.91 | 1.9 |
| | 電信隊兵 | 22.06 | 5.41 | 15.895 | 2.86 | 2.4 |
| | 航空兵 | 22.04 | 5.44 | 16.157 | 2.86 | 2.2 |
| | 氣球隊兵 | 22.04 | 5.44 | 15.664 | 2.84 | 2.4 |
| | 輜重兵 | 22.07 | 5.40 | 16.208 | 2.88 | 2.4 |
| 衛部 | 軍隊 | 22.02 | 5.36 | ×15.950 | 2.86 | 2.4 |
| | 病院 | 22.02 | 5.29 | ×15.503 | 2.83 | 2.3 |

(×印ハ減少ヲ示ス)

陸軍軍醫團 徵兵検査に類したる國民の體格に就て (昭和3年1月)

我國に於ける壯丁数は毎年約60萬人にして大正元年以降逐年増加せるも大正12年以後は遞減し昭和元年には603,809名なり。壯丁合格率は大正元年に於て91.9%なるも爾後逐年増加し大正14年には95.8%に達せるも昭和元年には94.9%なり。體格等位中最も多數を占むるは甲種にして、第二乙、丙之に亞ぎ最も少きは戊種なり。身長は逐年増加し大正元年より昭和元年に至る5分を増し昭和元年度平均は5尺2寸6分なり。體重は増加の傾向にあるも身長に如く著しからず、昭和元年度に於て平均14貫1匁なり。花柳病は逐年顯著の減少を示し、本年度は人員毎

千13.3%の比例にして、大正元年に比し約 $\frac{1}{2}$ に當る。

陸軍省 大正15年徵兵事務摘要 (昭和2年4月)

大正15年徵兵相當の壯丁は當年適齡者534,355名、前年可決者69,454名、計603,809名にして此を大正14年に比すれば總計に於て748名を減少せり。

受験壯丁體格千分比

| | 甲種 | 第一乙種 | 第二乙種 | 丙種 | 丁種 | 戊種 |
|-------|-----|------|------|-----|----|----|
| 大正10年 | 368 | 147 | 232 | 207 | 42 | 4 |
| 同 11年 | 362 | 128 | 249 | 216 | 42 | 3 |
| 同 12年 | 335 | 140 | 263 | 220 | 40 | 2 |
| 同 13年 | 340 | 139 | 265 | 214 | 40 | 2 |
| 同 14年 | 337 | 137 | 247 | 239 | 38 | 2 |
| 同 15年 | 354 | 135 | 241 | 230 | 38 | 2 |

陸軍軍醫團 壯丁並現役兵格表 (昭和2年6月)

| | 身長 | 體重 | 健康係數 |
|-------|------|--------|------|
| | 尺 | 斤 | |
| 明治41年 | 5.20 | 13.723 | 2.63 |
| 同 42年 | 5.19 | 13.654 | 2.64 |
| 同 43年 | 5.20 | 13.728 | 2.63 |
| 同 44年 | 5.21 | 13.815 | 2.65 |
| 大正元年 | 5.21 | 13.825 | 2.65 |
| 同 2年 | 5.20 | 13.834 | 2.65 |
| 同 3年 | 5.20 | 13.774 | 2.63 |
| 同 4年 | 5.21 | 13.826 | 2.65 |
| 同 5年 | 5.21 | 13.813 | 2.65 |
| 同 6年 | 5.22 | 13.849 | 2.64 |
| 同 7年 | 5.21 | 13.824 | 2.65 |
| 同 8年 | (欠) | 12.837 | (欠) |
| 同 9年 | 5.24 | 13.877 | 2.65 |
| 同 10年 | 5.24 | 13.902 | 2.65 |
| 同 11年 | 5.25 | 13.896 | 2.65 |
| 同 12年 | 5.25 | 13.926 | 2.65 |

| | | | |
|-------|------|--------|------|
| 同 13年 | 5.26 | 12.963 | 2.66 |
| 同 14年 | 5.26 | 13.827 | 2.62 |
| 昭和元年 | 5.26 | 14.001 | 2.66 |

元村 彰 船舶殺鼠用瓦斯並に其の使用法に關する研究 (日本公衆保健協會雜誌 4の4—9)

從來多く使用せられたる殺鼠劑は藥物的には磷、ストリヒニン、砒素、海葱等賞用されたれども未だ満足なる結果を得るこゝが出来ない、尙其他捕鼠獸として犬、猫、鼬、及マンゴース等あれども完全な驅鼠の目的には不適當である。此處に著者の述べんとする驅鼠法は一酸化炭素を用ふる殺鼠船及亞硫酸を目的とする硫黃燻蒸法にして此の兩者が遙かに前者に優るこゝを述べ、且又その使用方法並に注意事項を述べ最後に此の兩者の優劣をも論じて居る。

元村 彰 日本に於ける船員病の統計的觀察 (國民衛生 5の11)

吾國の船員の保健衛生が甚だ幼稚なるに鑑み著者は大正12年より同14年に至る3ヶ年についての船員病の統計的觀察をなしたるものにして今之れを3ヶ年の平均について簡単に述べれば先づ氣候の年間經過と病死者との關係に於ては7月が最大多を示し之れを部署的に見るこゝきは甲板部に於て死亡率が最も高率を示して居る。一般死亡原因は肺結核が最高率を示し、船員に罹患率との關係は外科的疾患即外傷が第一位にして全疾患数の8.5%を占め次には内科的疾患中の脚氣が6.8%、結核性疾患が5.8%次はトラホームの5.8%、齒疾患の5.5%、花柳病患者が2.8%の割になつて居る。

木村律郎 瓦斯「マスク」の呼吸に及ぼす影響 (海軍々醫會雜誌 17の5)

本實驗に使用したるは有管濾過式「マスク」にして管長45種、吸氣は濾過罐及連結護膜管のみを通じてマスク内に入り呼氣はマスクより呼氣瓣口を通じて直接排出せらるゝものであつてマスクの死積は約220ccを有して居る、用ひたる呼氣抵

抗の種類は實用せらるゝ濾過罐に更に金網及綿花を填充したる内徑4種の硝子管を以てして、其の一端に於ての開口には實用せらるゝ濾過罐と同様に護膜を附して呼氣の逃竄の出来ない様になつて居る。吸氣に隣して生ずる氣壓は凡そ1分間に30立の通氣を行ひたるこゝき、其の側壓水柱4耗、10耗、30耗、及50耗を來すものである。而してマスクと濾過罐との連結護膜管による抵抗は水柱約2耗であるから實驗に於ては6耗、12耗、32耗、及52耗の呼吸抵抗を有するこゝになる、その結果抵抗50耗以下のマスク着用により呼吸數及呼吸量共多少の變化を受けマスク内壓は當然の結果として抵抗の程度に準じて増強して呼吸の時間的關係は稍明なる變化を現して來る、之等の影響は何等自覺的障礙を來さないが、本實驗は靜態實驗なるを以つて實際問題としては更に動態に於て實驗するこゝが必要であるを述べて居る。

海軍省醫務局 海軍省醫務局第38次報告 (昭和3年4月)

病類別患者狀況 (人員千毎新患比例)

| | 大正12年 | 大正11年 | 前20ヶ年平均 |
|---------|--------|--------|---------|
| 傳染病及全身病 | 35.80 | 68.49 | 60.06 |
| 神經系病 | 9.08 | 7.08 | 11.85 |
| 呼吸器病 | 60.34 | 63.14 | 73.75 |
| 循環器病 | 10.79 | 10.24 | 10.27 |
| 營養器病 | 175.38 | 165.87 | 194.86 |
| 泌尿器生殖器病 | 3.92 | 3.87 | 8.35 |
| 花柳病 | 48.18 | 89.59 | 142.57 |
| 眼病 | 12.31 | 11.77 | 23.57 |
| 耳病 | 7.57 | 7.50 | 9.99 |
| 外皮病 | 56.25 | 65.49 | 91.52 |
| 運動器病 | 6.31 | 6.06 | 10.84 |
| 外傷 | 85.02 | 82.35 | 127.17 |
| 爾餘の傷病 | 2.22 | 5.25 | 2.38 |
| 總計 | 563.17 | 586.71 | 773.19 |

累年表 (人員千毎新患比例)

| | 腸チフス | A型パラチフス | B型パラチフス | 脚氣 | 肺結核 | 胸膜炎 | 沸毒諸毒 | 軟性下疳及横痃 | 黴毒 |
|-------|------|---------|---------|------|------|-------|-------|---------|-------|
| 明治41年 | 7.00 | 3.10 | 4.95 | 0.52 | 6.02 | 13.86 | 52.51 | 64.12 | 38.15 |
| 同 42年 | 2.63 | 2.79 | 0.54 | 0.54 | 8.34 | 15.70 | 49.45 | 47.31 | 31.94 |
| 同 43年 | 4.78 | 2.13 | 2.23 | 0.45 | 6.59 | 13.76 | 50.29 | 38.11 | 11.14 |
| 同 44年 | 2.37 | 1.00 | 7.93 | 0.83 | 6.47 | 12.85 | 48.84 | 38.23 | 29.78 |
| 大正元年 | 4.36 | 2.21 | 1.47 | 0.72 | 6.38 | 19.02 | 55.51 | 44.50 | 30.62 |
| 同 2年 | 2.18 | 11.99 | 3.41 | 1.88 | 7.29 | 17.32 | 54.98 | 41.93 | 27.91 |
| 同 3年 | 4.24 | 6.81 | 5.79 | 1.36 | 7.09 | 15.52 | 64.67 | 51.19 | 31.88 |
| 同 4年 | 2.02 | 1.26 | 2.04 | 3.85 | 6.28 | 19.56 | 67.34 | 53.19 | 44.52 |
| 同 5年 | 3.39 | 0.66 | 1.34 | 2.22 | 5.89 | 16.10 | 60.76 | 84.47 | 45.50 |
| 同 6年 | 0.31 | 0.31 | 0.26 | 0.82 | 5.22 | 16.43 | 52.66 | 43.38 | 40.75 |
| 同 7年 | 0.19 | 0.05 | 0.19 | 2.65 | 5.50 | 21.78 | 45.98 | 38.13 | 24.68 |
| 同 8年 | 0.16 | 0.06 | 1.22 | 4.77 | 6.88 | 21.03 | 43.07 | 37.78 | 20.28 |
| 同 9年 | 0.62 | 0.02 | 3.04 | 4.06 | 6.73 | 18.80 | 39.21 | 47.70 | 22.60 |
| 同 10年 | 0.43 | 0.06 | 0.14 | 4.44 | 6.06 | 18.79 | 36.88 | 36.78 | 17.80 |
| 同 11年 | 0.33 | 0.06 | 0.32 | 2.37 | 6.15 | 18.03 | 36.09 | 35.02 | 18.48 |
| 同 12年 | 0.51 | 0.06 | 0.02 | 2.40 | 7.00 | 15.20 | 36.70 | 40.91 | 20.57 |

上田春治郎 帝國海軍に於ける胸膜炎の研究 (結核 6の6,8,9)

著者は我海軍に於て胸膜炎の著しき多きを知り之れが調査研究せしものである。その第1報に於ては列國海軍に於ける胸膜炎の狀況及び我が海軍との差異につき次の如き著しき相違點を示して居る。

| 事項 | 英、米、獨 | 日本 |
|-------------|---|-------------------------------|
| 1、罹患率(對人員比) | 少し { 英 1.84% 米 2.57% 獨 3.69% | 多し(14.09%) |
| 2、病 型 | 過半乾性炎にして米には膿性炎多し | 殆んど全部漿液性炎 |
| 3、經 過 | 短し(1ヶ月内外) | 長し(2-6ヶ月) |
| 4、死亡及除役 | 少し { 英 4.9%(對患者) 0.09%(對人員) 米 6.5%(全) 0.29%(全) 獨 2.9%(全) 0.13%(全) | 多し(18.0%(對患者) (2.74%(對人員)) |
| 5、再 發 | 少し | 多し(9.9%) |

- 6、結核への轉症 少し 多し(8-10%)
- 7、結核性 殆んど無し(?) 多し(?)

次に特に腦膜炎と結核との關係に於て著者は殆んど全部が結核性のものにして滲出液中結核菌を認めるにも拘らず治癒し易く、結核菌の存在そのものは豫後不良を指示するものではなく、從來信ぜられたる如く屢々結核を繼發するものではない。随つて結核繼發の多少を以つて海軍胸膜炎の結核性説の根據さは爲し難いが要するに帝國海軍胸膜炎の素因は結核にして過勞、感冒、外傷等の誘引之に加はる時、其の體質如何によりて發病するものさ考へるが妥當であつて、其發病様式乃至發病時期の問題に至りては尙將來の研究に待たねばならぬ。更に第2報に於ては胸膜炎及肺結核に際して植物神經系統の機能狀態についての研究報告。第3報に於ては免疫體產生母地たる網狀織内被細胞系統と胸膜炎と結核との關係について詳論して居る。

第九節 體格體質遺傳及性の衛生

1 同 上 一 般

今 裕 臟器の年齢的變化 (北海道醫學雜誌 6の1,2)

吾人の年齢識別は主として顔の一瞥によつて判斷せられるが、之を精しく分析すれば、皮膚の性状殊に口と眼の周圍に現はれる皮膚の緊張度、眼光、毛髮、表情の相違、その他歩行、運動に際して現はれる筋動作等が大體目標となるのであるが、之を外表によらず、専ら内臓の變化によつて判定せんとするこは老練なる解剖家もよく正確を保しがたい。併し、年齢の増加と共に人體内臓に顯はれる

共通の變化は、(1)萎縮(動脈硬變に關係ないものもある)、(2)色素(廢頽)、沈着(3)細胞組織における脂肪の發現、(4)石灰沈着、(5)結締織の増加と弾力の消失である。又、一臓器の老衰が他臓器に先驅して之を促進するものなりやの問題は近時學者間の争題であるが、生物體の或る部がその速度を異にし、相互關係なしに老衰に陥るの事實を認める様になつた。尙ほ Do ein に反して Roessle は生理的死亡の甚だ稀に存するこゝ、Riffert によれば生理的死亡は腦死であるこゝ、若返りの問題である老衰性變化の恢復の形態學的には存在せざるこゝを簡單に述べたる後、心臓、血管、血液及造血臓器、内分泌腺、神經中樞、腎臓、生殖器の夫々について老衰變化を説いてゐる。

下田光造 早老の豫防 (濟生 5の6)

老衰即ち精神の老衰に際し現はれる精神機能の變化は色々あるが、最も著しいものは先づ健忘即ち新しい事の記憶力(記録力)の衰退で、追想力は老衰が高度でない間は佳良なものが多い。その他思慮の範圍は漸次狭くなり、興味は偏狭、性格は頑固となり、職性は理性の制時を失ひて容易に爆發する様になり、意志薄弱、勇氣決斷なく、社交外出を厭ひ、無學に過ごす様になり、甚しきは被害妄想、誇大妄想、或ひは時々興奮して錯亂状態となり外出徘徊するなど、老衰性精神病の状態に陥るもある。神經細胞を見ると、壯年時既に發現する脂肪顆粒は漸次その數を増して大量に細胞内に蓄積するに到り機能上最も大切な神經原纖維もその數を減じ、残れるものは變性して太くなり、神經細胞自身の形も、漸次圓みを失つて瘦削し、從來あつた多數の枝も消失し、極端に進めば顆粒も核も飛散し、只非常に太くなつた原纖維が1—2残つてゐるに過ぎず、腦の他の實質も所々に破壊消失して所謂老人斑を呈するに至る。以上老衰の症狀及び解剖的所見について畧述した後著者はその原因及び豫防にうつり、(1)年齢、(2)個人的素質の2つは致し方ないが、(3)腦の過勞については、適度の使用を奨め心の轉換即ち一時一心の大切なこと、最も戒むべきは無爲にして空想に耽ることであると説き、(4)には中酒、煙草その他濃厚な茶、珈琲、モルヒネ、阿片、催眠劑等の常用)をあげ(5)榮養障害については、貧窮による榮養不良のほか、動脈硬化によるものとの重要なこと、この原因としては(イ)感性的激動、(ロ)中酒(酒、煙草、腐敗した食物殘に腐敗蛋白質、鹽物、美味飽食)、(ハ)微毒をあげ、夫々について通俗的に解説してゐる。

2 生體測定

杉山繁輝 生物測定學に就て (日新醫學 18の4)

生物測定學は生命現象の量的方面を一方は正確なる測定により、他方は適當なる數學的分析によつて研究する學問である。著者の豫定は全文を分布論、誤差論關係論及相關論、其他の曲線論の4篇に分ち論述せんとするもので、本篇は分布論の一篇を收め、2項分布、正分布及びポアソン氏級數について述べてゐる。生物測定學殊に数理統計については、最近我國にもこの論著に乏しくないが、本篇の如く詳細に説いたものは、醫學者としては恐らく之れが初めであらうし、非常に分りやすく、而も直ちに生物學に應用し得る様に記述されてゐる點で我が醫學界を裨益する所大であるを信する。

西 謙一郎 青木誓雄 人體計測法 (克誠堂 昭和2年10月)

R. Martin の Richtlinien für Körpermessungen etc. 1924を翻譯したもの、學校等に於て使用せらるゝによい。

吉田章信 理論術式體り測定 (藤井書店 昭和3年4月)

西氏等の譯書が形態學的の計測を主とするに反し、本書は主として機能的殊に力學的の方面をまゝめてゐる。所々論議の餘地もあるこゝと思ふが、體育運動の盛んな今日、「運動生理學」の著者として、又、今日の著者の地位から、當然なくてはならない著述であつて、その如何に時勢の要求に投じたかは、發行以來短日月の間に數版を重ねたこゝによつて知られるであらう。

尾崎吉助 營養評價指數に就て (學校衛生 8の8)

滿鐵夏季聚落參加中の男女兒童341名につき身長、體重、坐高を測定し、尙ほ筋肉の發育、皮下脂肪、皮色、皮膚の緊張策を觀察して一般營養状態を6階級に區分し、之を前記計測結果より計算したる鶴見中楯氏法による營養指數並に宮川氏式による營養指數の適合度を比較したもので、その結果、兩指數とも大體に

於て主觀的判定を一致するも、その不適合度は宮川式に遙に大にして、3%と19%との相違あり、殊に宮川式に於ては、坐位身長率の大なるもの（多くは55%以上）は指數が不當に低くあらはれ、又、53%以下の坐位身長率のものは正反對の傾向を示すことを見た。

八木高次 坐高の測定とその意義（労働科學研究 5の3）

先づ今日までに報告せられた坐高に関する業績をあげ、坐高の醫學上における意義について現代の知見を略説したる後、著者はその今日までの研究材料を基礎として之が批判紹介をなさんとする意圖なることを述べ、先づ坐高の測定法について將來の方法を4種に分ちて詳説批評し、更に著者自身の方法を比較測定した結果に基づき Dreyer 氏法の最も不可なること、著者自身の方法の最も誤差小なることを示し、個人的適用の正鵠を期せんせば、豫め之等の計測方法につき考慮すべきことを説き、第二には坐高の意義の一として體部發育問題の研究に當り坐高測定の簡易にしてその意義の重大なることを、諸種の方面より論証し、尙ほ日本人の主なる坐高の發育に関する著書數字を掲載し、之等相互間の相關係數についても觀察してゐる。

山崎逸郎 健康度と其の胸廓に就て（軍醫團雜誌 783）

著者は曩に「標準に達せざる體格者の入隊度の運命に就て」（全誌159）なる論文に於て5千餘の人員につき7ケ年に亘る調査の結果、結核・胸膜炎・肺炎等の發生率は標準以上のものに比し、胸圍不足者は3.6倍、體重不足者は2.3倍多きを見たが、更に胸廓の形状と兵業に對する抵抗力との關係を驗せんとし、兵業第一年の經過に徴し各中隊より強者及び弱者を厳選し、全聯隊（近衛第一）に於て強者103名、弱者100名を得、之を入營後間もなく測定したる胸廓の諸數値に基づき比較考察を行つた。先づ胸圍を身長別によつて觀察するに、絕對値も相對値（胸圍身長率）も強者に於て著しく優つてをり、平均に於て78.8cm(53.3%)と81.9cm(49.8%)との差違を見た。然るに左右徑と前後徑との比を見るに、強者に143%、弱者に142%にして却つて強者がかすかにより扁平なる胸廓の所有者なることを示す。だが之を左右徑及前後徑の身長に對する比について見れば、強者の11.4%及び16.5%に對し、弱者は11.1%と15.8%

%であつて、何れも明かに前者に優れることを示してゐる。上腹角も強者に於ては90°以上のもの多數なるに、弱者に於ては主として90°以下にある。即ち、之を以て胸圍の小なる者痲痺胸者は兵業の影響を蒙ること一層大なることを知る事が出來ると著者はいふ。

3 遺傳及優生學

岸 孝義 血清學的親子鑑別と人血液の生物化學的構造の遺傳に就て（十全會雜誌 33の11）

著者は先づ同種血球凝集反應の諸方面における應用を述べたる後、人血液型遺傳に関する諸家の學説を紹介し、殊に、同じく三多對等形質遺傳なるの故を以て屢々同一視せらるゝ、Bernstein 氏説との異同、即ち、著者等は血清の型特異性を認むること、O型血球の型特異性凝集原を認めないことについて論じ、更に著者の603家族、2272名についての調査、殊に二對と等形質遺傳説と三多對等形質遺傳説とによつて異なるべきAB型加入の例について檢索したる結果、(1)O型とAB型との間からはA型、B型のみが生れ、O型、AB型の出現のなかつたこと、(2)A型とAB型、B型とAB型の組合せからO型の生れた例は一例もなかつたことによつて著者等の説の正當なるべきことを論じ、又、1925年以前の諸家の成績と、1926年以後のそれとを比較して、後者に於ては實驗誤差によると思はるゝ範圍内に於て、三多對等遺傳形質説に一致し來れることを示し、尙ほBernstein 氏説との當否は今後の研究にまつべきも、目下の所著者等の説を正鵠と信ずべきであるといつてゐる。

永井 潜 優生學に就て（東京醫事新誌 2564—2567 醫事公論 818—28:22）

「民族衛生施設に関する意見如何」なる内務大臣諮問に對し答申するについて、日本醫師會醫政調査會主催講演會に於て講演せるもので、先づ優生學は民族、國民から超越して優種の育成繁殖について遺傳學理を應用研究する學問で、民族衛生學はその將來を觀る點に於て優生學と共通であるが、優生學の知識を應用し常に民族全體を對象としてその向上繁榮を企圖するものである點に於て互に相違してをり、従つて各民族に獨りな民族衛生學上の立場あること、優生學はこの立場を明示する羅針盤であるといふ著者の見地を述べ、古代希臘及羅馬に於て既に

産兒制限の行はれた事實、中世紀の平和と人口増殖 Süssmilch の研究より1780年の Malthus 人口論となり、こゝに人間が學問的に自分自身を反省する新紀元の開かれたことを論じ、19世紀後半における自然科学の勃興殊に Darwin の進化論とその影響、ガルトンの人間における遺傳の研究と優生學及び優生學研究機關の誕生を説き、最近30年間における實驗遺傳學の驚異的進歩とその三法則（獨立性、優性劣性、分離法則）、性染色体、變異法則についてのべ、更に原譜學の必要と遺傳に於ける母親の優位、獲行性遺傳の迷誤なるにかゝらず優生學と優境學が協力すべき所以を説き、優生學の二方面即ち良質の繁殖と悪質の艾除を期する爲めには教育による國民の理解と共に生物學を根據とする國家的法制の必要なること、その理由として現代文明國家における逆淘汰の諸事實、殊に自然淘汰の衰退と戦争、知識階級、有閑階級における生理學的、經濟的心理學的原因による有意無意の産兒制限或ひは低出産率に関する調査をあげ、2兒制の誤れる所以を諸家の計算によつて示し、最後に、現在の優生學的知識は勿論まだ不完全であるが、今日國家として考慮すべき問題として、(1)優生學に関する研究所の設立と之に基く最も適切なる選設の進行並に遺傳學、優生學知識の民衆化、(2)遺傳學を優生學的見地より教授し、性教育の一部門たらしめること並に其の宣傳機關の設置(3)結婚の國家的規制と悪質者の隔離の必要を説いてゐる。

氏原佐藏 民族衛生的社會施設 (日本醫事週報 1700—1704)

先づ優生學の起源とその民族衛生的意義を論じ、米國における民族衛生的社會施設の特に必要なる所以をのべ、主として同國における事例について説いてゐる

田中和夫譯 「ラーフリン」氏、米國に於ける優生學的去勢の歴史的法律的及び統計的考察 (法學協會雜誌 46の1,2)

著者(ラーフリン氏)は先づ此の問題の生物學的研究の必要を述べ、その見地に立つて、優

生學的去勢とは、人類の團體が自覺的に或る小さな程度に於て自分等自身の進化を指導しやうとする目的をもつてであつて、或人々の論ずる如く、合衆國に於ける所謂權利宣言書又はアングロサクソン自由の根本原理を侵害するものではなく、生物學上にも法律上にも安全なるものであると論じてゐる。又この法律の適用範圍は監護所の寄宿人と云ふ特定のクラスのみでなく、州の住民全部に適用さるべきであつて、かくする事によつて所謂階級的立法に墮する事を防ぐべきであると論じてゐる。又現在に於ては僅か23州のみが此の法律を制定してゐるが、やがて合衆國全體に制定されるであらう、又その時には聯邦中央政府も此に關する規則を設けて協力するであらうと述べてゐる。

次に著者は1926年1月1日までの優生學的去勢に關する法律の制定の完全なる年表、その州別分析、1925年7月1日迄の優生學的去勢手術の監護所別並びに州別の統計的摘要、1926年1月1日に於ける各州の法律上の現状等を記し、最後に此の問題に關しての種々なる法律上の事件や、生物學的社會學的必要から得た經驗に照し合せる優生學上及び實際上正に適當と考へられる去勢法の模型を掲げて、純粹に實驗的段階は超えたがまだ標準化されるに至つてゐない新方法を州政府が新たに採用する場合の便に資してゐる。

(尙本譯文の終りに、「去勢法に對する米國裁判決に就て」と題する譯者の論文が掲げられてゐる)

杉浦 清 吾國産兒の性に就て (第1回報告) (近畿婦人科學會雜誌 11の6)

産兒性と他の諸事相との關係を統計的に究知せんとし、主として帝國統計年鑑及人口動態統計表に基いて明治より大正の終り頃に至る間の各年男兒過剩を算し文理、都鄙、生死産及流早産、産兒身分、季節、氣温、戦争及異境等と産兒の性の關係を検索してゐるが、その中特に興味あるは季節との間に顯著な動かし難い關係の存すること(毎年11月最高)である。尙ほ39年の男兒過剩率の大なることについては、米田博士の丙午説のみでは説明出來ず、尙ほ何物か他に大なる理由存すべきことを推してゐる。

4 體質病理

中村八太郎 内分泌と體質及疾病 (北陸醫學會雜誌 4の1)

北陸醫學會における特別講演で、體質の定義、分類にふれたる後、その殊に必

要なるものは「刺戟に對し特殊の反應をせ由來せしむる性質」を有するもの、換言せば「質的に又量的に普通と異なる形態的及生理的狀態を備へたるもの」即ち所謂異常體質これなりとて、そのホルモンの關係を説き、ホルモンの作用を(1)身體の形態形成上における調節作用、(2)生化學的に諸種組織の物質代謝等に於ける調節作用、(3)精神及び神經に於ける調節作用の三項に分ちて各腺の意義を略述し、進んで疾病と體質とに疾病素因との關係を述べ、特に結核症と變性體質(小なる變異の集り)との關係を詳述したる後、内分泌腺の機能亢進には減退が體質に及ぼす影響について數例を説示し、全身的の主なる體質異常(胸腺淋巴體質發育不全體質、アルトリチスムス、滲出性素質、神經病性體質、無力體質、小兒型)について一々解説し、内分泌疾患としてバセドウ氏病、粘液水腫、アヂソン氏病、末端巨大症、糖尿病等について述べ、最後に機能的疾患の病理未明のものに就て内分泌腺研究の必要なることを論じてゐる。

古川竹二 血液型による氣質の研究 (心理學研究 2の4)

著者の近親及び友人50名につき検査したる結果、血液型と氣質との間にある關係あることを確め、更に臨時教育養成所生徒各科合計 239名につき實驗を行ひ、大體次の如き結果を行た。

| 血液型 | 氣質の基調 | ゾントの分類 | |
|----------|------------------------|----------|-----|
| | | 主 | 副 |
| I型(O型) | 積極的 進取的 | 粘液質 | 多血質 |
| II型(A型) | 消極的 保守的 | 神經質 | 膽汁質 |
| III型(B型) | 積極的 進取的 | 大體に於て多血質 | |
| IV型(A型) | II型的にしてIII型的 分子をも含む | 神經質 | 膽汁質 |

杉山繁輝 癌腫性體質と結核性體質との關係に就て (日本病理學會々誌 18)

巖に鈴江讓氏は京大病理學教室の21歳、乃至70歳の全解剖例2705體につき、癌腫を結核と

が體質的に異なる個體に發生すべきを示した(第21年第4冊昭和2年)が、著者は鈴江氏の發表したこの材料に整理統計的處置を加ふることによつて、よりの確にその關係を検證せんとし、著者独自の明快な數の運用により鈴江氏の結論を完全に裏書きせるもので、その結果よりも、寧ろその取扱法に於て啓發される所大である。

片瀬 淡 馬場爲義 食餌性骨病に發現する胸廓の變化及び是より見たる余等の體質觀 (日本病理學會々誌 18)

著者等は蛋白質、脂肪及び蔗糖を以て15群の胃的組合を作り、各群5頭の幼若物動について飼食試験の結果、全骨系統に極めて顯著なる變化即ち著者等の所謂食餌性骨病の起ることを見、その變化は殊に胸廓に著明にして、1ヶ月以内に死亡せるものには一般に胸廓は前後徑に延長し、左右徑に短縮するを見たが、24%強にては反對に胸骨から漸次陷凹し、左右徑は却つて延長して漏斗胸を呈するを見た。その他上下附の管狀骨、骨盤にも著しい變化を見た外、横紋筋(横隔膜も勿論含む)の發育は極めて纖弱となりをり、略々人羣の asthenische Konstitutionに一致、少くとも酷似するを見、その結果著者等は、養素の量的配合如何は保險、生命維持と密關するのみならず、後天性體質の發生に對しその原因をなすものなりと論ず。

有馬英二 兒童の身體検査と體質的考案に就て (學校衛生研究資料 昭和3年5月)

成人健康者に於ける Sigand の4體型の分類、或ひはより簡便適切なる纖細型、運動型、肥胖型の3體型の分類は、ある個人について決して固定的ではなく、年齢、性其他の事情を考慮しなければならぬのみならず、それが遺傳的、人種的である事によつてその意義は非常に減却する。即ち、エスキモー人は消化器型の典型であり、無力性體質(纖細型の一部)はエストニア人には普通であるが、アルサス人には殆んど目撃せず、日高アイヌに於ても極めて稀であるが朝鮮人には6—7割以上に見出される様である。又、かゝる體型の分類は單に表面的のもので、少しも内臓或ひは體の諸器官の機能に觸れてゐないのであるが、多數の経験より、單に骨格、筋肉のみの發育を主眼として體格に優劣の差を附すならば、運動型或ひは筋肉型が最優等であり、纖細型は劣等であるが、精神的智力的發育からいへば丁度之れと反對の現象となる。且つ纖細型に多い所謂麻痺胸が必ずしも常に肺又は肋膜の異常を意味せず、況んや、中等學校入學年齢に於ては體型の未だ定まらざる時期であるから、入學時検査に於て從來の不具廢疾者の除外以上體格によつて不合格者を判定せんとすることあらば甚しき誤謬であると論じてゐる。

西園富吉 體質型と運動選手 (日本學校衛生 16の12)

120名の運動選手分類によつて調査した結果、各競技種目につき夫々次の如き、體質型が適

するであらうと。

| | | | |
|--------|------------|--------|---------------|
| 走技 | 呼吸型、筋型の混合型 | 投技 (重) | 消化型 |
| 球技 | 全上 | 柔道 | 筋型 |
| 剣道 | 全上 | 相撲 | 筋型、消化型の混合型 |
| 投技 (輕) | 呼吸型 | 跳技 | 筋型及び之と呼吸型の混合型 |

5 人類學及人種學

清野謙次、金關丈夫 人類起源論 (岡書院 昭和3年4月)

進化論に関する書物は、既に我國にもかなり立派な著述或ひは翻譯がある。然し、特に人類の起源について、本書の如く組織立つた學的體系の下に、煩に亘らず、又、要を逸せず、平易に問題の全般を理解せしめるに適したものはなからう。著者の1人金關學士は京大醫學部の少壯人類學者、その苦心に敬意を表する。尙ほ卷中精選された120餘の圖が掲載せられてゐる。

足立文太郎 日本人體質の研究 (岡書院 昭和3年7月)

明治27年著者が大學を卒業した年に發表せられた硬口蓋の脈學溝に関する論文から、著者が學生の大業として日本人の動脈系統の研究に没頭する迄、即ち、著者が明治時代に發表した日本文の研究論文又は講演が網羅されてゐる。第一部は通編として、主として講演風のものを集め(この中「數の取扱ひに就て」なる一篇は博士が約2ケ年を費して行れたさいふ知識の平凡な叙述で、約100頁に亘る筆記文である) 第2部には硬部及び軟部解剖學に関する博士の數多い論文を收め、第3の雜録には主として台灣土人に関する研究、通信類が載せられてゐる。尙ほ、清野博士の跋は足立博士の人と其の研究とについての極めて興味ある記録で、自序の終りに附せられた歐文著作目録と共に、著者の今日まで歩んできた奮闘的生涯の全般を彷彿せしむるに足る。清野博士の跋に「明治より大正年間に亘れ

る日本人類學の黎明期における原著として、小金井、足立兩博士の著書は書齋に備へ附くべきものである」さあるはまさに至言である。

足立文太郎 日本人の體質 (人類學雜誌 42の8 現代の醫學 10の13—16)

第3回日本學術協會總會(昭和2年8月)仙台に於て 軟部解剖における日本人及び歐洲人間の主なる相違をあげ、比較人類學上兩者に殆んき優劣ないこゝを簡単に説いてゐる。

大島昭義 奄美大島に於ける人類學的調査 (人類學雜誌 43の8)

本島民の人類學的研究は興味あるにかゝらず、松村博士が曩きに35名の頭形を調査せるものあるに過ぎず。著者は鹿児島縣の委嘱により昭和2年夏期Mortin法に従ひ92名の健康男子につき計測を行ひたる結果、身長は他の本郡島嶼民と共に極めて低く158.18釐を算するに過ぎず、頭顱最大長、最大幅は共に日本人平均より稍大で、その示數は80.99即ち日本人平均と一致し高度の中頭である。耳高は高く、從つて頭顱長高示數も69.61を示し、高度の頭部に屬し、顔形は中顔、鼻形亦低度の中鼻であり、各性質の變異は少くない。皮膚の色はLuschan膚色表の8及び11最も多く全數の過半數を占む。眼の虹彩の色は暗褐色であつて、蒙古型眼髪をなすもの多く、體毛は中等度である。島内南北の差は觀察的には多少認められるが計測的には殆んど認められず、變異は北方に著し。本島民と鹿児島縣本土の住民並に沖縄島民との關係は分明でないが、前二者に於てより多くの親近さあるものゝ様である。

平井隆、田幡文夫 現代日本人骨の人類學的研究 第4部 下肢骨の研究 (人類等雜誌 43の1—2)

正木信夫 日本人指紋の研究 (1)乙種蹄狀紋の隆線數に関する研究 (十全會雜誌 33の4)

乙種蹄狀紋 12560個について内外兩端間にある指頭隆線數を數へ、その度數分布を觀察した所、府縣別に著しい相違なく、之等の全數についての統計では13本のもの最も多く(8.06%)、15本、14本のもの之に次ぎ、12本のものに16本のものとは同數で、以下殆んき定型的の二項式曲線を示し、司法省犯罪人異同識別法取調會報告、久保、古瀬氏等の研究と異りて人種的、(獨逸漢堡ロツシエル氏研究)に相違なきこゝを知り、岸氏の成績と一致するこゝを確めた。

平井純麿 日本指紋の研究 第2篇指紋係数の人類學的應用に就て (十全會雜誌 33の9)

昭和2年司法省指紋部の調製したる統計表を基礎とし、北海道より沖縄に亘る47地方につき17320人、173200個の指紋を調査し、その指紋係数は平均68.52で大約60乃至80の間にあり、之を地方的に觀察すれば南部地方に低く、東北地方に進むに従つて高く、殊に太平洋沿岸に比し北海道及び日本海沿岸に於て遙に高く、諸家の調査による血液型による人種係数9分布、頭型(松村氏)身長(長谷部氏)の分布状態と密接なる關係にあることを見た。

岸 孝義 日本人指紋の研究 第3篇指紋による年齢の推定と現場指紋採取可能期間に就て (十全會雜誌 33の12)

第1の問題については、乳兒より成人殊に8—11才に至る指紋約2500個につき、指頭隆線に垂直に、mmの線をひき、その線の切る際線数を計算すると年齢と共に減少することを見、ある程度に於て指數より年齢推定を下し得とし、第2の問題については、犯罪の前後に於て指紋を押し易き多くの物體につき、種々の期間を經過したる後粉末撒布法によつて指紋の提出を試み、ニツケル、陶器、トタン板等は2年9ヶ月後も立派に檢證した、硝子板もかなり長くまで、ペンキ塗板、大理石、黒塗板は2ヶ月間位明かに驗出し得たといつてゐる。但し現場の状況、皮膚の分泌物の如何により多少の相違あるべきこといふまでもない。

岸 孝義、平井純麿 日本人指紋の研究第4篇各型指紋の男女における出現率の相異と其不變性に就て (十全會雜誌 33の12)

男子992名、女子1324名、指紋總數23160個の指紋に就て視察し、諸氏の成績を比較したる結果、日本人にありては常に弓狀紋の出現は男より女の方に多く、甲種蹄狀紋は女より男に多く、乙種蹄狀紋は男より女に多く、渦狀紋は女より男に多いことを見た。

岸孝義、正木信夫 日本人指紋の研究 6篇指紋と血液型との關係に就て (十全會雜誌 33の12)

O型305名、A型334名、B型231名、AB型80名につき指紋を採取分類し、兩者の關係を檢

索し、次の如く結論してゐる。O型血液所有者とB型血液所有者とは大衆觀察に基く各型指紋の出現率は殆んど同等である。A型血液所有者に於ける各型指紋の出現率は、I型血液所有者に比し渦狀紋少く蹄狀紋が多い。A型血液所有者のみによる指紋係数と、B型血液所有者のみによる指紋係数とを比較するに、後者の方明かに大である。AB型血液所有者に於ては、蹄狀紋と渦狀紋との出現率は略々同等である。弓狀紋、甲種蹄狀紋の出現率は各型血液所有者を通じて略々同等である。A型血液と蹄狀紋、B型血液と渦狀紋とは生物學的にある近接なる關係の存在を思はしめる。

町田三郎 同種血球凝集反應現象より觀たる世界人種分布の統計的觀察 (中外醫事新報 1138)

Ottenbergの分類(1925)以後多數の研究續出せるに鑑み、その比較的正確なる209名の研究者、159729名の検査人員即ち、O氏の5—7倍の資料を綜合して11種に分類し、之を地圖上に記入し、O氏のもの並掲してゐる。即ち(1)エスキモー、北米印度人、濠洲土人。(2)英、氷島、綠島、白、丁。(3)伊、蘭、スカンジナビヤ、希、佛、アルメニア、獨、ラブランド人。(4)日、南支、土、匈、勃、塞、小露、芬、波及び猶太人。(5)南洋地方。(6)アラビヤ、印度黑人、アメリカ黑人。(7)支那人、生蕃、マダカスカル島土人。(8)滿洲人、アイヌ人、(9)キルギス人、ロシア人、ツルクメニ人。(10)朝鮮人、韃靼人。(11)ジブシーこれである。アイヌ人が滿洲人と同類に入つてゐるのも興味あることであらう。

T. Furuhata and T. Kishi, A Study on the geographical distribution of blood groups of the Japanese, (The Japan Medical World, Vol. V III, No. 5)

T. Furuhata, The distribution of the blood groups of the Japanese (third report) (Japan Med. World, Vol. V III, No. 11)

清野謙次 日本石器時代人研究 (岡書院 昭和3年5月)

著書の前著「日本原人の研究」發行以來既に3年、その間著者の研究材料も亦約200を増加し2800に達した。本書には人種論、採集紀行文、施設評論及び雜文の

四部に分つて多數の著者の近業を収録してゐるが、畝中、人種論に於て、著者は既に前著に於て述べた日本石器時代人民をアイヌ人とする考証の非なる理由を更に各地方別現代日本人、北海道アイヌ人、津雲人、支那人、朝鮮人等の頭蓋骨につき20種前後の示數、角度等算定の結果に基き Mollison 氏の變差圖、變幅型差 (Münter 氏による等)の觀察し、津雲人は少くともアイヌ人に似てゐる程度に於て日本人にも似てゐることを明かにし、従來のアイヌ説は、何れも少數材料につき精確科學の算定を経ざる推測に過ぎないを論じてゐる。

清野謙二、平井 隆 津雲貝塚人人骨の人類學的研究 第3章上肢骨について

同 下肢骨について、第4部下肢骨の研究 (人類學雜誌 43の7附録)

田幡丈夫 津雲貝塚人人骨の人類學的研究 第5部 骨盤骨の研究

(人類學雜誌 43の7)

9 性の衛生

佐藤 正 性教育問題考察 (體性 12の5, 6)

性教育については、今日では我國でも大分喧しく論ぜられる様になつたが、猶ほ主に教育者の間の問題とされてゐる傾きがあり、外國における如く生物學及び醫學を修めた醫師がその中心をなしてをらないことは物足りない。性慾は種の保存の基礎をなすものである。又、性慾及び性生活は人間社會のあらゆる問題—日常の生活問題、教育、宗教、倫理、思想、健康等に密接な關係を持つてゐる。性慾を離れて人生を説き、道德を論ずるもそれは空である。故に性の義意を正しく理解せしめ、性の本能を正しく指導すること、即ち性教育は教育の一部として是非とも必要であるといふことは、最早や問題ではなくなつた。之を如何に實施す

べきかについては生物學者は生物學を根本とすべしと論ずるものが多いので、論者は最近發表せられたコロムビア大學教授ビゲロウ氏のパンフレットにある六個條を紹介し殊に醫師は性の個人衛生及び社會衛生、結婚問題、賣笑問題、人種改善問題、私生兒問題等について綿密なる研究と周到なる監視の責務あることを論じ、性教育は往々考へられる様に單純なる性慾教育ではなくして、之を狹義にしては性病豫防教育、性慾に関する知識の指導或ひは性病に関する豫防知識の普及であり、之を廣義にしては性慾發達過程及び之に伴ふ精神身體間の關係を研究し、之が調和、順應に適する教育方法をさるることにあるので、殊に後者は少くとも中等程度以上の學校當事者公私の衛生、教育、社會團體の努むべき所であり、又學校以外の諸團體、軍隊、工場、青年團、職業婦人等に對しても適當に實施することの急務なるは勿論、家庭にあつては母並に父に性教育者としての準備をなさしめ、文化生活に伴ひ易い性生活の矛盾煩悶、自瀆その他の性的不道德を避け、生物學的に嚴肅たる態度を以て之に處すると共に、倫理的、宗教的に高き標準を以て之に臨ましむる様努むべきであるといつてゐる。

第十節 自然科學上に於ける参考文献

1 自然科學一般

滋澤元治 植物の生長と電氣の影響 (東洋學藝雜誌 44の1)

植物の外部空間に、之に接近して吊されたる細銅線の網狀電極から放電し、之に因て生ずるイオン及び誘導作用により、植物體内に微弱な電流を通じた場合の影響を知らん目的にて、この條件下に出來得る限り生長せしめた供試、並に對照

植物の莖、葉全體の乾燥重要量を比較す。電流としては高壓交流、高周波、高壓直流の三種を用ゆ。

結果—電極の位置、電流の強さ、給電時間等を適當に選べば、植物は概してその收穫増加し、莖の伸長速度(そばに就いて)は増し、發芽は著しく促進され、又オジギサツ等は放電さにも葉柄の屈垂及び小葉の摺曲を惹起す。

小保内虎夫 双生兒の生物學的、心理學的研究 (東洋學藝雜誌 44の3)

二百九組の双生兒に就いて、これを身體的、精神的方面より調査し、國民智能検査、タツピング、學業成績、氣質、性格、身體的特質等に關しては双生兒の相關係數は平均0.7程度なること、双生兒が一卵生か二卵生なるかは、容貌、身長體重、指紋等の身體的特徴さ及び精神的特徴さから大略決定出来ること、指紋丈けから判定することは困難なること、次に、双生兒に於ける左利さミラーイメージさの問題に就いて論及し、最後に、我國に於ける双生兒生産率は大正13、4年に於いて三百餘人に對し一組の割合で外國の例に比し甚だしく、その理由の存するところに關して一考察を與へてゐる。

氏はこの研究によつて、心的遺傳の問題を解決せんとする目的にて、本研究はなほその出發點にあり。

豊島豊次郎 趣味の醫學 (寶文館 大正15年6月)

小川琢治 人文地理學研究 (古今書院 昭和3年8月)

日本の土地さ住民さに立脚して觀察されたる吾が國の人文地理學たるところにこの著書の價值を認めることが出来る。

内山孝一 生物哲學研究 (大體閣 昭和3年3月)

生物學殊に生理學の目的範圍等に就てこれを哲學的考察の立場から觀察し論述したものであつて、生物哲學序論、日本生理學史綱要、ハンス、ドリーシュの生

物學に關する哲學等8章に分れての論文の輯録である。生理學を哲學的に目的論的に考察せる點に於て、文獻に乏しい此方面に示唆するところ尠ならず、尙ほ本著の物殊的價值を認むることが出来る。

柿内三郎著 實驗生化學 (克誠堂書店 昭和3年11月)

井上長太郎 續人生さ地理 (日本學術普及會 昭和2年3月)

東京天文臺編 理科年表第5冊 (丸善株式會社 昭和3年10月)

2 遺 傳 學

大島正滿 生物學通論 (富山房 昭和3年10月)

生物學は生活現象をその學問の對象さしてゐる、従つてこれを日常生活さ結びつけるところに學問の價值が廣められる譯である。著者は此點に注意されつつ、細胞、形態、發生、進化、遺傳、優生學等に關する關係ある事項に就て30章に亘つて論述してゐる。

山口強輔譯 ウイルヘルム ヨハンゼン精密遺傳學原理 (同人社 昭和3年4月)

原著者ヨハンゼン教授及びこの原著が斯學に於て如何なる地位を勝ち得てゐるかは今更いふまでもない。近時同書の第3版が發行されたさはいへ、字々譯者の異常な感激さ熱誠の籠つてゐるこの忠實な翻譯は、獨逸語に比較的親しみの薄いわが讀書界を裨益するさ多大なるのみならず、多くの研究者も亦、かくの如き良譯の現はれたさに少なからざる便益を受くるさであらう。

石川千代松 人間 (萬里閣 昭和3年9月)

本書は著者が永年の間に雜誌その他に發表した小論の中、直接間接人間に關係

したものを集めたもので、人間及人間社會の諸問題を生物學の見地から取扱つたものである。各個の論文の間には勿論體系的統一も論理的相關もない。問題の對象は頗る廣汎で、サル、サルと人間、サルと人間と言語、現今の教育制度、性、遺傳、胎教、産兒制限、酒、生物の死、その他の多方面に亘り、著者多年の主張たるローマ字採用論、教育制度改善論等は所を定めず出て來るものも注意を惹く。

田原正人 細胞學總論 (内田と鶴圃 昭和3年3月)

藤井建次郎 鏡近細胞學の進歩及其研究力法 (岩波書店 昭和3年5月)

3 生理學一般

R. Inawashiro and E. Hayasaka, Studies on the Effect of Muscular Exercise in Beri-beri. I Report. (The Tohoku Journal of Experimental Medicine, Vol. XII, No. 1)

著者は脚氣患者の筋肉にみられる浮腫、acidotic の變化、疲勞性等の症狀は單に當該筋肉を支配せる神經の障礙のみよりは説明し難き點あるに鑑みて、脚氣症狀の輕重と脚氣患者の運動中に起る筋肉並に血液内の化學的變化の間、關係を討究せんとし、瓦斯交換の變化を Boothby 氏の呼吸裝置により、血液の酸素を Barcroft 氏の血液瓦斯測定器により、血漿の炭酸瓦斯を Van Slyke 氏の方法により、血中の液分を Hagendorn-Jensen 氏の方法により、血中の乳酸を Aurep-Cannan 氏の方法により測定し次の如き成績を得た。

- (1)、脚氣病盛時に於ては筋肉運動に因り増加する呼吸量並に酸素消費量は脚氣の輕快時に比して容易に恢復せず。
- (2)、病盛時に於ける呼吸商は(運動時)輕快時より大なれども運動後には安靜値以下に降り容易に舊値に復せず。
- (3)、病盛時に於ける患者の靜脈血中の炭酸瓦斯の含有量は一般に(安靜時に於て)減少せるも即アチドーゼ運動により更に著しく低下し舊値に復する事遅。
- (4)、病盛時に於ける血中の水酸量は安靜時に於てさへ健康者より多く、運動により益々増加す。
- (5)、病盛時に於て前膊の靜脈中の血液の酸素不飽和度及び酸素容量(oxygen capacity)は筋

肉運動により僅か増加す、或は時に却つて減少す、而して酸素の百分飽和度 $\frac{O_2 \text{ 容量} - O_2 \text{ 不飽和度}}{O_2 \text{ 容量}}$ は少し減少するか或は増加す、輕快者並に健康者の酸素不飽和度及び酸素容量は運動により可成り増加す、而して酸素の百分飽和度は著しく減少す。

(6)、脚氣に於ては(筋肉運動により産出さる 乳酸の resynthesis が遅延す、健康者並者に輕快者の血糖量は運動により變化しないか或は減少するが脚氣患者の血糖量は増加す、即脚氣の場合筋運動により血液量の増加するは運動により「アドレナリン」の産出が亢進する爲ならむ(8)、脚氣の場合に於ける「アチドーゼ」は主として乳酸の resynthesis が遅延される爲にして一部分は乳酸の代謝機能の障礙により尿中に乳酸鹽類の多量に排泄され固定アルカリの不足を來す爲めである。

(9)、下肢の筋肉に屢々見る腓腸筋の浮腫は局所の acidotic change に因つて説明され得る

E. Hayasaka and R. Inawashiro, Studies on the Effect of Muscular Exercise in Beri-beri. II Report (the Tohoku Journal of Experimental Medicine, Vol. XII No.1)

著者は定型的脚氣患者に一定の運動を行はしめ此の際の脈搏、血壓、心搏出量 (Henderson and Heggard 氏の沃度エチールにより毎分血流量を測定し1分間の脈搏數にて除して算出す)及び血流を測定し循環機能を探索し、又酸素利用率(血液が組織に與へる酸素量の割合、換言すれば動靜脈血中酸素含有量の差に當る)及び酸素利用 $(\frac{O_{2A} - O_{2V}}{O_{2A}} \times 100)$ 及び Stream equivalent $(\frac{100 \text{ Minute Volume}}{\text{Oxygen Consumption per minute}})$ を測定し酸素の需要と供給の状態を窺ひ知らんとせり、其の成績の結果を總括すれば

- (1)、病盛時にある脚氣患者の心搏出量並に毎分血流量は健康人に比し増加してゐる而して運動により著しく増加し、運動後舊値に復する事は甚だ徐々である。
- (2)、病盛時に於ける筋肉運動は最高血壓を高め最低、血壓を低下せしめる。
- (3)、健康者に於ては運動時、血流速度増加すると共に酸素利用率も亦著しく上昇するに反し脚氣患者に於ては Stream equivalent のみ上昇して酸素の利用及び利用率は却つて減少す。
- (4)、同様な關係は著しくはないが人工的 B 维生素缺乏症の場合にも觀察さる。
- (5)、脚氣患者に於ける血流増加の原因は血管運動神經並に「アチドーゼ」が關係ありと思はる所の末梢血管の弛緩に探めらるべく其他脚氣患者の「アドレナリン」の分泌亢進性が干渉せる如く思はる。

岡山 巖 高氣壓のみに於ける生體の新陳代謝 第1回報告 (日本内科學會雜誌 16の2)

著者は大正15年より名古屋鐵道局管内關西線木曾川並に揖斐川鐵橋架橋工事に於ける潜水

作業に醫務委託として従事し其の際潜函病(Caisson-Krankheit)を治療するに用ふる再壓室を利用する機械を得、高氣壓の下に於ける家兎の新陳代謝を實驗すべく食餌並に尿血液中の窒素、食鹽を定量し又絶對尿量及び尿の性質を檢した。實驗に用ひた再壓室の許容最高氣壓の限度は42-44ttにして著者は凡ての場合増壓並に減壓を11分の割に行つた其の成績によれば

- (1)、健康家兎を4時間30ttの氣壓のもとに放置するも水分、窒素、食鹽の代謝に變化なし
 (2)、家兎を24時間42-43tt 高氣壓のもとに置く時は恒常的に主として食鹽の排泄増加し窒素の排泄率増加は概して食鹽の夫に遅れて稍増加す。然し水分代謝の變化は一定せず。
 (3)、同高氣壓のもとに於ては7-8時間宛、連日家兎を送室するよりも急に10時間以上同高氣壓のもとに置く方がより影響大である。

柳田泰三 蕈外線の組織に對する作用 (日本内科學會雜誌 16の2)

1924年高橋氏が「ビオステリン」上に寫真乾板を置く時は其の感光面を變化せしめる作用ある事を發見して以來此の Photoaktivität と「ビタミン A」含有量とは稍一致するものゝ如く又蕈外線の照射により Photoaktivität は一層増強するものゝ如く考へらる。著者は動物の種々なる抽出液より「エーテル」抽出液を作り其の Photoaktivität を檢せしところ蕈外線の照射なくして既に寫真作用あるを認め、尙之に蕈外線を照射する時一層 Photoaktivität の強くなるのを知つた。即ち由是觀是組織の「エーテル」抽出物中には既に沃度反應及びベンゼン反應により証明せられる所の「ペンオキシド」又は「オゾニド」なる酸化物が存し此の物が乾板の「プロム」銀面と作用するものにして、蕈外線照射により始めて寫真作用を呈するは第二次的に過酸化物を得たる爲ならむと云つてゐる。

二村忠臣 東洋古來の歩行秘傳 (公衆衛生 4の56)

著者は東京高師校長三宅博士の御所藏の日本最古の歩行秘傳書に載つて居る早行歩の法並に日下部重太郎氏の講演になりし所謂神授練體歩行法の概要を述べられて居る從て其の内容は學術的原著の夫々餘程趣を異にするけれども、少くも現代人よりは、より必然的に歩行の必要に迫られりし古人の歩行術に關する秘傳を紹介された事は歩行研究者にまつて好資料ともなり得る。

井上清文 用紙光澤の視力及近點に及ぼす影響 (日本眼科學會雜誌 32の8)

用紙光澤度の多少が讀書に際し眼病疲勞に如何なる影響を及ぶかは興味ある問題なれども未だ眼疲勞を數量的に現はすべき適當なる方法無きため著者は種々な

る用紙の光澤が視力及近點に及ぼす影響を「ゲルツ」會社製光澤計を應用して實驗的に研究した其の成績によれば光澤度大なる用紙は其の小なるものに比し視力及近點に有害なる影響を及ぼす事大にして其の程度は略光澤度に正比例す。

川上理一 「ヘヒト」の暗調應學說と「ウエーベル、フェヒネル」の法則

(日新醫學 17の10)

著者は米國「ヘヒト」氏の學說と其の實驗成績の一端を紹介して居られる。從て本論文の抄録は又「ヘヒト」氏の論文の内容抄録といふ事になる、云ふ迄もなく「ウエーベル、フェヒネル」の法則 ($E = a \log I$) によれば感覺の強さは刺激の強さの對數に比例す。

然しながら一步振返つて刺激が吾人の身體を介して感覺を起す場合、刺激 I が先づ身體に或る變化 L を起し此の生理的變化が感覺に關係すると考ふる時 $E = a \log I$ といふ關係は L と I との間に $L = a' \log I$ の關係があり E と L とは比例するのであるか或は I と L とは比例し L と E との間に $E = a'' \log L$ の關係があるのかといふ問題が起る。即對數的關係は精神生理學的關係であるか生理物理學的關係であるかといふ疑問が起る。然し Psycho-Physischer Parallelismus に據れば或る物理的乃至化學的過程としての刺激が感官に作用して感覺を起した場合、末梢刺激に對して因果連鎖に立つものは感覺ではなくて大脳内の一定の生理的過程であつて感覺はたゞ此の一定の中樞過程に即身體的現象に隨伴して起つたものに過ぎない。故に「ウエーバー・フェヒネル」の對數的關係を精神生理學的に解釋する事は困難である。而して「ヘヒト」は此の法則を以つて生理物理的關係として説明せんとし「ウエーバー・フェヒネル」の刺激及び感覺との間に存する對數的關係を光と網膜變化との間の關係として理論的及び實驗的に証明したもので氏の實驗には圓柱體及び圓錐體に存する視紅の分解が吾人の視覺の起點となり視細胞に於ける視紅は $S \xrightleftharpoons[\text{暗}]{\text{明}} P + A$ の如き可逆的光化學反應を呈すものと假定されて居る。

小金井良一 生化學領域に於ける表面張力の測定 (日本生化學會會報 3の5)

著者は先づ血液、體液をはじめ一般生體液(biologische Flüssigkeiten)の表面張力の測定に當りては其の多くが表面活性(Oberflächenaktiv)なるため其の生體液の表面張力は時間的に變化し動態價(dynamischer Wert)と靜態價(Statischer Wert)とを問はざるは落度差があるため、單純な無機鹽類の溶液の表面張力の測定法を其儘應用する事の不合理なるを述べ生化學領域に於ける表面張力の測定に當りては次述の如き各種測定法を如何に取捨選擇し、如何に注意して使用すべきかを記されてある。

1、毛細管法(Steighöhenmethode)

管内の表面が小さくて、静止して居る爲めに不純物に對し敏感である。

粘稠度高き有機物には適せず

2、滴量法或は滴數法(Methode des Tropfengewichtes, Methode des Tropfenzahles)

$W=2\pi\gamma\theta$ なる Tate の法則は落下直前の滴の形狀が ideal drop の場合にのみ當て嵌るので實際は多少の歪みがあり、且つ落下直後には管端に滴の一部が残留する事がある、従つて管端の半径 γ 及び滴の直径(換言すれば滴の容積 V の立方根)に關する或函数を考慮に入れなければならない、即ち $W=2\pi\gamma\theta\Psi(\gamma/V^{1/3})$

3、壓力法(Methode des Glasblasblasendruckes)

4、流出液柱或落下滴の振動に據る測定法 (Methode der Schwingenden Strahlen und Schwingenden Tropfen)

本法によれば氣體と液體との界面張力のみが關係し、固體の介在による影響がないから眞の意味に於ける動態表面張力が測定出来る。

5、吊離法 (Abreissenmethode oder die Methode der Adhäsionsplatten und -ringe)

(イ)離環法 (Ringmethode)

(ロ)離鏡法 (Bügelmethode)

分子大なる有機物、膠質等の靜態表面張力の測定に考案されたる tensiometer としては吊離法に輪狀線を使用するよりも金屬性の鏡(Bügel)を使用する Lenard 氏の方法の優れるを理論的に詳述されてある。

國字に關する眼科學的研究 (日本眼科學會雜誌 32の5別刷)

本論文は日本眼科學會第32總會に於て小口博士の提唱による「國學に關する眼科學的研究」といふ宿題に對して19人の有志會員が國字問題を平假名字及び片假名字の問題、縦書き横書きの問題、右書き左書きの問題等を美學の方面或は寫字術の方面からでなく主として生理學的方面より研究された結果を講演されたもの抄録集であつて、凡ての問題は凡ての人によつて未だ劃一的一致點を見出す迄には至つて居ないが我國の國字に習慣づけられて居る我々を被檢者として實驗した其の成績は可成り面白い結果となつて表はれて居る。

久野 寧 池内廣紀 加温に因る人體の發汗並に體温及皮膚温の變動に就て

(滿洲醫學雜誌 9の3)

著者は室温上昇、温浴又は局所熱氣浴を以つて人體を加温し之に因る皮膚水分放散並に直腸温及皮膚温の變動を觀察し次の如き結論に到達した。

1、加温に因る人體の發汗は加温の方法如何を問はず又其全身均なると局所均なるとに論なく常に一律の形式を以つて現はるゝものにして冬季正常の人に於ては加温開始後一定の時間

を經過して始めて發汗を見、夏季に於けるか又は他の原因により發汗性の亢進せるも人又は然らずとも加温急劇なる時には加温直後に發汗を起し之より上記の發汗に移行す、即正常型發汗に於ては後者所謂、加温直後の第一次發汗を缺如せるものにして過敏性發汗は第一次及び第二次發汗の繼續融合せるものである(手掌及足蹠は例外にして高氣温下に於て普通其の放散水量を増加する事なく體温調節を目的とする發汗には參與せず恐らく此部の水分放散は上皮を濕潤して上皮保護の機能に與るものゝ如し)

2、局所加温に於ては加温皮膚部の温量は他部に比して遙かに大にして又血行の停止は汗量を減ず。

3、直腸温は加温開始の後數分又は數十分間不變なるが又は一時却つて下降し後徐々にと昇す。

4、皮膚は之に直面せる環境の温度の昇降に伴つて上昇するが發汗開始すれば其の奮温に因り却つて下降す。

5、第一次發汗の動機は恐らく皮膚の温熱的刺戟にして反射性發汗である。

第二次發汗時には僅かに體温上昇するけれども是が直接發汗中樞を興奮するものではなく恐らく此の發汗も一種の反射性發汗と見做すべきものであらうと述べられてゐる。

三 酒 俊 一 疲勞時に於ける骨骼筋細胞の透過性に就て (成醫會雜誌 47の2)

此の研究は生體染色法(色素としてはMethylenblau, Pyronin, Neutralrot, Frypanoblau, Lithioncarmin を用ふ)によつて筋度疲勞時に於ける筋細胞形質膜の透過性の變化を橈の腓腸筋及び縫匠筋の血管神經筋標本を以つて討究したものであつて其の實驗成績によれば骨骼筋は疲勞すると疲勞せぬ筋よりもより強く色素を攝取すると。即此の事實は同教室、内山、浦本、久松、安田氏の實驗報告と對照する事に於て筋が疲勞すれば筋細胞は單に陰イオン計りでなく其他の物質に對しても其の透過性を増すものなる事を物語つて居ると。

K. Izumiyama, Ueber den Einfluss von Luftdruckveränderung auf die Zusammensetzung des Blutes. I and II Mitteilung (the Tohoku Journal of Experimental Medicine, Vol XI Nos. 1 & 2 Nos. 4 & 5 1928)

酸素分壓の減少した場合赤血球並に血色素の増加が起るといふ事は實驗的にも又臨床的にも知られて居るが其の赤血球の増加は絶対均もの(即赤血球の新生)であるか或は比較的のもの(即單位容量内の増加)であるか或は兩者合併せるものであるかといふ問題は未だ解決されて居ない。著者は Tiegel 氏の加壓装置を用ひ酸素分壓を加減し赤血球、血色素、血清鹽類、血清蛋白(Pulfrich 氏の Refraktometer にて)血清粘稠度(Determann 氏の Viskosimeter にて)の變化を觀察し次の如き成績を得た。

(イ)酸素壓異常増加の場合には組織液中に存在せざる成分即赤血球、血色素が一番減少し其

に血清蛋白及び血液が續ぎ食鹽の變化は最も輕微である。

(ロ)此等の關係は人體に於ても又動物(犬及家兎)に於ても証明される。

茲に於て著者は此等血液成分の量的變化は組織液による血液の稀釋の爲めなりとし酸素壓異常増加の場合に於ける此の血液の稀釋現象全吸呼面が純酸素により壓迫され廣くなる爲め有機體を營む、一つの生理的調應機轉であると推測されて居る。

江田周三 生體に於ける電氣抵抗並にその疲勞との關係に就て (勞働科學研究 5の3)

著者は先づ所謂精神電氣現象なるものに関する今日の心理學並生理學者の見解の梗概を述べ又往來の實驗方法、實驗裝置に就て、殊に往來の一般電氣抵抗測定方法並に電極に就て考慮すべき諸問題を指摘し來り吾々が如何なる實驗裝置を如何なる點に付て注意して使用すべきかを懇切に説かれて居る。

藤岡 巖 近世生理學史論 (人文書院 昭和3年10月)

4 衛生學一般

沖野 茂 歌舞練場内空氣試驗成績 (日本公衆保健協會雜誌 4の11)

京都鴨川畔の歌舞練場内空氣の試驗結果であつて開演中のものを試験してゐる温度、濕度、炭酸瓦斯量は共に開演時間の延長と共に高くなり、高温高濕となり、炭酸量は約2時間にて恕限度を越す。而して中途の入替によりて場内空氣は決して良好さはならない、細菌数は開演の始に多く演出の終りに少い。之は觀客の場内に入出するに際して塵埃を立て場内の靜まると共に塵埃は落下して浮遊細菌数が少数なるものであつて、細菌は主として塵埃と共に浮遊せることを證するものである。

活動寫眞館内空氣試驗成績

時事新報社内空氣試驗成績 (1—3)

三越呉服店内空氣試驗成績

日本徴兵保險株式會社内空氣試驗成績

井田事務所内空氣試驗成績

日本光學工業株式會社空氣試驗成績 (東京市衛生試験所報告 第4回)

上記各社の室内空氣を試験したる成績を掲げたもので、温度、濕度、炭酸量細菌聚落數飛塵量等を表記してゐる。一般に狭き部屋或は多人數の集合せる部屋は炭酸量多く又細菌聚落數も多い、而して多數の人の動く所に飛塵量が大である。即ち活動寫眞館の二階、營業室地下室、事務室等で面白きは新聞社、呉服店共に賄及び食堂の炭酸量並に細菌聚落數の比較的多き事である。呉服店に於ては各種賣場は各階共に炭酸量並に細菌聚落數は多いが、それに比して飛塵量の少いのが目に立つ。光學工業會社に於ては炭酸量の少きに比して細菌聚落數が殊に多い。

大井好成 吉田房雄 Drahtnetz 應用に関する衛生學的批判 (國民衛生 5年1)

(1)防蟲の效果より觀察すると金網の目は小なる程有効で、蠅はNo.8を通過し、No.10では *Fannia canicularis* のみ僅に通過し、蚊を絶對的に防ぐにはNo.2を要する。

(2)金網の氣流速度を遅減する率はNo.8では9%で、目の小なる程大となりて、No.80では70%に達する。

(3)遮光率はNo.8では33%、No.80では60%で白色擦硝子の58%より僅に大である。

(4)輻射熱を遮ぎる率はNo.8では17% No.80では10%である。

之等の結果から見れば金網は防暑、保温の效果があり、防蟲にはNo.15及びNo.18で足り徒らに網目を小にあることは氣流速度を小にして又遮光することも甚だしい。故に標準としては網目 $1\frac{1}{4}$ — $1\frac{1}{2}$ mmを有する物で可にして、且其金屬線は27番線以下のものが適當である

今川誠一 電車内氣の塵埃及び細菌に就て (國民衛生 5の5)

車内の塵埃及び細菌は乗客の衣服及び其他に基因するものもあるが、其大部分は道路の塵埃及び細菌の車内に侵入したものであつて、天候、風速、濕潤、氣温乗客數、等に因りて左右せられる故に車内の塵埃及び細菌數は時々刻々變化する落下菌聚落より球菌及び桿菌を分離したがすべて非病原菌であつた。

簡易保險局 日常の衛生 (昭和3年3月)

星野鐵男 窓の話 (衛生文化思想普及會 昭和3年12月)

衛生文化パンフレットの第12輯であつて、窓の目的、窓の數、位置、大小、構造、並に活用を論じてゐて、一般の人々に取つて分り易い有益な記述である。

矢口 達 世界浴場史 (國際文獻刊行會 昭和3年8月)

有名なる佛國の風俗史家カバネの古代ギリシヤより今日に到るまで三千年に亘つて浴場の發達變遷を叙述せしもの、邦譯であり尙附録として各國の浴場に就き詳述してゐるが浴場に關聯せる衛生學的説明を云ふよりも、風俗特に遊興的分子を多分に含んでゐる共同風呂の研究に最も力を入れて書いてある。

第十一節 文化科學上に於ける参考文献

1 文化科學一般

大西友太 機械作用と身體の個性(2) (哲學研究 132,138,141,144)

前年より繼續せる著者の論考であつて、此の各篇に於いて著者は物の内面的構造を分析してフツサールの形相學又は本質學としての本體論に近づき、更に一轉して特にこれが生物學の根柢であることを明にするために、生活體をその志向的發展として見、その本質的關係に於いて、この形相學で考へらるべき全體を、生物學で考ふべき全體の内面的關係を考察してゐる。

高橋推吉 環境の分類 (教育論叢 20の1)

Bernard, L. L. の A Classification of Environments (Amer. J. of Sociol. Nov. 1925) を詳細に紹介したものであつて、Bernard 氏によれば、環境を下の如く分類してゐる。

(1) 對象の見地よりの分類

- 1、自然的環境
- 2、生物學的乃至有機的環境
- 3、社會的環境 イ、自然社會的環境 ロ、生物社會的乃至有機社會的環境 ハ、心理社會的環境
- 4、混成的乃至制度化された派生的統制環境

(2) 經驗時分類

- 1、本原的環境 イ、自然的 ロ、生物學的乃至有機的環境
- 2、派生的環境 イ、純二次的環境 ロ、精神社會的乃至二次三次的環境 ハ、混成的乃至派生的統制(或は制度化せられたる)環境

野村兼太郎 産業革命前に於ける英國社會狀態概論 (三田學會雜誌 22の8)

著者によれば經濟と法律との關係は一が流動的であるに對して他は固定的である。ある經濟組織の萌芽が生ずるやその社會的性質よりして自ら何等かの制規が生ずる。例へば資本主義的經濟組織がその萌芽を示し、又、人類の社會的目的がこれの存在を是認するに至ると、舊制度をある程度までゆるめて新しい經濟組織の發展に便宜ならしめる。かくの如き見地から英國産業革命前の社會狀態を見たものが本論文であつて、チユドル王朝より1760年までの長い間を準備期間として、その間のアングロサクソン民族の發展、商業資本の増大、貧民の増加、労働者階級の發生及び分立、對外商業資本の工業資本への轉化、農業の衰退工業の發達信用制度の發生等をあげて外部の商業的勢力が次第に内部産業に及ぼした影響を概観してここに社會的均衡を全く打破せられ、産業革命並にそれに依つて生じた資本主義生産組織が出来あがつた。これに對して將來ある一の社會的均衡に到達し得るまで彼等は努力するの負擔を荷はされざるを得かつたのであつて、革命以後の社會上の諸問題は其の苦しい努力なりと見てゐる。

小松堅太郎 文化發達の過程と其の内面的機構 (社會學雜誌 56)

文化發達の必要なる條件を著者は内外二方面に分ち、前者は社會の一定形態又は構造の成立及存續であつて、後者は社會人員の特定の心的機構であるとしてゐる。而して文化を以つて餘剩勢力の平和的利用の産物となす。隨つて文化階級分立以後に於いて、その有階級より起りたるものにして、之を次の如く表示することを得る。

外的條件=階級の成立→閑散の發生→餘剩勢力

↓
内的條件=優越の意欲→文化享樂欲→文化事物の案出

而して一度起りたる文化は模倣によりて速に傳播する性質を有す。而してその内的條件、即ち模倣者に内在する心的模倣は下層者の服從意欲と競争意欲とより結果するものであつて、

しかも上層階級に於ける優越意欲は實に新しき文化を作り、これが又下層によりて模倣せられて、文化は常に上層より下層へ傳播して行く。而して下層階級に屬するものが自覺すると服従は打算的となる。而して著者はこれに加ふるに、更に第三の重要な根本的條件として、上層階級の文化把持の方法及び上層と下層との接觸を可能にする根本條件を考察して、創造と買入れ又は輸入との二途あることをまげ、後者については人口の増殖その他による社會封鎖撤廢の事情をあげてゐる。

北澤新次郎 機械生産の社會的影響 (早稻田商學 4の2)

機械の労働者に及ぼす影響に就ての理論的討議は經濟學史上の重要な論争の一つであつた。英國正統學派は甚だ樂觀的態度を持ち、機械は労働者に有利な結果を齎すと論じた。之に反し、Ricardo や Marx 等は、機械の採用によつて利益を得るのは企業者のみであつて労働者は何等恩澤を享けぬばかりか、反つて生活の不安を増したのみであると説明した。而して生活の事實は、前者の理論が必ずしも常に妥當でない事を明かにした。殊に機械の採用はその必然的結果として未曾有の失業の危機を出現した。

失業に關しても、各種の經濟學者は労働者の移動の方が機械の採用よりも速かに行はれるから、機械は失業の原因にはならぬと主張したが、機械の本質が人間の労働力を節約する性質のものである以上、新機械の採用毎に、何程かの労働者が職を失ふと云ふ事は容易に肯んぜられる所であり、社會の現實も亦此を立証してゐる。殊に機械生産は労働技術の熟練と云ふ事を重要とせぬものであり、その運用は婦女子幼年ですら爲し得るものであるから、この點でも労働者の失業は益々大きくなつた。

機械が社會生活に多大なる貢獻をなしたる事は勿論承認しなければならぬし、機械なくしては、人類はかくも速かに自然の支配を獲得し得なかつたであらうから、機械そのものの社會生活への影響は決して破壊的なものでもなく、有害なものでも無い事は事實である。而も尙、機械が社會生活の中樞たる労働者の生活を破壊しつゝあるのは、機械が或少數の人に所有され、その所有者の利益の爲めにのみ用ひられてゐるからである。即ち機械が今日の資本家のものとして運轉される事が、機械の有つ社會生活への貢獻の能力を破壊してゐるのである。此は機械が人間を奴隷としてゐるのであつて、我々は此の關係を本來の正しい關係に逆轉させねばならぬ。

北澤新次郎 教育の社會化 (早稻田商學 4の1)

我國現時の教育は其の指導精神に於ても、其の制度機關に於ても幾多の缺陷を孕んでゐるが、大體次の三つの點で批判される。

第一に、教育の根本使命たる眞理普及と云ふ事が完全に行はれてゐない。昔の様に自然科學や宗教の問題で眞理研究が制限される様な事はなくなつたが、社會に關する問題に於ては全く自由にその眞理を研究し教授する事を許されてゐない。而もそれが往々にして一部少數

の人々の利益擁護の爲めにさうなつて來てゐる事は實に教育に對する冒瀆である。

第2に、教育は當然全國民のものでなければならない。然るに、眞に全國民が受けてゐる教育は小學校教育のみであつて、それ以上の教育には經濟上の條件が必要となる。此點で大學の普及制度や成人教育なる主張は最も必要な事である。更に又労働大學や労働學校等も種種の困難と闘ひつゝその存在を續けてゐるが、此等も亦、この缺陷を救ふ一方であらう。

第3に、今日の教育はヨリヨキ未來を理想とせず、只管、現状維持の爲めの教育の觀を呈してゐる。教育が未來の國民の全人格の發展を以てその本質とする以上、それは常にヨリヨキ未來の爲めになさるべきである。その爲めには教育者自身が現社會に對する明確なる觀察と未來社會に對する識見とを必要とする。而もそれが充分に行はれてゐない爲めに教育は常に停滞し陳腐となる。

以上を要するに教育の社會化と云ふ一事が現代教育の根本缺陷を救ふ道である。

野村教育研究所 野村教育研究所報告 (昭和3年4月)

吉野作造等編輯 明治文化全集 第1卷(皇室篇) 第2卷(正史篇) 第4卷(憲政篇) 第6卷(外交篇) 第10卷(教育篇) 第11卷(宗教篇) 第12卷(文學藝術篇) 第13卷(時事小説篇附續翻譯文藝篇) 第16卷(外國文化篇) 第17卷(新聞篇) 第18卷(雜誌篇) 第19卷(風俗篇) 日本翻譯社昭和3年

塚越菊治譯 業産文明の前途 (早稻田大學出版部 昭和3年4月)

パートランド・ラッセルの原著 "The Prospects of Industrial Civilization" の翻譯である。現代に於ける産業文明と人間性の争闘は、今や産業文明に依りて生活する諸民族ともつゝ原始的なる方法に依りて生活する諸民族との間に生存に對する見解の相違を生ぜしめた。この新たなる見解は人間的價値を排斥するものなる故に、これに相當なる抑壓と指導を必要とする。かくて本書は現代に於ける諸種の勢力を歴史的に分析し又現代の科學は如何なる目的に役立たせ得るかを見んよしたものであつてその述ぶる所分析的で然かも倫理的である。

河田嗣郎 社會問題體系 (有斐閣 第一、二、三、四卷)

從來社會問題の概念は甚だ曖昧であつて色々概念を明確せんとする努力はなされて居たが著者は社會問題の意義を廣く解釋し乍ら、其の攻究上の中心を労働問題に置き、先づ此に關する理論と實狀とを明らかにし、併せて政策上の考察をも爲して居る。第一卷に於ては社

會問題總論、労働者問題總論及び労働者保護政策に関する立法方面を取扱ひ、第二卷は現在行はれて居る勞賃制度と此が改善の爲に試みらるゝ利潤分配制及び労働者企業参加制度に関する研究が集められて居る。第三卷に於ては労働者自助運動の最有力なる發現としての労働組合を取扱ひ、其の意義、發達、組織任務等に涉つて例を歐洲に取り此を説明して居る。第四卷には労働組合の任務中最も重大なる社會的意義を有する罷業及びボイコットの研究と其の平和的解決策としての種々の調停制度に関する研究が收めてある。

田中寛一 教育的統計法 (昭和出版社 昭和3年10月)

實際教育家が日常遭遇する所の教育的事實の蒐集法と、その結果の處理法とに關して統計的方法の應用を説いたものであつて、種々の精神的事象を數量的に取扱ふこの目ざましい發達を遂げた今日、當然出るべくして未だ恰好なものゝ出でなかつた際、時宜に適した好著と云ふべきである。

2 史 學

白井勝千代 中世職人史 (刀江書院 昭和3年4月)

ビエール・ブリゾン原著「労働及び労働者の歴史」の前半を譯出したもので、中世紀から佛蘭西大革命迄、謂はゞ手工業時代の歴史を一纏にしたものである。主なる目次は下の通りである。往時の同業組合及び組合の階級、手工業者の生活、中世紀の工業労働、16世紀の經濟革命、大工業の起因、往時の給料と労働者生活、土地と百姓等。

太田 亮 日本古代史新研究 (磯部甲陽堂 昭和3年5月)

著者獨得の立場より日本古代史を研究したものでその方法及び解釋に於いて見るべきものが少くない。然してその重なる項目は、年代の新研究、耶馬台國の所在氏族分布の研究、九州朝廷の活動、闕史時代、朝鮮古代史、年代研究最後の斷案等である。

小川琢治 支那歴史地理研究 (弘文堂 昭和3年9月)

3 心理學一般

(實驗心理學を含む)

増田惟茂 文脈並にその層の交錯 (心理研究 3の1)

意識内容も經驗作用も各々孤立したものではなく、何等かの全體的なものゝ中にあつて、何等かの文脈を有す、これについて、心理學特有の學的考察文脈の何であるかを明にし、これと他の學問の考察文脈との交錯關係を了解し、更に心理學特有の學的考察文脈と此の考察を受ける經驗の文脈との交錯關係を論じたものである。經驗文脈的聯關及び意義と統整的のそれとを混同する事により心理學に種々の混雜を生じ、兩者の區別を明にすることにより、從來曖昧に附せられた種種の問題が明瞭になるであらうことは著者の言ふ通りである。

淡路圓治郎 兒童の知覺の構造とその發達 (心理學研究 3の4)

兒童に20種の圖形を見しめ、その再生によりて、知覺構造の發達の狀を見たものであつて再生の程度によりて五段階に點數を與へ、その得點について、小學校兒童男女811名の年齢及び學年による發達の狀を見てゐる。それによれば知覺の構造化は年齢と共に發達するが、その發達の進路は初期に大にして、後年小さな對角線狀をなしてゐる。又、男女を比較せば男子が稍高い構造狀態に達してゐるやうであるが著者は云つてゐるが、これには勿論この條件に於いていふ但書が附せられねばならない。

牛島義友 學習過程の實驗的研究 (心理學研究 3の3, 4)

本研究は、如何にして新たに問題を解決し、如何にして新たなる關係を把握するか、即ち發見、關係把握等の生産的精神活動について、成功の問題を、多様選擇實驗によつて検討したものである。その實驗の結果を摘録すれば、解決過程は無洞察的過程、洞察的過程、記憶的過程等に分ち得る。解決期の主觀的特徴は、確信の増加、過程の占有及び緊張狀態の飽和

であり、主観的には不適當行動及所要時間の減退となつて現はれる。假定成立の様式には記憶の様式、構成的様式、想起の様式がある。又、假定發展の様式には附加的、結合的、選擇的訂正的様式がある。假定の固執は複雑な思考には著しい現象である。解決過程に應じて知覺の構造は變形する。又、實驗の回を重ねるにつれて解決過程は著しく變容して來る。

河合榮治郎 意志自由論 (經濟學研究 7の2)

グリーンの意志自由論の中、特に行爲の自由に關する説を紹介批評し、その超越的理思主義に満足せず、又、快樂主義的自然主義にも墮せず、經驗的なる欲望の觸發を保存し而も行爲の中に躍動し表現する自我を認め、欲望と行爲との間に自我満足の念を介在せしめて、一個獨自の人間觀を構成したものと見て、最近に於ける學界の求めている所の自我の新展望を暗示したものと見て注目に値するものであると説き、哲人たる彼に社會科學の方法論について多くのものを期待してゐる。

高山岩男 個性の問題と反省的判斷力 (哲學研究 13の6)

桐原葆見 一般智能検査並にその規準 (勞働科學研究 5の4)

少年より成人に至るまでの智能測定の方法を、從來の諸検査が有する缺陷を能ふ限り排除して、年齢、民族、學業の有無を超越して用ゐられる様に文字を使用せざるものとして作製せられた一組の検査法であつて、再認、類推、推理の問題から成つてゐる。而して年齢6—40歳の各方面の男女約12000について検査した結果から規準を設定し、並に検査の誤差、信頼度他の検査結果との相違等に関して精細な検討を試み、更らに學校及び、職業に於ける分布を見て、進學並に職業指導にこれを應用することを得しめたものである。

その結果によれば、日本人の智能發達は、男子18.5歳女子17.5歳にしてその頂點に達し、又、男子12歳、女子11歳よりは長足の進展をなす時期である。職業群について見れば、専門的職業は智能に於いて、筋的職業は運動能に於いて、各々特長つけられてゐる。

尙ほ規準は標準錯き段階のび百分段階によりて定められてある。

今井貢 上代日本人の言語意識について (心理學研究 3の5)

著者は上代——奈良朝及びそれ以前の數世紀の日本人のもつてゐた言語意識を觀察してその特殊な構造を分析しそれによつていはゆる言靈の信實の心理學的説明を試みてゐる。言語に特殊の神靈的力を認めることは、多くの民族の原始的意識に共通な現象である。上代の日

本人亦この數にもれないのみならず、言葉は理論的意識を明瞭にするためのものではなく行動を規定する動機であつた、主観と客観界とを結合する帶であつた。ことは言であり、同時に事である。言は物の客観的存在を荷うてゐる。而して生活の一切が實踐的であつた上代にありては、言葉は亦外界の對象に告げる記號ではなくして、言葉が知覺的印象を外界の一定の對象につくりあげて行く、故に幸を荷ふ言は即ち祝福であり、不幸の言は即ち呪咀である。而して上代の日本人は神乍ら言あげせぬ平和な民衆であつて、祝詞は調和ある世界を更に一層調和あらしめ、豊にする言葉であつた。而して祝詞を比較して見るに古くより日本人は言を語ることを限りなく愛し尊んだ。而して祝詞によりて神を祈つたのである、即ち神を呼び求めてその權威に浴したのである。而して上代人はすべてあらはな存在に於いてあることを喜び、陰にくらきことを忌みた。いはふとは、事物をあらはな美しき状態に置く謂であつた。明い朗な地上の生活が、上代人のすべての價值判斷の基準であり人生觀の根本原理であつた。而して言靈の力によりて仲間を祝ひ、神をいのつて、限りなく幸福となり得たのであつた。

河合榮治郎 意志自由論 (經濟學論集 7の2)

武政 太郎 日本人の青春期について (教育心理研究 3の11)

日本人の青春期についての二三の事實をあげて歸納的にその時期を定めたものであつて(1)死亡率より見て男子12歳、女兒11歳は最も死亡率の減少して生の度の高調する時期であり、それより漸次増加して、男女20—21歳に於いて再び低下する。而して男子14—17歳女子13—16歳は最も死亡率の高まる時期であつて、青春期の中心をなして最も青春期的發達をなす時期であると、(2)身長、體重、胸圍の發育から見ると、身長は男女12—20歳女子11—19歳、體重は男子11—22歳女子11—20歳胸圍は男子13—21歳女子12—20歳比が發育の最盛期であつて、就中、その中心期は男子13—16歳女子11—15歳、體重は男子14—17歳女子13—16歳、胸圍は男子14—17歳女子13—16歳であつて、更に(3)握力について見ると、男子12歳より、女子11歳より大なる發達を開始し、その最盛期は男子13—17歳、女子12—16歳である。以上の資料は内閣統計局、文部省及び丸山氏の材料からとつたものである。

高峰 博 夢の聯合心理との關係 (東洋學藝雜誌 44の10,11)

田中寛一 人物の測定法 (教育心理研究 3の6)

人物の特質を研究する方法を構成的立場よりするものと、機能的立場よりするものとの二種に分ち、前者は要素的特質を選定してテストによりて、品等法により、質問紙法によりてなすものであつて、テストによるものを(1)意志氣質の檢

査、(2)本能情緒の検査、(3)道徳的特質の検査、(4)社會的態度及び興味の検査の四種に分ち、機能的立場は歴史的發生的研究であるをなして、傳記、日記手紙等個人の日常生活によるものである。故に前者は横断面を知り、後者は發達の歴史を知るものであつて、兩者を併用することによりて研究の完全を期し得べしと云つてゐる。

山根眞性 興味型の研究 (教育心理研究 3の9,10)

自由聯想の反應語によつて、智的興味型活動的興味型及び社會的興味型の三型について見るに、各群にはそれぞれ反應語に特徴がある。而して三型の検査の信頼度は0.6—0.8であつて、正確度も $r=0.40-0.65$ の間にある。而して學年によりて興味に變化がある。即ち高學年に進むに従ひ男子は著しく活動的の興味が多くなり、女子は社會的の興味が多くなる。智能との關係は、智的興味型が智能最も高く、社會的興味型は最も低く、活動的興味型はその中間に在る。學校兒童に於いては智的興味が優勢である。

吉岡源之亮 人間に於ける憤怒の表情の種族的進化的意義 (心理學研究 3の6)

被験者として猿を使用し、棒を以つて毆打されかゝる時玩具の小熊を見せることの刺激を與へた場合の寫眞95枚をとりて、それによつて表情の意義を解剖學上、生理學上、神經學上、胎生學上、比較言語學上、言語學上及び發聲學上からそれぞれ考察して、人間憤怒の表情様式は循環、呼吸、消化機官の争闘に對する準備適應反應に發源し、種族的進化的意義を有するといふ結論に到達してゐる。

日本心理學會 心理學論文集 (岩波書店 昭和3年5月)

昭和2年4月東京に於いて開かれた日本心理學會第一回大學の報告を蒐めたものであつて、現在各方面に活動してゐる心理學者の研究報告60篇を載せ正に現代

日本心理等の横断面である。

村上啓夫 ワイニングル性さ性格上下 (アルス 昭和3年6月)

男性及女性の兩極端の型の中に中間的段階ありしその段階にす存るものは此の男性、女性の兩型の混合せるものであり而してかゝる複性はその構成の男性と女性との間を或る範圍に於いて變化し或ひは振動するを云ふ前提の下に於いて、先づ中間的段階に關する研究をなし次に男性及び女性ノ型の特質に就き詳細なる心理的解剖を試み、男女間に存する一切の對照を單一の原理に歸せしめんを試みたものである。従つてその論調も哲學的であり又、高踏的である。

丸山良二 圖式操行評定の妥當性 (教育心理研究 3の4)

圖式評定法によりて、下記の諸特性を選定して、42名の女子師範學校生徒をして互にその級友を評定せしめてそれ妥當性について詳細に考察してゐる。

- (1)情緒的特性 1、情緒的持續——むら氣
2、禁止的——表出的
- (2)社會的特性 3、謙遜——自慢
4、公平に評價する——ねたみうらやむ
5、友人からの人望——排斥者
6、服從——反抗
- (3)道徳的特性 7、誠實——虚偽
8、同情——殘忍
9、規律——放縱
10、共同的——利己的
- (4)意志的特性 11、沈着——輕率
12、不撓不屈——薄志弱行
13、勤勉——怠惰
14、元氣——柔弱

その結果から見ると、評定すべき特性によりて内的相關の高いものがあり、又、評定者の人員に従つて標準錯差の大きさにも全幅の信頼をかけ難いものがあるけれども、一層評定者の人数を増加し、更らに評定を練習せしめたならば、相當な妥當性を有するものとなるであらう。而して智能度と評定との間には殆んど關係がない。

橘 覺勝 高年者の練習過程に就いて (心理學研究 3の6)

高年者の動作の力量について握力計による単一作業の練習ミエルゴグラフによる連続作業について見たものであつて、被験者は70歳の男子と、28歳の男子とであつて、練習効果及び疲勞性の類型を見てゐる。その結果は高年者にありては練習効果は極めて少い、これに於いて著者は類型學的研究に進んだために、特にその曲線をあけてゐる。

4 經 濟 學

竹島富三郎 經濟學と社會理念との關係 (商業及經濟研究 50)

個體主義經濟學と全體主義經濟學との關係について所謂全體主義の意義並にその思想の發展を吟味し、個體主義經濟學に對する思想とし、Diehl の集産主義並に Spann の全體主義思想を解説しそれによつて現在並に將來の經濟學の傾向を卜してゐる。即ち著者によれば、純然たる個人主義即ち自由主義に基く經濟學は今や殆んど、その重きを認められず、實際方面に於いて、社會政策的方面への進出は頗る顯著なるものがあると共に、理論方面に於いて社會連帶主義より社會主義へ集産主義より全體主義へ營利主義より合理主義へと進展しつつあるやうである。それにつれて經濟學の理論並に原理も亦勢ひ本質的の進轉をなさざるを得ず、今や孤立的個人經濟は漸次に集團經濟へと進轉しつつある。しかもそれは必ずしも社會主義的のものではなくして、寧ろ全體主義的のものであると。これによれば、社會主義といふも社會の一發展段階なるべく、又、資本主義は不正當なものなるが故に倒壊せられるのではなくして、古くなつたから滅亡して行くのであると見る即社會組織に關する理念の相違より結果する所のものである。

野村兼太郎 經濟史研究序論 (三田學會雜誌 2211)

著者は本論文に於いてその包懷せる歴史哲學をとりまとめ、以つて經濟史研究の序論としたものであつて、著者によれば歴史現象の十分なる理解は歴史の法則制を自然科学的因果法則若くはそれに類似のものに依るのみでは獲得することは出来ない、それらの因果的關係以外に歴史に於けるくりかへされざる諸現象の結合の必然性を認めなければならない。歴史は綜合現象を對象とする。歴史現象から求められる個々の自然法則は歴史の本質を理解するに

は役立たない、歴史現象そのものの必然性並にその發展の必然性を會得せざれば不可能である。而してこれは經濟史に於いても同様である。而して歴史現象が一個の綜合的現象である故に經濟現象亦その總體中に融合せる一現象であるが、文化發展の全過程が如何なる經濟狀態の基礎の上に立つか、又その文化の他の部分に於ける發展と經濟狀態とが如何なる作用反作用をなしてゐたかを描くものとしての經濟史は成立し得るものである。

中村孝也 經濟と政治と道德との關係に關する思想 (丁酉倫理講演集 305)

徳川時代の諸學者の三者の關係に關する思想を文獻的に見たものであつて、先づ太宰春台及び正司考祺の思想を見るに經濟を治國平天下の道となし、政治をも含めてゐる。次に山鹿素行は經濟、政治、道德の三方面に於いて、經濟を根柢とし、その上に政治も道德も發達し得べきものと見、熊澤蕃山亦同様の思想に居り、貝原益軒に至りては經濟を更らに高くし、殆んど經濟萬能の感がある。而して太宰春台によれば經濟が道德政治の根本たることを論ずること極めて明瞭であり、宮崎安貞亦同様の所見を有し、最後に三輪執齋に至りては道德を以つて根柢となし、道德によりて、經濟も政治も導かれると説いてゐる。

著者はこれらの思想を評して支那の儒教の思想から流れたものであり、經濟は政治及び道德の根柢となつてゐるが、三者は互に先となり、末となりて、寄り合つて人生の調和が成立すると考へてゐるものやうであると説いてゐる。

猪谷善一 朝鮮に於ける産業革命 (企業と社會 22)

朝鮮が日本に併合せられて以來、總督府は資本主義を急速に移入し、土地所有權制度を確立し、貨幣制度を改革し、交通機關を發達せしめて、村落經濟を破壊して市場經濟、貨幣經濟を樹立し、更に資本主義政策は朝鮮人をして舊來の共同精神を破壊し、又、産米増殖計畫は朝鮮人をして二重三重の苦に陥れ、都會商工業は股盛を來し、日本ことりて朝鮮は農産物の供給地として、日本工業品の販路として、投資市場として、全く植民地となつた。この産業革命は日本の産業革命の再生に外ならず、而もその犠牲者は朝鮮のみであるとなし、朝鮮人は朝鮮に歸し、内地人は内地に歸りて始めて人口問題、勞働問題、解決すべしと鮮人のために機會均等を主張してゐる。

福田徳三 唯物史觀經濟史出立點の再吟味(前冊) (改造社 昭和3年4月)

マルクス及びマルクス主義研究は今日本邦に於いて漸次爛熟した観あるに拘らず、その根本的批判的攷究の極めてすくなく、無批判的言即に近きものすらあることは、著者の言の通りである。これらに對して、最も「冷静に而して一々根本資料に溯つて公平に批判」を試みたものが本書である。そこで先づ第一章は問題の提出と題して、唯物史觀の出立點に就いて文獻的吟味をなし、次に經濟的社會構成の一階段としての「アジア」的社會について、ヘーゲルの歴史哲學、マルクスの印真論に關して詳細な批評を試み、次に「共產宣言」及「賃銀勞働と資

本」に至る「アジア的」を中心として見たるマルクスの見解の成立について吟味し、更に「共産宣言」以後に於ける唯物史觀の仕上げ過程について殊にマルクスの支那及び印度論を批評し最後に印度村落制度とこれに関するマルクスの混同と誤解とについて説述せられてある。

石濱知行 經濟史概論 (巖松堂 昭和3年11月)

歴史的進化に對する一定の觀點に立つて經濟制度變革の歴史を研究する經濟史學は、經濟生活が人類の社會生活の重要なる基礎をなす以上、今日に於て最も研究されねばならぬ學問である。然るに吾々に於ては原始的收集經濟より今日の發達せる資本主義に至る迄の全經濟的發展の概説を示す文献が缺けて居た。此の缺を補ふ爲に著者は唯物史觀の立場より歐洲古代より現代に至る經濟制度を概観し原始時代の經濟制度に關しては多くの見るべき説を發表し、資本主義經濟制度に關しては詳論の後未來社會の出現を示唆して居る。

勝田 貞次 經濟生學から見たる日本經濟の方向轉換とその經路 (丸善株式會社 昭和3年9月)

著者は本書の初頭に於て、本書は「經濟現實を現象學的に追求して、その生ける姿を表現せんとしたものである」と云つてゐる。即ち「抽象的なる因果法則を見出すことは出来ないが有機的全體の構造と職能とを通じて、生の動きが把握せられ様と思ふ」そして「かゝる動きこそ、經濟學の構成には必要缺く可からざる材料でなければならぬ」この數言に著者の本書著述の基本的意義が存する。故に本書の主眼とするところは日本經濟の發展の過去現在の具體的なる本質の把握である。これに出發してわが經濟界の將來を豫知せんとするのである。著者は先づ日本の經濟的推移を多數の材料の上に考察し、その結果經濟發展の辿り行かんとする經濟目的を、一般民衆の物的満足であるとする。即ち衣食全般の物的幸福を以て經濟目的でありとし、個人的な營利心の満足を否定する。次に經濟發展の方向に關しては、著者はそれが社會全般の物的幸福に向つて一步を加へるために探らねばならない具體的な經路なり段取りなり傾向なりと云ふと云ひ、これを云ひ換へれば資本主義の發達であると云ふことが出來ると主張する。そして著者の所謂資本主義發達とは、その根本相に於て、(1)固定資本の向上、(2)範圍の世界化、(3)組織の有機化、(4)經濟の生産化、の四點にある。こゝに從來の如き蠶家と云ふ政治力によつて統制せられたる經濟界はその存在がなくなり、純粹の經濟法則によつて、自然に統制せられる純乎たる經濟界により、それにつれて經濟の意義も商業的營利本位から、生産的厚生本位にまで發展する、かくて經濟の合理化はその目的を達

する。資本主義も理想的なる發達をする、これこそ經濟發展の方向であると主張してゐる。

土方成美 日本經濟研究 (日本評論社 昭和3年6月)

本庄榮治郎 經濟史概論第一分冊 (内外出版印刷株式會社 昭和3年4月)

著者の京大に於ける講義案を印刷せるものにして經濟史の性質、經濟發達の原因、經濟發達の條件(自然、人、社會制度等)を簡潔明瞭に叙述してゐる。

田口文太 鼎軒田口卯吉全集 第1—6卷 (同人社 昭和3年)

川西正鑑 ノールス産業革命史論 (文雅堂 昭和3年6月)

ロンドン大學近世經濟史教授であつた故ノールス女史の19世紀に於ける英國の商工業革命の全譯である本書は、産業革命の直接原因は英國に於ける機械の發明とフランス革命と個人的自由の宣傳とありさなし産業革命の語に包括さるべき諸問題を論述して余蘆がない。譯文も亦平易明快にして原書の意を忠實に傳へてゐる。

金田近二 臺灣に於ける産業革命と社會問題 (國民經濟雜誌 44.の5.45.1)

臺灣に於ける社會問題は二種の方向から見てその真相に觸れ得るであらう、その一は經濟史的背景にその因由を求め、産業革命との關係を尋ねるこゝ、その二は民族的問題としての對岸支那よりの影響を分析するこゝである。本論文は即ちその前者の試みであつて、臺灣に於ける糖業を中心とした資本主義的發達並に母國資本の流入を検して、その著しい商工資本主義の發達を説き、他面農業はその農業人口を支ふる力を減じつゝあるあるこゝを指摘して、農業民の地位の不安定となりつゝあるこゝを認めてゐる。

渡邊信一 農業經濟の特殊性に關する一研究 (經濟學論集 7の2)

田邊忠男 理論經濟學と資本主義の觀念 (經濟學論集 7の2)
 理論經濟學に於いては、經濟組織—特殊的规定として、資本主義といふ現經濟社會の理想的典型を、その體系の最初の部分に説述すべきことの必要を主張してゐる。

5 法 律 學

小泉英一 婚姻とロシア法の思潮について (法曹會雜誌 6の9)

著者は先づロシア革命後に於ける婚姻法の概要並にその變遷をたづね、その改正法が事實婚を以つて法律上の婚姻とし、登記は單に婚姻の存在を示す手段に過ぎないこと、年齢は男女共に16歳以上とすること、重婚は許さず、又、離婚の手續を簡單にし、婚姻中取得したる財産は夫婦共有とする等の特長をあげ、かくの如き改正法の根柢たる婚姻に対するロシアの社會思潮を爲政者の主なるもの思想について吟味し、これを以つて労働者解放と共に婦人の解放運動の著しい表現であるとして、夫妻の地位を全然同一に置きたる點を以つて一躍時代に先んじたる新例を開いたものと見てゐる。

小泉英一 事實婚主義並に離婚解放とロシア法の思想 (法曹會雜誌 6の11, 12)

著者はロシアの新婚姻法が事實主義をとり、更にその離婚を容易ならしめ、男女を全く同等の地位としたことは、近代思想に於ける婦人解放運動の著しい表現であるが、婚姻を以つて社會生活の基礎として主要なるものと見るときは、事實婚主義は婚姻成否の分岐點の不明瞭なる點及び社會衛生、衛生學の見地より見てある範圍の婚姻を禁止するといふことが出来ない點に於いて缺點があると批評し、ローマ法以來の各國の法制の利害得失を考察し、ロシアの新法が、精神病及び花柳病に關する制限を設けてゐる所はこれを顧慮せるものであると指摘し、次に離婚を容易にしたる場合保護者なき男女のために育兒院を設けることが當然必要となつて來るが、ロシアに於ける現状を見るに、その育兒並に母性保護施設の甚だ發達せることをあげ、その止むを得ざる必要であるにしても、育兒院の教育は到底父母の教育に優ることは期し難い、故に社會政策的に、寧ろ育兒院の必要なことを理想とすべしと説いてゐる。

小泉英一 墮胎罪の立法的基礎に就いて (法曹會雜誌 5の10—6の1)

著者は先づ墮胎罪の沿革を辿つて、此がキリスト教の所産として、中世各國に移入されて

後此に法律的意義が理由付けられたものである事を明かにし、次に歐米各國及び我國に於ける刑事事件としての墮胎犯を説明し、更に款を改めて墮胎罪の立法的基礎を、胎兒、妊婦、胎兒の父、國家及び社會、並に道德の各方面から論じ、一應その根據を肯定すると共に、次款に於て此に對する墮胎罪廢止説及び制限説の論據を、アーダーホルド氏、ロシア刑法、勝本博士、ラードブルーフ氏等の主張を引用して説明してゐる。

著者の説を要するに、現代に於て刑法墮胎罪の法益とせられるものは主として胎兒、妊婦國家又は社會の何れかにあるが、その何れかを保護する爲めに刑罰を以て、而も絶対に無條件に、これを保護する必要ありや否やを疑ふに在る。即ち、胎兒につき論ずるも、胎兒が本罪の法益なる事は勿論首肯し得るも、他方胎兒の將來の不幸なる運命を豫期しつつも強ひて此を世に出さしむると云ふ事は意味なき事である。又本罪が妊婦の生命、健康を保護するものなる事も勿論承認し得べきも、凡そ刑罰はその目的を達し得て始めてその存立の意義を有つものであつて、墮胎罪が果してその目的を達してゐるか否かについては直ちに答ふるを躊躇するの狀態にある。更に又、刑罰の威嚇により強制的に生み出される不幸なる新生命、同時にそれに因つてその前途を殺害するに等しき胎兒の兩親、更に此等の社會的に生存を拒否されたる人々による犯罪の増加等は、國家社會の利益の點から見ても正に一重大問題である。單に人口の増殖する事が國家の利益ではなく、國民各個の利益が國家の利益の本質でなければならぬ。

我國に於ては明治13年始めて西洋の墮胎罪に對する法律思想を繼承したものであり、その範圍の改正は社會の進展と共に緊急の問題の一つである。

6 社 會 學

フイアカント 予の社會學の根本思想 (社會學雜誌 52)

著者の社會學の根本問題として社會(Gesellschaft)、共同社會(Gemeinschaft)及び集團(Gruppe)についての著者の考想を簡単に述べたものであつて、著者によれば社會とは特別な種類の社會的諸關係が個々人の間に成立する所の人間結合である。次に共同社會とは社會的結合狀態(die sozia'e Verbundenheiten)の最も緊密なる形式若くはそこに其の特性が最も強く發揮されてゐる所の社會生活の形式を意味する。而して先づ最初に共同社會の内部に特殊の強い度合で現はれて來るものは、そこに社會生活が展開される所の、自己感情或は從屬意志の如きあらゆる個々の態度様式(Verhaltensweisen)である。その次には、共同社會にのみ限られたる社會生活の一形式が存在する。これに四種を區別する。即ち(1)人格的集團共同社會、(2)抽象的集團共同社會、(3)非人格的共同社會、(4)純粹人格的共同社會であ

る。次に集團の本質は部族、民族、男性結社及び家族等の諸形象中最も純粹なる形に於いて見出されるのであるが、その概念はこれを集團の所謂理想型を基礎として觀察を試みたものである。

磯村英一 社會學に於ける統計調査の意義 (社會學雜誌 54)

著者は社會學に於いて統計的調査の發達とその研究方法としての意義に關する諸學者の論述をあけて、若し特定集團に對して、社會學研究資料として比較的凝固せざる集團表象を統計的方法に依りて把握せんとするならば、少くも先づ内省法によりて或る一定の集團表象の存在を假定せねばならぬ。而してこれが蓋然性を得るか否かは十分に檢打せられねばならぬ。それによつて統計調査が單なる統計的數量表示に終るか或は社會學的研究方法としての意義あるかが岐れる。故にその基礎をなす所の社會學的認識論研究の重要なる理由は肯定せられねばならないと論じて、社會の生成過程を研究すべき社會學に於ける方法として大數的認識を正確らしめんとする契機を改めて意識せんと試みてゐる。

井森陸平 農村社會の新傾向 (社會學雜誌 53)

主として米國に於ける農村社會を紹介したものであるが、著者によれば、農村社會學は農村に生活する人々の相互的集團的活動を、これらの活動が農民そのもの性格に及ぼす影響の見地から研究するものであつて、農業に關する從來の學問は主として自然科學の農業への應用であつたが、農村社會學に於いては主として主要なる社會科學の農業農民問題への應用であり、農村社會學は農民そのもの、農民の福祉を問題とするといふ特別な觀點に依て農業農村に關する自然科學や他の社會科學との相違點を見出すのである。されば農村社會學の特殊の對象は一般社會等から導き出されねばならぬ、この社會學は所謂形式派の社會學である。即ち農村社會學は一般社會學の原理の特定現實社會への適用たる經驗的社會學として理論的のものである。

黒川純一 社會學に於ける内省的方法 (社會學雜誌 56)

岩井龍海 職業の社會學的考察 (精神科學 3,4)

著者は社會を主觀的抽象的に觀て心的協同關係であると見、客觀的にはかゝる關係の統一

體であり、その原動力を主觀的慾望であると定義し、これによりて道徳及び職業を以つて社會生活に必要な個人の資質となし、これを以つて教化の機能の二大方面であるとなし、職業の定義に關しては建部博士の云ふ社會の成分たる人衆の各個が社會運營の一部を擔當することは職業であるとの定義によりて、それと道徳との關係を論じて、不即不離、不一不二的關係にありとなし、次に職業の分業化を説きて、正眞の分業は技術的分業にありとなし、能率の増進と文明の進歩と個人間の協力の缺如隨つて、労働者の暗愚及び獨立を失ふことをあげて分業の有する得失と見、次に職業の貴賤は必ずしも階級の對立ではないことを述べ、職業は個人をして社會的自已實現を可能ならしめる。これ即ち個性化であり、やがてそれは社會化である。而してこれを可能ならしめ、促進するものは教育、學術である。而して職業は多種多様なりと雖も、正しくこれを選択した上は、これを天職と考へねばならぬ旨を説いてゐる。

野田信夫 社會科學的認識形式としての理想型 (社會學雜誌 48,50,51)

社會科學の方法論の第一に來るべきその認識の形式について、Weber の理想型を解説補足したものである。著者によれば、理想型は之を形式的に見れば客觀的可能性の範疇によつて成立せる、社會科學的認識の論理的開發的標型であつて、之を實質的に見れば客觀的可能性判斷によつて成立せる發生的組織的極限概念である。而してこの理想型が社會科學的認識を支持する種々の態様によつて之を分類して、次の三にしてゐる。

- 1、個別的(特殊的)理想型 單なる開發的手段として用ゐられる。
- 2、特性的理想型 或る現實因果關係を體系的に妥當に説明するために用ゐられる。
- 3、定立的(法則的)理想型 社會科學に於いて法則と考へられるものは即ちこれである。

但しこの三種の區別は固より本質的のものではなく、又必ずしも明確な區別ではない、その間に移行性がある。

尾池義雄 日本近世社會史の研究 (中西書房 昭和3年5月)

日本社會史の研究は比較的最近に始まつたものであつて研究が斷片的なものが多い。本著は徳川幕府以降の近世社會史の研究であつて非常に詳細に歴史的に亘るものであるが未だ系統立てられてゐない憾がある。然し著者のこの研究は斯學研究上の一先驅をなすものである。

加田哲二 近世社會學成立史 (岩波書店 昭和3年5月)

社會學は其れが學として認めらるゝに至つたのは極めて最近のことに屬するのである故、

其の成立史に關する著述も亦甚だ稀少であることを免かれぬ。本書は恐らく吾國に於ける唯一の文獻であらう。著者は社會學的研究法は如何にして發達したかの一斑を示し且社會學のテーマが如何なる事情の下に發展變遷したかを明らかにする爲に近世初期の英國、佛蘭西、獨逸に於ける社會學的思想の發展を十八世紀後半又は十九世紀初め迄に溯つて其の大體を記述して居る。即英國に於ては近世初期の社會思想より A. Ferguson の時代の思想迄を記し社會學の礎石は道德哲學によつて興へられ、經濟革命と佛蘭西大革命を経て其の存在權が要求せらるゝに至つたとし、佛國にては J. Bodin より Saint-Simon 迄の社會思想を検討し社會學の成立に關して述べ、最後に獨逸に於ては近世初期より各時代の思想家の思想を述べヘーゲルに及んで居る、尙本書は其の表題の示す如く近世に於ける社會學の成立史であるが故に、現代に於けるものは取扱つては居らぬが、少くとも一の社會學史である。卷末には參考書及び人名索引が附加されて居る。

本庄榮治郎 近世封建社會の研究 (改造社 昭和3年4月)

徳川時代の社會經濟上の變化に從つて生じたる封建社會崩壞の事情を述べたもので、武士生活の困難、農村の疲弊、都市及び町人の發展、人口問題、社會階級の變化より封建社會の崩壞に到る迄及び附録として若干の短篇を収録してある。

岩崎卯一 社會學序説 (刀江書院 昭和3年3月)

社會學を一理論社會科學として樹立することは刻下の急務である。本書は社會學の基礎概念を取扱ひ、社會學の學的基礎付けに貢献して居る。即ち社會學を以て人類に於ける複數者の意味的行動により形成せられたる結合事實なる經驗的文化を結合の動因、過程及び結果に分ち其れを研究對象とする普遍化的文化科學(理論社會科學)であるとし、近世社會學史上に學的功績を残したる社會學者の社會學體系に就て素描的に述べ、近世社會學の主潮流が百科全書的社會學より特殊社會科學的社會學へ、綜合社會學より純正社會學に移行しつつあるを示して居る。尙附録として詳細なる社會學文獻目録が附加してある。

松本潤一郎 現代社會學説研究 (刀江書院 昭和3年5月)

學論として、社會學の領域、應用社會學と經驗社會學、デュルケムの社會學を説き、傾向として新社會學の發展、現代社會學の諸傾向、佛國の社會學を述べてその歸趨の方向を暗示し最後に、ギデイングス、トロッター、ポツプハウス、バレット、ザンデル等の學説を紹介してゐる。

新明正道 形式社會學論 (巖松堂 昭和3年5月)

近時勃興するに至つた形式社會學は社會學の全體系の中で特別の地位を占めるものであつて、綜合社會學は孰れも人間の社會生活の全體をそのものとして考察して來たものであるに反し形式社會學はその中の特定な現象である人間關係そのものを以つて直接自己の對象をなすものである。而して此の形式社會學を現社會學の焦點をなすものであると見る著者は此の見地に立つて形式社會學の發展、方法論、社會概念等を詳述し次いでこれに準據して發展されたその組織を論じ最後に形式社會學への批判を添加してゐる。

田邊壽利 デュルケム社會學研究法 (刀江書院 昭和3年6月)

デュルケム社會學の經典たるべき社會學研究法の諸規準の全譯である。社會學を研究せんとするものの必讀すべきものであらう。

西村眞次 日本古代社會 (ロゴス書院 昭和3年11月)

著者は先づ地と文化との關係より筆を起し日本人を人種學的に考察し獨得の方法を用ひて日本人は黒人種、白人種、黃人種の混淆せるものであり特にツングース族の血が濃厚であることを指摘し、次に古代文化を説き之れを數量的に表現せんを試み、又社會生活の研究として衣食住、及び交通機關たる船舶、及び神話貿易、原始歌謠等に就き説明し、更に古代婦人の社會的地位に考察を加へ最後に匈奴、東胡の社會史學的研究及びツングース族の社會學的研究に立脚して、古代日本人の社會組織、法制觀念等を窺はんとしてゐる。

隈崎 渡譯 家族の起源 (啓明社 昭和3年10月)

本書は伊太利の心理學者ジエメツリー教授の著書の翻譯である。家族の起源に關しては從來種々の立場より論じられて居たが、近代にては大體進化論の立場に立つ研究の結果が正當と認められて居る。此の書は Engels, Bebel, Morgan, Bachofen 等の諸説を批判し、著者の見解を述べたものである。即從來の進化論的教義の招來する偏見を棄て公平なる眼を以て

原始家族に就ての科學的研究を試み、其の最も確實なる且最も新しき結果を秩序を追ふて検討して居る。そして進化論者の原始人を以て未開人とする見解を空想であるとなし、著者のビグマー及びビクモイドに關する研究よりして人間は原始生活に於ても高尚なる感情に服従して居り、人間は自分をして神の默示を受け得しむる諸條件の中にあることを示して居ると主張して居る。

中山太郎 日本婚姻史 (春陽堂 昭和3年12月)

婚姻は土俗學的に見ても民族心理學的に見ても甚だ重要な研究對象であるにも不拘、從來我國に於ける婚姻の研究はその眞面目なるものに於いて尠かつた。本書は我國に於ける婚姻の發達進化、及び各種の婚姻相を捉へて之れを體系的に明にせんと試み、又婚姻の變遷を各時代毎にて詳述し尙離婚に關する事項も併記してゐる。而も引例も該博でありその出所も確實性を帯びてゐる。

吉岡永美譯 人類結婚史(ウエスターマルク) (啓明社 昭和3年1、2月)

本著は、フィンランドの社會學者ウエスターマルクの "a Short History of Marriage" の全譯である。彼は結婚制度の起原は原始時代の習慣即ち男女の性的關係にもこづく共同生活に於て、男は家族の保護と生活維持に當り女は其の補助者として其小供を養育して行く習性に基き次第にかゝる習性が慣習律により更に法律により承認されて、今日の社會制度をなつたと論じ、而して人類の結婚史こそは女子が男子の情慾僻見及び利己心を次第に克服していつた歴史であるとしてゐる。

材料も豊富に集め環境と習慣と制度との間の關聯をよく考察し、特に生物學的條件を無視しては周到なる科學的論證を爲し得ないといふ著者の主旨がよく現れてゐる。種々なる結婚型態にたいして經濟状態が及ぼした影響に就いても注意を拂つてゐる。更に注意すべきは多くの點に於て、例へば原始民族に於て亂婚状態が普く行はれてゐるか否かといふ問題等に關して全く「モルガン」「ラボック」等と反對の結論に到達して居る點である。彼は原始民族の亂婚状態に關しては全く確証なく、普通亂婚状態を確証するものと言はるゝ母權制のごときも、何等明確にかゝる事實を立証するものではないと論じてゐる。

第五章

社會衛生に關する諸文献

(文献中ゴチツクを以て表はし、頭に●印を附せるは第四章に抄録を載す)

第一節 社會衛生學の方法及歴史

1 同 上 一 般

- 氏原佐藏他五名 社會衛生 (社會事業 11の10)
 石原 修 衛生學的特質 (東京醫事新誌 2597—2598)
 齋藤 潔 社會思想と醫學 (東西醫學大觀 5)
 三宅 儀 醫學に於ける思索 (生理學研究 5の1)
 呼岐義等 本邦社會衛生最近の趨勢 (醫事公論 835)
 石原 修 醫の本質と社會的矛盾 (醫政 3の7)
 氏原佐藏 保健學講話 (公衆衛生 46の5—12)
 古見嘉一 醫學と迷信 (東京醫事新誌 2554—2577)
 フオンセカ博士 醫學上より觀たる日本の印象 (日本之醫界 18の75)
 齋藤 潔 豫防醫學講話 (東西醫學大觀 7—15)
 井上圓治 大正年代に於ける衛生保健の進歩 (日本之醫界 18の1)

2 醫 事 法 制

- 宮本學志男 醫事關係判例並鑑定實例 (酒井書店 昭和3年11月)
 ●加除自在衛生法規全集 (現行法規刊行會)
 ●市村光惠 醫師の權利義務 (實文館 昭和3年1月18日)
 龜山孝一 各國醫制の研究資料 (公衆衛生 46の4)

- 小澤 一 醫療保護制度確立の急務 (濟生 5の4)
- 小川 勇 醫者と非醫者 (實地醫家と臨牀 5の12)
- 井口乘海 開業醫家と法律知識 (日本之醫界 18の1)
- 山崎 佐 醫事法制摘要 (實験醫報 15の170)
- 豊田久二 醫師法講座(1—4 未完) (東西醫學大觀 13—16)
- 龜山孝一 醫師法中注意すべき二三の事項 (醫政 3の11 東京醫事新誌 2582)
- 川村貞四郎 衛生行政善の要旨(1—2 完) (醫事時報 1755, 1756)
- 山崎 佐 性病豫防と其沿革(1—5 完) (體性 10の4)
- 山田準次郎 花柳病豫防法の回顧 (日本之醫界 18の66)
- 花柳病豫防法座談會 (社會事業 12の5)
- 加藤寛二郎 按摩術取締規則違反事件鑑定 (日本之醫界 18の79)
- 豊田久二 齒科醫師の死亡診斷書作成に就て (東西醫學大觀 5)
- 賀川哲夫 花柳病豫防法第五條の醫學的考察 (體性 11の4)
- 山田準次郎 花柳病豫防法規に就て(1—2 完) (醫政 4の1 醫事公論 839,840)
- T K 生 花柳病豫防法實施所感 (日本公衆保健協會雜誌 4の10)
- 加藤寛二郎 花柳病豫防法施行に就て (日本之醫界 18の67)
- 山崎 佐 時代思想の反映としての花柳病豫防法 (體性 11の4)
- 木村豪三 停頓せる花柳病豫防法 (醫海時報 17.6)
- 性病豫防法に關する調査成績 (海軍々醫會雜誌 17の2)
- 高野六郎 花柳病豫防法の施行と開業醫家 (東京醫事新誌 2579)
- 獨逸に於ける花柳病豫防法(1—2) (醫事公論 839, 840)
- 山田準次郎 性病豫防法の實施に就て (體性11の3)

3 統計の方法

- 水科七三郎 統計評價の一標準 (統計學雜誌 503)
- 渡邊友山 統計應用の實例 (統計集誌 569)
- 熊谷直三郎 臨床相關學講話(1—10) (東京醫事新誌 2553—2597)
- 森林太郎 統計に就ての分統(1—2 完) (統計學雜誌 499, 501)
- 佐藤雅雄 統計の將來(1, 2 完) (統計學雜誌 499, 501)
- 統計とアンケート (柳澤統計所季報 24)
- 横山雅男 統計の知識と興味(1, 2 完) (統計學雜誌 506, 507)
- 國民所得の等定に於て (統計集誌 570)

- 木村喜一郎 統計の大量 (商業及經濟研究 50)
- 加地成雄 形式上より觀たる統計的單位雜想 (統計學雜誌 509)
- 鈴木一雄 産業及職業分類の方法解説に就て(1—2 完) (統計集誌 568, 570)
- 郡菊之助 指類法に於ける Weightingといふ文字の譯語に就いて (統計學雜誌 510)
- 井上謙二 或國に於ける人口の重心と其の移動に關する研究 (統計集誌 569)
- 佐藤 正 衛生統計雜誌(1—10 完) (日本醫事新報 289—360)
- 柳澤保惠 第17回國際統計協會々議概況 (柳澤統計研究所季報 24)
- 寺尾琢壽 統計數學比較の問題 (三田學會雜誌 22の9)

4 醫學史

- 富士川游 日本醫學史綱要(1—89) (中外醫事新報 1131—1142)
- 土肥慶藏 醫家育ちの橋本左内(上下 完) (體性 10の1—2)
- 石戸谷勉 大觀本草に所載する藥物に關する考察(1—8 未完) (中外醫事新報 1135—1142)
- 吳 秀三 徳川時代に渡來の外人と學術上に接觸したる日本人(4—15 未完) (中外醫事新報 1131—1142)
- 土肥慶藏 微毒起源に關するイスパニア古文書の探索旅行 (體性 10の3)
- 竹内薫兵 西洋小兒科史(6—15 未完) (中外醫事新報 第1132—1141)
- 三上義夫 鳩野宗巴と關考和の數學並に科學史の一般考察(1—6) (中外醫事新報 1137—1142)
- 中野康章 大阪に於ける皇漢醫學の沿革に就て (現代の醫學 10の11—12)
- 二神種郎 眼科故事錄(2—38 未完) (實験眼科雜誌 11の83—89)
- 佐藤恒二 高野長英先生と曾祖泰然 (東京醫事新誌 2596)
- 澤 弋 史實醫談 (日本醫事週報 1678)
- 廖 温仁 東洋に於ける脚氣病の歴史的病理學 (日本病理學會々誌 18)
- 長興又郎 ローベルト・コツホ(1—3 完) (日本醫事週報 283—285)
- 金杉英五郎 野口博士を追悼す (日本醫事週報 1696)
- 廖 温仁 中風(腦溢血)の歴史的病理學 (中外醫事新報 1131)
- 倉持徳久 我國古代の生産技術に關する一考察 (經濟研究 5の1)
- 藤浪剛一 三月四日(我國科學研究史上記念すべし) (日本醫事週報 1680)
- 櫻井錠二 本邦に於ける化學の發達 (東洋學藝雜誌 44の6)
- 金杉英五郎 松下見林 (中外醫事新報 1131)

- 奥村鶴吉 野口博士の生立 (日本醫事週報 1696)
- 寺田正中 故野口博士學動概要 (日本醫事週報 1696)
- 栗山重信 弘田博士の追憶 (日本之醫界 18の86)
- 金杉英五郎 黒川道祐に就て (日本醫事週報 1677)
- 高於菟三 沖瀾涯傳 (實驗眼科雜誌 11の88)
- 氏原佐藏 學星野口博士を悼む (日本醫事週報 1696)
- 廖 温仁 霍亂(虎列拉)の歴史的考察(1—3完) (中外醫事新報 1153—1135)
- 小川劍三郎 義眼小史 (實驗眼科雜誌 11の89)
- 小川劍三郎 前田俊光傳(肖像) (實驗眼科雜誌 11の81)
- 矢崎芳夫 野口博士と黴毒スピロヘータの研究 (日本醫事週報 1696)
- 土肥慶藏 名醫奥村良筑と奥村男爵家との血族關係 (體性 10の1)
- 富士川游 杏林叢談 (1—11完) (中外醫事新報 1131—1141)
- 緒方富雄 緒方洪庵「扶氏經驗遺訓」の出版(その成立と經過)(1—7完) (中外醫事新報 1132—1138)
- 入澤達吉 明治十年以後の東大醫學部回顧談(1—6完) (中外醫事新報 1136—1141)
- 小川劍三郎 日本に於ける眼球模型 (中外醫事新報 1140)
- 河本重次郎 眼科の輸入及び其發達變遷 (中外醫事新報 1134)
- 加藤竹男 鎌倉末期の皇室に於ける疾病と醫道 (中外醫事新報 1131)
- 小川劍三郎 ヘボン先生 (實驗眼科雜誌 17の78)
- 森 鉄三 戸田旭山のことゝも (中外醫事新報 1142)
- 小川劍三郎 日本に於ける眼球模形追加 (實驗眼科雜誌 11の89)
- 土肥慶藏 橋本左内 (日本醫事週報 1673)
- 廖 温仁 支那の古典醫書「素問經」に就て (生理學研究 5の2)
- 小川劍三郎 眼科史料 眼力 宇和島藩の眼科 赤と律師兵書之事 眼球脱臼實驗 (眼科雜誌 11の86)
- 小川劍三郎 橋本日本眼科年表(1—12未完) (實驗眼科雜誌 11の78—89)
- 中山太郎 當道派と盲僧派との關係 (日本盲人史の一節)(1—4完) (實驗眼科雜誌 11の78—81)
- 眞島隆輔 西洋醫學史(1—22完) (東京醫事新誌 2554—2603)
- 藤岡 巖 近世生理學史論 (人文書院 昭和3年10月)
- 石岡繁太郎 日本保險醫學協會史 (保險醫學雜誌 139)
- 柳樂達見 李朝時代に於ける醫藥の發達に就き (朝鮮齒科學醫學會雜誌 7)
- 吳秀三譯 シーボルト江戸參府紀行 (駿南社 昭和3年1月)
- 小川劍三郎 眼科史料 土生玄昌の白内障子手術記事 吉川三伯 斷髮と眼症 (保護眼鏡 實驗眼科雜誌 11の78)

第二節 人口状態

1 同上一般

- 内閣統計局 昭和2年本邦人口動態統計概要 (統計學雜誌 506)
- 郡菊之助 本邦人口の都市集中 (企業と社會 24)
- 田河市郎 本年人口自然増加量の豫測 (共存 4の11)
- 内閣統計局 第47回日本帝國統計年鑑 (昭和3年12月)
- 内閣統計局 列國國勢要覽 (昭和3年3月)
- 柳澤統計研究所 自大正5年1月1日至同14年12月31日 華族動態調査統計表(實數) (昭和3年12月)
- 朝鮮總督府 昭和元年朝鮮總督府統計年報 (昭和3年3月)
- 東京市役所 東京市統計圖表 (昭和3年3月)
- 東京市役所統計課 第24回東京市統計年表 (昭和3年3月)
- 大阪市役所産業部 六大都市比較統計要覽 (昭和3年3月)
- 内閣統計協會 日本帝國統計全書 (丸善株式會社 昭和3年5月)
- 坂本 敦 平安京及江戸の人口に就て (柳澤統計研究所季報 24)
- 過去數年間に於ける滿洲支那移民の定着力 (調査時報 78の12)
- 猪間驥一 都市人口の種類に就て (都市問題 7の3)
- NKSK生 都市に於ける人口の聚種 (統計集誌 561)
- 石田龍次郎 人口の増加率と活力指數に就て(1—2完) (地理學評論 4の5, 6)
- 二瓶士子治 配偶上の身分と死の危険率に就て (統計學雜誌 503)
- 後藤信夫 ロシアの自然及人口 (我等 10の4)
- 猪間驥一 來るべき國勢調査に對する希望 (社會政策時報 100)
- 増田抱村 生産力主義の人口法則說に就て (社會事業 12の6)
- 龜田豐次郎 國勢調査の利用に就て (統計時報 24)
- 増谷達之輔 人口の量的理論に關する研究(1—3) (統計集誌 559—561)
- 春日琢良 長野縣に於ける人口現象の一部に就て (地球 10の2)
- 村上謙二 我國に於ける人口の重心と其の移動 (統計集誌 569)
- 二瓶士子治 我國の婚姻と離婚との關係(上、下完) (統計集誌 559—560)
- 成田三二 人口増加の法則(1—3未完) (統計集誌 560—563)
- 林 惠海 婚姻年齢の社會學的試論 (統計集誌 563)

- 關係健次 私生兒の統計的研究 1, 2完) (統計集誌 598, 570)
 府縣別人口密度國兩回國勢調査結果比較 (統計時報 24)
 内閣統計局 昭和2年推計人口全國郡市別 (統計學雜誌 499, 501)
 郡菊之助 人口に關する俚諺の研究 (共存 4の1)
 人口構成状態に現はれたる最近の變化 (統計時報 24)
 増谷達之輔 人口の量的理論に關する研究 (統計集誌 559)
 田村市郎 再び人口増加量豫測に就て (共存 4の12)

2 人口統計

- 昭和2年人口動態統計速報概要 (統計時報 24)
 第1回國勢調査結果概要 (統計時報 24)
 昭和2年日本帝國人口動態統計梗概 (統計集誌 564)
 内館泰二 大正15年の北海道の人口に就て(上、中、下完) (統計集誌 558—560)
 第1回國勢調査概要結果(山形縣、沖繩縣、大分縣) (統計時報 22)
 昭和3年推計人口 (統計集誌 570)
 石濱知行 人口統計上より見たるフランスの社會状態 (我等 10の3)
 ●内閣統計局 大正15年昭和元年日本帝國人口動態統計記述編 (昭和3年2月)
 ●内閣統計局 國勢調査參考書 (昭和3年6月)
 東京市役所統計課 東京市現住人の死亡及其の死因 (昭和3年7月)
 名古屋市役所 名古屋市に於ける人口増加の趨勢 (昭和3年6月)
 内閣統計局 大正9年國勢調査報告 (青森縣 24) (大正15年4月)
 内閣統計局 大正14年日本帝國人口動態統計記述編 (昭和2年1月)
 内閣統計局 大正13年日本帝國人口動態統計記述編 (大正15年2月)
 台灣總督府官房調査課 台灣現在人口統計 (昭和3年7月)
 ●内閣統計局 大正9年國勢調査報告 全國の部(1) (昭和3年10月)
 關東廳 關東廳人口動態統計 昭和2年度 (昭和3年10月)

3 出産率及死亡率

- 昭和3年1月乃至3月出生死亡概要 (統計時報 24)
 昭和2年7月乃至9月の出生死亡概數 (統計集誌 559)

- 昭和2年10月乃至12月の出生死亡概數 (統計集誌 562)
 昭和2年7月乃至9月の出生死亡速報概要 (統計時報 22)
 昭和2年10月乃至12月出生及死亡速報概要 (統計時報 23)
 郡菊之助 英國生産數量指數(上未完) (統計集誌 570)
 ●二瓶士子治 臺灣婦人の妊孕力に關する研究 (統計集誌 569)
 鳴海康件 受胎の周期性に就て (統計集誌 569)
 二瓶士子治 本邦死産減少の傾向に就て (統計學雜誌 502)
 氏原佐藏 栃木縣の死産率夥多 (公衆衛生 3217)
 ●愛知縣社會課 乳兒死亡調査 (昭和3年3月)
 ●神戸市社會課 本市に於ける乳幼兒死亡調査 (昭和3年7月)
 氏原佐藏 妊産及乳兒死亡の統計的觀察 (日本醫事週報 1709—1713) (公衆衛生 46の9—11)
 ●東京市役所統計課 最近に於ける東京市現住人の出産 (昭和3年5月)
 氏原佐藏 大阪の乳兒死亡 (公衆衛生 46の3—4)
 ●三浦運一 滿洲日本人死亡統計の衛生的考察(1—2完) (滿洲醫學會雜誌 8の2)
 大串菊太郎 死亡數比較統計表(事業報告書所載 9)合計算出法の疑義 (保險醫學雜誌 141)
 ●竹下清松 經驗死亡表の作成に就て (統計時報 22)
 龜田豐治郎 經驗死亡率の算出法に就て(1—2完) (保險學雜誌 316)
 ●那須理之助 最近に於ける本邦人の死亡率に就て (統計集誌 569)
 二瓶士子治 本邦乳兒死亡率管見 (統計學雜誌 508)
 ●山崎春三 月別時刻別病變死亡並特種疾病の月別死亡に就て (日本醫事週報 1677)
 齋藤 齊 出生並に死亡率の修正に就て (統計集誌 561)
 高平威雄 我内地に於ける死亡率並に死亡原因に就て (統計時報 23)
 森田優三 配偶上の身分と死亡率との關係に就て (統計學雜誌 504)
 ●古河千代美 戸籍上に現はれたる双胎の統計的觀察 (北越醫學會雜誌 43の6)
 宇田川令三 貧困と婦人労働の乳兒死亡率 (共存 4の1)
 藤原九十郎 統計上より見たる乳兒死亡と氣温との關係 (社會事業研究 16の6)

4 人口問題 (移民問題及殖民衛生を含む)

- 氏原佐藏 太平洋上の人口問題(1—3完) (醫事公論 806—808 公衆衛生 46の1)
 増田抱村 人口問題の分配論的考察(1—3完) (社會事業 12の1—3)
 イ、エフ、ペンローズ 人口食糧問題の數的觀察 (企業と社會 24)

- 高田保馬 私の人口論 (經濟往來 3の9)
 戸田貞三 自然の人口と人工の人口 (社會學雜誌 45—47)
 玉城肇 生活態度と人口との關係についての一考察 (社會事業 12の9)
 石川契太 人口食糧問題の根本的解結 (糧食問題 4¹)
- 佐伯 矩 榮養學上より觀たる人口食糧問題 (醫事公論 806)
 勞農ロシア人口の社會的構成 (世界の勞働 5の12)
 磯村英一 人口問題の社會生物學的基礎 (社會學雜誌 56)
 矢内原忠雄 人口食糧問題と社會制度 (社會學雜誌 45)
 人口食糧問題調査會の答申 (糧食研究 8)
 増谷達之輔 プラトウの理想國家に見えたる人口政策 (社會學雜誌 48)
 東浦庄治 人口理論の概見 (帝國農會報 18の7)
 津村秀松 人口問題の第一義 (法律春秋 3の3)
 伊藤久秋 マルサス人口論の研究 (商業と經濟 8の2)
 長濱庫吉 フランスに於ける人口増加政策及家族手當問題(2) (日本之醫界 18の2)
 ビエル、ドミニツク 歐羅巴の人口問題 (文明協會ニユース 5)
 氏原佐藏 ハワイの人口問題 (日本醫事週報 1679, 1680)
 高野岩三郎 獨逸に於ける人口問題 (社會事業研究 16の3)
- 永井 享 現代日本の人口問題 (企業と社會 24)
 井上華光 佛蘭西の人口問題及兒童の衛生 (日本醫事週報 1674)
- 法政大學經濟學部 人口食糧問題講演集 (昭和3年2月)
 氏原佐藏 太平洋を中心としての人口問題 (日本醫事週報 1688—1690)
- 南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課 我國人口問題と滿蒙 (昭和3年3月)
- 高田保馬 人口と貧乏 (日本評論社 昭和3年3月)
- 下村 宏 人口問題講話(朝日常識講座 1) (朝日新聞社 昭和3年10月)
- 南亮三郎 人口法則と生存權論 (同文館 昭和3年1月)
- 矢内原忠雄 人口問題 (岩波書店 昭和3年2月)
- 伊藤久秋 マルサス人口論の研究 (丸善株式會社 昭和3年11月)
 會出甚作 農業人口と農民問題の研究 (巖海堂)
 稻日昌植 ブラジルと農業移民 (大日本農會報 573)
 武見芳二 樺太移民の經濟地理的考察 (地理學評論 4の10)
 氏原佐藏 日本民族と太平洋岸の人口問題 (公衆衛生 46の2)
 イムレ、フレンチ 人口問題と各國の植民政策 (文明協會ニユース 第5輯)
 板井申生 人口問題と國內移住 (大日本農會報 566)
 武見芳二 沖繩島出移民の經濟地理學的考察 (地理學評論 4の23)
 木村靖二 我が移殖政策の全貌 (大日本農會報 568—574)

- 三輪田元道 倫理問題としての移民倫理講演集 (313)
 藤浪 鑑 私のブラジル醫學旅行 (醫事公論 810)
 藤浪 鑑 南米ブラジルの醫學事情 (東京醫事新誌 2556)
- 戸田正三 邦人の殖民衛生難 (國民衛生 5の6, 7)
 新井 甫 南洋群島に於ける飲料水の調査 (海軍々醫會雜誌 17の1)
 藤浪 鑑 南米の醫學的觀察 (現代の醫學 10の2)
 田付七太 南米ブラジルに就て (公衆衛生 46の2)
 飯村保三 海外移民と衛生施設 (醫事公論 809)
- 藤浪 鑑 南米醫學旅行 (京都府立醫科大學雜誌 2の1)
 矢内原忠雄 人口問題と移民 (社會教育パンフレット 63)
 東郷 實 科學的植民政策の提唱 (科學智識 8の1)
 長岡隆一郎 我が國現下に迫る移殖政策 (台灣時報 9)
 結城朝八 南米と移民 (古今書院)
 高岡專太郎 ブラジルに於ける衛生の注意 (昭和2年3月)
 在ブラジル日本人同仁會 マレタをどうするか (昭和2年7月)
 臺灣總督官房調査課 サラワク王國在留邦人の狀況 (昭和3年7月)
 高岡專太郎 ブラジルの毒蛇に関する素人向智識 (大正15年4月)
 高岡專太郎 パナラ州の衛生狀態 (昭和3年5月)
 移民輸送船はわい丸のコレラ發生事件に鑑み移民輸送衛生制度の確定を望む (在ブラジル日本人同仁會 昭和3年)
- ソロカバナ線オウクニヨス並サンタ、クルス、ド、クオ、バルド附近マラリヤ流行地調査報告 (在ブラジル日本人同仁會 昭和3年)
- 高岡專太郎 ドウラデンセ線及東京植民地附近マラリヤ流行地調査報告 (在ブラジル日本人同仁會 昭和2年9月)
 同仁會事業の現況及び希望 (在ブラジル日本人同仁會 昭和3年4月)
 海外移住組合聯合會 海外移住組合關係法規 (昭和3年8月)
 成川房幸 南米事情 (松山高等商業學校 昭和3年10月)
 志賀志那人 南米移民の手記 (耕讀社 昭和3年11月)

第三節 罹病率疾病の豫防及救療

1 同 上 一 般

- 増田貞一 防病論 (生理學研究 4の12, 5の1)

- 稲田龍吉** 個性と疾病の療及豫防 (千葉醫學會雜誌 6の1)
- 暉峻義等** 疾病及其の救治の經濟的制約(1—3完) (白十字 202—204)
- 橋 健行** 精神療法の醫學的根據に就て (千葉醫學會雜誌 6の4)
- 島蘭順次郎** 食物によつて感染する傳染病及寄生虫病の豫防に就て (體性 12の6)
- 佐々木忠次郎** 人間を悩ます蟲類と南京虫 (東洋學藝雜誌 44の6)
- 浅井千代子他諸姉** 往診先にて行ふ簡單にして最も適當なる消毒法 (助産學研究 3の11)
- 石川憲夫** 瑞西のサナトリウム (千葉醫學會雜誌 6の9)
- 簡易保險局** 家庭看護と應急手當 (昭和3年3月)
- 第32回總會次第並に講演抄録** 宿題(國字に關する眼科學的研究) (日本眼科學會雜誌 32の2の附録)
- 高田義一郎** 世想表裏の醫學的研究 (實業之日本社)
- 渡邊 照** 和漢醫學主治療學 治方原則 (南江堂 昭和3年12月)
- 簡易保險局** 健康増進のために家庭生活を如何に改善すべきか (昭和3年11月)
- 渡邊 照** 難病の手術前の人東洋和漢醫學案内 排毒素療法 (東洋和漢醫學研究會 昭和3年12月)

2 傳染病

- 白井行長** 外山三郎 海水の消毒に就て (日本公衆保健協會雜誌 4の5)
- 遠山祐三** 水産防疫に關する實驗的研究 (第2回報告) (實驗醫學雜誌 12の10)
- 遠山祐三** 日常食品に附着せる傳染病菌の生存力及其豫防 (體性 11の1)
- 川添正道** 傳染病と女性生殖器(1—4完) (日本之醫界 18の1—4)
- 福土政一** 歐米に於ける醫學近況及大病院慈善團體視察談 (醫事公論 856)
- 小田俊三** 傳染病院を開放せよ (醫事公論 808)
- 渡邊義政** 傳染病の概念(1—5未完) (公衆衛生 46の8—12)
- 小泉 丹** 豫防醫學所感一片(1—3完) (醫事公論 813—815)
- 井口乘海** 防疫と民衆教育に就いて (醫事公論 806)
- 伊澤爲吉** 都市傳染病院の施設 (醫事公論 807)
- 犬塚道夫** 豫防注射の過信に對する私の失策 (日本傳染病學會雜誌 2の11)
- 三橋千秋** 傳染病の病因豫防並に血清療法の進歩 (日本傳染病學會雜誌 3の1)
- 衛生局** 衛生局年報 (大正15年 昭和元年中の傳染病)
- 群馬縣衛生課** 消化器傳染病豫防實施 (日本公衆保健協會雜誌 4の12)

- 矢部專之助** 現今の流感に就いて (日本之醫界 18の27)
- 文部省學校衛生課** 學校寄宿舎に發生せる傳染病に關する調査 (學校衛生 8の5)
- 猪間曠一** 屢々變更せる東京市傳染病院計畫 (都市問題 7の2)
- 佐藤 正** 流行病學講座(3) (東西醫學大觀 15)
- 滿洲保健衛生調査委員會** 第二、三臨時猩紅熱調査委員會報告(1—4完) (日本公衆保健協會雜誌 4の6—9)
- 瀬戸貴重郎** 種痘改正の急 (醫事公論 821)
- 飯田金光** 種痘接種に於ける四切式と六切式と善感比較 (日本醫事週報 1705 醫事公論 841)
- 飯田金光** 今春施行せられたる種痘の善感に就て (日本傳染病學會雜誌 2の11 日本之醫界 18の53 日本醫事週報 1698)
- 海野幸胤** 松田孟吉 痘毒の經氣道免疫 (千葉醫學會雜誌 6の6)
- 中村 豊** 野村男也 天然痘傳染に於ける侵入門戸に就て (東京醫學會雜誌 42の5)
- 村山達三** 痘瘡の傳染經路と種痘の效果 (體性 10の5)
- 小村晴次郎** 一年中蠅の最も少き月は二月なり (滿鮮の醫界 87)
- 宮原初男** 蚊に就て (臨床醫學寫真圖譜 8の1)
- 笠井久雄** Caprina (羊痘豫防接種用Vaccineに關する知見) (補遺研究業績報告 8)
- 笠井久雄** 近藤操一 禽痘毒の牛痘化に就て (研究業績報告 4)
- 中村 豊** 天然痘に對し豫防及び治療としての痘毒免疫血清の應用の進展を希望す (1, 2完) (醫事公論 841, 842)
- 濱田良輔** 第1期第2期種痘の統計的觀察 (日本傳染病學會雜誌 3の1)
- 柳 武夫** 臨時種痘の統計的觀察 (日本傳染病學會雜誌 2の12)
- 元村 彰** 船舶殺鼠用瓦斯並に其の使用方法に關する研究(3) (日本公衆保健協會雜誌 4の6)
- 豊田太郎** 滿蒙の「ペスト」に就て (日本傳染病學會雜誌 2の5)
- 佐藤 正** 上海に於ける「コレラ」の疫理に就て(1, 2完) (日本傳染病學會雜誌 2の9—10)
- 水原 廣** 楠三智夫 「コレラ」患者1800餘名治療成績 (日本傳染病學會雜誌 3の1)
- 安藤公三** 布哇丸のコレラ發生及び船客等組員糞便中のコレラ菌留存期間に就て (日本之醫界 18の81)
- 村田四郎** 大正14年度静岡縣田方郡多賀村に於ける「コレラ」類似菌の研究 (第1回報告) (日本傳染病學會雜誌 2の5)
- 宮下耕圃** 腸「チフス」豫防接種の效果に就て(1, 2完) (日本傳染病學會雜誌 2の6, 8)
- 大橋祐之助** 腸「チフス」豫防接種後約二ケ年に亘る血清凝集價の觀察 (國民衛生 5の8)
- 山田時彦** 高田武夫 過去十年間に於ける腸「チフス」患者の統計的觀察 (愛知醫學會雜誌)

- 誌 35の11)
- 武田信一 腸チフスと豫防注射 (日本公衆保健協會雜誌 4の1)
- 永見團次郎他 2名 保菌者檢案上に於ける「チフス、バクテリオファージ 證明法の診斷的 價値に就いて (日本傳染病學會雜誌 2の11)
- 信太格二郎 ちふす保菌者成立機轉に關する實驗的研究 (京都市立醫大雜誌 2の6)
- 土屋立義 「チフス」保菌者の治療に關する實驗的研究特に保菌家兎に就きての研究「ウ ロトロピン」劑に就ての實驗 (熊本醫學會雜誌 4の45)
- 岡本龜男 チフス菌屬の侵入門戸並に經口的免疫法に關する實驗的研究 (研究業績報告 12)
- 渡邊夏彦 尿中に於ける腸チフス菌の消長に關する研究 (日本公衆保健協會雜誌 4の10)
- 兒玉得三 南滿洲に於ける腸「チフス」の病理學的考察 (日本公衆保健協會雜誌 4の7)
- 二木謙三 最近の痘菌及種痘に關する諸問題 (日本傳染病學會雜誌 2の11)
- 平井恭三 腸チフス治療上の一知見に就て (日本之醫界 18の67)
- 吉武惠市 生牡蠣による腸チフス及胃腸加答兒 (公衆衛生 46の12)
- 倉岡彦助 我國に於ける腸チフスの豫防方針に就て(1,2完) (醫事公論 806,807)
- 龜田 郁 チフス菌簇の動物皮膚(健康皮膚)通過に關する實驗的研究 (第1回報告) (日本公衆保健協會雜誌 4の3)
- 加賀谷喜市 赤痢志賀菌、駒込B菌及び「コレラ菌」の海鼠に對する皮膚浸入に就て(研究 業績報告 30)
- 稗田憲太郎 アメーバ赤痢に就て (日新醫學 17の9)
- 井口乘海 疫病豫防施設の效果に關する考察 (日本醫事週報 1702)
- 大原清之助 疫病の療法 (醫學樹覽 37)
- 佐藤 正 國際聯盟と疫理學會研究 (日本之醫界 18の1)
- 森脇眞治 健康成人血液接種による麻疹豫防 (臨床小兒科雜誌 2の5)
- 櫻井政男 麻疹の病原及豫防に就て (日本傳染病學會雜誌 3の3)
- 草間 滋 麻疹の原因 (醫事公論 57)
- 磯田仙三郎 麻疹の豫防と治療 (日本之醫界 18の88)
- 草間 滋 横山俊久 麻疹の病原豫防及治療 (臨床小兒科雜誌 2の4)
- 井口乘海 昭和 2年警視廳管内に於ける猩紅熱の流行狀況に就て (日本醫事新誌 294- 295 日本傳染病學會雜誌 2の7)
- 豊田太郎 猩紅熱問題に就て (臨床小兒科雜誌 2の1)
- 小林幸次郎 牛島胤敏 京都市に於ける猩紅熱 (日本傳染病學會雜誌 2の4)
- 豊田太郎 日本内地及殖民地の猩紅熱 (實驗醫報 14の160)
- 森脇眞治 猩紅熱豫防接種改善の進むべき方向 (醫事公論 850)
- 稻葉逸好 猩紅熱に對する自家溶連菌ワクチンの治療的効果 (治療及處方 101)

- 草間 滋 猩紅熱の豫防及治療 (公衆衛生 46の4)
- 西川 襄 旅順市に於ける猩紅熱(1,2) (滿鮮之界 92,93)
- 村山重敬 北川錠次郎 保菌者調査成績殊に檢便回数増加及Brilliantgrün 膽汁増菌法の 價値に就て (名古屋市衛生試験所報 2)
- 熊谷謙三郎 チフテリーの豫防法 (日本之醫界 18の32 傳染病學會雜誌 2の12)
- 宮川米次 「チフテリー」の血清療法(1-7) (日本之醫界 18の66, 72)
- 井上 來 「チフテリー」の研究(1-5編) (兒科雜誌 334-335)
- 武田敬治 チフテリー血清の試験管内檢定法に就いて(第1,2回報告) (研究業績報告 7)
- 早野 實 百日咳の傳染病學的觀察並に豫防及其療法(1,2完) (醫事公論 844,845)
- 水上卯久郎 他 2名 マラリアプラスモジエンに關する智識の追補 (日本病理學會雜誌 18)
- 穴澤顯治 「アノーフエレス」の分布並に其習性に關する研究(1-2完) (台灣醫學會雜誌 277-278)
- 小泉 丹 臺灣に於ける麻刺利亞防遏事業に關する私見並に提案 (臺灣醫學會雜誌 275)
- 兒玉利國 朝鮮のマラリヤ病に就て (滿鮮之醫界 86)
- 小泉 丹 南滿洲に於ける麻刺利亞に關する私見(麻刺利亞の流行學及び防遏に關する研 究並びに私見(7完) (東京醫事新誌 2559)
- 森下 薫 マラリア大衆診斷に於ける血液厚層法の効果其他療法及之に依る原蟲種別の要 點に就て (臺灣醫學會雜誌 28)
- 江口忠六 小兒及成人の諸種傳染病に對する感受性の差異に就て (滿洲醫學雜誌 4の4)
- 古波倉正榮 實驗的ワイル氏病に於ける皮膚の免疫に就て (熊本醫學會雜誌 4の1)
- 板澤庄五郎 天然痘に關する研究 (吐鳳堂書店 大正14年3月)

3 性 病

- 土肥慶藏 次代國民の父兄に望む (體性 11の5)
- 葛西勝彌 野口博士のスピロヘータに關する業績 (北海道醫學雜誌 6の9)
- 土肥慶藏 故野口博士の皮膚病微菌學上の功績 (日本醫事週報 1703)
- 性病豫防法に關する調査成績 (海軍軍醫會雜誌 17の2)
- 永井 靜 黴毒と授乳問題 (治療及處方 9の10)
- 杉田直樹 人の本性から觀た花柳病豫防問題の一面 (體性 10の5)
- 高野六郎 性病豫防の社會的施設 (體性 12の6)
- 梅津小次郎 性病豫防問題に就て (東西醫學大觀 7の5)